

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	重要伝統的建造物群保存地区における場所の共有認識に関わる活動と地域構造の関係
Title(English)	
著者(和文)	畔柳知宏
Author(English)	Tomohiro Kuroyanagi
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第11830号, 授与年月日:2022年3月26日, 学位の種類:課程博士, 審査員:藤田 康仁,中井 検裕,奥山 信一,那須 聖,真田 純子,平賀 あまな
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第11830号, Conferred date:2022/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

東京工業大学

環境・社会理工学院建築学系

博士学位論文

重要伝統的建造物群保存地区における
場所の共有認識に関わる活動と地域構造の関係

指導教員 藤田 康仁 准教授

論文提出者 畔柳 知宏

目次

第1章 序論	p.1
1-1 研究の背景と目的	
1-2 本研究で用いる用語の定義	p.7
1-3 本研究に関連する既往研究	p.8
1-3-1 町並みと人々との関係性に関する研究	
1-3-2 歴史的町並みの価値に関する研究	
1-3-3 歴史的町並みの保存活用に関する研究	
1-3-4 歴史的町並みに用いられる伝統技術の継承に関する研究	
1-3-5 地域社会の維持に関する研究	
1-4 本研究の方法と構成	p.14
第2章 歴史的町並みの成立背景と町並みへの価値付け	p.16
2-1 本章の目的と構成	p.17
2-2 歴史的町並みの成立とその背景	p.18
2-2-1 地域共同体と中世の集落	
2-2-2 近世の集落と建設業従事者	
2-3 戦後における地域の変化と歴史的町並み	p.21
2-3-1 国土計画にみる地域の変化と文化的要素の位置づけ	
2-3-2 農業地域類型ごとにみる人口の変化	
2-3-3 全国の自治体における人口の将来予測と歴史的町並みへの影響	
2-4 これまでの国の法制度にみる歴史的町並みの価値の変遷	p.27
2-4-1 伝建地区制度以前の町並み保護制度	
2-4-2 伝建地区制度の創設	
2-4-3 伝建地区制度以降の制度	
2-5 小結	p.33
第3章 「伝建地区制度」の運用からみた歴史的町並みの変化	p.34
3-1 本章の目的と構成	p.35
3-2 「重伝建地区」の選定と「伝建地区制度」の運用	p.36
3-2-1 「重伝建地区」の選定手続きとこれまでに選定された「重伝建地区」	
3-2-2 「伝建地区制度」における保存措置	

3-2-3	修理修景事業の運用とその実施状況	
3-3	制度創設前後における「重伝建地区」の変化	p.42
3-3-1	「重伝建地区」における変化に関する既往研究	
3-3-2	川越地区にみる変化	
3-3-3	佐原地区にみる変化	
3-3-4	荻町地区にみる変化	
3-3-5	美山町北地区にみる変化	
3-4	小結	p.48
第4章 現在の地域環境にみる「重伝建地区」における生活の成立範囲		p.50
4-1	本章の目的と研究方法	p.51
4-1-1	本章の目的と構成	
4-1-2	地域における生活の構造	
4-2	生活の必要要素の状況	p.53
4-2-1	「生活関連施設」の立地	
4-2-2	「雇用発生地域」の立地	
4-2-3	「社会資本」の持続性	
4-2-4	生活の必要要素からみた「重伝建地区」の分類と生活の成立範囲	
4-3	小結	p.64
第5章 「重伝建地区」における伝統的建築技術の継承		p.65
5-1	本章の目的と構成	p.66
5-2	「重伝建地区」で用いられる建築材料の供給とその継続性	p.67
5-2-1	「重伝建地区」で用いられる建築材料	
5-2-2	木造伝統工法に関わる材料の生産状況	
5-2-3	特定材料の生産状況	
5-2-4	「重伝建地区」に必要な材料供給の継続性	
5-3	全国と「重伝建地区」における建設業従事者の状況	p.74
5-3-1	現在の日本における建設業一般が直面する諸問題	
5-3-2	建設業における問題に対する国の対応策	
5-3-3	「重伝建地区」における建設業従事者の収益と人数	
5-4	柳井市及び日田市にみる建設業事業者の状況	p.79
5-4-1	柳井市及び日田市の町並みと修理修景数の推移	

5-4-2	柳井市及び日田市の調査報告書にみる建設業従事者に対する意識	
5-4-3	柳井市及び日田市における建設業従事者の活動	
5-4-4	柳井市及び日田市にみる建設業従事者の実態	
5-5	「重伝建地区」における建設業事業者の組織と技術の成立範囲	p.84
5-5-1	「重伝建地区」において修理に関わる技術者団体	
5-5-2	「重伝建地区」における技術の継承可能性	
5-6	小結	p.86
第6章 行政の計画からみた「重伝建地区」の位置づけと実態		p.88
6-1	本章の目的と構成	p.89
6-2	行政による「重伝建地区」への関与	p.90
6-2-1	文化財一般に対する行政の役割	
6-2-2	事業予算の構成	
6-3	「重伝建地区」に対する行政の認識	p.93
6-3-1	総合計画の位置付けと記載内容	
6-3-2	「重伝建地区」に関連する事業分野の種類とその記載内容	
6-3-3	「重伝建地区」が取り扱われる事業分野とその組み合わせ	
6-3-4	「重伝建地区」が取り扱われている重点プロジェクト	
6-4	行政計画における「重伝建地区」の取り扱いと実態	p.99
6-4-1	生活環境としての取り扱いと「重伝建地区」における生活の安定性	
6-4-2	観光資源としての取り扱いと「重伝建地区」における雇用発生	
6-4-3	文化財としての取り扱いと建設業従事者の実態	
6-5	観光資源としてみた「重伝建地区」立地自治体と行政計画による方針	p.102
6-5-1	観光産業の必要要素	
6-5-2	観光活用の観点から見た「重伝建地区」の分類と観光入込客数	
6-5-3	「重伝建地区」の観光活用と行政による計画	
6-6	小結	p.106
第7章 地域構造からみた「重伝建地区」における活動と場所に対する共有認識		p.108
7-1	本章の目的と構成	p.109
7-2	生活と技術の成立、及び観光活用の観点からみた「重伝建地区」の地域構造の類型	p.110
7-3	地域構造類型ごとにみた町並みに関わる活動とその主体	p.113

7-3-1	地域構造【安定型】に該当する地区とその活動	
7-3-2	地域構造【技術成立型】に該当する地区とその活動	
7-3-3	地域構造【生活成立型】に該当する地区とその活動	
7-3-4	地域構造【外部依存型】に該当する地区とその活動	
7-4	「重伝建地区」における活動の種類と活動主体の所属	p.139
7-4-1	各類型における活動の種類と活動主体の所属	
7-4-2	地域構造と活動主体、活動内容の組み合わせにみる傾向	
7-5	各類型における活動の特徴	p.146
7-5-1	【安定型】における活動の特徴	
7-5-2	【技術成立型】における活動の特徴	
7-5-3	【生活成立型】における活動の特徴	
7-5-4	【外部依存型】における活動の特徴	
7-6	地域構造が与える場所に対する認識への影響	p.156
7-6-1	本節における検討の流れ	
7-6-2	取り組まれやすい活動の傾向と場所に対する共有認識の画一化	
7-6-3	各地域構造における中心的な活動主体と場所に対する認識に与える影響	
7-6-4	行政の観光振興への姿勢と場所に対する共有認識	
7-7	小結	p.162
	第8章 結論	p.164

第 1 章 序論

第1章 序論

1-1 研究の背景と目的

人々はある場所を個々に認識し、この認識に基づいて、他の場所とは異なる、その場所に対する固有の印象を抱き、意味を見出している。こうした特定の場所に対する認識とそれによって形作られる印象や意味は、その場所と人が関わりをもつ動機を生み出している。また、現在人々が持っている様々な場所に対する認識の一部には、近代以前において、地域的に限定された人々による場所への関わりに端を発するものもあると推察される一方で、現代社会における交通網や情報伝達形式の発達、人々に様々な場所を認識する機会を与え、それを基に様々な場所を行き来し、特定の場所に制約を受けることなく生活することを可能にした。その反面、都市への人口流出、職住の分離、少子高齢化の進行とそれに伴う過疎化等によって、人々による場所への関与の仕方は時代を経て変化してきている。

イーファー・トゥアンは、場所について、「どのような場所であれ、場所とは、われわれの注目をひく安定した対象のことである」と述べて¹、ある個人や集団によって意味付けられることで、場所が明示される事例を挙げる一方で、中川理は、「「場所」とは（中略）人間が存在するために必要となる土地や風土との関係の総体として捉えられる」としている²。またエドワード・レルフは、これまでの議論から場所という概念を整理し、場所を構成する主要な要素として、「空間的広がり」と内側と外側を持つ位置、「自然および文化的諸要素の統合体」、「相互作用と移動の空間システムによって互に関連する」、「より大きな地域の一部かつ地域分化システムの中心となること」、「たえず形成され成長することで独自の歴史的要素を持つこと」、「人間の信念によって特徴づけられ意味をもつこと」を挙げながら³、「すべての人が場所に対して意識的あるいは無意識のうちにアイデンティティを与えている」と述べている⁴。レルフは、場所に対するアイデンティティについて、より直接的な経験様式に基づくものと直接的ではない経験様式に基づくものに大別しており⁵、より直接的な経験様式に基づくものとして、場所にただ物理的に存在する「行動的内側性」等、直接的ではない経験様式に基づくものとして、小説やその他の媒体を通じた場所の経験である「代償的内側性」等6つの形態を挙げて⁶、場所を経験する主体が場所の内外のどちらに属しているのか、あるいはど

¹ イーファー・トゥアン著、山本浩訳『空間の経験』、筑摩書房、p.288、1993

² 中川理、『風景学 風景と景観をめぐる歴史と現在』、共立出版株式会社、p.134、2008

³ エドワード・レルフ著、高野岳彦、阿部隆、石山美也子訳『場所の現象学 没場所性を越えて』、筑摩書房、pp.29-30、1999

⁴ 註2上掲書、p.120

⁵ 註2上掲書、pp.128-142

⁶ レルフはより直接的な経験様式に基づくものとして、場所にただ物理的に存在する「行動的内側性」、場所への感情的な参加とかかわりをもつ「感情移入の内側性」、場所への完全で無意識的なかわりをもつ「実存的内側性」が挙げられ、直接的ではない経験様式に基づくものとして、小説やその他の媒体を通じた場所の経験である「代償的内側性」、場所が単に他の活動のための背景となる「付随的外側性」、場所が概念や位置として扱われる「客観的外側性」、すべての場所からの根深い疎外をとまなう「実存的側性」を挙げている。

のような関与方法によって場所と関わりを持つのかによって、その主体の場所に対する認識が異なることを指摘している。

こうした議論を踏まえると、場所は、特定の人々によって意味付けられた土地や、その土地に人々が関わることで形成された事物を含む土地と人間との関係を総合した概念として捉えられる。特定の場所は、様々な人々に認識され、その認識に基づき介入されることで変質し、介入以前の状態とは異なる形で、また人々に認識されるようになるといえる（図 1-1）。さらにそうした場所への認識は、個人により異なる認識、所属する場所や関与方法を同じくする人々で共有され得る認識、その場所を知る人々全体に共通する認識のように、認識が共有される異なる集団が存在し得るものであり、様々な主体で共有されている場所に対する多様な認識が複合されることで、一つの場所に対する共有認識の固有性が形成されているものと考えられる（図 1-2）。

その一方でレルフは、「どの場所も外見ばかりか雰囲気まで同じようになってしまい、（中略）あたりさわりのない経験しか与えなくなってしまうほどまでに弱められてしまう」ことを「没場所性」と呼び、「それは『根もと』を断ち、シンボルをむしばみ、多様性を均質性に、経験的秩序を概念的秩序に置き換え、場所の根源的なレベルにまで達する」として、「世界中の多様で意味のある場所を、由来も知れない空間と交換可能な環境とに無頓着に置き換えてしまうことである」と述べ、人々の関与が結果として、人々が抱く特定の場所に対する認識の多様性を喪失させ、場所への意味づけや固有の印象を消滅させてしまう可能性を指摘している⁷。また、こうした没場所性を生み出す活動の一つとして、普遍的で標準化された嗜好や生き方を助長し伝達するマスコミュニケーションや、歴史の保存と再建と理想化である「博物館化」等を位置付けている⁸。このように現代社会においては、場所への介入がもたらす、場所への認識の上書きが、現代社会において、場所と人々が関わる理由や、住民が抱く特定の場所への拘りを消失させてしまう可能性を指摘できる。

一定の人々が集合して住まう場所においては、人々による建築物や工作物の建設及びその維持、活用、更新等が集積し、都市や集落が形成される一方で、形成された都市や集落の町並みが人々に直接的に眺められ、また情報媒体を通じた伝達により間接的に人々に認識されることで、上述の意味での場所が構築されている。従って、場所の内部で長期的に活動してきた人々は、個別の建物や町並みとの関わりを通して、場所内部において認識を共有していると捉えられるのに対して、場所の外部から関与する人々は、短期的な経験又は間接的な情報を通して、その場所の認識を共有する。特に、歴史的に形成されてきた集落において、世代を超えて町で生活してきた住民には、残されてきた町並みを日々眺めることを通して共有された認識や、日々の生活を通して蓄積される町の構成要素への意味づけがあるのに対して、調査を行う研究者や保存措置を行う省庁や地方自治体等の行政機関、観光を目的とした来訪者等、場所の外部から関与する多様な主体にとっては、こうした認

⁷ 註3 上掲書、p.208

⁸ 註3 上掲書、pp.224-228

識や意味づけがないことから、マスコミュニケーションなどを通して伝達された一般化された情報に基づいた認識がなされるように、主体によって場所に対する共有認識に相違が発生している可能性を指摘できる。

ここで、トゥアンの言説を踏まえて、現在の歴史的な集落を取り巻く状況に着目すると、他地域と比較して、古くから残る建造物等が高密度に残存している場所は、歴史的町並みとして外部から評価されることで、集落における建造物や環境的な要素、そこで営まれる生活が一体的に特定されている状態にあるものと捉えられる。こうした集落では一般に、全国的な少子高齢化の深刻化に伴う、住民の高齢化や空き家の発生等、集落内部の人々の活力が低下しつつあり、場所内部の人々が共有する場所への認識が弱まろうとする状況にあるといえる。このような状況下では、相対的に場所の外部から関わる人々が認識する「歴史的町並み」という外的な価値観の流入によって、これまで共有されてきた、その場所への認識の固有性が失われ、没場所性が与えられてしまう可能性を指摘できる。こうした特定の場所に対する認識が場所外部からの関与によって没場所化し、外側からの認識と同様のものに均一化されてしまうことは、様々な場所に対する人々の認識をも均一化させてしまうことに繋がると考えられる。従って、歴史的町並みに対する認識の固有性を持続させていくためには、場所に対する内外の人々の集団の認識が併存しながら均衡している必要があるものと推察され、その均衡を保つためには、集団に共有される場所に対する認識が形成される構造を踏まえて、何らかの対応をする必要がある。

このような現象が発生する歴史的に形成された集落に対する、行政や住民、事業者等による関与を考える際に注目できるものとして、我が国における伝統的建造物群保存地区制度（以下、「伝建地区制度」）及び、その制度に基づいて選定される重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」）が挙げられる。本論第2章でも詳細を後述するように、「伝建地区制度」は、「生活の場として使われている伝統的建造物を中心として、群としてその文化財の価値を認め、また、それらと一体となって形成される歴史的風致をも保存」することを目的に1975年の文化財保護法改正時に創設された制度であり⁹、その創設は、高度経済成長に伴う急激な都市化に対して、異なる生活の豊かさを求めた歴史的集落における住民による町並み保存運動が契機となっている¹⁰。この運動は、住民たちが自らの生活の中で見出した豊かさを維持するために、住民たちが町並みにおける歴史性に依拠して、組織的な活動として展開されたものと捉えられ、歴史的に形成された集落における町並みは、集落の内部で生活する人々が共有する場所への認識に共通する、基盤としての価値を内在させているものと推察される。こうした町並み保存への取り組みの帰結として創設された「伝建地区制度」では、国家というその場所の外部から、実際に生活されている町並みに表出している歴史

⁹ 文化庁、『文化財保護法五十年史』、ぎょうせい、pp.187、2001

¹⁰ 文化庁、『文化財保護法五十年史』、ぎょうせい、pp.184-187、2001

の痕跡を客観的に評価し選定することで、場所の一要素が文化財として価値づけされているといえ、その価値づけの結果である「重伝建地区」は、国からの助成制度や行政による許可制度が設けられることで、場所の内外をより強く規定すると同時に、歴史的町並みとして一般化された情報が広く周知されることで、「重伝建地区」に関わる人々の認識に大きな相違を生み出していると推察される。このように「重伝建地区」は、場所に対する認識を形成する構造やそれがもたらす場所の変容を考える上で好例であると捉えられる一方で、現在、町並みを取り巻く問題への対処においても、町並みに関わる複数の異なる主体における各々の価値観を踏まえて、人々の認識が併存しながら均衡している状況を保つ必要があると考えられる。

「重伝建地区」に代表される歴史的町並みに対して認められてきた価値に関しては、後述するように、既往研究において文化財的側面、経済的側面から定量的な把握が進められている。一方で、同じく後述するように、こうした価値を認識する人々と歴史的町並みの関わりについては、町並みで生活する住民の意識や町並みを構成する建造物の維持に必要な出入りの大工の活動等が注目されている。また、現在発生している町並みの価値の消失にも関わる空き家化に対しても、その状況把握、活用方策が調査、検討されている。

しかし前述の通り、多様な集団に属する人々が持つ場所への認識に均衡を生み出し、その場所に対する認識の固有性を維持することが、人々と場所との関わりを継続的に生み出し、その場所に固有の印象や意味を生み出し続ける原動力として重要であると捉えられるのに対して、日本各地の歴史的な集落で現在行われている活動が、どのような背景から生じた場所への認識に基づいたものなのか、またその活動が他の集団の認識にどのように作用し、場所に対する共有された認識の固有性を形成するのかを検討するには至っていない。

以上を踏まえると、それぞれの歴史的町並みにおける認識の固有性を持続させていくためには、ある場所で展開される活動とその場所に対する共有認識の固有性との関係性について検討を行う必要がある。そのためには、場所に対する認識の形成に関わる枠組みを捉えた上で、異なる状況におかれた場所を対象に、個別的に認められる住民等の各活動主体の状況と、その主体の認識に応じた町並みへの関与となる活動を総体として把握するとともに、主体の活動が更に他の主体の認識に与える影響について考察することで、各々の活動集団で共有される認識の総体として、場所に対する認識の固有性を検討すること、すなわち町並みを包含する地域が有する場所に対する共有認識形成の構造的な実態とその認識に影響を与える町並みに関係する主体との関係性を検討することが求められる現状にあるといえる。

そこで本研究は、「重要伝統的建造物群保存地区における場所の共有認識に関わる活動と地域構造の関係」と題し、歴史的町並みの中でも、人々の認識の差異が顕著に現れていると推察される「重伝建地区」を対象に、これまで歴史的町並みに見出されてきた価値の整理を通じ、歴史的町並みを持続させ、場所に対する認識の固有性を形成し続けていく基底として歴史的町並みに備わる価値を

見出した上で、この価値に関わる地域のありかたを地域構造として導出し、この地域構造と各「重伝建地区」に關与する主体と活動の關係性の検討から、地域構造がもたらす場所に対する共有認識への影響の一端を明らかにするとともに、「重伝建地区」における場所に対する認識の固有性を維持し続けていく可能性について考察することを目的とする。

1-2 本研究で用いる用語の定義

本節では、1-1 の議論を踏まえて、本研究では、以下のように用語を定義して用いる。

場所：本研究では、特定の人々によって意味付けられた土地や、その土地に人々が関わることで形成された事物を含む土地と人間との関係を総合した概念として、本用語を用いる。場所は人々によって認識されることで、その内側と外側が発生するとともに、場所の内外の所属の違いによって場所に対する認識にも差異があるものと捉えられる。本研究では「歴史的町並み」も、一体の景観を持つひとつの場所として一般に認識される場合が認められることから、特定の場所を示す用語としても用いる。

没場所性：レルフの説明を踏まえ、「どの場所も外見ばかりか雰囲気まで同じようになってしまい、あたりさわりのない経験しか与えなくなってしまうほどまでに弱められてしまう」ことで、その場所に対する共有認識の固有性が喪失され、場所が均質化した状態として定義する。こうした状態を発生させる要因として一般化、標準化された情報を伝達するマスコミュニケーションや、建造物における歴史的痕跡を保存し過去の状態を再現する「博物館化」等が挙げられる。

歴史的集落：近代以前に形成され、現在まで人々が居住ないし活用する建造物が集合した土地を歴史的集落と定義する。

歴史的町並み：歴史的集落のうち、近代以前の建造物が多数残存し、一体の景観として捉えられる場所とその土地に建設された、建造物や構築物等を包含したものとして歴史的町並みを定義する。

保存：ある対象において、過去のある状態をそのままに保つこととして定義する。

保全：ある対象において、状態を保つために必要な処置を行うこととして定義する。

維持：ある対象において現在の状態をそのままに保つこととして定義する。

1-3 本研究に関連する既往研究

上述の議論と研究の目的を踏まえると、本研究に関連する既往研究として、主に建築学及び都市計画学の観点から、歴史的町並みとそれを取り巻く地域を対象としたものが挙げられる。これらの研究の中でも、特に本研究に深く関わるものとして、町並みと人との関係性に着目した研究、こうした関係性から構築される町並みの価値に着目した研究、特定の価値に基づいて実施される保存活用に着目した研究、町並みの保存活用に際して必要となる伝統技術の継承に着目した研究、町並みの基盤となる地域社会の維持に着目した研究が挙げられる。本節では、以上の研究について概観し、既往研究に対する本研究の位置づけを示すものとする。

1-3-1 町並みと人々との関係性に関する研究

本研究に関連する町並みと人々との関係性を主題とした研究としては、町並みを構成する建造物の維持管理に関するものや町並みに居住する住民意識を対象とするものが該当する。代表的なものとして、以下の2点を挙げる¹¹。

- ・「京都都心部における伝統的木造建造物の維持管理システムの衰退」
(橋本清勇、東樋口護、宗田好史、『日本建築学会計画系論文集』、vol.554、pp.259-265、2002)
- ・「伝統的居住環境に対する住民の選好 -高山市三町地区を事例として-」
(公文暁、山本明、河東義之、『日本建築学会計画系論文集』、vol.565、pp.233-240、2003)

橋本は、京都都心部において伝統的木造建造物の維持管理を担う大工、職人の動向を分析した結果、都心部の木造建造物の減少や住宅地開発に伴い、大工や職人の減少が認められ、その要因として世代交代、伝統産業の衰退等の地域経済的要因、住宅生産の近代化等の住宅生産的要因、居住者地震の維持管理行為に対する意識の低下を指摘している。

公文は、高山市三町地区における保存制度や居住性、家屋の改修部位に対する住民の意識を把握した結果、家屋の伝統的意匠に対する愛着は強いものの、居住性には不満を感じていることを明らかにしている。特に、若年層における保存に対する消極性や観光業者における営業上の利点への意識等、居住者の属性による意識の違いが認められており、改修部位についても、意匠や美観ではなく住み心地が重視される傾向も示されている。

¹¹ その他の論文として以下のものが挙げられる。吉田倫子、上村信行、宇高雄志、「町並み保存地区内外の住民の町並み保存に対する意識の差異 竹原重要伝統的建造物群保存地区を事例として」、『日本建築学会計画系論文集』、第618号、pp.89-96、2007 等

これらの研究で指摘されているように、現在において町並みとしての外観が維持されていたとしても、住宅生産の近代化等に見られる全国的な変化によって町並みと人々との関係性は変質している。また一体的に保存されている町並みの中においても、居住者の属性によって町並みに対する意識も多様化していることが捉えられている。その一方で、こうした関係性の変質や多様化した意識の混在が認められる現在の状況から、町並みに内在している価値を見出そうとする試みは見受けられない。

1-3-2 歴史的町並みの価値に関する研究

本研究に関連する歴史的町並みの価値についての研究としては、町並み保存に関連する経済活動に基づいて、町並みの価値を把握するもの、町家に対して住民や来訪者が抱いている意識を計測することで、その価値を把握するもの、「伝建地区制度」の創設過程から集落保存の概念を把握するもの等が該当する。代表的なものとして、以下の3点を挙げる¹²。

- ・「町並み保存の経済分析手法とその適用 -木曾妻籠宿の40年を事例に-」
(澤村明、『新潟大学経済論集』(880)、新潟大学、pp.12-32、2010年)
- ・「町家に対する価値意識と保存再生手法の評価に関する研究」
(谷知子、伊東香織、『都市計画論文集』Vol.46、No.3、日本都市計画学会、pp.223-228、2011年)
- ・「伝統的建造物群保存地区制度成立に至る議論から見た集落の保存概念」
(森朋子、『日本建築学会計画系論文集』Vol.79、No.702、日本建築学会、pp.1839-1844、2014)

澤村は、妻籠宿を取り上げて、観光消費額と観光の対象となる建造物の保存に用いられた公的資金の回収額を比較し、町並み保存活動の経済効果を示している。ここでは、町並みを構成する建造物の修理によって、結果として経済効果が得られることは示されているが、保存活動の内容と経済効果の具体的な関係は示されていない。

谷は、伝統的な町家が多く残る奈良町を対象として、仮想市場評価法(CVM)と階層化意思決定法(AHP)を用いて、奈良町に対する価値の定量化と価値構成の明確化を行った結果、他地域と比較して奈良町に対する居住者の価値意識は低いものの、奈良市や市民団体による取り組みによって

¹² その他の研究として以下のものが挙げられる。佐古伸晃、西山徳明、「保存に関する基本的な考え方と保存すべき価値の決定 重要伝統的建造物群保存地区の保存計画に関する研究(その1)」、『日本建築学会九州支部研究報告集』、第41号、日本建築学会、2002 年

まちづくり上の価値が重視されている可能性を明らかにし、居住者の価値意識を高めるためには、居住者に留まらない町家に関わる人々の増加が求められることを指摘している。

森は、「伝建地区制度」の創設過程を黎明期、萌芽期、形成期に整理した上で、建造物の地縁性とその周囲の環境に対する保存の必要性が認識されるとともに、それとは異なる観点から歴史的環境や町並みをも保存対象とする2つの創設経緯があったことを指摘しており、「重伝建地区」制度の創設背景にも複数の価値観が認められることが明らかにされている。

以上のように、歴史的町並みの価値は、多面的に認められていることが明らかにされており、居住者による町並みに対する意識の多様化を指摘する町並みと人々との関係性についての研究結果とも符合している。こうした異なる価値を見いだすことができる歴史的町並みについて、その持続を検討するためには、それらを複合的に捉え、様々な立場を包含した価値を評価する必要があるものと推察される。しかしこれまでの研究では、こうした評価を行った例は認められない。

1-3-3 歴史的町並みの保存活用に関する研究

本研究に関連する歴史的町並みの保存活用についての研究としては、現在発生している空き家化の問題を対象とするものや建造物の活用による地域に対する影響を分析するもの、歴史的町並み保存の済性について分析したもの等が該当する。代表的なものとして、以下の3点を挙げる¹³。

- ・「重要伝統的建造物群保存地区における空き家・空き地対策の動向と新規建物活用」
(神吉紀世子、『日本建築学会大会学術講演梗概集(北陸)』、日本建築学会、pp.485-486、2002年)
- ・「重要伝統的建造物群保存地区における建物用途の転用に関する研究
-岡山県倉敷川畔・千葉県香取市佐原を事例として」
(佐藤宣章、『日本建築学会大会学術講演梗概集(中部)』、日本建築学会、pp.541-542、2006年)
- ・「八女福島伝建地区における「管理委託方式」による空き家修理・活用の試み」
(加藤浩司、『日本建築学会技術報告集』、Vol.15、No.29、日本建築学会、pp.281-284、2009年)

¹³ その他の研究として以下のものが挙げられる。竹花紫、大村謙二郎、有田智一、藤井さやか、「伝建地区とその周辺における空き家実態とその利活用可能性に関する研究：函館市西武地区を対象として」、『都市計画論文集』、No.45、日本都市計画学会、pp.25-30、2010
藤平真紀子、向井洋一、増井正哉、「歴史的市街地における空き家の管理と保存に関する研究：重伝建地区におけるケーススタディ」、『住宅総合研究財団論文集』、No.37、一般財団法人住総研、pp.157-168、2011

神吉は、「重伝建地区」の個々の空き家、空き地の管理状況及び活用予定から、「年に1~2度持ち主が帰ってくる状態のものが多」いことが、建造物の活用を妨げていることを指摘している。また、「重伝建地区」内外の人口世帯数変動から空き家・空き地の発生と地区特性の関連性を考察し、空き家対策に対して有効な活用事例として、「個人の小規模な個性的な店舗」を見出している。

佐藤は、来街者誘致を積極的に行っている岡山県倉敷市倉敷川畔と積極的に行っていない千葉県香取市佐原の事例を取り上げ、用途変遷及び建造物使用者の意識の比較を通じて、来街者誘致によって、「急速に住宅から来街者向け店舗に建物用途の転用が行われることで地区の空間が変容する可能性」を示唆している。

加藤の論考は、近年顕在化してきた八女福島伝建地区における空き家問題を対象として行われている現地の NPO 法人による対策活動について、その実態を明らかにするものである。この研究では、八女地区における活動が、修理の緊急性を有するものの、所有者が管理できない空き家において、有効性を持ちうることを示している一方で、その活動を積極的に運用するためには、資金収集の仕組みや市民組織が持つ体制が必要とされることが指摘されている。

以上のように、歴史的町並みの保存活用に関する研究においては、空き家化や、来訪者誘致によって町並みにおける空間の変化が起きていることが捉えられているとともに、空き家対策の方策が検討されている状況にあるものの、そうした空間の変容が町並みに価値を見出してきた人々にどのような影響を与えるのかには注目されていないといえる。

1-3-4 歴史的町並みに用いられる伝統技術の継承に関する研究

本研究に関連する歴史的町並みを維持するために必要な技術の継承についての研究としては、地域の中で建造物の維持を検討したものや一般的な伝統住宅に用いられてきた技術に関するものが該当する。代表的なものとして、以下の2点を挙げる。

- ・「歴史的地区における地域住宅生産体制の役割とその生業保全に関する研究
福島県南会津町前沢集落を事例として」
(益尾孝祐・後藤治、『日本建築学会技術報告集』、No.50、日本建築学会、pp.297-302、2016)
- ・「多様化する左官技能者の育成モデルに関する考察 新しい建築技術技能教育の手法に関する研究 その1」
(三原齊、『日本建築学会環境系論文集』、No.600、日本建築学会、pp.75-82、2006)

益尾の研究では、条例において伝統技術や地場産業の振興を規定している南会津町前沢地区を対象に、地域住宅の生産体制の役割や生業の保全に着目した、歴史的風致の維持継承の手法を検討し

ている。具体的には、伝統的家屋の減少動向、家屋の維持管理費用、各種修繕工事の動向、資材の循環状況を調査し、伝統的家屋に関わる産業規模を明らかにした上で、前沢集落が所在する館岩地域や南会津町内における建造物を対象として、維持管理を含めた地域住宅生産体制の構築を通じた伝統的産業の拡大可能性を指摘している。

三原の研究では、建築生産活動において必要となる特殊技能のうち、技能者の不足傾向に対応する必要があるものとして左官技能に着目し、生涯修行に向けた技術技能者育成の全体像を体系化し、新しい建築技能者教育を体系的にモデル化することを最終的な目的として、左官技能者の新たな職務範囲の高度化、複合化に注目した実態調査を行っている。調査結果の考察として、左官工事の応用範囲として補修、改修技術が重要視できること、左官技能者への効率的な施工法の指示、指導、職長官での調整管理ができる基幹技能者と職種の境界を越えて複数の技術による施工を行うことができる多能工育成の必要性が指摘された上で、左官技能者の育成モデルは、建築教育システム及び建築生産システムの上に適正に位置付けるべきであるとしている。

これらの研究は、対象とした「重伝建地区」や地域で実施された実態調査による現状把握に基づき、当該地区・地域における諸問題を個別的に解決することを主眼とするものといえる。その一方で、修理修景事業は「伝建地区制度」における保存措置の一つであり、事業が継続できなくなることは制度が成立しなくなることを意味し、こうした状況が多くの「重伝建地区」で危ぶまれているとすれば、全体に通底する「重伝建地区」における制度上の問題が存在する可能性も考えられるが、以上の研究ではこうした視点は含まれない。従って、この状況を踏まえると、制度の対象である全国の「重伝建地区」における建設業従事者の実態や従事者減少の要因を把握し、「伝建地区制度」の仕組みに内在する問題を検討することで、現在発生している問題の構造をより総合的に捉え、既往研究において考案されてきた仕組みを、その問題構造の中に位置付けることができ、検討されてきた対策の汎用化や、現在考慮されていない事項の明確化ができるとともに、制度上の改善方策を含めた対策を検討することができるものと考えられる。

1-3-5 地域社会の維持に関する研究

本研究に関連するコミュニティや自治体の維持についての研究としては、地域の振興という観点から、地域社会の機能を分析するもの、市町村の適正規模を求めるもの等が該当する。その代表的なものとして、以下の2点を挙げる。

- ・「地方自治のためのコミュニティ再生に関する研究」

(鈴木孝男、『日本建築学会学術講演梗概集(近畿)』、日本建築学会、pp.589-590、

2005年)

- ・「都市の人口規模と歳入」

(吉村弘、『山口経済学雑誌』、Vol.46、No.5、山口大学、pp.577-594、1998年)

鈴木は、過疎地域において、著しく低下したコミュニティ機能の再生に取り組む事例を取り上げ、再生途上にあるコミュニティ組織やコミュニティの行う事業の特性を明らかにしている。この研究においては、分析結果から、コミュニティが行う事業を、「行政から受託している事業」、「助成・補助によって行っている事業」、「収益をあげている事業」、「収益をあげにくい共益、公益的自主事業」に整理し考察を行うことで、コミュニティが自立できる可能性を示唆している。組織や事業の分析によってコミュニティの実態を捉え、整理する本研究は、今後の地域社会の方針を示そうとするものと捉えられる。一方の吉村による研究は、都市の人口規模と歳入の関係性を導出し、最適な都市規模を求めようとするものである。この研究の結論として、人口当たり依存財源（地方譲渡税、国庫支出金、地方債）を最小にする人口規模は16万人から26万人であるとしている。この結果を受けて吉村は、広域市町村合併の必要性を訴えている。しかし両研究においては、分析の対象を住民組織や自治体の財源に限定していることから、地域社会と町並みの関係性に拡大した議論には至っていない。

以上、本研究に関連する既往研究における議論を総括すると、社会の変化に伴う、歴史的町並みにおける空き家の発生や大工、職人の減少、観光による空間変容が指摘されている。また町並みの価値についても、その多様性が様々な側面から評価されている。こうした現状に対して、町並みの持続の観点からは、これまでに見出されている価値を包括的に捉える必要があるものと推察されるが、個別的に発生している歴史的町並みの変化やそこに見出されてきた価値を複合的に捉える視点、起きている変化と見出されてきた価値を横断的に捉える視点が不十分であるものと推察される。一方で、地域社会を対象とする研究においては、多様な価値観を包含するコミュニティを一体で取り扱うものとも捉えられるが、こうしたコミュニティの実態と町並みとを関連づけてはいない。

これらの既往研究に対して、本研究は、現在までの社会変化の中で見出されてきた歴史的町並みに内在する価値を包括的に整理した上で、「重伝建地区」を対象に、町並みの持続に関わる価値の要件から地域構造を明らかにするとともに、この地域構造を踏まえて、歴史的町並みに対する共有認識に関わる活動の持続性を検討する点で、歴史的町並みに対する認識の固有性の持続を考える上で意義を有するものと位置づけられる。

1-4 本研究の方法と構成

本研究では、各分析を示す際にその都度詳述するが、分析に際しては、関連する既往研究の研究成果の他、官公庁により刊行・公表された統計資料、刊行物及びインターネットにおける各種公開情報、現行法規、また分析対象地区を管轄する自治体の調査で得られた資料（町並みの現状に関する各種報告資料や、自治体の「重伝建地区」担当者への聞き取り調査及び関係者へのアンケート調査に基づく資料）を適宜用いることとする。

本研究のフロー図（図3）とともに、研究の構成を以下に示す。

第1章では、研究の背景と目的を述べるとともに、研究の方法と関連する既往研究の検討を通じて、本研究の特色を示す。

第2章「歴史的町並みの成立背景と町並みへの価値づけ」では、現在、歴史的町並みとして保存されている集落の形成と、それらが保存されるに至るまでの過程を、保全制度の形成も含めて整理することで、現在、保存されている歴史的町並みを形成してきた社会的な仕組みとその町並みに見出されてきた価値を明らかにする。

第3章「伝建地区制度の運用からみた歴史的町並みの変化」では、第2章で検討した町並み保全制度のうち、特に「伝建地区制度」に着目し、その保存措置の内容と実際の「重伝建地区」の変遷を検討することで、第2章で明らかにした価値観に基づいて行われる歴史的町並みに関わる人々の活動が、町並み自体に与える影響を明らかにし、それらの影響と歴史的町並みの持続性との関係を整理することで、歴史的町並みの持続性と場所の共有認識に関わる地域の実態を捉える要件を抽出する。

第4章「現在の地域環境にみる「重伝建地区」における生活の成立範囲」では、第3章で抽出した歴史的町並みに対する共有認識に関わる要件の一つとして、歴史的町並みにおける生活の安定性を定義するとともに、その安定性を評価する指標として生活の必要要素の状況に注目し、統計資料を用いて「重伝建地区」の実態を明らかにし、分析結果を基に「重伝建地区」の類型化を行う。

第5章「「重伝建地区」における伝統的建築技術の継承」では、第3章で抽出した歴史的町並みの持続性のもう一つの要件として、歴史的町並みを構成する建造物の修理修景の継続性に着目し、「重伝建地区」において、その継続に求められる伝統材料及び技術の継承の実態と問題の構造を明らかにし、分析結果を基に「重伝建地区」の類型化を行う。

第6章「行政の計画からみた「重伝建地区」の位置付けと実態」では、「重伝建地区」に関わる主体のうち、「重伝建地区」の生活環境の側面や文化財としての側面に関わる行政が担う役割を概観・整理した上で、行政による「重伝建地区」に対する認識と第4章及び第5章で着目した「重伝建地区」の実態を対照することで、今後の「重伝建地区」に対して行政の方針が与える影響を考察するとともに、分析結果を基に「重伝建地区」の類型化を行う。

第7章「地域構造からみた「重伝建地区」における活動と場所に対する共有認識」では、前章までの検討を統合して、各「重伝建地区」に対する認識の固有性を持続させていく上で発生し得る課題の観点から、「重伝建地区」における地域構造の類型を導出した上で、「重伝建地区」に関与する主体と各主体の取り組む活動に着目することで捉えた各類型の特徴の検討から、地域構造がもたらす地区に対する共有認識への影響の一端を明らかにするとともに、「重伝建地区」に対する認識の固有性の持続について考察する。

第8章では、これまでの検討を総括し、本研究の結論を述べる。

研究の流れとしては、フロー図にも示されているように、研究の目的と意義を示した第1章に続き、まず第2章及び第3章では、次章以降の具体的な検討に先立ち、我が国の歴史的町並みの置かれた現状と分析に当たって注目されるべき価値とそれに関わる場所に対する認識に関わる要素を明らかにすることで、次章以降の研究の枠組みとなる検討上の観点を導出する。

この検討項目の導出を踏まえ、第4章、第5章及び第6章では、各要素の観点から「重伝建地区」の置かれた現状と実態を明らかにし、それぞれを類型化、すなわち分類指標の設定を行う。

第7章では、第4章、第5章及び第6章の各観点における検討結果として得られた分類指標を総合して地域構造類型を設定した上で、類型ごとに地区で営まれる活動の検討を通じて、各類型の特徴とそこから見出だせる構造的な課題を明らかにする。

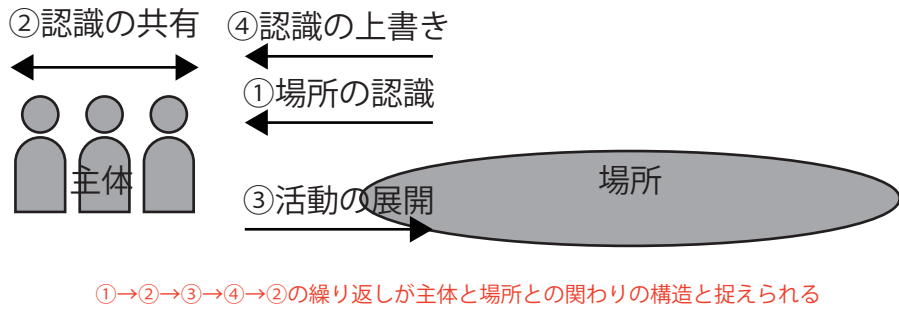


図 1-1：場所の認識と活動の関係

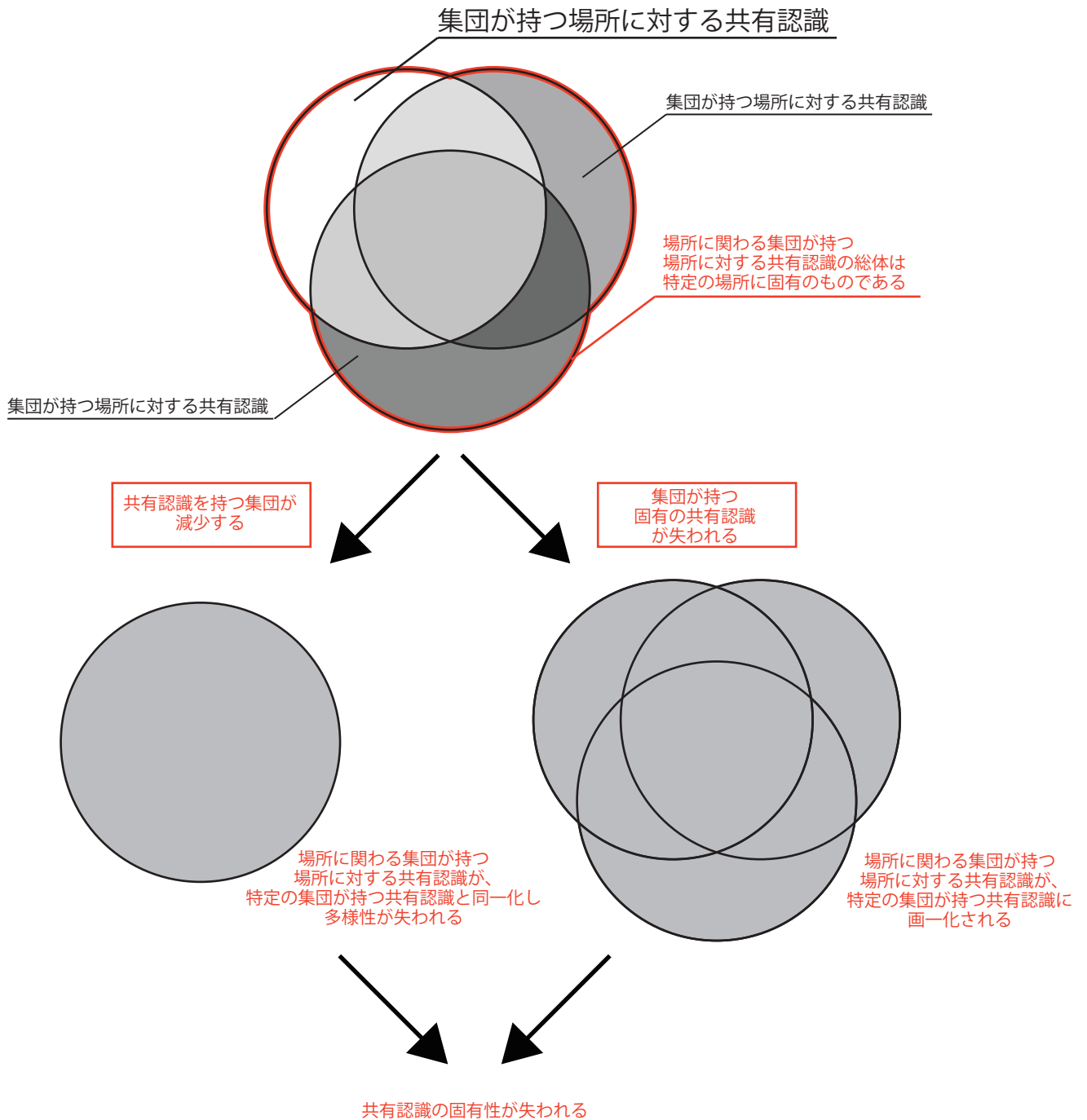


図 1-2：集団の共有認識とその固有性の消失との関係

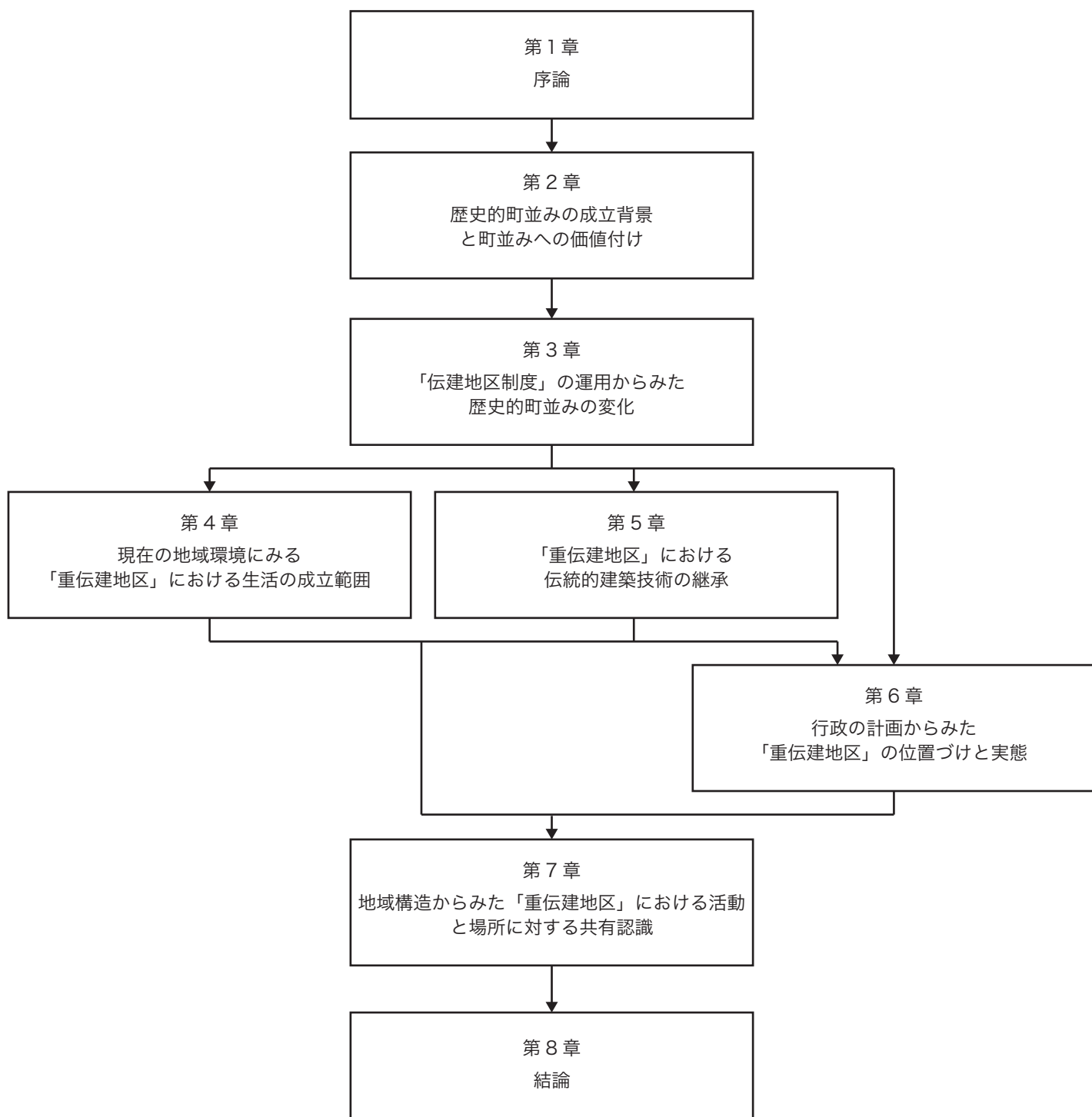


図 1-3：本研究のフロー

第2章

歴史的町並みの成立背景と町並みへの価値付け

第2章 歴史的町並みの成立背景と町並みへの価値付け

2-1 本章の目的と構成

本章では、現在、歴史的町並みとして保存されている集落の形成と、それらが保存されるに至るまでの過程を概観し、現在、保存されている町並みを形成してきた社会的な仕組みを把握した上で、歴史的町並みに付与されてきた意味や価値を抽出し、その構造を明らかにすることを目的とする。

本章は下記の構成をとる。まず2節では、建造物群の発生過程として中世、近世における集落の発生、形成の状況を概観した上で、3節では形成された町並みが、歴史的町並みとして見出され、保存されるまでに起きた社会構造の変化を把握するために、特に歴史的町並みの存否に影響したと考えられる戦後以降の国土開発の内容を捉える。続く4節では、我が国においてこれまでに創設された町並み保存に関わる制度に着目し、その創設過程や関連する法律における町並みの取り扱い方を把握する。以上の検討を通して、それぞれの時代における歴史的町並みに対する人々の価値観を抽出するとともに、それらの関連性を捉えるものとする。

2-2 歴史的町並みの成立とその背景

2-2-1 地域共同体と中世の集落

一般に、日本において町並みを構成する建造物群は、歴史的に形成されてきた集落を背景に建設されてきたと考えられ、こうした集落は、元来、歴史的に形成されてきた地域共同体を基礎として成立してきたものと捉えられる。集落は、家制度に基づいて、家族員と家産としての家によって構成され¹、個々の家族員は、その家産を基礎として生活を行う一方で、地域共同体として、生活に必要な土地や施設の共有や共同管理が行われていた。地域共同体には、同族家族、直系家族の分化等による血縁的集団、生産力の低さを相互扶助によって補完する経済的集団、氏子集団や講集団に代表される宗教的集団等の様々な側面の他、建築物の屋根葺を協働で行う普請組（屋根講、結）のように、町並みの形成に地域共同体の構成員が関わる側面もあった²。こうした建設に関わる作業は徐々に専門化し、古代の時点で、現在の大工、左官に当たる専門工が存在したことがわかっている。

中世後期、律令制の元、荘園、公領とされた土地では、在地領主と住民が住む村によって地域社会が形成されていた。さらにそれらの地域の結節点として市や宿が形成され、規模の拡大や常設に伴い定住者が出現する。在地領主はこうした変化に伴い住居の移動、商取引の環境整備を行った。また国府では、地域の支配機能が、南北朝期に守護、室町期に郡奉行へと継承され、必要な労働力や物資がその周辺地域に集められるようになり、一国の政治・経済の中心地となった。一方律令制下において、一部の建設行為への従事者は、太政官に置かれた八つの中央行政官庁のひとつだった宮内省に属する木工寮やその下部組織にあたる修理職に所属し、階梯に分けられた大工を長とする職制に位置付けられ、国家的な建築、営繕事業に関わっていた。

その後、応仁の乱が起こったことで、領主間の争いが増加し、屋地に対する支配権を弱めた。住民は、領主に頼らずに家産を維持する必要性に迫られ、町³として、町内の町家、屋地の自由な売買に制限を加え、家屋に修理を加える等、町家や屋地の共同管理を行うようになった。またそれと同時に、領域権力を得ようとする在地領主に対する支配強化のため、守護は幕府からの自立を強いられ、自らの本拠地の整備を行う。この本拠地は、守護所を中心として形成され、その周辺には市も形成された。その結果、都市構成要素の充実、人口や面積の拡大、領国内における重要性の側面から、守護所とその一帯は、それ以前とは異なる形態をとることとなり、以降の戦国期、近世における城下町の元となる場合もあった。また律令制が崩壊すると、建設行為への従事者が在籍していた木工寮、修理職は規模が縮小され、技術統制機関として寺社大工等を統率する官司と変質していく。このような中、建設行為への従事者は、国家の中央官衙支配から離脱し、在地領主等の支配下とな

¹ 家制度とは、家族生活の統率者として家長をたて、家族そのものに属する財産や代々の家長が中心になって行う家職や家業を持ち、先祖の祭祀を行い、家族が世代を超えて存続反映することに重点を置く制度である。

² 余田博通、松原治郎編著、『農村社会学』、川島書店、p.34、1968

³ 町とは、道路を挟んだ両側町を単位とする地縁的組織である。祭祀での共同や暴力への自衛、犯罪人の通報等の機能を担っていた。

り守護所等の建設にあたった。こうした領主支配下に置かれた従事者による建設行為は、運営や管理、建物の最終的な責任が発注者側に存在し、直営工事が一般的であった。

2-2-2 近世の集落と建設業従事者

戦国期になると、城下町では、在地領主などの有力な家臣が城下町に屋敷を構え、家臣団の集住が進められるとともに、惣構によって城下町内外が区画され、大名の城館を中心に、家臣の屋敷、町家というように全体の計画に基づいて整備された。また大名は、町共同体による自律的な権能として、火の用心や犯罪者の摘発を推奨し、公的な支配権による町場支配を目指した。またこの頃、既存の守護所や城下町等従来の一国行政の中心地を離れて、旧勢力の影響を排除するための都市移転も認められる。有力家臣の反発や市町の自律性に規制されて、上記のような支配地域の形成を実現できなかった戦国大名は、後に豊臣統一政権の元で、また豊臣政権の全国統合の過程では、私戦禁止を定める惣無事令、検地、刀狩り等、統一的な政策が追求するとともに、城下町の再編、城下町場の一元化、在地市町の否定、兵と商工の身分的分離などを実施した。その結果、空間構造等に類似する特徴をもつ城下町が全国各地にできあがるに至った。

以上のような城下町は、現在の市町村、特に県庁所在地の原型となった⁴。また幕府や諸藩は、城下町等の都市と農村に対する行政支配を、町奉行が管轄する町方、郡奉行や代官が管轄する村方に分離していった。このうち村方に属する農村部では、商品作物等の生産拡大に伴って商工業が発展し、行政的には村方ではあるが、都市と農村の中間的性格を持つ郷町等も発生した。一方、徳川幕府が設けた参勤交代の制度によって、各地の大名一行が宿泊する本陣や公用物資の運送を担う問屋等の町家が発達した宿場町も発生した。同じく幕府によって設けられた五人組制度によって、百姓、町人等を近隣5戸ずつ組み合わせて構成された組織による年貢納入、治安維持に関する連帯責任、日常生活の相互援助等が行われることとなり、日常的な町の管理は、制度に基づいて住民が担っていたものと捉えられる。

この時期の建設行為への従事者は、規矩術の体系化、工作法の高度化によって家大工、宮大工、機大工等に分化が進むとともに、大工棟梁等が請負師の職も兼ねるようになり、建設の請負が発生した。また分化した専門工のひとつである鳶人足は、建設作業を通して町の建造物に関わるだけでなく、道路の清掃、補修等や、祭礼の準備や警備、町内の雑用を引き受ける他、町火消も兼任するようになり、建設行為への従事者が建設だけでなく町の維持管理にも関わるようになっていた。

このように地域共同体によって家産として建設された建造物群は、技術の専門化、産業化とともに、その当初には分化されていなかった住み手と作り手が分離されていった。各集落は、各時代の支配体制やその体制下に設けられた制度の影響によって、その立地や機能が方向付けられながら、

⁴ 江戸期における藩の転封や直轄地化で廃城となり、城下町とは異なる成長を遂げた地域もある。

それぞれに発展していった。また建設業従事者は、地域や国の支配者からの直営工事に対応することで家屋の建設に当たっていたが、技術の発展や請負方式の導入等に伴って、職能を分離していった。集落で生活する住民や町人は、統治者や支配者との関係性の中で、自主的に家屋や土地の共同管理にあたり、それに建設業従事者が関与することもあった。また集落は、発展とともに、集落ごとに農業や宿泊等のような特定の産業や城下町や在郷町等のような特定の機能に基づいた集落の形成がなされた。以降、近代になると制度や産業構造の変化が起こるが、詳細は3章で後述する。

2-3 戦後における地域の変化と歴史的町並み

2-3-1 国土計画にみる地域の変化と歴史的要素の位置づけ

第二次世界大戦後、日本全国で様々な開発が行われてきた。今日、前節でみたような歴史的町並みが存在する地域も、これらの開発の影響を受けながら、その町並みが残されてきたものと捉えられる。それらの中でも、大規模な予算を支出することで、地域への影響力が大きなものとして、政府が行った開発が挙げられる。終戦後、増大する人口に対応するために、国内資源及び国土の有効利用が政府に求められ、1950年に国土総合開発法が公布された⁵。1953年から1958年にかけては、本法律に基づいて、内閣総理大臣によって特定地域総合開発計画が策定され、河川の総合開発による食糧増産、電源開発などが実施された。その後、現在に至るまでの間に、国土の均衡ある開発を目的とした⁶、「全国総合開発計画」（以下「全総」、1962年）、「新全国総合開発計画」（以下「新全総」、1969年）、「第三次全国総合開発計画」（以下「三全総」、1977年）、「第四次全国総合開発計画」（以下「四全総」、1987年）、第五次全国総合開発計画（以下「五全総」、1998年）がそれぞれ策定された。また2005年に『全国総合開発法』が『国土形成計画法』へと改正、改称された以後は、「全総」に準ずるものとして「国土形成計画」が策定されている。そこで、本項では戦後以降の政府による国土開発を方向付けた計画として、全国総合開発計画に着目し、国土交通省が公開している各全国総合開発計画の全文、及び国土交通省が監修する国土形成計画の解説を用いて、これまでに国が実施した国土開発の流れと歴史的町並みの取り扱いを把握するとともに、全国総合開発計画の対象地の実態を明らかにした『国土計画の思想 全国総合開発計画の三十年』を用いて、国土開発の結果を把握する。また後述するように、2-3-2では、土地利用ごとの人口の推移をみることで、全国総合開発計画において問題視された都市地方間の人口格差の実態を捉える。さらに2-3-3では、現在も続く少子高齢化に対する政府の計画として『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に着目し、人口格差の是正を目的に政府が計画している歴史的町並みへの関与を把握する。

まず「全総」が策定された当時は、1960年に策定された国民所得倍増計画を基盤とした、高度経済成長の初期にあたり、太平洋ベルト地帯への効率的な投資等による工業開発が行われていた。しかし、この開発の推進に伴い、投資対象地とそれ以外の地域における産業立地や交通計画における格差の拡大が問題視され、こうした地域格差を是正する国土開発の計画が求められるようになった⁷。すなわち「全総」は、地域間格差を是正しながら、均衡ある国土の発展を図ることを目的に策定され、全国に開発拠点を設けることで、そこからの波及効果による地域振興を目指す拠点開発方式が整備手法として採用された。その結果、1962年に新産業都市建設促進法、1964年に工業整備特別地域整備促進法が制定され、新産業都市15箇所（道央、八戸、仙台湾、常磐郡山、新潟、富山高

⁵ 本法律では、全国総合開発計画、都道府県総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開発計画の4種の国土総合開発計画について、その概要が定められているが、都道府県総合開発計画、地方総合開発計画は、策定されなかった。

⁶ 国土交通省国土計画局監修、『国土形成計画（全国計画）の解説』、時事通信出版局、2009

⁷ 本間義人、『国土計画の思想 全国総合開発計画の30年』、日本経済評論社、1992

岡、松本諏訪、岡山県南、徳島、東予、大分、日向、延岡、有明不知火大牟田、秋田臨海、中海)、工業特別整備地域6箇所(鹿島、駿河湾、東三河、播磨、備後、周南)の開発が順次行われた⁸。しかし、人口格差は拡大するとともに、拠点地域における重工業のための基盤整備に公共事業が集中したため、当該地域の生活環境が向上することはなかった。

続く「新全総」の策定時には、高度経済成長の過程において深刻化した過密・過疎問題等に代表される地域構造の変化が発生していた⁹。「新全総」策定の翌年、地域の生活水準及び生活機能の維持のため、生活環境と産業基盤を整備することを目的とした過疎地域対策緊急措置法が制定されたことから、当時、地方における過疎化が進行していたことがわかる¹⁰。この「新全総」では、「高福祉社会を目指して、人間のための豊かな環境を創造すること」が目的とされたが、結果的には、同年整備された全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線交通、通信ネットワークの整備や苫小牧東部大規模工業基地、小川原コンビナート、志布湾大規模工業基地の建設を目指す大規模開発プロジェクトが重視された¹¹。しかし1973年に起きた石油ショック、1960年代から深刻化し始めていた公害問題の顕在化により、国土開発の方針は、高度成長を前提とした考え方からの転換を求められた。そこで続く「三全総」では、資源の有限性を前提として、地域特性を活かしつつ、歴史的、伝統的文化に根差した、人間居住の総合的整備を目指した定住構想が組み込まれ、全国40圏域で指定されたモデル定住圏を新しい生活圏として整備が進められた¹²。その結果、一部の圏域においては、住民が主導する新たな地域活動が発生した一方で¹³、多数の圏域では、国庫補助金に依存した、工業団地の整備や土木事業が実施された。

1980年代になると、金融や情報の本格的な国際化を背景に、人口や国家の諸機能が東京へ一極集中する傾向が強まったため、こうした傾向の是正と国民の高齢化、国際化等の経済社会の変化に対応することを目的に「四全総」が策定された¹⁴。「四全総」では、「交流の拡大による地域相互の分担と連携関係の深化を図ることを基本とする交流ネットワーク構想」の推進が掲げられたことを背景に、多極分散型国土形成促進法が制定され、国の行政機関の移転や、振興拠点地域の開発整備、業務核都市の整備等が進められた。その後、1991年にバブル経済が崩壊し、人口減少と少子高齢化の深刻化したのに対して、国土の総合的な利用、開発が求められた「五全総」では、太平洋ベルト地帯を中心とした一極一軸型の国土構造を北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸、西日本国土軸の4つの国土軸からなる多軸型の国土構造に転換することを目標として、多自然居住地域、大都

⁸ 註5上掲書

⁹ 註5上掲書

¹⁰ 過疎対策緊急措置法、第1条

¹¹ 註5上掲書

¹² 註5上掲書

¹³ 註6上掲書では、山口県防府県域モデル定住圏整備推進会議の調査において、38箇所での活動が確認できたとされ、市や祭り、特産品づくり、子供会による活動などであるとされている。

¹⁴ 註5上掲書

市のリノベーション、地域連携軸、広域国際交流圏の4つの戦略を基に開発が推進された¹⁵。またこの「五全総」においては、それ以前の計画と異なり、文化を取り上げた「文化の創造に関する施策」の項目が設けられ、「特色ある文化は、地域のアイデンティティを形成し、住民が自らの住む地域に誇りと愛着を持つ契機」となると捉えられている¹⁶。その後、「五全総」に明記された、国土計画の理念の明確化、地方分権等諸改革への対応等の要請に応えるため、国土審議会による検討の結果、「人口減少・高齢化」「国境を超えた地域間競争」「環境問題の顕在化」「財政制約」「中央依存の限界」等の課題を踏まえ、国土形成計画法への法改正と国土形成計画の策定に至った¹⁷。

国土形成計画では、「五全総」にも記載された、4つの国土軸からなる国土構造の実現を踏襲しながら、東京に依存した従来の国土・経済構造から脱却し、広域ブロックを単位とする各地域が、東アジアなどの海外諸地域とも直接交流、連携しあう必要を認め、「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公を基軸とする地域づくり」が戦略として掲げられた¹⁸。「五全総」で取り上げられた文化に関する項目には、観光が付加され、「異文化との交流推進」等のように、計画の目標と関連づけられて記載されている。第二次国土形成計画（2015）では、急激な人口減少の推計や巨大災害の切迫を背景として、地域消費型産業の生産性向上等を目指す個性ある地方の創生、人口、資金、物品、情報等の国内外での移動、連携を促進しながら高齢人口や子育て環境への対応を行う活力ある大都市の整備、安心・安全と経済成長を支える国土の管理、国土開発を支える参画と連携等が掲げられている状況にある¹⁹。

以上のように、全国総合開発計画や国土形成計画では一貫して、都市地方間の人口や経済、生活環境等に認められる格差の是正や過疎過密の解消、東京や太平洋ベルトへの人口、産業が集中する国土構造の変革が目的の一つとされており、第二次大戦以降、長期に亘って地方から都市への人口流出が問題視されてきたものと捉えられる。こうした人口流出を阻止するために、現在までに多数の新産業都市、新幹線交通や通信ネットワーク、工業団地の整備等が行われてきた。こうした政府による大規模な予算の投入の結果、地域における生活を職住が分離された形態へ変化させた一方で、地域からの人口移動は現在においても課題とされ、問題の解消には至っていない。こうした状況が歴史的町並みやその周辺地域に直接的、間接的に影響を与えてきたと推察される。また「三全総」では、有限の資源を前提とした歴史的、伝統的文化に根ざした居住環境が目指され、「五全総」では特色ある文化により地域アイデンティティを形成し、住民に地域の誇りと愛着を持たせることが企図されたように、国土開発の中で歴史的町並みに、優良な居住環境や地域の象徴としての役割が求められてきたものと捉えられる。

¹⁵ 註5 上掲書

¹⁶ 国土庁、「21世紀の国土のグランドデザイン-地域の自立の促進と美しい国土の創造-」、p.49、1998

¹⁷ 註5 上掲書

¹⁸ 註5 上掲書

¹⁹ 註5 上掲書

2-3-2 農業地域類型ごとにみる人口の変化

前項でみたように、全国総合開発計画や国土形成計画は、地方から都市への人口流出を止めることを目的とされて計画、実施されてきた。ここで問題視されてきた人口の移動は、町並みを構成する集落における住民の増減とも連動するものと捉えれば、歴史的町並みにも影響があったものと考えられる。そこで、全国における実際の人口移動の実態を把握するために、都市と地方の人口推移に着目した研究を通覧すると、農業地域類型を基に、その人口推移の変遷を捉えた、農林水産政策研究所による「農村の再生・活性化に向けた新たな取組の現状と課題-平成24～26年度「農村集落の維持・再生に関する研究」報告書-」に注目できる²⁰。

農業地域類型は、農業統計の分析及び農政推進の基礎資料として活用することを目的に、市区町村ごとにその土地利用上の特性を基に類型化した統計表章区分であり、その一次分類として、土地利用の観点から、自治体を都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4つに分類している²¹。具体的な各類型の定義は、以下のようになっている。まず都市的地域は、可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度が500人以上またはDID人口2万人以上の市区町村、及び可住地に占める宅地等率60%以上で、人口密度500人以上の市区町村のうち、林野率80%未満のものと定義される。一方、平地農業地域は、耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市区町村のうち、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市区町村と定義される。また、中間農業地域は、耕地率20%未満で都市的地域及び山間農業地域以外の市区町村、及び耕地率が20%以上で、都市的地域及び平地農業地域以外の市区町村と定義される。山間農業地域は林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村と定義される²²。従って、全国総合開発計画の実施前後における人口変動をこの類型別にみることで、国土開発の結果として都市、農村における人口の変動をみることができると捉えられる。

当該研究に示されている、国勢調査を元にした農業地域類型別人口について、具体的な過疎対策が織り込まれた「新全総」策定後の1970年とそれ以降2010年におけるものに注目すると、都市的地域においては、15,845(千人)から102,159(千人)、平地農業地域においては、9,192(千人)から10,053(千人)と、それぞれ増加傾向が認められるのに対して、中間農業地域においては、13,775(千人)から12,057(千人)、山間農業地域においては、5,853(千人)から3,798(千人)と減少傾向が認められる。このことから、国土の均衡ある開発を目的に行われてきた国土計画は今日まで、少なくとも人口の観点においては、都市と山間における地域間格差を是正するには至っていないと捉えられ、地方の地域社会は崩壊する恐れがあるものと推察される。

²⁰ 農林水産省農水産政策研究所、『農村の再生・活性化に向けた新たな取組の現状と課題-平成24～26年度「農村集落の維持・再生に関する研究」報告書-』、農林水産省、2015

²¹ 農林水産省ウェブサイト (http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)、2019.7.20 最終閲覧

²² 同註18

2-3-3 全国の自治体における人口の将来予測と歴史的町並みへの影響

近年は、前項までに着目した都市と農村間の人口移動に加えて、出生率が低下していることが問題視され始め、2016年には、2010年から2040年にかけて20-39歳の若年女性人口が5割以下に減少することが推計される自治体と定義された消滅可能性都市が、「長期の人口動態を見据えた国のあり方、国家戦略を検討することを目的とした」民間の会議体である日本創成会議人口減少問題検討分科会から公表された²³。この消滅可能性都市は、全国1799の自治体のうち896が該当し、その中でも523の自治体では、2040年の時点で人口1万人未満となることが推計され、消滅の可能性が高いものとされている²⁴。こうした将来予測に対して、後述する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の作成や、まち・ひと・しごと創生本部の設置等を定める『まち・ひと・しごと創生法』の制定がなされ、内閣官房は、内閣総理大臣を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を設置するとともに、まち・ひと・しごと創生についての「基本理念、国の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である²⁵「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、『総合戦略』）を策定した。この『総合戦略』では、中長期展望として、2060年に人口一億人を維持することが掲げられ、その実現のためには、出生率の向上により人口の安定化を図ると同時に、労働力人口の減少を補う生産性の向上の必要性が指摘されている²⁶。この展望に基づいた政策の基本目標としては、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」が掲げられ、全国総合開発計画では認められなかった、地域に対する直接的な移住が推進されている²⁷。

こうした目標に関連づけられた政策群には、「多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり」という目標を掲げる中で、「文化財保護法に基づく地域の文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、観光資源としての活用や地域活性化を図る取組を促進していく」として、歴史的な町並みを含む文化財の活用も含まれており、政府が企図する人口の安定化、生産性の向上に対して、歴史的町並みが関連づけられている²⁸。

このように、戦後以降の政府による国土開発と人口の変遷、将来の人口予測とそれに対する政府の対応を概観すると、政府による大規模な国土開発によって交通や産業の基盤が変化したことで、職住が分離され、歴史的町並みにおいても生活形態の変化したことが推察される。こうした状況の

²³ 日本創成会議ウェブサイト (<http://www.policycouncil.jp/>)、2019.7.20 最終閲覧

²⁴ 註21 上掲書

²⁵ まち・ひと・しごと創成法第一条

²⁶ 内閣府地方創生推進事務局、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「まち・ひと・総合戦略（2018改訂版）」、p.17、2018

²⁷ 註25 上掲書 p.17-21

²⁸ 註25 上掲書 pp.47-49

中、政府は、歴史的な町並みに対して、優良な居住環境、地域の象徴としての役割を見出し、計画に加味したものの、地方からの、特に中山間部における人口流出は続いている。こうした地方の人口減少に対して政府は、地方への移住の推進を企図した生産性の向上や雇用の推進を計画し、そのために歴史的町並みの整備を計画している。

2-4 これまでの我が国の法制度にみる歴史的町並みの価値の変遷

2-4-1 伝建地区制度以前の町並み保護制度

「伝建地区制度」以前に制定された町並みの保全に関わる法制度として、旧都市計画法上の風致地区、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、及び都市計画法上の風致地区が挙げられる。

1919年に制定され、1968年に廃止された旧都市計画法では、地域の状況によって風致地区の指定が可能とされ、風致の維持に影響を及ぼす行為に対する禁止や制限、原状回復の命令が地方長官や内部大臣によってなされることが認められた²⁹。本法律及び本法律施行令には、風致地区の指定対象とされた地区や制度の具体的な目的は明記されていないものの、飯沼一省『都市計画の理論と法制』（1927）によれば³⁰、「風致地区は都市の内外における自然美を維持して之を破壊せざらんことを期したりと見ることができる。而して、所謂風致は毫も名勝地と称すべき程度のものたることを要せず。苟も水流、池沼、樹林、原野、丘陵、谿谷あらば、必ずや、都市住民に慰樂を与うる自然的風致は備わっているのである。」とされ、都市住民の憩いの場として風致地区が捉えられていることがわかる。また、『都市公論』所収の「風致地区に就て」と題された論考（1927）によれば³¹、「歴史的感興の誘致する所何れも風致ある処と認むることを得。又、公園地、別荘地、街路又は沿道等自然材料により今日の美的趣味に应じる営造物ある処之亦風致と認めらるる。従って、人工の如何を問わざるをもものと思ふ。」とされ、自然環境だけでなく人工物や歴史性をも含んだ概念として風致が捉えられている。また内務省が1933年に各地地方長官・都市計画地方委員会に宛てた内務次官通牒「都市計画調査資料及び計画標準に関する件」では、風致地区予定図の作成が指示され、「風致地区決定標準」として、季節に应ずる各種の風景地、公園・社寺苑・水辺・林間・その他の公開慰樂地、史的又は郷土的意義ある土地、樹木に富める土地、眺望地、全各号の付近地にして風致維持上必要ある地帯の6種類が風致地区に当たるものとして挙げられている³²。以上のように、旧都市計画法における風致地区は、自然環境だけでなく人工物や歴史性をも含んだ概念として捉えられている。

1968年に制定され、現行法でもある古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下、古都保存法）では、「わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的とし

²⁹ 旧都市計画法施行令、第13条、第14条

³⁰ 飯沼一省、『都市計画の理論と法制』、良書普及会、1927 著者飯沼一省は、旧内務大臣官房都市計画課長であることから、本引用は当時の法律の認識一般を示しているものと捉えられる。

³¹ 北村徳太郎、「風致地区に就て」、『都市公論』、Vol.10、No.4、pp.2-13、1927 著者である北村徳太郎は、旧内務大臣官房都市計画課の技師である。本論考は、風致地区運用指針に相当するとの記載が認められる。

³² 越澤明、「風致地区及び地区計画地区における景観形成の現状及び評価に関する調査研究その一」、『土地総合研究』、vol.14、No.1、2006、

ている。本法の規定する「古都」は、「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村」と定義され、また「歴史的風土」の、「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況をいう」との定義を踏まえて、同法にて「歴史的風土保存地域」を定めている³³。その上で「古都」における歴史的風土保存区域を指定し、区域内での新築や造成等の行為に対して届け出を義務付けるとともに、府県による区域内の土地の買入れにおける国の費用負担、土地所有者に対する税制の優遇を認めている³⁴。すなわち本法律からは、政府は、日本における歴史上意義を有する建造物、遺跡とその周囲の自然環境に対して、「国土愛の高揚」と「文化の向上発展」に資するものとして、役割を見出しているといえる。

一方、1968年に制定された現行法である都市計画法では、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域に対して、都市の風致を維持するための都市計画区域の一つとして風致地区を定めることが認められ、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で都市の風致を維持するため必要な規制をすることが認められている³⁵。このように人工物を含み、郷土的意義を含む制度であった旧都市計画法の風致地区に対して、本制度は、人工物ではなく、自然環境を主として、都市環境の向上が目指されているものと捉えられる。

2-4-2 町並み保存運動の発生

戦後の高度経済成長期には、前述したような国土開発と並行して、歴史的環境を守ろうとする様々な市民運動（以下、町並み保存運動）が発生した。戦後の歴史的町並みの状況について、『文化財保護法五十年史』を参照すると、高度成長期の地方においては、「経済の高度成長に伴う無秩序な都市化により、伝統的市街地景観が破壊され、伝統的な建設技術も衰退した。さらには伝統的集落・町並みを支えてきた住民組織や共同体意識の崩壊を招いていった。地方においては、地域の特色に対する価値観を見失うなど地方都市としての魅力が失われ、また、過疎化の進行など地域の存続にかかわる様々な重大な問題が発生し、危機感が強まった。」とされ³⁶、町並み保存運動の背景に、高度経済成長に伴う都市化、集落における住民組織の崩壊に対する住民の危機感があったことが述べられている。また「このような中で近代化の過程で追い求めてきた新しい都市像や生活の豊かさの中には、無機質で画一的な側面があるとして、失われつつあった伝統の見直しと再発見を図ろうとする意識の下に、歴史的環境の衰退と破壊に対して「保存」を手法とした運動によって立ち向かう

³³ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、第1条、第2条

³⁴ 国土交通省ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000006.html)、2019.7.20 最終閲覧

³⁵ 都市計画法、第8条

³⁶ 文化庁前掲書、p.185

とする流れが芽生えるようになった。」として、1966年に岐阜県高山市、1968年に長野県南木曾町と檜川村、1971年に岐阜県白川村、1973年に大阪府富田林市及び愛知県名古屋市有松でそれぞれ起きた、住民を主体とする町並み保存団体の設立について触れ、近代化における豊かさとは異なる価値を求めた住民による活動として、町並み保存運動が捉えられている³⁷。ここで言及のあった町並み保存団体のうち、当時の状況が取りまとめられている南木曾町妻籠宿をみると、地域住民全員の参加で町並み保存団体「妻籠を愛する会」が設立されている。1968年に同宿にて実施された住民を対象としたアンケートでは、回収数104件のうち、先祖の代からずっと住んでいる家が61%、戦後に妻籠以外から来た家が15.2%を占めているが、街道筋に限れば、ほぼ全ての住民が古くからの居住者で占められているとされており、町並み保存運動は長期に亘って地域に住んできた住民によって主導された様子が推察できる。

一方、市町村等の各自治体では、1968年には石川県金沢市が伝統環境保存条例を、岡山県倉敷市は伝統美観条例をそれぞれ制定し、南木曾町は長野県明治百周年記念事業として、妻籠宿の町家保存事業を開始した。1970年代前半には、さらに多くの市町村において歴史環境を保全する条例が制定され³⁸、1973年には京都市を中心に、保存活動による情報交換、連携を目的とした「歴史的景観都市事務連絡協議会」³⁹（以下「連絡協議会」とする）、1974年には南木曾町妻籠宿、名古屋市有松、檀原市今井町のまちなみ保存運動家を中心とした「町並み保存連盟」が発足した。「連絡協議会」では、国に対して、伝統的集落・町並みの保存を国の制度として位置づけて、市町村の自主性を確保しながら財政措置を行うことを求めることとなったとされている⁴⁰。

このように、町並み保存運動は、衰退しつつある町並みや共同体への問題意識を背景として、歴史的町並みに対して、戦前から歴史的町並みを構成する地区に居住している住民自らが価値を見出し、都市化や近代化に伴う開発に対抗するために、保存を基軸とした活動を行ったものと捉えられる。

2-4-3 伝建地区制度の創設

こうした町並み保存運動の発生と並行した1970年代の文化庁による取り組みに着目すると、1972年に建築史研究者を中心とした第1回「集落町並保存対策研究協議会」を開催し、伝統的集落や町並みを文化財として保存するための方策について、議論が交わされている⁴¹。文化庁は、協議会での検討と並行して、1972年から都道府県に対して伝統的集落、町並みのリストの作成を依頼して情報収集を行い、1973年には、町並み保存団体が設立され、その後に保存条例の制定が行われていた岐阜県高山市三町、岡山県倉敷市倉敷川畔を含む4地区について、文化庁直営事業として、保存

³⁷ 文化庁前掲書、p.185

³⁸ 1971年に、柳川市 1972年に京都市、高山市、神戸市、高梁市、萩市、平戸市にて制定された。

³⁹ 京都市の他に金沢市、高山市、倉敷市、萩市が発起人となった。

⁴⁰ 文化庁前掲書、pp.185-186

⁴¹ 文化庁前掲書、p.185

計画策定に必要となる本調査を実施した。続いて、1974年から市町村に対する国庫補助事業として「伝統的建造物群保存対策調査」が実施され、更なる10地区⁴²の調査が加わり、伝統的集落、町並みの現状調査が終了した。その後、1975年の文化財保護法改正時に「伝建地区制度」が創設されることとなった。

文化財保護法では、法制定当初から文化財一般に対して、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため、欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」「一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成する措置に誠実に協力しなければならない」とあるように、文化財に対する保存の目的として、日本の歴史や文化の理解が掲げられている。この目的に即して、保存に対する政府及び地方公共団体の主導と国民の協力が規定されており、「重伝建地区」もこの理念のもと保存が進められている⁴³。また、文化財保護法の改正に伴い規定された「重伝建地区」については、伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの、伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの、伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的な特色を顕著に示しているもの、との選定基準が設けられた⁴⁴。また伝建地区制度では、次章で後述する通り、地区内の現状変更等の規制、修理・修景・復旧・管理に関する事業に対する地方自治体への国庫補助、建築基準法及び地方税法、地価税法等の緩和が保存措置として規定された。これは、地方自治体による買入れや地方自治体所有物の維持管理以外の目的で、政府が地方自治体に対して予算を用意する点で、本制度以前には認められない仕組みが組み込まれているといえる。このように「伝建地区制度」には、町並みにおける意匠の優秀さ、地割等に認められる歴史性、地域的な特色に対して文化財としての価値を見出し、国や文化の理解における必要性、文化向上の基礎となることが政府によって期待されているといえる。

2-4-4 「重伝建地区」創設以降の制度

「伝建地区制度」以降に創設された、歴史的町並みを保全するための制度として、2004年に創設された重要文化的景観の制度、及び2008年に制定された地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）が挙げられる。

「農林水産業に関連する文化的景観に関する調査研究（報告）」（2003）では⁴⁵、「人が生活を通じて自然と関わり合う中で形成されてきた棚田・里山といった景観の保護に対する要請が大きな高まりを見せている」、「棚田・里山は環境の保全及び災害の防止に大きく貢献する」、「観光の

⁴² 千葉県佐原市佐原、石川県金沢市愛宕町、福井県今庄町板取町、長野県榑川町奈良井、岐阜県白川村萩町、愛知県名古屋市有松、京都府京都市嵯峨鳥居本、大阪府富田林市富田林、島根県大田市大森、愛媛県西海市外泊の10地区である。

⁴³ 文化財保護法、第3条、第4条

⁴⁴ 文部省告示第157号、1975

⁴⁵ 農林水産業に関連する文化的景観に関する保存・整備・活用に関する検討委員会、「農林水産業に関連する文化的景観に関する調査研究（報告）」、文化庁文化財部記念物課、2003

在り方が多様化する傾向にある中、都市と農村との様々な交流の場として新たな役割が期待されている」との記述が認められ⁴⁶、文化庁は棚田・里山の景観に対して、環境保全、災害防止、交流の場として保護する社会的な要請を認識している。また同報告書では、棚田が所在する市町村の首長が中心となって組織した「全国棚田（千枚田）連絡競技会」、地方公共団体が主体となって都市住民が地域住民の協力の下に棚田を借り受けて耕作体験を行う「オーナー制度」、世界遺産に登録された「フィリピン・コルディレラの棚田」や「ヨーロッパ諸国におけるワイン生産に関連する葡萄畑」等の例を挙げられており、世界的、日本全国的に農林水産業に関連する文化的な景観が注目されていたことがわかる。

このような情勢下、2004年の文化財保護法改正によって創設された重要文化的景観の制度では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のものとして」、水田・畑地などの農耕に関する景観地、茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地、用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地、養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地、鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地、道・広場などの流通・往来に関する景観地、垣根・屋敷林などの居住に関する景観地が、文化的景観の選定基準として設けられた⁴⁷。また本制度では、伝建地区制度同様に、対象地域内の現状変更等の規制、修理・修景・復旧・管理に関する事業に対する地方自治体への国庫補助、地方税法、地価税法等の緩和が保存措置として規定された。本制度では「伝建地区制度」と同様に、日本の歴史、文化の理解、文化の向上を目的として、生活が反映された景観地の保全が目指されているものと捉えられる。

重要文化的景観の制度創設後にあたる2006年度から2007年度にかけて、文化審議会文化財分科会企画調査会において、社会の変化に応じた文化財の保存・管理において、文化財を単体としてのみではなく総合的に把握するための方策、社会全体で文化財を継承していくための方策についての検討が行われ、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」として「歴史文化基本構想」が提言された。この「歴史文化基本構想」は、「地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの」とされ、「文化財保護の基本的方針を定めること、さらに文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たす」とされている⁴⁸。この「歴史文化基本構想」を踏まえて、文化財の保護と一体となった歴史的風致の

⁴⁶ 註 44 上掲書 pp.1-11

⁴⁷ 「文部科学省告示第 46 号」,2005

⁴⁸ 文化庁ウェブサイト (<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/index.html>),2019.2.19 最終閲覧

維持及び向上のための効果的な取り組みを行うために、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）が制定された。

歴史まちづくり法では、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その「維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与すること」が目的とされている⁴⁹。また本法律で規定された歴史的風致維持向上計画では⁵⁰、本計画が、各省庁が用意するこれまでの景観保全に係る事業の中核的な役割を果たすものと位置付けられており、重要文化財や史跡の周辺地域や「重伝建地区」等が、制度上規定された事業を優先的に実施すべき対象である重点区域として位置づけられている。従って歴史的風致維持向上計画は、これまで保存対象とされてきた文化財等を核として、より広域的な施策を展開することで、文化の向上に加えて都市の健全な発展を目指すものであるといえる。

以上、これまでの各種町並み保存制度を通覧すると、歴史的町並みは、旧都市計画法における風致地区制度では、地域において特定の意味や歴史を持つ場所としての必要性や都市住民における慰楽の場所として捉えられていたのに対し、古都保存法では、対象を過去の政治文化の中心地に限定して、国土愛の高揚に寄与するものと捉えられている。一方、長期に亘って地域において生活してきた住民が主導した町並み保存運動は、地域の町並みやそれを支えてきた共同体に対して、都市化や近代化に基づいた豊かさとは異なる価値を、自ら見出したものと捉えられる。「重伝建地区」、重要文化的景観は、いずれも文化財に位置付けられるが、「重伝建地区」では、町並みにおける意匠や旧態、地域的な特色に価値が認められているのに対して、重要文化的景観は、基盤的な生活や生業との関係性に価値が見出されている。また、歴史まちづくり法やそれに関連する歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画においては、文化財に留まらない広域的な町並みの構成要素を、地域社会における個性の創出と都市の健全な発展に寄与させようとするものと捉えられる。このように政府は、歴史的町並みに対して、文化財としての価値や都市景観上の価値、地域外へと発信する地域の魅力としての価値を見出しているといえる。

⁴⁹ 『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律』,第1条

⁵⁰ 本計画は、定められた歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が定め、主務大臣が認定する計画である。

2-5 小結

元来、人が生活する建造物群は、制度の影響を受けながらも、個人や地域共同体の財産として建設、整備されてきた。中世以降の歴史の中で、住み手と作り手は分離し、住み手は生活や敷地の管理を続ける一方で、作り手は自らの職能を分化、専門化しながら、公共空間等の維持や実際の建造物の建設という側面から町との関係性が維持された。近代になると、旧都市計画法や古都保存法のように、これまで建設されてきた町並みに対して、政府が国における文化財としての価値や都市空間における景観上の価値を見出し、法律による規制を主とした景観や町並みの保全を進めた。

しかし、特に戦後以降 1960 年代頃から顕著であったように、都市地方間格差の是正に対して政府による開発が行われる中で、職住分離の推進や地方の人口が流出に伴って地域共同体が衰退することで、町と人との関係性は徐々に失われていったといえる。こうした状況の中で、長期に亘って地域に住み続けてきた町並みの住民には、世代を超えた町との関わりを背景として、それまで継承されてきた町並みの保存に対する意識が醸成され、住民の地域の魅力の再発見を通じた地域活性化を企図するに至ったと考えられる。町並み保存運動の結果、創設された「伝建地区制度」では、近代的な生活の中で残されてきた歴史的町並みにおける意匠、地割等に代表される歴史性、地域的な特色に対して、政府が文化財としての価値を認め保存するに至った。この「伝建地区制度」は、その創設過程をみてもわかるように、歴史的町並みを基点に、住民が自身の生活環境の向上を企図する点で、歴史的町並みに対してそれまでとは異なる価値を見出すものであり、文化財としての価値と地域住民にとっての価値の併存をもたらしたといえる。

一方、現在も続く地方の人口減少に対して政府は、地方への移住を推進するとともに、それを促進するために、生産性の向上並びに移住者や現在の居住者の雇用拡大を目指した歴史的町並みの整備を計画している。また歴史まちづくり法では、地域における文化財を一体的に取り扱い、地域の特色を創出するとともに、都市の健全な発展が目指されている状況にある。このことから、歴史的町並みを含む地域の文化財には、産業の誘致や移住者確保に向けた地域の魅力としても捉えられている状況にあると推察される。

以上のように、歴史的町並みは、その内部において家族や地域社会にとっての財産として創出され、時代の経過とともに制度化や生活基盤の変化を通して生活との直接的な接続を失いつつも、その一部が維持や保全を通じた地域との関わりの中で残され、それを抛り所として、世代を超えて町と関わってきた住民の自発的な活動を促した。従って歴史的町並みは、戦後以降その場所の外部にあたる政府による文化財としての価値観や都市景観上の価値観、地域外へと発信する地域の魅力としての価値観が徐々に投影されていった一方で、場所の内部において、都市への人口流出により衰退する中で、地域住民が行う活動の抛り所となることで、場所に対する認識の形成に寄与しているものと推察される。しかし全国的な少子高齢化は今後も深刻化が予想され、外部から町並みへの関与が相対的に増加する可能性を指摘できる。

第3章

「伝建地区制度」の運用からみた歴史的町並みの変化

第3章 伝建地区制度の運用からみた歴史的町並みの変化

3-1 本章の目的

前章で検討したように、町並み保全制度の中でも、「伝建地区制度」の創設は、住民による町並み保存運動を背景とするものとして、我が国の他の町並み保全制度に比しても特有なものであるといえる。そこで本章では、「伝建地区制度」における保存措置の内容と選定前後の「重伝建地区」に着目し、前章でも注目した人々と町との関わりが重伝建地区への選定以降にどう変化してきたのかを抽出した上で、今後の「重伝建地区」の町並みにおいて場所に対する認識を持続させるための要件を導出することを目的とする。

具体的には第2節において、伝建地区制度を概観し、「重伝建地区」における保存措置の中でも基幹的なものとして位置付けられる修理修景事業の運用実態を把握する。続く第3節では、詳細を把握できる具体例を取り上げながら、「重伝建地区」として保存されてきた町並みとその周辺の変化を明らかにする。第4節では、小結として前章までの検討を踏まえ、修理修景事業や地域の変遷に関わる要素として「伝建地区制度」の創設背景にもなった町並みと人との関係性に着目することで、次章以降の検討対象となる町並みに対する共有認識に関わる要件を抽出する。

3-2 「重伝建地区」の選定と「伝建地区制度」の運用

3-2-1 「重伝建地区」の選定手続きとこれまでに選定された「重伝建地区」

「重伝建地区」の選定に際しては、その手続きとして、まず市町村及び市町村教育委員会が、該当する歴史的町並みを対象とした伝統的建造物群保存対策調査を行い、保存条例を制定する必要がある。その後、市町村及び市町村教育委員会が伝統的建造物群保存地区を決定し、各種手続き¹を経て、保存計画として、環境整備計画や建造物の保存整備計画、地区内に存在する伝統的建造物等の特定、助成措置などを定める。その上で、市町村から文化庁への選定申出を行うことで、文化庁による「重伝建地区」選定に至る²。制度創設の翌年である1976年には初めての「重伝建地区」として、秋田県角館町角館、長野県南木曾町妻籠宿、岐阜県白川村荻町、京都府京都市産寧坂、同市祇園新橋、山口県萩市堀内、同市平安古の7地区（以下、初期選定地区）が選定された。この選定以来2005年まで、ほぼ1年に2地区、その後はほぼ3地区のペースで登録が進み、2019年12月現在では118地区が登録されるに至っている³。

選定された「重伝建地区」の概況として、各「重伝建地区」において選定時に決定される町並みの種別、地区の規模、歴史的な要素の数に着目し、把握を行った。（表3-1）まず「重伝建地区」の種別をみると⁴、30種に亘り、城下町、在郷町、宿場町のように町の機能に応じたもの、農村集落、港町のように立地に応じたもの、漆工町、製塩町のように産業に応じたものが見受けられ、多面的に地域の特性が見出されているといえる。続いて選定された「重伝建地区」の規模として、地区面積、地区内人口、地区内建物数に着目すると、地区面積では最大1245.4ヘクタール（妻籠地区）と、周辺の山間部を含む場合、最小0.6ヘクタール（主計町地区）と数街区の限定された範囲となる場合が認められる。地区内人口に着目すると、最大1,671人（堀内地区）のように、選定された地区の中に複数の自治会や町が含まれる場合や、最小23人（青鬼地区）のように住民全てが顔見知りとなり得る地区が存在している。

また「重伝建地区」では、その地区の特性を構成する建築物と工作物を保存整備計画で特定するとともに、それらと一体をなし樹木、庭園、社叢、河川、水路、街路等の要素を環境物件として特定する。そこで、選定された「重伝建地区」における歴史的な要素として、これらの特定建築物、特定工作物、環境物件の数に着目すると、八女福島地区のように、特定建造物202件、特定工作物350件、環境物件128件とどの要素も多く特定される場合、平安古地区のように、特定建造物11

¹ 市町村における都市計画法に定められた公聴会の開催、公告および原案の縦覧、意見書の提出、市町村都市計画審議会の討議、都道府県知事の同意、市町村教育委員会における都市計画法に準じた所有者と関係行政機関の討議、地区住民に対する公聴会がそれぞれ必要になる。

² 選定に当たり、文化庁が文化財としての価値の調査を行い、文化審議会に諮問する。

³ 文化庁ウェブサイト（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html）、2018.7.20最終閲覧

⁴ 「重伝建地区」の種別は選定時に決定される。これまで選定された「重伝建地区」の種別は、港町、港町・温泉町、船主集落、武家町、武家町・商家町、商家町、商家町・茶屋町、城下町、在郷町、宿場町、宿場町・農村集落、農村集落、島の農村集落、山村集落、山村・養蚕集落、山村・講中宿、漆工町、製塩町、製蠟町、製磁町、鉦山町、染織町、醸造町、鋳物師町、寺町、寺内町・在郷町、門前町、里坊群・門前町、宿坊群・門前町、社家町の30種である。

件、特定工作物 39 件、環境物件 16 件とどの要素も少ない場合、城内諏訪小路地区のように、特定建造物 29 件、特定工作物 36 件、環境物件 326 件と一部の要素が多く特定される場合が認められ、地区面積との相関も認められないことから、全建物数に占める特定要素数もばらつきがあり、歴史的町並みとしての統一性も地区によって異なるものと考えられる。

以上のように伝建地区制度が保存対象としている「重伝建地区」は、町並みの種別、地区の規模、歴史的な要素の数について、大きなばらつきを持っており、制度は、結果としてこれらのばらつきに対応できる汎用的な仕組みとして用いられているといえる。

3-2-2 伝建地区制度における保存措置

選定された「重伝建地区」では、主に市町村及び市町村教育委員会により町並みの保存措置が用意、実行されるとともに、「重伝建地区」の住民による保存活動が行われる。市町村は、「伝建地区制度」の元、保存計画を策定し、伝統的建造物群保存地区保存条例を定めた上で、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議を行う。また同じく市町村は、これらの事項について市長及び教育委員会に建議するために保存地区保存審議会を設置するとともに、国庫補助に基づいた保存措置を講じる他、現状変更申請、修理修景における助成の窓口の機能を担っている。

市町村及び市町村教育委員会による保存措置について、その内容を分類すると、第1に「重伝建地区」に定められた保存条例による現状変更等の規制、第2に文化庁国庫補助による修理・修景・復旧・管理の直接事業及び間接事業⁵、第3に建築基準法及び地方税法、地価税法等の緩和、第4にその他法令に基づいた規制、第5にその他の法令に基づいた事業が挙げられる⁶。これらのうち、「重伝建地区」に定められた保存条例による現状変更等の規制、及び文化庁国庫補助による直接事業及び間接事業は、どの市町村においても同様に行われる支援である一方、その他の保存措置は、市町村の決定に応じて独自に運用がなされているものである。市町村により独自に運用されている事業として「重伝建地区」が立地する自治体において、一般的に定められる不均一課税条例、市町村基金条例、建築基準法緩和条例の制定状況を見ると、それぞれの条例が定められた自治体の割合は、不均一課税条例 47.7%、市町村基金条例 20.2%、建築基準法緩和条例 31.2%と、必ずしも多くの自治体において、可能な限りの条例制定を行なっている状況にはないものと推察される。

また行政による保存措置と並行して、制度を起点とした活動の広がりとして、基金の設立や地域清掃等の住民による活動、実際に建造物の修理修景、伝統的な技術の保存等を行う技術者や、融資の割増を行う住宅金融公庫等の事業者による活動が地域ごとに展開されている⁷。こうした「重伝建

⁵ 文化庁、「重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助要項」、2018年改正 本要項では、保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業（直接事業）と所有者の行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業（間接事業）に対して、国庫補助を認めている。

⁶ 文化庁、『文化財保護法五十年史』、ぎょうせい、pp.194-203、2001

⁷ 住宅金融公庫、『公庫融資住宅基準集』、p.57、2006 独立行政法人住宅金融公庫による「歴史文化継承住宅制度」によって、市町村が制定した「歴史的・文化的町並み等の保存継承」を目的とした条例や要綱が定められている地区において、住宅

地区」における行政以外の主体による取り組みの中でも、制度創設にも関与してきた、住民によって構成される町並み保存団体の活動は、「重伝建地区」における一般的な住民の活動と捉えられる。町並み保存団体の有無について、各地区の状況をみると、102 地区において存在しており、ほぼ全ての「重伝建地区」において住民による何らかの活動が行われているものと予想される。そこで、「重伝建地区」の住民や町並み保存団体に着目すると、今井町地区で活動する「今井町並み保存会」では、行政が実施する修理修景事業で発生した問題の相談やフリーマーケットや県指定文化財の内部公開等の開催、瓦版の発行等を実施し、「重伝建地区」における修理修景の促進、文化財の活用等を行っている⁸。また出水麓地区で活動する「特定非営利活動法人出水麓街なみ保存会」では、公開武家屋敷の指定管理事業受託及び日常的な清掃の実施や四季ごとの行事に開催、小学生への文化財の紹介等を実施している⁹。その一方で、64 件の「重伝建地区」の行政に対して包括的に実施されたアンケートでは、「重伝建地区」における存続上の課題として、「高齢化、後継者問題」が指摘され、多くの地区において、活動を行っている住民が高齢化していることがわかる¹⁰。

以上のように、「重伝建地区」における実情は、規模や町並みの種別、規定されている制度、住民等との関係性において一様ではないものと捉えられる。

上述したように、文化庁国庫補助による修理・修景・復旧・管理の直接事業及び間接事業は、どの地区においても共通して実施されている。これらの「重伝建地区」において共通する保存措置のうち、修理・修景の間接事業（以下、修理修景事業）は、町並みの構成主体である一般の建造物を直接的かつ長期的に保存しようとする点で、町並みに対して大きな影響をもたらすものと捉えられる。また制度創設の契機をつくった町並み保存会は、「重伝建地区」創設後も、住民として町並みや建造物の日常的な維持管理、行政による保存措置の支援、住民の町並みに対する意識啓発等を行っており、町並みの保全における重要な役割を担っているものと捉えられる。こうした町並み保存会については、戦前からの長期に亘って地区に居住してきた住民が多数を占めている例が認められる一方で、既往研究では、高齢化や意識啓発の不足に対して住民が問題意識を抱えていることも捉えられている。

3-2-3 修理修景事業の運用とその実施状況

本項では、前節において「重伝建地区」における行政が関与する保存措置のうち、影響が大きいものと捉えられた修理修景事業に着目し、その運用方法やこれまでの実績を概観する。「重伝建地

の建設や改良を行う場合の公庫融資額を増額することができる。なお増築・改築工事における「リフォーム融資」の場合、住宅部分の工事費の上限が、一般の場合は 530 万円に対し、歴史文化継承住宅の場合は 1000 万円になっている等の例がみられる。

⁸ 今井町「今井町町並み保存会ウェブサイト」(<http://www3.kcn.ne.jp/~imaicho/index.html>)、2019.12.3 最終閲覧

⁹ 内閣府「内閣府 NPO ホームページ」(<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/046001026>)、2019.12.3 最終閲覧

¹⁰ 呂西、「重要伝統的建造物群保存地区制度の効果と空き家問題-自治体アンケート調査を踏まえて-」、『公共政策研究』、Vol.15、pp.78-89、2015

区」における修理修景事業の運用は、自治体によって異なるが、一般に事業の適用を希望する所有者によって自治体窓口にて改修図面等の書類一式を提出し、伝統的建造物群保存地区審議会による確認や助成を行う優先順位の検討を経て、事業が開始される。また自治体によっては、改修図面の作成時点において「重伝建地区」周辺の設計事務所等によって構成される NPO 法人等の協力や、町並み保存会による事前相談、地域意見の検討などの過程が組み込まれることもある¹¹。

修理修景事業の対象となる工事は、主として外観に関わる部分である¹²。各自治体では、保存計画において、伝統的建造物については修理基準を、伝統的建造物以外の建造物については修景基準を定め、これらの基準に合致する修理修景工事が、自治体による補助の対象とされる¹³。修理修景事業のうち修理事業は、伝統的建造物を現状修理又は復元的手法で修理する事業であるが、生活における必要性や適用される法規、維持管理の継続、修理費における地区の住民に対する公平性や所有者の負担能力を踏まえた変更を認めた修理が行われており¹⁴、材料や仕様について、修理前と同等の水準を保たない場合、伝統的な形態とならない場合も容認しながら、自治体で定められた保存整備計画に基づいた修理、修景を行い、文化財としての価値を可能な限り損なわない修理を実施している¹⁵。一方の修景事業も、保存計画に定められた、建造物の位置、規模、形態、外部意匠などの基準に従い、一般に地区内の伝統的建造物の意匠を用いた外観に修景を実施している¹⁶。修理修景の実施に当たっては、住民からの依頼により、主に地域周辺の設計事務所や工務店が工事を実施する¹⁷。上述のように、「重伝建地区」の保存計画では、材料に制限を設けない場合もあり、必要に応じて全国から必要な材料が調達され、用いられているものと考えられる。

修理修景事業を含む「重伝建地区」における事業予算は、主に文化庁から国庫補助金として自治体に分配される。そこで、この「重伝建地区」関連予算のうち、修理修景事業に充てられる保存修理予算に着目し、制度創設当初から現在までの当該予算について各年度の金額、1 地区当たりの保存修理予算の平均額を算出することで、「重伝建地区」における修理修景事業の実施状況を検討した（表 3-2）¹⁸。なおここでは、制度創設当初と現在では建設工事費の単価が変動していることを踏まえ、国土交通省が公開している建設工事費デフレーターを参照して単価変動を勘案し¹⁹、2011 年度の単価を

¹¹ 畔柳知宏、「重要伝統的建造物群保存地区の修理修景事業における建築実務者の実施体制と活動実態」、『LIXIL 住生活財団若手研究助成報告』、2016

¹² 文化庁、「重要伝統的建造物群保存地区保存等事業費国庫補助要項」、2018年改正

¹³ 註 6 上掲書 pp.199-203

¹⁴ 註 6 上掲書 pp.199-203

¹⁵ 註 6 上掲書 pp.199-203

¹⁶ 註 6 上掲書 pp.199-203

¹⁷ 註 11 上掲書

¹⁸ 文化庁提供資料より集計した。

¹⁹ 国土交通省 HP、「建築工事費デフレーターの概要」、(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010715_2/01.pdf、2018.12.20 最終閲覧)によれば、建設工事費デフレーターとは、建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、国内工事全般を対象として国土交通省が毎月作成公表しているものである。建設工事の多くは現地一品生産という特性のため、一般の製品の物価のように市場価格の動きでは直接的に捉えることができない。そのため、建設工事費を構成する労務費や個々の資材費の価格指数をそれぞれの構成比をもって総合する投入コスト型で算出する手法とっており、構成比は、5年ごとに作成される建設部門分析用産業連関表の結果を用いている。本研究では平成 30 年度 9 月 28 日付けで公表された建設工事費デフレーター（2011 年度基準）を用いている。

基準として予算額の補正を行った(図3-1)。その結果、1993年頃を境に1地区当たりの保存修理予算額が、額面としては大きく増加しているものの、1976年から1993年と1994年から2014年のそれぞれの期間の中では大きな変化は認められず、1993年前後でそれぞれ横ばいとなっている。

ここで、事業の実施状況の通時的傾向を把握するために、「伝建地区制度」創設後、1976年に最初の選定を受け、現在までの42年間、修理修景事業を継続的に実施してきた「重伝建地区」(以下、初期選定地区と呼ぶ)に着目すると、仙北市角館地区、南木曾町妻籠宿地区、白川村荻町地区、京都市産寧坂地区・祇園新橋地区、萩市堀内地区・平安古地区の7件が該当する。この初期選定地区について、選定以降、2009年までに実施された年度ごとの修理修景事業件数、その主な対象とされる「重伝建地区」内の全建築物数及び伝統的建築物数の合計を集計した(表3-3、図3-2)²⁰。

地区ごと及び年度ごとの修理修景事業件数をみると、妻籠地区、荻町地区、産寧坂地区、祇園新橋地区のように年間10件程度を継続的に実施している事例が認められ、年間平均事業件数も比較的高いことがわかる。またこれらの地区では、全建築物数に占める伝統的建築物数の割合が、他の地区に比べて高くなっている。続いて、年次の推移をみると、事業数は一般的に年度を経るごとに減少していく傾向が認められ、1993年の文化庁による保存修理予算の大幅な増額に対しても、事業数が連動的に増加する事例は見受けられない。延べ事業件数については、各地区の伝統的建造物数を超える事例が多く認められる。さらに、修理事業の内容や予算が詳細に公表されている南木曾町妻籠地区、白川村荻町地区について細かくみると、同一の建造物に対して、約30年の間を空けて同様の修理を再度実施している事例が散見されることから²¹、「重伝建地区」内の相当数の建築物が一度修理された後、再び修理を受け始めている現状にあると捉えられる。またそれぞれの地区における過去10年間の修理修景事業費をみると(表3-4)、その1事業当たりの平均は3,224,956円(妻籠地区)、7,301,804円(荻町地区)となっており、荻町地区が茅葺屋根という比較的特殊な工法による建造物を保存対象としていることを踏まえれば、地区による建造物の違いに起因して事業費にも差が生じているものと推察できる。

以上のように、各「重伝建地区」において保存措置として行政によって汎用的に実施されている修理修景事業は、必ずしも絶対的な外観復元を求めない点で住民の生活を重視した修理修景となってお

²⁰ それぞれの地区における修理修景事業数の集計には下記資料を参照している。角館地区：仙北市教育委員会提供資料、妻籠宿：太田博太郎、小寺武久、『妻籠宿 保存・再生のあゆみ』、南木曾町、南木曾町教育委員会、小寺武久、『妻籠宿Ⅱ 保存事業の記録(昭和57年度～平成9年度)』、南木曾町、南木曾町教育委員会、南木曾町、南木曾町教育委員会、『妻籠宿Ⅲ 保存事業の記録(平成10年度～平成21年度)』、南木曾町、南木曾町教育委員会、荻町：白川郷荻町集落の自然環境を守る会、『白川郷荻町集落40年のあゆみ：先人に学び、感謝し、次代につなぐ：白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章制定・守る会結成40周年(重要伝統的建造物群保存地区35周年)記念誌』、白川村教育委員会、産寧坂地区、祇園新橋地区：京都市提供資料、堀内地区、平安古地区：萩市提供資料

²¹ 妻籠地区については、前掲書(『妻籠宿 保存・再生のあゆみ』、pp.61-62、『妻籠宿Ⅲ 保存事業の記録(平成10年度～平成21年度)』、pp.10-12)において、藤原弘家、林芳雄家、原佑弘家が該当する。荻町地区については、前掲書(『白川郷荻町集落40年のあゆみ：先人に学び、感謝し、次代につなぐ：白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章制定・守る会結成40周年(重要伝統的建造物群保存地区35周年)記念誌』、pp.60-64)において物件No.1,21,41,54,71,73,75が該当する。

り、住民の希望によって、事業の実施が確定し、行政や地域住民、建設業従事者等が運用に関わっている。初期選定地区の検討からは、選定以降、建造物数に応じて修理修景事業が実施され、30年が経過した地区では、一度修理された建造物の再修理が行われている状況にある一方で、修理修景事業件数は、文化庁が用意する保存修理予算額に因らず、年月の経過に伴い緩やかに減衰している。また各地区においては空き家化や住民の高齢化が認められることから、住民による修理の需要が低下している可能性があり、例えば新規選定が今後続いたとしても、事業の減衰が起こる可能性があるものと考えられる。

3-3 制度創設前後における「重伝建地区」における変化

3-3-1 「重伝建地区」における変化に関する既往研究

「重伝建地区」は前章で着目したような国土形成や土地利用を下地とした環境の中で順次選定され、修理修景事業を始めとする「重伝建地区」の事業が進められてきた。一方、前章でみたように、各々の「重伝建地区」やその周辺地域では、選定の前後に拘らず、人口変動や自治体による事業等、地域の置かれた個別の状況が、町並みの保存に対して影響を与えているものと考えられる。また「重伝建地区」制度に基づく町並み保存も地域の状況に影響を与えている可能性がある。こうした影響を与える「重伝建地区」の変化に関しては、特定の地域を対象として建物の意匠や建物用途、土地利用等の観点から多くの既往研究が進められている。そこで、前節において注目した国土開発や土地利用、人口動態とその「重伝建地区」への影響について、関連する研究を概観し、国土開発等の影響について考察する。既往研究において、詳細が検討されている地区としては、埼玉県川越地区、千葉県佐原地区、岐阜県荻町地区、京都府美山町北地区が挙げられる。ここでは、これらの地区の「重伝建地区」選定前の地域状況とともに、選定以降の町並みの変化を捉えた研究を概観する。

川越地区は、仲町を南端とする東西約200メートル、南北約430メートルの範囲で、明治時代初期の町場の主要部を占める。このうち明治中期から明治40年頃まで、大火の復興において流行し形成された蔵造の町家が並ぶ町並みが、1996年に保存対象として選定されている。川越地区を対象とした既往研究として清野によるものが挙げられる²²。佐原地区は、小野川沿いの南北約500メートル、香取街道沿いの東西約400メートルの範囲で、佐原の旧中心街の中核部分を占める。このうち明治25年の大火以降、水運が衰退する昭和前期までに形成された蔵造の町や土蔵の町並みが、1996年に保存対象として選定されている。佐原地区を対象とした既往研究として小堀によるものが挙げられる²³。荻町地区は、庄川に沿って走る街道を中心とした白川郷の中心的集落である。このうち平坦地に形成された集落内に点在する切妻造茅葺、平入の合掌造民家及び農小屋やその周囲に展開する旧道、田畑、畦畔等、小川などによって構成される集落が、1976年に保存対象として選定されている。荻町地区を対象とした既往研究として水ノ江によるものが挙げられる²⁴。美山町北地区は、由良川上流部の段丘地に位置する北岸の集落及び水田を北東西三方に広がる丘陵地帯の稜線と南側の河川敷で区切った旧知井村に属した地域である。このうち集落に所在する入母屋造茅葺の主屋や納屋、段丘地南側につくられた石垣等が、1993年に保存対象として選定されている。美山町北地区を対象とした既往研究として高口によるものが挙げられる²⁵。次項以降では、既往研究を用

²² 清野隆『川越一番街における歴史的環境の変容に関する研究-歴史的建造物の保全にみる敷地用途と町並みの変化に着目して-』、『都市計画論文集』,No.44-3,2009 本研究では、川越地区の主要地域である川越一番街を対象として、保全活動の歴史、歴史的建造物の敷地用途の変化、歴史的建造物の外観変化を明らかにすることを目的としている。

²³ 小堀貴亮『佐原における歴史的町並みの形成と保存の現状』、『歴史地理学』,Vol.41,No.4,pp21-34,1999 本研究では、「重伝建地区」内の香取街道沿い及び小野川沿いの町並みを対象に、町並みを構成する主要な建造物及び老舗を中心とした商業活動の変遷に着目し、それらが歴史的町並み形成にいかなる作用を及ぼしてきたかを検討する。

²⁴ 水ノ江秀子,西山徳明『明治中期の土地利用にみる合掌造り集落の空間構成と伝統的景観-白川村荻町伝統的建造物群保存地区を事例に-』、『日本建築学会都市計画系論文集』,No.622,pp.91-96,2007

²⁵ 高口愛,西山徳明『白川村荻町の伝統的景観管理とその変遷-歴史的集落における景観管理能力の発展条件に関する研究 その1』、『日本建築学会計画系論文集』,No.605,2006,pp.127-133

いて、これらの地区における「重伝建地区」選定以前の状況、選定以後の変化を把握する。

3-3-2 川越地区にみる変化

埼玉県川越市に位置する商家町として栄えた旧川越城下町では、1893年の「川越大火」をきっかけに、川越一番街を中心に耐火建築として蔵造り町家が数多く建設された。しかし大正期以降は、産業構造や流通手段、都市間構造の転換により、地域の商業の衰退が進んだ。1971年に都市開発に伴う、明治期の蔵造り町家の取壊し問題を契機として、住民による蔵造り町家の保存活動が開始された。その後1975年には、川越市教育委員会による伝建地区保存対策調査、1980年の蔵造り町家16棟の市指定有形文化財指定を経て、1983年には、一番街商店主や専門家、市役所職員とともに行った勉強会を母体として、「川越蔵の会」が発足した。この「川越蔵の会」は、地域に根ざした市民としての自覚を持って、まちづくりを自ら実践するとともに、住民が主体性を持って行うまちづくりの支援を行うことによって地域社会の発展を寄与することを目的とした²⁶。また1986年には、中小企業庁により採択し、「川越蔵の会」が実施した「川越一番街活性化モデル事業実施調査」を契機に、商店街の下部組織として「町並み委員会」が発足し、同会によりまちづくり規範の制定が行われる等、住民が自ら、商店街の活性化や町並み保存に参画している。その後1999年に「重伝建地区」への選定、2008年には中心市街地活性化を目的に「株式会社まちづくり川越」が設立され、現在も観光施設の維持管理やインターネットショップの運営を行っている。

町並みについては、伝建地区保存対策調査が開始された1975年時と2009年の現地調査時における主要な通りの歴史的環境の比較により、「伝建地区制度」に規定されている、通りに面した歴史的建造物の外観だけではなく、敷地内に建つ住居、中庭部分の建造物保全がなされていることが明らかにされている²⁷。また、歴史的建造物が立地する49件の敷地のうち13の敷地において、商業併用住宅や住宅から商業や博物館への転用による活用も認められている。

このように、川越地区では都市開発に対する町並み保存を契機として、住民によるモデル事業や町のルールづくり等を実施し、まちづくりや町並みの保存に対する意識醸成や地域の活性化が行われてきた。このような活動の結果、衰退する商業地区から観光を主要産業とした地区へと転換し、現在まで町を存続させてきたといえる。

3-3-3 佐原地区にみる変化

千葉県香取市佐原地区は、江戸時代初期以降、佐原地区の小野川沿いは佐原河岸と呼ばれ、利根川舟運の拠点として発展した。明治期以降も卸売、小売業、醸造業を中心とした商業都市として栄

²⁶ 川越蔵の会ウェブサイト (<http://www.kuranokai.org/about.html>)、2019.1.14 最終閲覧

²⁷ 清野隆、『川越一番街における歴史的環境の変容に関する研究-歴史的建造物の保全にみる敷地用途と町並みの変化に着目して-』、「都市計画論文集」、No.44-3、2009 本研究では、川越地区の主要地域である川越一番街を対象として、保全活動の歴史、歴史的建造物の敷地用途の変化、歴史的建造物の外観変化を明らかにすることを目的としている。

え、1898年に成田鉄道株式会社により成田～佐原間が開通したことに伴い、鉄道駅から周辺農村間の舟運の結節点としての機能を増したことから、昭和前期頃まで繁栄が続いた。しかし1933年の成田線の延線、1936年の水郷大橋の開通により、佐原を取り巻く交通体系が転換され、これが佐原商業の衰退につながった。また、佐原駅が小野川から遠隔に建設されたため、中心市街地が駅周辺地に立地した商店街へと移動した。1951年には香取町、香西町、東大戸村が佐原市として合併し、1955年に新島村、津宮村、大倉村、瑞穂村の4村を合併し、公共諸施設が佐原駅周辺に建設された。その後、鹿島臨海工業地帯や成田空港の開発が始まり、1970年代になると、佐原は工業地帯や成田空港等への通勤圏と変化していく。これらの経緯から、交通体系の転換に伴う商業活動の衰退や工業地帯の建設によって、歴史的に形成されてきた産業に基づいた町並みは、近代化から取り残され、そこでの生活は、陸路に依存し職住が分離した近代的なものへと変化していったといえる。

その後、1974年に文化庁による伝統的建造物群保存対策調査、1982年の日本観光資源保護財団による町並み調査が行われるものの、住民の反対によっていずれも「重伝建地区」選定には至らなかった。しかし、旧国鉄による「ディスカバージャパン」キャンペーン（1970年より）に代表される観光振興活動に伴う世論の変化や、旧佐原市による観光振興の開始に伴い、歴史的町並みが一般に観光資源として認識されるようになった。このような状況のもと、1989年に政府による「自ら考え自ら行う地域づくり事業」（通称ふるさと創生一億円事業）実施に当たり、佐原市が設けた住民との意見交換を契機として、1991年に「佐原の町並みを考える会」（現在の「小野川と佐原の町並みを考える会」）が発足し、視察や勉強会の他、観光客向けの町並み案内、独自の町並み調査、及び「佐原市佐原地区町並み形成基本計画」の作成を行った。その後、同会及び行政職員の協働により、地区住民の合意が形成され、1996年に「重伝建地区」選定に至る²⁸。

建造物の用途については、1914年と1998年の比較により、小野川沿いでは、商業機能の消滅、交通体系の変化に起因して、店舗が廃業し、その多くが住宅に変化していることが明らかにされている²⁹。これは上述したような鹿島臨海工業地帯等の通勤圏として商家が住居として転用された可能性が指摘されている。また1998年時点で、香取街道沿いでは、未だに老舗が残存しているものの、今後の後継者の確保や、店舗における土産品取り扱い等の観光地化が指摘されている。また現在、「佐原の町並みを考える会」では、保存地区の観光客の回遊性を高めることで、伝統的建造物の活用促進を図る観光イベントの開催や、観光に関わる団体同士の意見交換の場を作る等の活動を続けており、住民が参画しながら町並みの観光活用が推進されていると推察される。

このように佐原地区では、町の発展を牽引した商業が衰退する中でも、工業地帯の郊外として住民の生活が存続された。当初、地区外部の組織から提案された町並み保存は、住民によって反対さ

²⁸ 特定非営利活動法人小野川と佐原の町並みを考える会、『町並み保存と再生 -まちづくり20年の歩み-』、2010

²⁹ 小堀貴亮『佐原における歴史的町並みの形成と保存の現状』、『歴史地理学』、Vol.41、No.4、pp21-34、1999 本研究では、「重伝建地区」内の香取街道沿い及び小野川沿いの町並みを対象に、町並みを構成する主要な建造物及び老舗を中心とした商業活動の変遷に着目し、それらが歴史的町並み形成にいかなる作用を及ぼしてきたかを検討する。

れながらも、全国的な観光の流行を契機とした住民の意識の変革により、歴史的町並みが観光資源として認知され、住民による調査、計画を経て、「重伝建地区」の選定に至っている。

3-3-4 荻町地区にみる変化

岐阜県白川村荻町地区は、隣村の荘川村とともに白川郷と呼ばれ、1692年から江戸期末まで天領とされた。江戸中期から養蚕及び煙硝製造が盛んになり、合掌造り民家が発達した。明治後には煙硝生産は消滅するが、養蚕産業は発展を続けた。また明治23年頃には、荻町と鳩谷間の橋梁架設に起因して、白川街道が荻町経由に変更されると、物流の要所となった。大正期になると、製糸業は国内先進地の発展に伴い衰退したが、大正15年に大保川導水路の完成により、集落内の水路が新設されたことで畑地の面積が増え、主として農業を行いながらも零細農家を中心とした村外の製糸工場等への出稼ぎ移動が進んだ。昭和5年頃に、上町における開田事業の完成や昭和初期における改良稲作技術の普及により、稲作の安定的な生産が可能となった³⁰。その後、1955年前後から始まった庄川流域の電源開発によるダム建設による集落の水没、集団離村や火災等を原因として減少していた合掌造り家屋に対して³¹、1965年に住民を中心とした「合掌保存組合」が結成される³²。これは、元々住民による組単位の相互労働力提供であるユイによって行われてきた屋根葺に対して、足場用資材を共有し、個別の負担を減らす目的で設立された³³。また住民は、1971年に「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」を制定し、「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」が設立する一方で、町並みは、1974年の伝統的建造物群保存対策調査を経て、1975年に「重伝建地区」選定に至る。選定以降、「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」では、住民憲章や保存計画にしたがって同会によって作られた「景観保存基準におけるガイドライン」を基準にして、全ての現状変更申請に対して検討し許可を行っている³⁴。また1997年には、白川村によって「一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団」が設立され、「重伝建地区」における保存措置とは別に修理修景や自治会活動等の助成を行っている³⁵。

土地利用については、昭和初期と現在の比較分析、世帯単位の所有農地調査により、戦後から「重伝建地区」選定までは集落全体で農地を活用して屋敷地の造成が行われ、「重伝建地区」選定後は観光業者による観光客用駐車場の造成が行われていたが、近年は農地転用が規制され造成に歯止めがかかっていることが明らかにされている³⁶。その一方で、「重伝建地区」内の水田は規制により畦の

³⁰ 水ノ江秀子、西山徳明、「明治中期の土地利用にみる合掌造り集落の空間構成と伝統的景観-白川村荻町伝統的建造物群保存地区を事例に-」、『日本建築学会都市計画系論文集』、No.622、pp.91-96、2007

³¹ 白川村役場観光情報 (<http://kankou.shirakawa-go.org/siru/782/>)、2019.1.15 最終閲覧

³² 白川郷荻町集落の自然環境を守る会 (<http://www.shirakawa-go.com/~ogimachi/sub3.html>)、2019.1.15 最終閲覧

³³ 高口愛、西山徳明、「白川村荻町の伝統的景観管理とその変遷-歴史的集落における景観管理能力の発展条件に関する研究その1」、『日本建築学会計画系論文集』、No.605、2006、pp.127-133

³⁴ 黒田乃生、下村彰男、小野良平、熊谷洋一、「白川村荻町伝統的建造物群保存地区における集落景観の特徴とその保全に関する研究」、『ランドスケープ研究』、64(5)、pp759-764、2001

³⁵ 一般社団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団ウェブサイト (<http://shirakawa-go.org/zaidan/>)、2019.10.1 最終閲覧

³⁶ 西山徳明、三村浩史、「伝統的建造物群保存地区選定後の集落景観の変容と維持に関する研究-白川村荻町合掌集落を事例と

変更ができず、機械化ができない、車で近づけない等の理由から生産性が低いため、減反政策下、人手不足の状況下では粗放化が進んでいることを明らかにしている。また現状変更申請の分析から、「重伝建地区」選定以降から16年間の間に、住民による建設活動により約90棟の家屋が増加していること、その8割を占める非合掌家屋のうち、建築面積の大きい個室付車庫の新築が最も多いことが指摘されている³⁷。

このように荻町地区では、本来の製糸産業が衰退した後も、合掌造集落と伝統的施工方法であるユイの維持のため、「重伝建地区」への選定以前から住民による活動が続けられている一方で、農地の荒廃や家屋や駐車場の増加等の生活様式や制度の影響によって、必ずしも伝統的な景観が保たれていない状況にある。その一方で、選定以降においても、「重伝建地区」における保存措置とは別に「一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団」が設立され、住民によって村独自の町並み保全活動が進められている。

3-3-5 美山町北地区にみる変化

京都府美山町北地区は、古くより京都から北陸方面へ向かう街道筋の交通の要所で、江戸時代には篠山藩領の北村とされていた。戦前までの状況は明らかにされてはいないが、1955年に町内にあった茅葺主屋1706棟が、1970年には993棟まで減少するものの、共有林を基にした共同体の仕組みが機能し、離村が少なかった旧美山町の周辺地域には都市部からの観光客が訪れ始めた。その後、1984年に地区の鎮守社八幡神社本殿及び鎮守の森一体が京都府指定文化財及び環境保全地区に指定されると、1988年には集落内の全戸が参加する「北村かやぶきの里保存組合」の設立を受けて、旧美山町行政は1989年を村おこし元年と位置付け伝統的建造物群保存地区対策調査を実施、町教育委員会と地区住民との協議を経て、1994年に「重伝建地区」に選定された。

建造物については、「伝統的建造物群保存対策調査報告書」掲載写真及び住民所有写真、住宅地図の閲覧、現地調査等の結果、1993年から2004年までの間に10棟の新築、2棟の増築、7棟の改築、1棟の消失、1棟の移築が認められ、新築については、建造物群の周縁部、改築は建造物群の中心部に集中していることが明らかにされている³⁸。また建造物の用途をみると、2018年に確認できている全建造物160件のうち、観光関連施設4棟、事務所2棟、公共施設3棟、別荘1棟が調査機関の間に増加する一方、民家1棟が減少、1棟の空き家化が認められることが指摘されている³⁹。土

して-」、『日本建築学会都市計画系論文集』、No.474、pp.151-160、1995 本研究では、「伝建地区制度」の運用を軸とした景観保存活動の発展過程、その結果としての景観変容の実態と要因について、現状変更申請資料と現地調査を通して検討している。

³⁷ 註36 上掲書

³⁸ 鄭秀珍、小野良平、下村彰男、伊藤弘「京都府美山町における重要伝統的建造物群保存地区選定に伴う景観変化に関する比較研究」、『ランドスケープ研究』、Vol.70、No.5、pp.695-700、2006 本研究では、美山町北地区と、同地区と類似した環境でありながら住民が「重伝建地区」の選定を同意しなかった周辺地区を対象として、「重伝建地区」選定年である1993年と2004年における対象地区の空間構成要素の量的、質的な変化を抽出し比較を行い、「重伝建地区」に選ばれた集落について、集落環境全体として起きた環境変化の内容を明らかにすることを目的としている。

³⁹ 註37 上掲書 pp.698-699

地利用に関しては、町は1995年に「ふるさとの自然環境と歴史的風土保存活動事業」の補助を受け、茅葺屋根の維持に必要な茅の確保のために、空き地、森林、下川原への茅場5箇所を整備したことについて、「重伝建地区」選定以前の茅場が集落と後背の森林との間に位置していたのに対し、新たな茅場は集落の全面、府道に近いところに整備されていることが指摘され、住民のための茅場が一度消失し、来訪者による空間体験が意識された場所に再整備されたものと捉えられている。

このように美山町北地区では、共同体の仕組みによって、農村部の中でも比較的多くの茅葺集落を残したことから、行政と住民の協議の結果、「重伝建地区」として選定されることとなった。また選定後は、観光関連施設が増加しているとともに、茅場も観光を念頭においた場所に再整備されており、伝統的な材料の生産が続いているものの、産業の移行に伴う景観の変化が認められる。

以上、「重伝建地区」選定前後の経緯を概観すると、いずれの地区においても、「重伝建地区」への選定以前では、近代以降の交通体系や産業構造の変化、都市への人口流出等が発生しており、町並みは、その成立背景から切り離されつつある状況にあったといえる。こうした状況下で地域住民は、その場所での生活の存続と町並みの維持のため、「重伝建地区」への選定という手段を選択した。その結果、地区における生活自体は、交通、産業等の面で近代化されている一方で、住民は、町の規範を作ってきたユイの継続や「伝建地区制度」とは異なる地区独自の活動を行うことで、関係性の観点からは、元来存在した形とは必ずしも一致しないものの、生活や建造物との間の密接さを持続させている。これは、住民が町並み保全を通して、町を現代社会に適応させながらも、人と町との間にある関係性を保っているものと捉えられる。その一方で、前節で指摘したように「重伝建地区」の住民には高齢化が問題視されており、本節でみた一部の地区においても空き家化が指摘されている。伝建地区制度の創設から40年が経過していることを踏まえれば、初期の町並み保存に関与した住民の世代交代の時期に差し掛かっており、長期間に町に関わってきた住民が減少していく可能性があるものと捉えられる。

3-4 小結

歴史的町並みに居住する住民が始めた町並み保存運動を背景として成立した「重伝建地区」では、その制度設計に基づき、そこで営まれる生活を重視しながら、町並みの外観や地割に見出された文化財としての価値の保存が行われてきた。第2節でみたように「重伝建地区」に選定された各地区はそれぞれに多様な歴史的背景を持ち、地区の規模や歴史的要素の残存数にもばらつきが認められる一方で、行政は「伝建地区制度」を通じて、修理修景事業による町並みの外観の維持を制度上の基幹事業として展開しながら、地区住民に対して、日常的に必要な維持管理や修理修景を促す意識啓発を行ってきた点で共通している。従って「重伝建地区」は、国の制度と設定された基準に基づいて文化財としての存在を認められることで、場所の外部から一様に取り扱われながら、制度の範囲内で地方自治体に与えられた裁量の中で事業が展開されている。その一方で、実際には、その町並みを構成する建造物の建設年代や用途、伝統的建造物の密度等の町並みの質には差異が認められ、地区の内部にあって、こうしたばらつきを認識しながら個々に町並みと関わりを持つ住民や事業者は、地区に対してそれぞれ認識を獲得し得るものと捉えられる。また「重伝建地区」における修理修景事業の運用を、長期間町並み保存を行ってきた初期選定地区にみると、文化庁が用意する十分な予算に拘らず、事業が収束する状況が発生しており、事業を活用する住民の高齢化等が認められることから、住民による修理修景の需要が停滞している可能性があるものと推察される。

また、第3節の個別の「重伝建地区」における選定前後の経緯の検討からは、町並みが成立した当時、あるいは「重伝建地区」への選定当初から現在までの間の社会変化に合わせて、住民が建造物や敷地の用途、商業形態、産業形態を変化させることで、「重伝建地区」に住み続け、所有者として修理修景を実施することを通じて、現在まで「重伝建地区」の文化財としての価値を持続させている。その一方で、住民は、町の規範の作成やユイ等に認められるような、元々存在した生活方式や町並みとの関わりの一部を継続させてもいる。つまり、住民が町並み保全を通じて伝統的町並みの残し方を方向付け、町を現代社会に適応させてきたことで、人と町並みとの間の関係が保たれてきたものとして捉えられる。

2-4 で示したように、我が国における町並み保存運動は、歴史的に培われてきた住民と町並みとの関係を背景として、残されてきた町並みに依拠して発生していたが、本章の検討から、保存運動が収束した現在においても、「重伝建地区」における町並みの保全を通じて、継続させてきた住民と町との関係が残っているものと捉えることができる。こうした町と人との関係は、その形式を変えながらも、中世以降において住民たちが行ってきた集落の管理とも地続きのものと捉えられ、継続的に町並みに居住する人々に継承されてきたものと推察される。しかし、町並みの保全に関わる住民には現在、高齢化が認められ、修理修景事業の停滞もみられることから、中世以来世代を超えて継承されてきた住民と町並みとの関係性が断絶する可能性を帯び始めていると推察される。

このような状況下において、2-3 でみたように、政府によって地方への移住や地域の雇用創出が推進され、歴史的町並みの観光活用による地域経済の活性化が企図されており、これまで町と人との関係性

が継承されてきた町並みに対して、これまで町並みとの直接的な関係を持たなかった移住者や事業者が介入しやすい状況が整備されつつある。その一方で、移住者や新規事業者は、彼らのこれまでの町並みとの関係性に基づいて場所の外から町並みにアイデンティティを与えていることが予測される。この状況を踏まえると、介入の結果としてこれらの主体が、町並みとの密接な関係性を構築することができなければ、これまで住民が継承してきた町並みとの関係性に基づいた、内部で共有されてきた場所に対する認識が弱まることで、歴史的町並みに対する共有認識の多様性も消失してしまう恐れがある。

ここで時代を遡れば、町並みと人々との関係は、2-1 でみたように、町並みの内部で営まれる住民の生活と、町並みを具体的に構築し維持する建設という二つの営為に集約される。町並みに関わるこれらの営為については、特に近世以前では、住民のみが担っていたが、次第に建設は、職能が分離、専門化することで、事業者によって担われることとなり、住民は生活の中で町並みの管理のみを行うようになったといえる。

戦後の日本において、政府の国土計画の影響の下、職住分離の推進や、交通網の整備、建設行為の合理化等により、日用品購入や仕事場への勤務、建設材料の入手、建設業従事者の事業所等も町並みの中から遠隔化して成立するようになる中で、現在の「重伝建地区」では、住民が生活を続けているものが多く認められる。そこでは、住民や事業者による町並みの保全を通じた町との関係の一部は存続しており、制度上でも住民によるその地区における生活の継続が重視されている。しかし、現在の住民には高齢化が認められるとともに、入手が困難な伝統的な材料の斡旋などは地方自治体に制度上、任されていることから、伝統的な材料に関係する産業が衰退すれば、これまで伝統的な工法等の使用等を通して地域に関わってきた建設業従事者が町並みに関与する機会も減少する可能性がある。以上を踏まえると、今後の「重伝建地区」を地区内部の主体が、そこで共有してきた場所への認識を持続させていくために、「伝建地区制度」の運用や地区への移住を推進する際には、町並みと人との関係の継続を考慮する必要があると考えられる。

町並みと人との関係は、元々日常生活の領域に紐づいた狭い範囲で構築されてきた。こうした関係性が時代を経て地域から分離、遠隔化してきたことを鑑みれば、内部で共有されてきた場所への認識に関わる関係性を構築する実態として、町並みが所在する地域からどの程度の地域的範囲の中で、上述した生活や建設が成立しているかに注目できる。また、歴史的町並みの外部から「伝建地区制度」を通して町並みに関わるとともに、政府の計画に基づいて、住民や企業の誘致を進めることで、外部で共有される場所への認識に関わるものとして、地方自治体の活動とその影響にも注目できる。換言すれば、上記のような歴史的町並みに対する共有認識に関わる地域実態の要件の組み合わせをひとつの地域構造と捉えて、これに着目することで、少子高齢化期の「重伝建地区」における共有認識の固有性の持続を評価できるものと考えられる。そこで以降の章では、人と町並みとの日常的な関わりとして住民の生活や建設業従事者による町並みの修理修景が地区内外のどのような範囲の元で成立しているか、及び、行政が町並みの内部に与える影響に着目して「重伝建地区」の実態を明らかにするものとする。

表3-1：「重伝建地区」における構成要素及び制度一覧 集計結果

	面積 (ha)	地区内人口 (人)	物件数(件数)			全建物数 (件)
			伝統的建造物・建築物	伝統的建造物・工作物	環境物件	
全伝建地区 最大値	1,245	1,607	504	990	320	1,124
全伝建地区 最小値	1	23	11	0	0	29
全伝建地区 平均値	34	395	127	80	36	365
全伝建地区 中央値	13	334	115	40	13	312

	不均一課税条例実施	市町村基金条例実施	建築基準法制限緩和
全地区に占める該当割合	49%	22%	32%

註：人口、世帯数、全建物数は推計値を含む。

表3-1（参考）：「重伝建地区」における構成要素及び制度一覧

番号	都道府県	地区名称等	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)	地区内人口 (人)	物件数 (件数)			全建物数 (件)	不均一課税条例実施	市町村基金条例実施	建築基準法制限緩和	保存会の有無
								伝統的建造物・建築物	伝統的建造物・工作物	環境物件					
1	北海道	函館市元町末広町	港町	平14.21	(三)	14.5	322	65	12	25	158	○	○	○	○
2	青森	弘前市仲町	武家町	昭53.5.31	(二)	10.6	404	29	5	79	279				○
3	青森	黒石市中町	商家町	平17.7.22	(一)	3.1	44	42	5	10	70	○	○	○	○
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	平13.6.15	(二)	34.8	440	29	36	320	161	○		○	○
5	宮城	村田町村田	商家町	平26.9.18	(一)	7.4	233	84	46	1	428				×
6	秋田	横手市増田	在郷町	平25.12.27	(二)	10.6	207	130	12	13	267	○			○
7	秋田	仙北市角館	武家町	昭51.9.4	(二)	6.9	58	40	5	318	140		○		○
8	福島	下郷町大内宿	宿場町	昭56.4.18	(三)	11.3	171	49	9	2	183				○
9	福島	南会津町前沢	山村集落	平23.6.20	(三)	13.3	46	27	9	20	67				○
10	茨城	桜川市真壁	在郷町	平22.6.29	(二)	17.6	731	108	57	5	1000	○			×
11	栃木	栃木市嘉右衛門町	在郷町	平24.7.9	(二)	9.6	343	92	36	5	316	○			×
12	群馬	桐生市桐生新町	製織町	平24.7.9	(二)	13.4	537	180	173	8	430	○			○
13	群馬	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	平18.7.5	(三)	63	115	67	117	9	150	○			○
14	埼玉	川越市川越	商家町	平11.12.1	(一)	7.8	433	118	17	3	326				○
15	千葉	香取市佐原	商家町	平8.12.10	(三)	7.1	333	98	3	1	310		○		○
16	新潟	佐渡市宿根木	港町	平3.4.30	(三)	28.5	102	106	16	108	228	○			○
17	富山	高岡市山町筋	商家町	平12.12.4	(一)	5.5	300	97	12	0	140	○			○
18	富山	高岡市金屋町	鋳物師町	平24.12.28	(一)	6.4	500	113	12	2	300	○			○
19	富山	南砺市相倉	山村集落	平6.12.21	(三)	18	56	66	5	8	85				○
20	富山	南砺市菅沼	山村集落	平6.12.21	(三)	4.4	35	28	2	2	36				○
21	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	平13.11.14	(一)	1.8	197	94	6	8	144	○		○	○
22	石川	金沢市主計町	茶屋町	平20.6.9	(一)	0.6	26	34	1	5	51	○			○
23	石川	金沢市卯辰山麓	寺町	平23.11.29	(二)	22.1	1233	243	45	13	978	○		○	○
24	石川	金沢市寺町台	寺町	平24.12.28	(二)	22	1607	167	32	8	587	○		○	○
25	石川	輪島市黒島地区	船主集落	平21.6.30	(二)	20.5	327	148	101	21	500	○		○	○
26	石川	加賀市加賀橋立	船主集落	平17.12.27	(二)	11	159	107	133	92	229	○	○	○	○
27	石川	加賀市加賀東谷	山村集落	平23.11.29	(三)	152	51	136	243	58	253	○	○	○	○
28	石川	白山市白峰	山村・養蚕集落	平24.7.9	(三)	10.7	530	64	18	4	300	○			○
29	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	平20.6.9	(二)	19.1	867	273	46	16	1124	○		○	○
30	福井	若狭町熊川宿	宿場町	平8.7.9	(三)	10.8	207	214	132	22	551		○		○
32	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	平5.7.14	(三)	25.6	49	84	39	118	313	○			○
34	長野	塩尻市奈良井	宿場町	昭53.5.31	(三)	17.6	517	155	7	1	680				○
35	長野	塩尻市木曾平沢	漆工町	平18.7.5	(二)	12.5	452	199	20	16	652				○
36	長野	千曲市稲荷山	商家町	平26.12.10	(二)	13	738	187	66	6	683				○
37	長野	東御市海野宿	宿場・養蚕町	昭62.4.28	(一)	13.2	347	203	17	9	369				○
38	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	昭51.9.4	(三)	1245	553	202	12	13	252	○	○		○
39	長野	白馬村青鬼	山村集落	平12.12.4	(三)	59.7	23	29	200	6	29				○

表3-1：「重伝建地区」における構成要素及び制度一覧

番号	都道府県	地区名称等	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)	地区内人口 (人)	物件数(件数)			全建物数 (件)	不均一課税条例実施	市町村基金条例実施	建築基準法制限緩和	保存会の有無
								伝統的建造物・建築物 (件)	伝統的建造物・工作物 (件)	環境物件 (件)					
40	岐阜	高山市三町	商家町	昭54.2.3	(一)	4.4	361	171	2	0	408		○		○
41	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町	平16.7.6	(一)	6.6	633	199	12	8	402		○		○
42	岐阜	美濃市美濃町	商家町	平11.5.13	(一)	9.3	553	156	10	3	646			○	○
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	商家町	平10.4.17	(三)	14.6	751	188	23	4	855		○		○
44	岐阜	郡上市郡上八幡北町	城下町	平24.12.28	(三)	14.1	478	119	32	10	351				○
45	岐阜	白川村荻町	山村集落	昭51.9.4	(三)	45.6	557	117	11	7	408		○		○
46	静岡	焼津市花沢	山村集落	平26.9.18	(三)	19.5	82	65	41	14	137				○
48	愛知	豊田市足助	商家町	平23.6.20	(一)	21.5	700	212	122	0	650	○			○
49	三重	亀山市関宿	宿場町	昭59.12.10	(三)	25	1100	221	11	1	820	○	○		○
50	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	平9.10.31	(三)	28.7	400	118	118	57	506			○	×
52	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	平3.4.30	(一)	13.1	307	183	93	85	667	○			○
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落	平10.12.25	(三)	32.2	430	198	105	10	580	○		○	○
54	京都	京都市上賀茂	社家町	昭63.12.16	(三)	2.7	151	37	46	41	55			○	×
55	京都	京都市産寧坂	門前町	昭51.9.4	(三)	8.2	577	190	115	52	285			○	×
56	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	昭51.9.4	(一)	1.4	184	55	15	4	104			○	×
57	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	昭54.5.21	(三)	2.6	157	33	6	10	68			○	×
58	京都	南丹市美山町北	山村集落	平5.12.8	(三)	128	104	66	5	45	160				○
59	京都	伊根町伊根浦	漁村	平17.7.22	(三)	310	856	438	5	15	1087				○
60	京都	与謝野町加悦	製織町	平17.12.27	(二)	12	174	136	45	2	253				○
61	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	平9.10.31	(一)	11	1168	220	37	5	616	○		○	○
62	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	昭55.4.10	(一)	9.3	1450	65	67	8	214		○		○
63	兵庫	豊岡市出石	城下町	平19.12.4	(二)	23.1	719	250	24	11	964	○		○	○
64	兵庫	篠山市篠山	城下町	平16.12.10	(二)	40.2	760	221	65	71	670	○		○	○
65	兵庫	篠山市福住	宿場町・農村集落	平24.12.28	(三)	25.2	560	169	55	22	680	○		○	○
67	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	平5.12.8	(一)	17.4	983	504	119	69	600	○		○	○
68	奈良	五條市五條新町	商家町	平22.12.24	(一)	7	386	158	18	1	330	○	○	○	○
69	奈良	宇陀市松山	商家町	平18.7.5	(一)	17	718	149	93	28	400	○			○
70	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	平18.12.19	(二)	6.3	338	138	51	5	316	○		○	○
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	平10.12.25	(一)	9.2	473	350	66	0	600	○		○	○
72	鳥取	大山町所子	農村集落	平25.12.27	(三)	25.8	219	85	118	23	270	○			○
73	鳥根	大田市大森銀山	鉱山町	昭62.12.5	(三)	163	345	285	38	10	511		○		○
74	鳥根	大田市温泉津	港町・温泉町	平16.7.6	(二)	36.6	264	133	71	31	316		○		○
75	鳥根	津和野町津和野	武家町・商家町	平25.8.7	(二)	11.1	334	140	24	28	389				○
76	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	昭54.5.21	(一)	15	380	240	45	2	621	○		○	○
77	岡山	津山市城東	商家町	平25.8.7	(一)	8.1	513	178	17	1	320				○
78	岡山	高梁市吹屋	鉱山町	昭52.5.18	(三)	6.4	57	79	5	3	224				○

表3-1：「重伝建地区」における構成要素及び制度一覧

番号	都道府県	地区名称等	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)	地区内人口 (人)	物件数(件数)			全建物数 (件)	不均一課税条例実施	市町村基金条例実施	建築基準法制限緩和	保存会の有無
								伝統的建造物・建築物 (件)	伝統的建造物・工作物 (件)	環境物件 (件)					
79	広島	呉市豊町御手洗	港町	平6.7.4	(二)	6.9	226	203	75	17	534				○
80	広島	竹原市竹原地区	製塩町	昭57.12.16	(一)	5	168	146	38	0	365			○	○
83	山口	萩市平安古地区	武家町	昭51.9.4	(二)	4	74	11	39	16	60	○		○	○
84	山口	萩市浜崎	港町	平13.11.14	(二)	10.3	334	138	59	16	461	○		○	○
85	山口	萩市佐々並市	宿場町	平23.6.20	(二)	20.8	134	50	147	8	154	○		○	○
86	山口	柳井市古市金屋	商家町	昭59.12.10	(一)	1.7	66	52	44	10	133	○			○
87	徳島	美馬市脇町南町	商家町	昭63.12.16	(一)	5.3	141	85	40	65	126		○		○
88	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	平17.12.27	(三)	32.3	99	56	115	5	80				○
90	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	昭60.4.13	(三)	13.1	35	106	0	66	152	○			○
91	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町	平21.12.8	(二)	4.9	187	67	19	19	103	○	○		○
92	愛媛	内子町八日市護国	製蠟町	昭57.4.17	(三)	3.5	142	93	10	40	124	○	○		○
93	高知	室戸市吉良川町	在郷町	平9.10.31	(一)	18.3	583	134	42	1	1067				○
94	高知	安芸市土居廓中	武家町	平24.7.9	(二)	9.2	177	31	33	30	227	○			○
95	福岡	八女市八女福島	商家町	平14.5.23	(二)	19.8	540	221	350	128	570				○
96	福岡	八女市黒木	在郷町	平21.6.30	(三)	18.4	432	122	242	74	355				○
97	福岡	うきは市筑後吉井	在郷町	平8.12.10	(三)	20.7	1500	160	102	9	550				○
98	福岡	うきは市新川田籠	山村集落	平24.7.9	(三)	71.2	266	167	990	33	324				×
99	福岡	朝倉市秋月	城下町	平10.4.17	(二)	58.6	764	105	70	4	689				×
100	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	平18.7.5	(二)	2	118	37	29	1	105			○	○
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	平18.7.5	(一)	6.7	252	128	114	29	248			○	○
102	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	平17.12.27	(二)	12.8	320	76	147	18	192				○
103	佐賀	有田町有田内山	製磁町	平3.4.30	(三)	15.9	679	157	0	130	398		○		○
104	長崎	長崎市東山手	港町	平3.4.30	(二)	7.5	66	31	27	86	47				○
105	長崎	長崎市南山手	港町	平3.4.30	(二)	17	430	41	11	193	205				○
106	長崎	平戸市大島村神浦	港町	平20.6.9	(二)	21.2	227	141	91	16	232	○			○
107	長崎	雲仙市神代小路	武家町	平17.7.22	(二)	9.8	128	34	136	205	98	○			○
108	大分	日田市豆田町	商家町	平16.12.10	(二)	10.7	537	173	86	40	305	○		○	○
110	宮崎	日南市鉄肥	武家町	昭52.5.18	(二)	19.8	350	11	127	23	320				×
111	宮崎	日向市美々津	港町	昭61.12.8	(二)	7.2	231	94	0	40	244				○
112	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	平10.12.25	(三)	39.9	54	32	126	4	61				○
113	鹿児島	出水市出水麓	武家町	平7.12.26	(二)	43.8	900	91	488	31	687				○
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓	武家町	平15.12.25	(二)	19.2	156	68	197	36	235	○			○
115	鹿児島	南九州市知覧	武家町	昭56.11.30	(二)	18.6	145	31	159	87	87	○			○
116	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	平12.5.25	(三)	21.4	371	104	120	224	271				×
117	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	昭62.4.28	(三)	38.3	352	112	969	113	400	○	○		○

註：人口、世帯数、全建物数は推計値を含む。

表3-2：「重伝建地区」の選定件数及び文化庁による保存修理予算額の推移

(単位：件,千円)

年度	「重伝建地区」 選定件数	保存修理 予算額	地区あたり 保存修理予算額	地区あたり 保存修理予算額 (補正後)
1976	7	24,500	3,500	5,757
1977	9	46,651	5,183	8,228
1978	12	47,500	3,958	6,007
1979	14	47,500	3,393	4,629
1980	15	72,250	4,817	6,082
1981	17	83,045	4,885	6,184
1982	19	80,000	4,211	5,283
1983	19	77,200	4,063	5,092
1984	21	103,700	4,938	6,044
1985	22	103,700	4,714	5,769
1986	23	103,700	4,509	5,553
1987	26	103,700	3,988	4,811
1988	28	103,700	3,704	4,393
1989	29	152,938	5,274	5,932
1990	29	152,938	5,274	5,739
1991	34	152,938	4,498	4,780
1992	34	172,938	5,086	5,326
1993	37	340,000	9,189	9,522
1994	40	380,000	9,500	9,824
1995	41	427,000	10,415	10,770
1996	44	515,550	11,717	12,055
1997	47	475,000	10,106	10,334
1998	52	505,000	9,712	10,137
1999	54	590,119	10,928	11,503
2000	57	540,000	9,474	9,962
2001	60	576,000	9,600	10,256
2002	61	618,000	10,131	10,941
2003	62	638,416	10,297	11,048
2004	66	642,916	9,741	10,363
2005	73	640,000	8,767	9,238
2006	79	629,440	7,968	8,231
2007	80	655,440	8,193	8,267
2008	83	785,000	9,458	9,272
2009	86	835,000	9,709	9,857
2010	88	936,000	10,636	10,787
2011	93	936,000	10,065	10,065
2012	102	867,000	8,500	8,577
2013	104	867,000	8,337	8,189
2014	106	1,067,000	10,066	9,568
2015	109	1,067,000	9,789	9,287

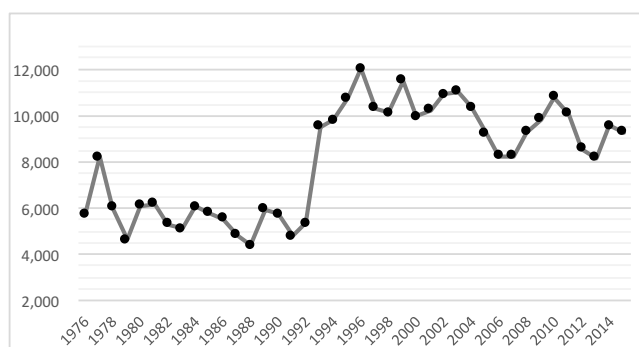


図3-1：文化庁による保存修理予算額の推移

表3-3：初期選定地区における修理修景事業数の推移

地区	角館	妻籠宿	荻町	産寧坂	祇園新橋	堀内	平安古	
全建築物数	140	252	408	285	104	137	60	
伝統的建造物数 (建築物)	40	202	117	190	55	45	11	
年度別 修理 修景 事業 数	1976	0	4	2	0	0	5	3
	1977	1	11	4	14	2	9	3
	1978	6	10	6	16	7	4	0
	1979	10	9	9	17	9	2	0
	1980	7	10	8	11	3	2	2
	1981	8	4	6	16	8	10	0
	1982	2	6	3	21	7	3	1
	1983	2	4	3	21	14	5	2
	1984	8	5	3	11	8	2	0
	1985	4	3	6	11	4	2	0
	1986	4	5	4	16	9	3	1
	1987	4	5	3	10	7	5	0
	1988	2	4	4	7	5	4	0
	1989	2	2	3	6	12	5	0
	1990	0	2	4	7	9	4	0
	1991	3	6	4	14	5	7	0
	1992	3	8	2	4	5	1	0
	1993	8	4	5	5	4	5	1
	1994	5	3	5	12	9	5	2
	1995	5	7	2	9	5	5	0
	1996	8	4	4	6	6	4	0
	1997	5	4	11	14	4	6	1
	1998	4	5	10	15	7	4	0
	1999	3	7	8	12	3	7	1
	2000	10	5	6	12	6	1	2
	2001	7	6	6	13	5	3	0
2002	2	1	7	20	6	2	1	
2003	4	3	5	10	3	3	1	
2004	3	4	7	11	7	7	0	
2005	2	6	5	10	7	4	0	
2006	2	6	6	9	5	4	0	
2007	2	5	4	10	4	1	1	
2008	4	5	4	8	3	2	0	
2009	3	4	6	10	1	4	1	
延べ事業件数	143	177	175	388	199	140	23	
年間平均事業件数	3.9	5.2	5.2	12.0	6.9	3.9	0.6	

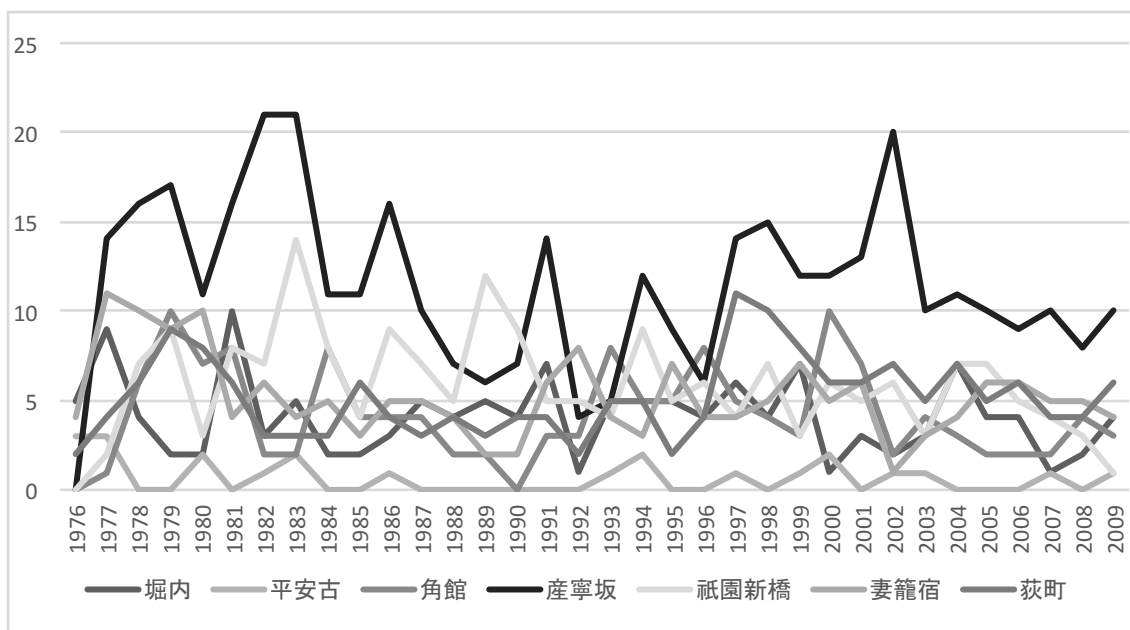


図3-2：初期選定地区における修理修景事業数の推移

表3-4：妻籠宿及び荻町における修理修景事業件数と事業費

(単位：千円)

年度	妻籠宿地区		荻町地区	
	件数	事業費	件数	事業費
2000	5	16,747	6	50,000
2001	6	15,000	6	50,850
2002	1	9,607	7	50,000
2003	3	18,236	5	30,885
2004	4	18,033	7	32,500
2005	6	18,015	5	29,500
2006	6	11,401	6	48,000
2007	5	11,083	4	28,000
2008	5	13,501	4	32,606
2009	4	13,500	6	56,560
合計	45	145,123	56	408,901
一事業 あたり 事業費	-	3,225	-	7,302

第4章

現在の地域環境にみる

「重伝建地区」における生活の成立範囲

第4章 現在の地域環境にみる「重伝建地区」における生活の成立範囲

4-1 本章の目的と研究方法

4-1-1 本章の目的

前章で指摘したように、歴史的町並みで生活する住民の基本的な生活が限定された環境下で完結しているほど、住民と「重伝建地区」や「重伝建地区」が立地する自治体と関係が構築される可能性があるといえる。その一方で、交通機関が整備され、職住の分離が進む中で、人口減少が深刻化している近年の状況は、歴史的町並みと生活との関係を切り離し、建造物の継承や移住の対象として「重伝建地区」が選択されることを困難にする可能性があるものと考えられる。

そこで本章では、次項において、現代社会における生活の構造を定義した上で、現在の人口減少下における生活の必要要素として「生活関連施設」及び「雇用発生地域」、「社会資本」の3要素を抽出し、この3要素から説明できる生活と「重伝建地区」との関係性を考察する。これらの要素のうち、2節では「生活関連施設」の立地、3節では「雇用発生地域」の立地、4節では社会資本を整備する自治体の状況について「重伝建地区」における実態の把握を行い、これらの実態と「重伝建地区」や「重伝建地区」が立地する自治体との関係性から「重伝建地区」を類型化することで、各類型における生活の成立範囲を検討する。

4-1-2 地域における生活の構造

「重伝建地区」の住民における生活の成立範囲の検討に先立って、その前提となる現代の生活の構造に注目すると、一般に資本主義経済下において個人や家族による日常的な生活は、行政による公共事業によって交通網、通信網や上下水道等が整備された環境の元で¹、労働して得た対価である所得を消費し、生活必需品やサービスを得ることによって営まれているものと捉えられる。従って、労働し所得を得る企業（自営業等を含む）、生活必需品や生活サービスを供給するための施設、それらの基盤となる整備された環境が、生活における必要要素と考えられる。これらを踏まえて、地域における生活の構造を模式化した（図4-1）。

ここで、2章で確認したように、我が国の将来を考える際に問題視されている人口減少は、地域における生活を困難にする可能性があることから、人口減少が地域に与える影響について検討するために、「本格的な人口減少社会における国土・地域づくりについて考察」した『2016年度国土交通白書』に着目すると²、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小、税収減に

¹ 小学館、『日本百科全書（ニッポニカ）』、2001.4公開 本書によると、社会資本とは、生活に不可欠なものでありながら、資本主義経済において、それらによって生み出されるサービスが外部経済効果を持つか費用を減減する性質をもつために、市場における価格調整が不可能ないし不相当と捉えられているため、地方自治体の単位で、行政による公共事業として整備される。この公共事業に着目すると、道路、港湾、鉄道、通信施設の整備など生産の向上を目的とする産業基盤の建設及び維持、公園、上下水道の整備、学校、住宅、病院の建設、都市の改造など国民生活の向上を目的とする生活基盤の建設及び維持、治山、治水、都市の防災など国土の保全を目的とするもの建設及び維持が挙げられる。

² 国土交通省ウェブサイト(http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004156.html) 2017.5.1 最終閲覧

よる行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗・工場跡地・耕作放棄地等の増加、地域コミュニティの機能低下が指摘されている。一方、人口減少問題研究会による最終報告書では³、人口減少が地域に引き起こす問題として、生産年齢人口の減少と高齢化による経済成長の鈍化、総消費の減少や、若年人口と高齢人口の割合変化に伴う産業ごとの需要の変化が挙げられ、指摘されている地域企業における生産品の供給力低下、売上や収益の低下の影響からは⁴、地域企業による雇用の減少が予測できる。また同報告書では、自治体の置かれる一般的状況として、人口減少・高齢化の進行に伴い、財政制約の高まりや、事業性、生活・社会経済活動に係る利便性及び地域活力の低下等の課題の顕在化も指摘されていることから⁵、歳入の減少、歳出の増加によって、行政が主導してきた公共事業による環境の整備に停滞が発生する可能性を想定し得る。

このような、今後想定される日本における地域社会の状況を加味すると、「重伝建地区」における生活の安定性は、消費によって生活必需品や生活サービスを入手する施設の立地や行政の財政状況、労働し所得を得る機会の状況によって評価できるものと捉えられる。ここで、生活必需品や生活サービスを供給する施設を「生活関連施設」、労働し所得を得る機会を提供する場所を「雇用発生地域」、行政によって維持、整備される生活に必要な機能を「社会資本」と定義し、以下の検討を行うものとする。

³ 日本政策投資銀行『人口減少問題研究会 最終報告書』、p.5、2014 本書によると同研究会は、「地域に焦点を当て、将来の人口減少が地域の経済、産業、都市構造などに与える影響を分析するとともに、人口減少に対応した地域の企業経営や自治体経営の方向性、地域金融に与える役割を考える」ために設置された組織である。

⁴ 日本政策投資銀行『人口減少問題研究会 最終報告書』、pp.8-9、2014

⁵ 同註 4

4-2 生活の必要要素の状況

4-2-1 生活関連施設の立地

生活の安定性の観点から、「生活関連施設」の状況をみるためには、「重伝建地区」における生活が、どの範囲の地域的広がりの中に完結し得るのかを捉える必要があると考えられる。そこで、「生活関連施設」と居住地との間の距離に着目すると、この距離は、生活圏の規模や地域特性により様々に想定できるが⁶、内閣府による『国土形成計画の推進に関する世論調査』における「居住地に求める条件について」の調査では、一般的に求められる「生活関連施設」とその距離が示されている⁷。ここで、「徒歩・自転車で行ける範囲に必要な施設」及び「バス等で30分以内の範囲に必要な施設」として住民に求められている施設の調査結果に着目すれば（表4-1）、各施設の生活必需性の度合から「生活関連施設」を抽出できるものと捉えられる⁸。

調査対象者が各施設に求める居住地との距離関係に注目すると、「徒歩・自転車で行ける範囲に必要として求められる割合」が「バス等で30分以内の範囲に必要な施設として求められる割合」に較べて大きい傾向にある各施設は、「スーパーマーケット」、「コンビニエンスストア」、「病院」、「郵便局」、「銀行」、「小中学校」、「広場」、「診療所」、「子育て施設」、「文化施設」、「介護福祉施設」、「訪問介護事務所」の12施設である。従って、これらの施設は他の施設に比べて、身近にあることが求められており、必要度が高いものと判断される。ここでこれらの施設を、生活する上での必需性の観点から捉えるために、今後の日本社会における当該施設及びサービスの集約化、効率化を前提に、上述の各施設の代替あるいは集約の可能性を整理する。

まず、類似する機能を持つ施設について、検討上の集約を図れば、店舗面積や販売内容の違いから区別されるものの、「スーパーマーケット」、「コンビニエンスストア」⁹は、いずれも食料品や日用品を販売する「食料品・日用品店」として一括できる。また「銀行、信用金庫などの金融機関」は、日常的な利用に限れば、近年ではATMやインターネットバンキング等の代替手段が「コンビニエンスストア」等に整備されてきており、有人の店舗サービス並びに施設自体の必要性も比較的低いと判断される。また郵便と金融を主な提供サービスとする「郵便局」も、「コンビニエンスストア」による郵便や宅配に関わる商品の取扱いの代替が可能な他、銀行と同様の設備による金融サ

⁶ このような一般的な日常生活を行うために必要な生活環境を評価する既往研究として代表的なものは下記の研究が挙げられる。これらの研究においては、評価軸や分析精度の向上が目的とされており、実際の運用に向けた活用は、発展途上にあるといえる。一つの市町村や地域に着目し「生活関連施設」の距離から高齢者の居住環境の実態を明らかにする研究;野原康弘・佐藤栄治・三橋伸夫「地方都市における高齢者の居住環境評価に関する研究 - 生活関連施設立地からみた地域構造分析 -」(『日本建築学会計画系論文集 81(719)』、pp153-161、2016);山岸輝樹・岩片優二・鈴木雅之、広田直行、服部孝生「高齢者日常利用施設に対する生活利便性に関する研究:千葉県内市町村の場合」(『日本建築学会技術報告集 20(44)』、pp257-262、2014) 居住地選好について様々な居住環境に対する欲求から指標を設定しアンケートにより評価する研究;吉江俊・後藤春彦、「社会属性と住環境欲求からみた首都圏生活者の住宅選好メカニズム」(『日本建築学会計画系論文集 81(727)』、pp.1959-1969、2016) 都市住民に対して行われた大規模なパーソントリップ調査に基づいて分析を行う研究;山崎敦広・高見淳史・大森宣暁・原田昇「個人のライフスタイルと将来居住地選好に関する基礎的研究」(『日本都市計画学会都市計画論文集 47(3)』、pp.349-354、2012)

⁷ 内閣府大臣官房政府広報室『国土形成計画の推進に関する世論調査』(2015)

⁸ 以後「生活関連施設」の名称については、表1で示したものをを用いる。

⁹ 経済産業省『平成26年度業態統計表』(2014)による。

ービスの代替が可能である。従って本分析においては、「銀行、信用金庫などの金融機関」、「郵便局」は「食料品・日用品店」に集約できるものと考え、検討対象から除外する。

さらに「広場」については、前節にて指摘した人口減少下において発生する空き家・空き店舗・工場跡地・耕作放棄地といった土地の活用を図ることで、広場に代替する方策が考案されており¹⁰、「広場」の確保は比較的容易と見なせることから、検討対象から除外する。

また、医療行為を行う「病院」と「診療所」¹¹、高齢者に対する介護を行う「高齢者福祉施設」である「介護福祉施設」と「訪問介護事務所」¹²は地域医療、地域福祉の機能上の観点から判断すれば、ほぼ同等のものとしなせる。

以上の整理により、生活を営むのに必要な「生活関連施設」は、6つの施設区分で分類できる。すなわち「食料品・日用品店」、「医療施設」、「小中学校」、「子育て施設」、「文化施設」、「高齢者福祉施設」の6分類である。

これら「生活関連施設」と、対象となる109件の「重伝建地区」の立地を、「生活関連施設」については「iタウンページ」及び「国土数値情報」により¹³、「重伝建地区」については「国指定文化財等データベース」に登録されているデータにより¹⁴、それぞれ位置情報を取得し、施設位置等の地理情報の表示及び編集が可能な QGIS を用いて地図上にプロットした(図 4-2)。分析にあたっては、徒歩・自転車で行ける範囲を基本的な生活範囲と捉え、「重伝建地区」の重心を中心とした2km圏内に設定し¹⁵、この圏内に立地する「生活関連施設」数を重伝建地区ごとに集計した(表 4-2)。

「重伝建地区」周辺における各施設の立地傾向を、該当施設が周辺の2km圏内に立地する「重伝建地区」の総数に求めると、「重伝建地区」109件に対して、「医療施設」(102件)、「文化施設」(91件)、「小中学校」(97件)、「子育て施設」(95件)、「食料品・日用品店」(91件)、「高齢者福祉施設」(81件)となっており、若干のばらつきが認められる。

各施設の充足状況を地区ごとにみると、全ての施設が「重伝建地区」周辺に揃っている地区は、75件(表 4-2における分類1)と過半数を占めている。施設利用者の年齢に伴って変化する生活段階(ライフステージ)を想定すると、全ての施設を充足したこれらの地区は、全てのライフステー

¹⁰ 国土交通省は、「空き家再生等推進事業」によって、不良住宅の跡地を地域活性化のために活用する市町村、民間事業者の支援を行っており、実際に福井県越前町では、老朽化した空き家住宅を売却し、ポケットパークとして活用を行っている。
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000011.html, 2017.7.4 最終閲覧)

¹¹ 総務省『日本標準産業分類』(2013年改訂版)による。

¹² 同上

¹³ 「スーパーマーケット及びコンビニエンスストア」に関しては、「iタウンページ」のキーワード検索を用いて住所を入手し、位置情報へと変換を行った。「医療施設」「小中学校」については国土交通省国土政策局が提供する「国土数値情報ダウンロードサービス」(<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)を用いて位置情報を入手した。「医療施設」、「小学校」、「中学校」、「広場」、「子育て施設」、「文化施設」、「高齢者福祉施設」に関しては「国土数値情報ダウンロードサービス」上に対応する施設名称としてそれぞれ、中学校・中等教育学校、都市公園、保育園・幼稚園、図書館・公立公民館・集会施設、老人福祉施設・老人憩の家・優良老人ホームの位置情報を入手し利用した。

¹⁴ 文化庁「国指定文化財等データベース」(http://kunishitei.bunka.go.jp/bssystem/index_pc.html, 2016.8.20 最終閲覧)

¹⁵ 内閣府「歩いて暮らせるまちづくりに関する世論調査」(<http://survey.gov-online.go.jp/h21/h21-aruite/index.html>)、2017.6.4 最終閲覧 本調査では、「普段の生活で歩いていける範囲はどのくらいの距離までと考えるか」に対する質問に対して、回答者総数3157名の88.3%が2000m以内であると回答していることから、本分析における徒歩・自転車でいける範囲を「重伝建地区」中心から2km圏内と定義した。

ジの生活に対応し得るとみなせる。その一方で、全ての施設は揃わないものの、「子育て施設」、「小中学校」のように幼年期～少年期に必要な施設が立地することで、子供を育てようとする世帯にとって生活が容易な地区や「高齢者福祉施設」のように高年期に必要な施設が立地することで、高齢世帯にとって生活が容易な地区等、特定のライフステージの生活者に対応可能な施設が整った地区が23件(表4-2における分類Ⅱ)存在している。また、いずれかの生活者のライフステージに限っても必要な施設が揃わない地区も4件(表4-2における分類Ⅲ)存在している。施設が充足されていないこうした地区の住民は、自家用車や公共交通機関等を用いて、自治体内等に立地する必要な施設を訪れているものと推察される。

以上のように、「重伝建地区」の住民における生活関連施設の立地は、徒歩圏内に全て充足されており、生活に必要な物品やサービスが「重伝建地区」の周辺で入手可能な範囲が比較的狭い場合が多くを占めている。その一方で、少数ではあるが、生活関連施設が徒歩圏内に不十分であり、徒歩圏よりも外側の地域に自家用車や公共交通等を用いて行き来しなければならないため、生活に必要な物品やサービスを入手可能な範囲が比較的広い場合も認められる。

4-2-2 雇用発生地域の立地

生活の安定性の観点から「雇用発生地域」をみるために、「重伝建地区」の住民に対する雇用が発生し得る場所に注目すると、地区の内部に雇用発生地域がある場合、地区が立地する自治体の内部に雇用発生地域がある場合、自治体の外部に雇用発生地域があり、地域住民がそこまで通勤している場合が予測される。一方、3-3で注目した「重伝建地区」の事例においては、在来の商業の衰退や、商業併用住宅から商業単独用途の変更等、地区で完結した雇用の発生は生じにくい状況にあるものと捉えられる。そこで、本項では、地区が立地する自治体の内部に雇用発生地域がある場合、自治体の外部に雇用発生地域があり、地域住民がそこまで通勤している場合それぞれに着目し、検討を行う。ここで、このような、自治体を横断する通勤を前提とした実態調査を行うための経済圏の区分方法として、金本、徳岡らに提唱された都市雇用圏によるものが挙げられる¹⁶。都市雇用圏は、全国の経済圏を、中心都市となる自治体と郊外となる自治体により定義し、その組み合わせを一体の都市雇用圏として取り扱う方法であり、経済産業省の委託調査等の地域経済の将来予測にも用いられていることから、本研究における雇用発生地域を捉える方法の一つとして適切なものであると考えられる¹⁷。

具体的にみると、都市雇用圏における「中心都市」は、DID人口が1万人以上の市町村で、後述する「郊外」に当てはまらないもの、または後述の「郊外」の条件を満たすが、従業常住人口比

¹⁶ 金本良嗣、徳岡一幸、「日本の都市雇用圏設定基準」、『応用地域学研究』、No.7、1-15、2002

¹⁷ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、「平成26年度総合調査研究(地域経済の将来動向分析に関する調査研究)」、『経済産業省委託調査』、2015

が1以上でDID人口が中心市町村の3分の1以上あるいは10万以上であるものと定義される。また「郊外」は、前述の中心都市への通勤率が10%以上のものを1次郊外市町村とし、「郊外」への通勤率が10%を超え、通勤率がそれ以上の他市町村が存在しない場合には、その市町村を「2次以下の郊外」と定義される。ただし、相互に通勤率が10%以上の市町村の組み合わせの場合には、通勤率が大きな方を小さな市町村の「郊外」とされ、中心都市が複数の市町村から構成される場合には、それらの市町村全体への通勤率が10%以上の市町村を「郊外」とされる。さらに通勤率が10%を超える「中心都市」が2つ以上存在する場合には、通勤率が最大の「中心都市」の「郊外」とされ、「中心都市」及び「郊外」への通勤率がそれぞれ10%を超える場合には最大の通勤率のもの「郊外」とされる¹⁸。また、これらの都市雇用圏における産業の内訳を想定すると、産業の雇用成長力と立地特性から産業集積と都市圏の成長傾向をみる清水の研究では、都市圏の人口規模に遡増して立地する産業群としては、専門サービス業、情報サービス・調査・広告業等の知識集約型産業が多く、かつ都市圏の雇用の成長と正の相関が認められる¹⁹。一方、人口規模に遡減して立地する産業群として、地域資源に依存する農林水産業や製造業が多いものの、都市圏の雇用成長力については、人口規模に遡増して立地する産業群に比べて小さな業種が多い傾向が認められる²⁰。

以上の定義を踏まえて、雇用発生観点から自治体を分類すると、都市雇用圏の「中心都市」とされ、比較的大きな雇用が内部に見込める自治体、都市雇用圏の「郊外」とされ、雇用が通勤できる外部に見込める自治体、都市雇用圏に属さないことから小さな雇用発生地域が自治体に内在すると推察される自治体の3類型を得られる。ここで、都市圏の設定とそれに基づいた地域経済の推計を行った「平成26年度総合調査研究（地域経済の将来動向分析に関する調査研究）」を見ると²¹、都市雇用圏全体の人口10万人未満の都市圏では、実質経済成長率が負となることが推計されており、現状からは将来的な雇用発生が見込みにくいものと推察される。そこで、「重伝建地区」が立地する自治体における都市雇用圏の設定及び都市雇用圏の人口を集計した²²（表4-3）。調査の結果をみると、10万人以上の都市雇用圏において、「中心都市」に属する自治体に立地する「重伝建地区」が24件、「郊外」に属する自治体に立地する「重伝建地区」が35件、10万人未満の都市雇用圏において、「中心都市」に属する自治体に立地する「重伝建地区」が9件、「郊外」に属する自治体に立地する「重伝建地区」が2件、都市雇用圏に属さない自治体（以下、「白地地域にある自

¹⁸ 同註15上掲書

¹⁹ 清水希容子、『産業集積と都市圏の成長 - 「産業の雇用成長力」と「立地特性」からの検証-』、『地域政策研究』、Vol.5、2002

²⁰ 註19上掲書では、徳岡一幸が提唱した標準大都市雇用圏の定義に従い、全国124都市圏を対照として、日本標準産業中分類から抽出した62業種について、1978年から1999年にかけての全産業の伸び率に対する増加寄与度を雇用成長力と定義して、分析を行っている。

²¹ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成26年度総合調査研究(地域経済の将来動向分析に関する調査研究)」、『経済産業省委託調査』、2015

²² 東京大学空間情報科学研究センターが公開している都市雇用圏の統計データベースを元に「重伝建地区」が立地する自治体の情報を抽出した。

自治体)に立地する「重伝建地区」が39件認められた。これらの自治体のうち、10万人未満の都市雇用圏に属する11件の地区、及び「白地地域にある自治体」にある39件の地区では、平均実質経済成長率が負となることが予測され²³、将来的な雇用の発生が見込みにくい状況にあるものと捉えられる。

これらの状況から、「重伝建地区」では、地区が立地する自治体内部に雇用発生地域が存在し、自治体単位で一定の雇用が見込めることから、「重伝建地区」からの通勤が狭い範囲で可能な地区、又は近隣自治体に雇用発生地域が存在し、「重伝建地区」から通勤するには比較的遠隔となる地区は約半数に留まる。一方で、雇用発生地域が存在せず、近隣自治体を含めても雇用を見込めないことから、将来的に「重伝建地区」の住民が労働できる環境が不足する可能性がある地区が半数を占めている。従って、「重伝建地区」の立地する自治体における産業は、全国に予想されているよりも、高い割合で衰退する恐れがあるといえる。

4-2-3 「社会資本」の持続性

「社会資本」を整備する公共事業等の実施主体である自治体において、財政的な制約が今後高まる可能性が指摘されている状況を踏まえれば、自治体の財政が悪化するほど、「社会資本」への投資が困難となることは容易に予測される。そこで、現在の自治体における財政の健全度に着目すると、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(健全化法)では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率によって定義される財政再生基準を超過した地方公共団体は、財政再生団体と認定され、財政再生計画を定めることが義務付けられている²⁴。財政再生計画には、地方債の起債において、総務大臣の同意が求められるため、実質的にその地方公共団体は、国の管理下に置かれる。

ここで、近年、財政再生団体とされた夕張市の事例をみると²⁵、財政破綻の要因として、炭鉱閉山後の社会基盤整備にかかる多大な社会基盤整備、人口減少に応じた行政体制の効率化の遅れ、観光施設への過大投資、人口減少に伴う税収、普通交付税の大幅な減少、産炭地域振興臨時交付金の廃止による歳入の減少、赤字の実態を表面化せず拡大させる不適切な財務処理手法が挙げられている²⁶。また現在も財政再生計画に基づいた財政の健全化が図られており、地方税の引上げ、施設手数料や使用料の値上げによる歳入の確保と、職員の人件費削減、住民生活に必要な最低限の事務事業の中止又は縮小、公共施設の集約又は廃止による歳出の削減が行われている。こうした措置の結果、職員の人件費削減に伴う職員の減少の結果、需要を失った中心市街地における商店街振興組合の加盟

²³ 註18における分析では、都市雇用圏の人口の少ない経済圏ほど経済成長率が低くなる傾向が認められている。本研究において、都市雇用圏に属さない自治体は人口10万人未満であるため、自治体そのものを都市雇用圏と同等のものとして捉え、人口10万人未満の都市雇用圏と同様に経済成長率が低くなるものと仮定した。

²⁴ 総務省ウェブサイト (<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index3.html>)、2019.8.6 最終閲覧

²⁵ 夕張市は、353億円の赤字を2007年度から2026年度までに返済する財政再生計画について総務大臣との協議、同意を経て2007年に財政再生団体となった。その後2009年に地方財政債権促進特別措置法が廃止され、健全化法が適用されることとなったことに伴い財政再生団体となった。

²⁶ 加藤智子、「地方自治体の財政再生 -夕張市の再生への取組-」、『立法と調査』、No375、pp.59-70、2016

店は、破綻前の50軒から12軒まで減少し、各地区で維持されていた小中学校が統廃合され、路線バスによる遠距離通学が増加している。このように財政再生団体への認定は、実質的に自治体の住民の生活を悪化させるものとして捉えられる。

同法律では、こうした財政再生団体の発生を回避するために、早期健全化基準を設け、この基準を超過した地方公共団体が財政健全化計画を定めることを義務付けている。地方公共団体は、財政健全化計画の実施状況を公表することが義務付けられている一方、総務大臣又は都道府県知事は計画の実施状況を踏まえ、必要な勧告を行うことができるとされている。このことから、自治体の財政状況が、早期健全化基準に達した場合には、その自治体における事業実施の裁量が狭められるものと捉えられる。そこで2019年8月現在、早期健全化基準を超過した地方公共団体、財政再生団体に認定された地方公共団体に着目すると、「重伝建地区」が立地する自治体は含まれていない²⁷。

一方で、上述の通り、少子高齢化の進行は、直接的な税収の減少、インフラ効率の悪化など自治体の財政状況を悪化させる可能性が認められる。そこで、自治体における人口減少の状況を示したものとして、2-1でも言及した消滅可能性都市の指摘に着目すると、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」を元に、今後も人口移動が収束しなかった場合、2010年から2040年にかけて、20歳から39歳の女性人口が5割以上減少するとみられており、出生率が上昇しても人口維持が困難となるものと想定される自治体を消滅可能性都市、その中でも2040年時点で人口が1万人を下回る自治体を消滅の可能性が高いものと指摘している²⁸。そこで、「重伝建地区」の立地する自治体への消滅可能性都市指定状況を確認した²⁹（表4-4）。その結果、指定を受けていない自治体が48件（表4-4における分類A）、指定を受けている自治体でかつ、2040年時点の人口が1万人以上と予想されるものが47件（表4-4における分類B）、指定を受けている自治体のうち2040年時点の人口が1万人未満と予想されるものが14件（表4-4における分類C）認められた。

以上のように「重伝建地区」が立地している自治体のうち、消滅可能性が指摘されている自治体が半数を占める。またその中でも少子高齢化の結果人口が1万人未満となる自治体は、財政状況が悪化する可能性が比較的高いものと捉えられることから、「社会資本」の維持、整備には、当該自治体だけではなく、他自治体との合併や事業連携等、広域的な視点が求められることが予想できる。

4-2-4 生活の必要要素からみた「重伝建地区」の分類と生活の成立範囲

前項までの検討では、「生活関連施設」については徒歩圏内外の立地、「雇用発生地域」については自治体内外における立地と衰退可能性、社会資本については、自治体による持続可能性を把握

²⁷ 総務省、「平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」、2019

²⁸ 日本創成会議ウェブサイトで公開されている日本創成会議・人口減少問題検討分科会提言「ストップ少子化・地方元氣戦略」記者会見資料（<http://www.policycouncil.jp/>）2019.8.6 最終閲覧

²⁹ 註28 上掲書

した。これらの「重伝建地区」における生活の必要要素について、その地域的な範囲に着目すると、生活関連施設の立地から、地区単位で生活に必要な物品やサービスが入手可能で、自治体の範囲より内側に「生活関連施設」のまとまりを持つといえる「重伝建地区」（表 4-2 における分類Ⅰ）と、自治体単位で生活に必要な物品やサービスを入手可能な「重伝建地区」（表 4-2 における分類Ⅱ、Ⅲ）に大別できる。また、雇用発生地域の立地から、自治体単位で一定の雇用が見込める「重伝建地区」（表 4-3 における分類 M-C、Mc-C）、近隣自治体で一定の雇用が見込める「重伝建地区」（表 4-3 における M-S1、M-S2、M-S4、Mc-S1）、近隣自治体を含めても雇用を見込めない「重伝建地区」（表 4-3 における Mc-Cd、Mc-S1d、W）に大別できる。さらに社会資本については、今後も自治体による整備が可能と捉えられる「重伝建地区」（表 4-4 における分類 A、B）、自治体による整備が困難となる可能性が高い「重伝建地区」（表 4-4 における類型 C）に大別できる（表 4-5）。従って、これらの指標を踏まえると、「重伝建地区」は、生活の必要要素の立地範囲の観点から、以下の 10 種類に分類できる（表 4-6）。

類型①：立地する自治体内で生活を完結させることが可能で、かつ「重伝建地区」周辺に一定のまとまりを持つ地区

10 万人以上の都市雇用圏の中心都市にあたり、消滅可能性都市の指摘を受けていない、又は指摘を受けていても 2040 年時点の人口が 1 万人以上である自治体に立地し、生活関連施設が地区の 2km 圏内に十分存在する、23 件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、整備された社会資本の中で、あらゆる世代が、徒歩で日常生活に必要な施設に行き来でき、自治体の内部で労働を行うことができる。自治体の内部で生活が完結し、その内側に位置する「重伝建地区」に生活圏としての一定のまとまりを持っていると考えられる。

類型②：立地する自治体内で生活を完結させることが可能だが、「重伝建地区」周辺にまとまりを持たない地区

10 万人以上の都市雇用圏の中心都市にあたり、消滅可能性都市の指摘を受けていない、又は指摘を受けていても 2040 年時点の人口が 1 万人以上である自治体に立地するが、生活関連施設が地区の 2km 圏内には十分存在していない、1 件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、整備された社会資本の中、自治体の内部で労働を行うことができるが、生活関連施設が徒歩圏に十分存在しないため、自家用車や公共交通等への依存度が高いものと予想される。従って、自家用車を使用できない高齢者や保育、教育施設を必要とする子育て世帯等が、比較的居住しにくい状況となっているものと捉えられる。

類型③：近隣の自治体も含む範囲で生活が完結させられ、「重伝建地区」周辺に一定のまとまりを持つ地区

10万人以上の都市雇用圏の郊外にあたり、消滅可能性都市の指摘を受けていない又は指摘を受けていても2040年時点の人口が1万人以上である自治体に立地する「重伝建地区」で、生活関連施設が地区の2km圏内に十分存在する、23件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、整備された社会資本の中で、あらゆる世代が、徒歩で日常生活に必要な施設に行き来できるが、労働については、周辺の自治体への通勤を伴う可能性が高いものと捉えられる。自治体の内部では、生活が完結せず、その内側に位置する「重伝建地区」に生活圏としての一定のまとまりを持っていることから、周辺自治体から「重伝建地区」までに段階的なまとまりがある状況にあるものと考えられる。

類型④：近隣の自治体も含む範囲で生活が完結させられ、「重伝建地区」周辺にまとまりを持たない地区

10万人以上の都市雇用圏の郊外にあたり、消滅可能性都市の指摘を受けていない又は指摘を受けていても2040年時点の人口が1万人以上である自治体に立地する「重伝建地区」であるが、生活関連施設が地区の2km圏内には十分存在していない、9件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、整備された社会資本の中で生活できるが、労働については、周辺の自治体への通勤を伴う可能性が高く、生活関連施設が徒歩圏に十分存在しないため、自家用車や公共交通等への依存度が高いものと予想される。従って、自家用車を使用できない高齢者や保育、教育施設を必要とする子育て世帯等が、比較的、居住しにくい状況となっているものと捉えられる。

類型⑤：雇用発生地域の衰退が指摘されているものの、「重伝建地区」周辺に一定のまとまりを持つ地区

10万人未満の都市雇用圏又は白地地域に立地しているため、雇用が衰退する可能性が高いものの、消滅可能性都市の指摘を受けていない又は指摘を受けていても2040年時点の人口が1万人以上である自治体に立地する「重伝建地区」で、生活関連施設が地区の2km圏内に十分存在する、23件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、整備された社会資本の中で、あらゆる世代が、徒歩で日常生活に必要な施設に行き来できるが、労働を行う場所が将来的に不足する可能性が高いものと捉えられる。

類型⑥：雇用発生地域の衰退が指摘されているものの、「重伝建地区」周辺に一定のまとまりを持たない地区

10万人未満の都市雇用圏又は白地地域に立地しているため、雇用が衰退する可能性が高いものの、消滅可能性都市の指摘を受けていない又は指摘を受けていても2040年時点の人口が1万人以上である自治体に立地する「重伝建地区」で、生活関連施設が地区の2km圏内には十分存在していない、16件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、整備された社会資本の中で生活できるが、労働については、周辺の自治体への通勤を伴う可能性が高く、生活関連施設が徒歩圏に十分存在しないため、自家用車や公共交通等への依存度が高いものと予想される。従って、自家用車を使用できない高齢者や保育、教育施設を必要とする子育て世帯等が、比較的、居住しにくい状況となっているものと捉えられる。

類型⑦：行政の弱体化が指摘されているものの、近隣の自治体も含む範囲で労働でき、「重伝建地区」周辺に一定のまとまりを持つ地区

10万人以上の都市雇用圏の郊外にあたり、消滅可能性都市の指摘を受けた2040年時点の人口が1万人未満である自治体に立地する「重伝建地区」で、生活関連施設が地区の2km圏内に十分存在する、1件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、あらゆる世代が、徒歩で日常生活に必要な施設に行き来できるが、労働については、周辺の自治体への通勤を伴う可能性が高いものと捉えられる。また2040年までに少子高齢化の深刻化やそれに伴う公共事業の停滞により社会資本の整備ができなくなる恐れがあるものと捉えられる。

類型⑧：行政の弱体化が指摘されているものの、近隣の自治体も含む範囲で労働でき、「重伝建地区」周辺に一定のまとまりを持たない地区

10万人以上の都市雇用圏の郊外にあたり、消滅可能性都市の指摘を受けた2040年時点の人口が1万人未満である自治体に立地する「重伝建地区」で、生活関連施設が地区の2km圏内には十分存在していない、1件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、生活関連施設が徒歩圏に十分存在しないため、自家用車や公共交通等への依存度が高いものと予想される。従って、自家用車を使用できない高齢者や保育、教育施設を必要とする子育て世帯等が、比較的、居住しにくい状況となっている上、労働については、周辺の自治体への通勤を伴う可能性が高いものと捉えられる。また2040年までに少子高齢化の深刻化やそれに伴う公共事業の停滞により社会資本の整備ができなくなる恐れがあるものと捉えられる。

類型⑨：雇用発生地域の衰退の弱体化が指摘されているものの、「重伝建地区」周辺に一定のまとまりを持つ地区

10万人未満の都市雇用圏又は白地地域に立地しているため、雇用が衰退する可能性が高く、消滅可能性都市の指摘を受けた2040年時点の人口が1万人未満である自治体に立地する「重伝建地区」で、生活関連施設が地区の2km圏内に十分存在する、4件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、あらゆる世代が、徒歩で日常生活に必要な施設に行き来できるが、労働を行う場所が将来的に不足する可能性が高いものと捉えられる上、2040年までに少子高齢化の深刻化やそれに伴う公共事業の停滞により社会資本の整備ができなくなる恐れがあるものと捉えられる。

類型⑩：雇用発生地域の衰退、行政の弱体化が指摘されているものの、「重伝建地区」周辺に一定のまとまりを持つ地区

10万人未満の都市雇用圏又は白地地域に立地しているため、雇用が衰退する可能性が高く、消滅可能性都市の指摘を受けた2040年時点の人口が1万人未満である自治体に立地する「重伝建地区」で、生活関連施設が地区の2km圏内には十分存在していない、8件の「重伝建地区」が該当する。本類型に該当する「重伝建地区」の居住者は、生活関連施設が徒歩圏に十分存在しないため、自家用車や公共交通等への依存度が高いものと予想される。従って、自家用車を使用できない高齢者や保育、教育施設を必要とする子育て世帯等が、比較的、居住しにくい状況となっているものと捉えられる。さらに労働を行う場所が将来的に不足する可能性が高いものと捉えられる上、2040年までに少子高齢化の深刻化やそれに伴う公共事業の停滞により社会資本の整備ができなくなる恐れがあるものと捉えられる。

以上、類型に該当する「重伝建地区」の数をみると、類型①は23件、類型②は1件、類型③は23件、類型④は9件、類型⑤は23件、類型⑥は16件、類型⑦は1件、類型⑧は1件、類型⑨は4件、類型⑩は8件となっている。

ここで、類型②、⑦、⑧に該当する地区は1地区ずつに留まっていることから、「重伝建地区」周辺に「生活関連施設」が立地していない地区は、都市雇用圏も自治体に内在せず、周辺地域の雇用依存している場合が多く、消滅可能性都市の指摘を受けた2040年時点の人口が1万人未満の自治体に立地する地区は、雇用の衰退も同時に発生している場合が多いといえる。

また、これらの類型を生活の成立範囲の観点からみれば、雇用の衰退や著しい人口減少が予測されていない類型①に該当する23件は、自治体内で「生活関連施設」、「雇用発生地域」、「社会資本」の整備が完結しており、最も狭い範囲で生活が成り立つのに対して、類型②-④に該当する33件は、「生活関連施設」のまとまりがない、近隣自治体の雇用発生地域に依存する可能性が高い等、

類型①に比べて広い範囲を生活圏とすることで生活の完結が可能なものと推察される。一方、雇用ないし人口のどちらか又は両方において問題の予測がなされている類型⑤-⑩に該当する53件の「重伝建地区」は、短期的に見て「重伝建地区」における生活が成立しておらず、「重伝建地区」外や他自治体への依存又は「重伝建地区」での自立が求められる可能性がある。

4-3 小結

本章では、現在選定されている109件の「重伝建地区」を、「生活関連施設」と「雇用発生地域」の立地、「社会資本」の持続性を指標として、生活が成立する範囲の観点から10の類型に分類した。各類型の特徴をみると、ある特定の範囲で生活が完結する類型①-④は、消滅可能性都市の指摘を受けていても、2040年時点の人口が1万人以上おり、都市雇用圏の衰退可能性も低いものと捉えられ、「重伝建地区」における生活が比較的安定している状況にあるものと捉えられる。特に類型①は「重伝建地区」周辺に生活関連施設のまとまりを持つことから住民が歴史的町並みとなんらかの関係性を築きやすい状況にあることが推察される。一方で、「重伝建地区」の約半数が該当する類型⑤-⑩は、産業の衰退、少子高齢化の深刻化が認められ、住民による生活が困難となりつつあり、人口減少が進む中では、早急かつ自立的な生活方策や他地域と連携が求められる。そこで以降の検討では、「重伝建地区」における生活の類型として、類型①を局所生活安定型、類型②-④を広域生活安定型、類型⑤-⑩を生活外部依存型と呼称する。

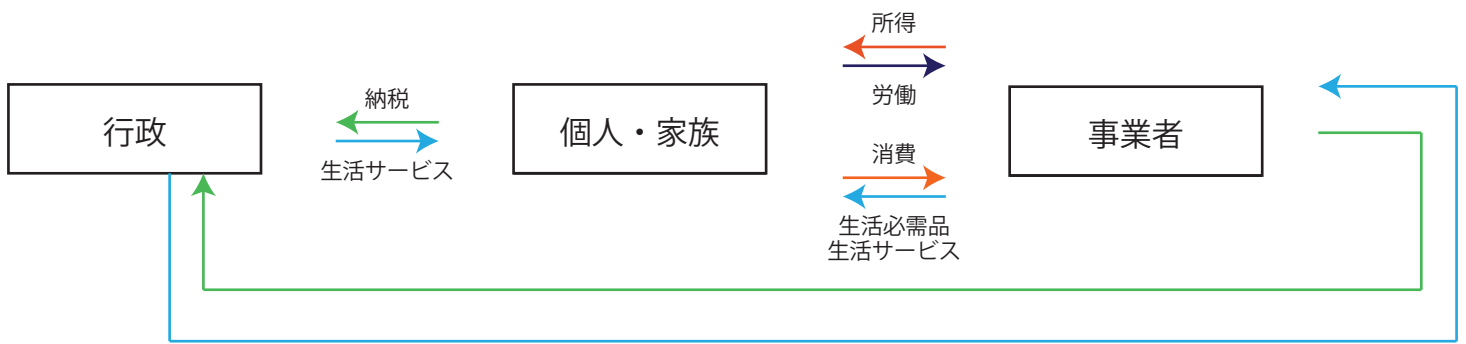


図 4-1：生活構造モデル

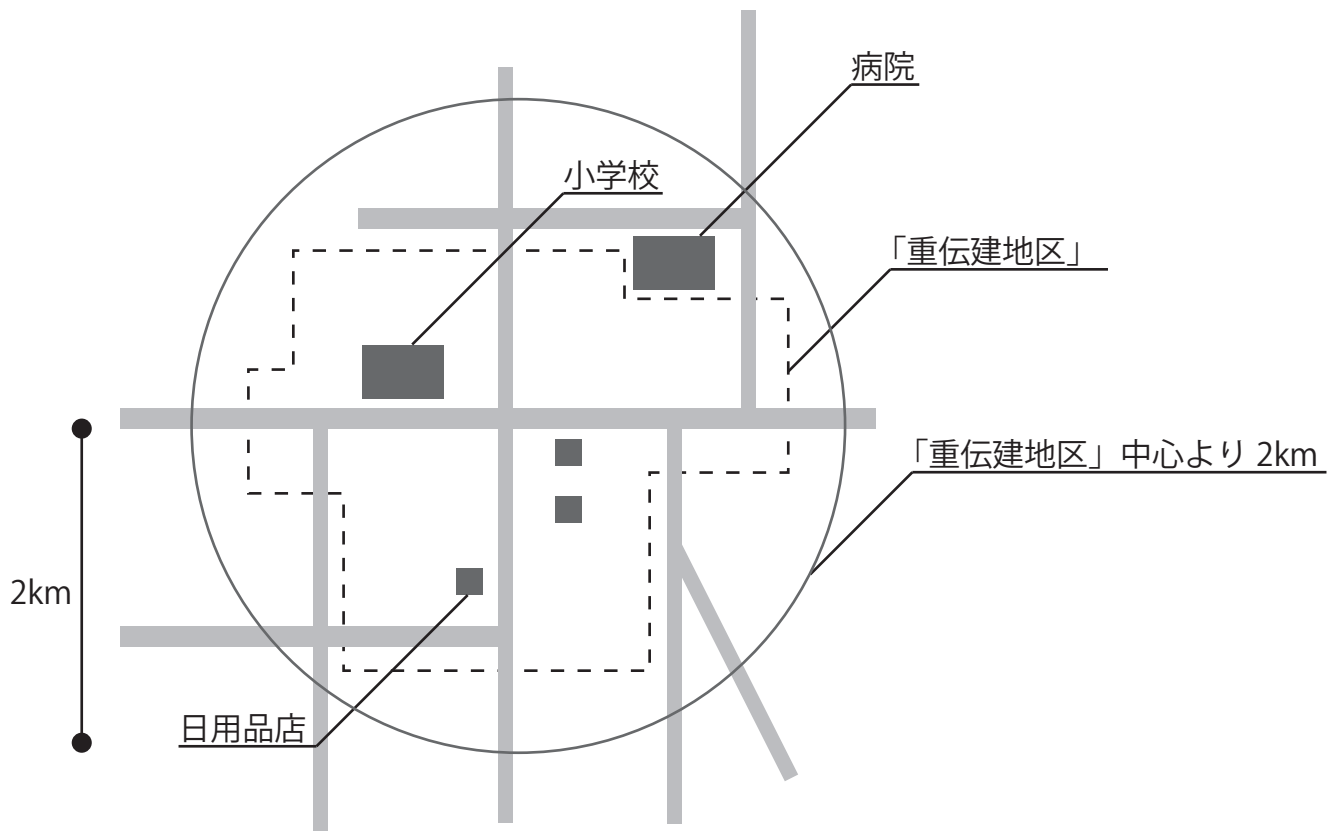
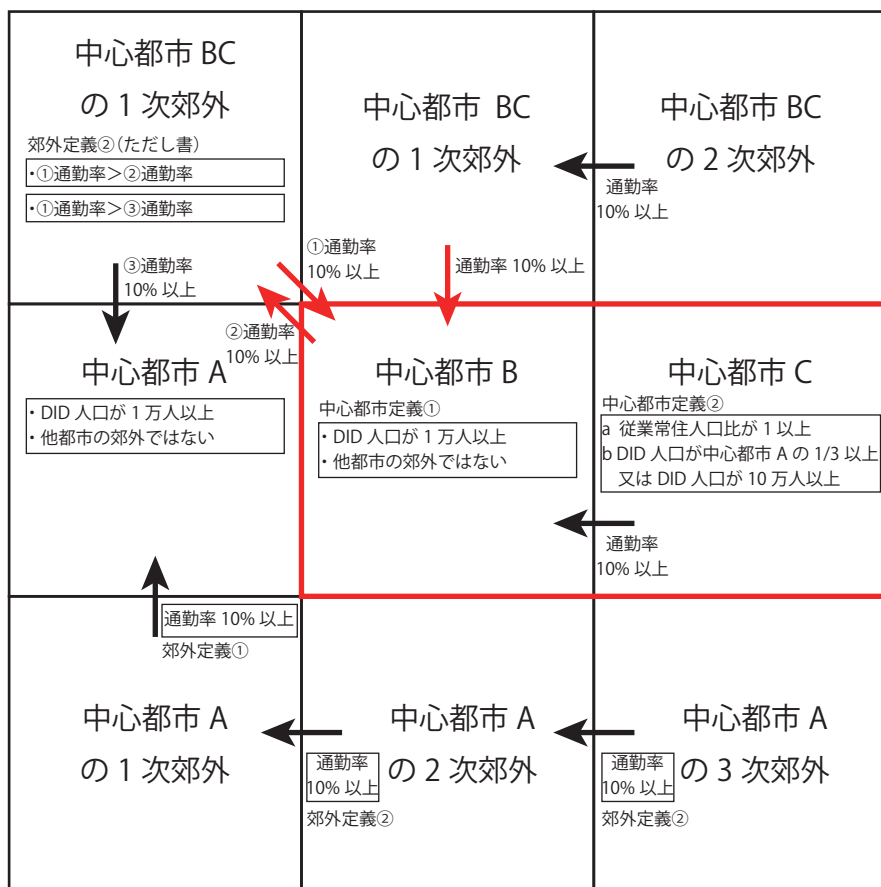


図 4-2：生活関連施設の分析方法



中心都市の定義

以下の条件のいずれかを満たす市町村を中心都市とする。

- ①人口集中地区（DID）人口が1万人以上の市町村で、他都市の郊外ではない。
- ②郊外市町村の条件を満たすが、
 - a. 従業常住人口比が1以上で、かつ
 - b. DID人口が中心都市の1/3以上か、あるいは10万以上である。

郊外の定義

中心都市への通勤率が

- ①10%以上のものを一次郊外とし、
- ②郊外への通勤率が10%を超え、しかも通勤率がそれ以上の他の市町村が存在しない場合には、その市町村を2次以下の郊外市町村とする。

ただし

- a. 相互に通勤率が10%以上である市町村同士の場合には、通勤率が大きい方を小さい方の郊外とする。
- b. 中心都市が複数の市町村から構成される場合には、それらの市町村全体への通勤率が10%以上の市町村を郊外とする。
- c. 通勤率が10%を超える中心都市が2つ以上存在する場合には、通勤率が最大の中心都市の郊外とする。
- d. 中心都市及び郊外市町村への通勤率が各々10%を超える場合には、最大の通勤率のものの郊外とする。

図 4-3：都市雇用圏の定義

表4-1：『国土形成計画の推進に関する世論調査』における
「居住地に求める条件について」の調査結果

	(1) 徒歩・自転車で行ける 範囲に必要として 求められる割合	(2) バス等で30分以内の 範囲に必要な施設 として求められる割合
総数	1758	1727
スーパーマーケット	73.0	14.0
コンビニエンスストア	69.6	6.0
病院	61.7	26.1
郵便局	54.4	17.5
銀行	54.2	24.5
小中学校	41.8	7.6
広場	37.9	11.7
診療所	35.7	10.0
子育て施設	32.7	8.3
文化施設	25.8	21.4
介護福祉施設	23.3	16.2
食堂	22.5	24.1
行政機関窓口	20.4	30.3
ガソリンスタンド	19.2	35.1
専門的な店舗	15.7	30.1
訪問介護事業所	14.1	11.6
高等学校	13.7	17.4
娯楽施設	8.8	30.8
百貨店	7.1	33.8
その他	0.5	1.0
わからない	1.0	4.7

	(1) > (2)
	(1) < (2)

表4-2：「重伝建地区」から徒歩圏内にある生活関連施設数

番号	都道府県	地区名称等	「生活関連施設」の分析						分類
			食料品・日用品店	医療施設	文化施設	小中学校	子育て施設	高齢者福祉施設	
1	北海道	函館市元町末広町	29	46	5	3	7	3	1
2	青森	弘前市仲町	51	170	11	7	24	14	1
3	青森	黒石市中町	25	56	10	5	12	7	1
6	秋田	横手市増田	3	11	5	1	1	3	1
7	秋田	仙北市角館	13	28	6	1	2	4	1
10	茨城	桜川市真壁	8	24	10	2	5	3	1
11	栃木	栃木市嘉右衛門町	37	120	9	5	10	6	1
12	群馬	桐生市桐生新町	18	98	21	4	15	12	1
14	埼玉	川越市川越	56	206	11	10	15	6	1
15	千葉	香取市佐原	20	65	5	2	6	1	1
17	富山	高岡市山町筋	56	149	13	11	17	13	1
18	富山	高岡市金屋町	61	133	14	10	18	12	1
19	富山	南砺市相倉	2	3	2	1	1	1	1
21	石川	金沢市東山ひがし	93	241	27	8	28	29	1
22	石川	金沢市主計町	118	270	31	9	30	27	1
23	石川	金沢市卯辰山麓	81	205	24	7	24	24	1
24	石川	金沢市寺町台	90	286	32	12	42	36	1
26	石川	加賀市加賀橋立	4	3	1	1	1	1	1
28	石川	白山市白峰	1	5	4	1	1	2	1
29	福井	小浜市小浜西組	31	34	11	3	7	3	1
36	長野	千曲市稲荷山	13	36	10	5	6	2	1
37	長野	東御市海野宿	7	18	7	4	5	1	1
40	岐阜	高山市三町	76	112	9	7	9	18	1
41	岐阜	高山市下二之町大新町	81	112	9	7	8	17	1
42	岐阜	美濃市美濃町	14	28	8	2	4	5	1
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	3	12	3	1	1	4	1
44	岐阜	郡上市郡上八幡北町	14	21	8	2	3	1	1
48	愛知	豊田市足助	9	10	2	1	1	2	1
49	三重	亀山市関宿	9	7	4	1	2	1	1
50	滋賀	大津市坂本	20	42	5	4	8	3	1
52	滋賀	近江八幡市八幡	18	51	5	4	6	3	1
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	7	17	6	1	4	3	1
54	京都	京都市上賀茂	55	254	8	11	18	28	1
55	京都	京都市産寧坂	132	321	18	10	20	19	1
56	京都	京都市祇園新橋	189	487	22	12	23	22	1
60	京都	与謝野町加悦	3	16	13	3	4	1	1
61	大阪	富田林市富田林	30	81	11	5	12	5	1
62	兵庫	神戸市北野町山本通	149	451	10	6	19	13	1
63	兵庫	豊岡市出石	9	23	6	2	3	3	1
64	兵庫	篠山市篠山	9	33	6	5	8	1	1
67	奈良	橿原市今井町	30	131	17	7	9	18	1
68	奈良	五條市五條新町	15	45	21	4	3	7	1
69	奈良	宇陀市松山	6	20	8	1	1	11	1
70	和歌山	湯浅町湯浅	12	60	18	5	7	22	1
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	32	76	10	4	10	10	1
72	鳥取	大山町所子	1	15	5	1	2	4	1
75	島根	津和野町津和野	12	13	4	1	1	6	1
76	岡山	倉敷市倉敷川畔	51	148	12	6	16	11	1
77	岡山	津山市城東	37	92	13	5	9	3	1
79	広島	呉市豊町御手洗	2	11	2	2	1	3	1
80	広島	竹原市竹原地区	16	38	23	4	4	3	1
82	山口	萩市堀内地区	28	58	8	4	6	5	1
83	山口	萩市平安古地区	29	62	9	4	7	5	1
84	山口	萩市浜崎	32	62	7	3	7	2	1

表註：空欄は施設数0を示す。

表4-2：「重伝建地区」から徒歩圏内にある生活関連施設数

番号	都道府県	地区名称等	「生活関連施設」の分析						分類
			食料品・日用品店	医療施設	文化施設	小中学校	子育て施設	高齢者福祉施設	
87	徳島	美馬市脇町南町	10	27	10	1	2	6	I
91	愛媛	西予市宇和町卯之町	13	26	6	1	4	1	I
92	愛媛	内子町八日市護国	10	20	11	2	3	3	I
93	高知	室戸市吉良川町	4	9	1	1	2	2	I
94	高知	安芸市土居廓中	8	22	24	2	4	3	I
95	福岡	八女市八女福島	21	66	9	4	8	4	I
97	福岡	うきは市筑後吉井	6	36	14	4	4	2	I
100	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	8	22	2	4	5	6	I
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	10	29	3	3	7	6	I
102	佐賀	嬉野市塩田津	10	23	5	3	3	10	I
103	佐賀	有田町有田内山	6	13	5	1	2	1	I
104	長崎	長崎市東山手	107	349	15	8	26	10	I
105	長崎	長崎市南山手	89	291	8	7	19	8	I
107	長崎	雲仙市神代小路	5	10	2	2	3	1	I
108	大分	日田市豆田町	40	110	12	6	13	13	I
110	宮崎	日南市飢肥	7	15	3	2	4	3	I
111	宮崎	日向市美々津	5	8	3	2	1	3	I
113	鹿児島	出水市出水麓	11	36	6	3	8	2	I
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓	7	20	8	1	3	4	I
115	鹿児島	南九州市知覧	5	12	3	1	2	3	I
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	5	17	9	1	2		II
5	宮城	村田町村田	7	18	4	1	2		II
9	福島	南会津町前沢		2	3	1	1		II
20	富山	南砺市菅沼		1				1	II
25	石川	輪島市黒島地区	2	3	3	1	1		II
30	福井	若狭町熊川宿	3	2	2	1		1	II
34	長野	塩尻市奈良井		2	1	1	1		II
35	長野	塩尻市木曾平沢	4	3	3	1	1		II
45	岐阜	白川村荻町	6	3	5	1	1		II
57	京都	京都市嵯峨鳥居本	5	31		1	4	7	II
58	京都	南丹市美山町北	1	4				1	II
59	京都	伊根町伊根浦	1	2	2	1	1		II
78	岡山	高梁市吹屋		2	3			1	II
86	山口	柳井市古市金屋	27	58	9	4	7		II
88	徳島	三好市東祖谷山村落合		1	3	1	1		II
90	香川	丸亀市塩飽本島町笠島		3	2	1	2		II
96	福岡	八女市黒木	6	13	4	1	3		II
98	福岡	うきは市新川田麓		1	1	1	1		II
99	福岡	朝倉市秋月		7	2	1	1	1	II
106	長崎	平戸市大島村神浦	5	3	1	1	1		II
117	沖縄	竹富町竹富島	1	2		1	1		II
8	福島	下郷町大内宿							III
13	群馬	中之条町六合赤岩		2					III
16	新潟	佐渡市宿根木			2				III
27	石川	加賀市加賀東谷							III
32	山梨	早川町赤沢		1		1	1		III
38	長野	南木曾町妻籠宿			1				III
39	長野	白馬村青鬼							III
46	静岡	焼津市花沢							III
65	兵庫	篠山市福住	2		1	1			III
73	島根	大田市大森銀山	4	1	2	1			III
74	島根	大田市温泉津	6	3	5		1		III
85	山口	萩市佐々並市	1	1	2	1			III
112	宮崎	椎葉村十根川		1			1		III
116	沖縄	渡名喜村渡名喜島		3	2	1	1	1	III

表註：空欄は施設数0を示す。

表4-3：「重伝建地区」が立地する自治体が属する都市雇用圏

番号	都道府県	地区名称等	中心都市	都市圏総人口	大都市雇用圏 (M) 小都市雇用圏 (Mc) 白地 (W)
					中心都市 (C) 一次郊外 (S1) 二次郊外 (S2) 人口10万人未満 (d)
1	北海道	函館市元町末広町	函館市	340489	M-C
2	青森	弘前市仲町	弘前市	291789	M-C
11	栃木	栃木市嘉右衛門町	栃木市	159211	M-C
21	石川	金沢市東山ひがし	金沢市	747780	M-C
22	石川	金沢市主計町	金沢市	747780	M-C
23	石川	金沢市卯辰山麓	金沢市	747780	M-C
24	石川	金沢市寺町台	金沢市	747780	M-C
48	愛知	豊田市足助	豊田市	484352	M-C
54	京都	京都市上賀茂	京都市	2801044	M-C
55	京都	京都市産寧坂	京都市	2801044	M-C
56	京都	京都市祇園新橋	京都市	2801044	M-C
57	京都	京都市嵯峨鳥居本	京都市	2801044	M-C
62	兵庫	神戸市北野町山本通	神戸市	2419973	M-C
79	広島	呉市豊町御手洗	呉市	252891	M-C
104	長崎	長崎市東山手	長崎市	785108	M-C
105	長崎	長崎市南山手	長崎市	785108	M-C
3	青森	黒石市中町	弘前市	291789	M-S1
5	宮城	村田町村田	仙台市	1612499	M-S1
12	群馬	桐生市桐生新町	太田市	613825	M-S1
14	埼玉	川越市川越	東京	35303778	M-S1
15	千葉	香取市佐原	成田市	328796	M-S1
28	石川	白山市白峰	金沢市	747780	M-S1
34	長野	塩尻市奈良井	松本市	447802	M-S1
35	長野	塩尻市木曾平沢	松本市	447802	M-S1
46	静岡	焼津市花沢	静岡市	988056	M-S1
50	滋賀	大津市坂本	京都市	2801044	M-S1
58	京都	南丹市美山町北	京都市	2801044	M-S1
61	大阪	富田林市富田林	大阪市	12078820	M-S1
67	奈良	橿原市今井町	大阪市	12078820	M-S1
72	鳥取	大山町所子	米子市	231746	M-S1
76	岡山	倉敷市倉敷川畔	岡山市	1526503	M-S1
80	広島	竹原市竹原地区	東広島市	219333	M-S1
97	福岡	うきは市筑後吉井	久留米市	431897	M-S1
98	福岡	うきは市新川田籠	久留米市	431897	M-S1
17	富山	高岡市山町筋	富山市	1066328	M-S2
18	富山	高岡市金屋町	富山市	1066328	M-S2
36	長野	千曲市稲荷山	長野市	589549	M-S2
49	三重	亀山市関宿	四日市市	623210	M-S2
90	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	高松市	819327	M-S2
107	長崎	雲仙市神代小路	長崎市	785108	M-S2
19	富山	南砺市相倉	富山市	1066328	M-S4
20	富山	南砺市菅沼	富山市	1066328	M-S4
6	秋田	横手市増田	横手市	156739	Mc-C
40	岐阜	高山市三町	高山市	113878	Mc-C
41	岐阜	高山市下二之町大新町	高山市	113878	Mc-C
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	東近江市	228704	Mc-C
63	兵庫	豊岡市出石	豊岡市	124608	Mc-C
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	倉吉市	104320	Mc-C
77	岡山	津山市城東	津山市	182412	Mc-C
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓	薩摩川内市	147758	Mc-C
29	福井	小浜市小浜西組	小浜市	53252	Mc-Cd
82	山口	萩市堀内地区	萩市	53023	Mc-Cd
83	山口	萩市平安古地区	萩市	53023	Mc-Cd
84	山口	萩市浜崎	萩市	53023	Mc-Cd
85	山口	萩市佐々並市	萩市	53023	Mc-Cd
99	福岡	朝倉市秋月	朝倉市	83924	Mc-Cd
108	大分	日田市豆田町	日田市	66523	Mc-Cd
110	宮崎	日南市飢肥	日南市	54090	Mc-Cd
111	宮崎	日向市美々津	日向市	85424	Mc-Cd

表4-3：「重伝建地区」が立地する自治体が属する都市雇用圏

番号	都道府県	地区名称等	中心都市	都市圏総人口	大都市雇用圏 (M) 小都市雇用圏 (Mc) 白地 (W)
					中心都市 (C) 一次郊外 (S1) 二次郊外 (S2) 人口10万人未満 (d)
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	奥州市	135317	Mc-S1
7	秋田	仙北市角館	大仙市	130585	Mc-S1
10	茨城	桜川市真壁	筑西市	147205	Mc-S1
26	石川	加賀市加賀橋立	小松市	222986	Mc-S1
27	石川	加賀市加賀東谷	小松市	222986	Mc-S1
37	長野	東御市海野宿	上田市	212314	Mc-S1
42	岐阜	美濃市美濃町	関市	115477	Mc-S1
52	滋賀	近江八幡市八幡	東近江市	228704	Mc-S1
75	島根	津和野町津和野	益田市	55371	Mc-S1d
103	佐賀	有田町有田内山	伊万里市	75386	Mc-S1d
8	福島	下郷町大内宿	—	—	W
9	福島	南会津町前沢	—	—	W
13	群馬	中之条町六合赤岩	—	—	W
16	新潟	佐渡市宿根木	—	—	W
25	石川	輪島市黒島地区	—	—	W
30	福井	若狭町熊川宿	—	—	W
32	山梨	早川町赤沢	—	—	W
38	長野	南木曾町妻籠宿	—	—	W
39	長野	白馬村青鬼	—	—	W
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	—	—	W
44	岐阜	郡上市郡上八幡北町	—	—	W
45	岐阜	白川村荻町	—	—	W
59	京都	伊根町伊根浦	—	—	W
60	京都	与謝野町加悦	—	—	W
64	兵庫	篠山市篠山	—	—	W
65	兵庫	篠山市福住	—	—	W
68	奈良	五條市五條新町	—	—	W
69	奈良	宇陀市松山	—	—	W
70	和歌山	湯浅町湯浅	—	—	W
73	島根	大田市大森銀山	—	—	W
74	島根	大田市温泉津	—	—	W
78	岡山	高梁市吹屋	—	—	W
86	山口	柳井市古市金屋	—	—	W
87	徳島	美馬市脇町南町	—	—	W
88	徳島	三好市東祖谷山村落合	—	—	W
91	愛媛	西予市宇和町卯之町	—	—	W
92	愛媛	内子町八日市護国	—	—	W
93	高知	室戸市吉良川町	—	—	W
94	高知	安芸市土居廓中	—	—	W
95	福岡	八女市八女福島	—	—	W
96	福岡	八女市黒木	—	—	W
100	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	—	—	W
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	—	—	W
102	佐賀	嬉野市塩田津	—	—	W
106	長崎	平戸市大島村神浦	—	—	W
112	宮崎	椎葉村十根川	—	—	W
113	鹿児島	出水市出水麓	—	—	W
115	鹿児島	南九州市知覧	—	—	W
116	沖縄	渡名喜村渡名喜島	—	—	W
117	沖縄	竹富町竹富島	—	—	W

表4-4：「重伝建地区」が属する都市雇用圏の集計結果

類型	件数
M-C	16
M-S1	18
M-S2	6
M-S4	2
Mc-C	8
Mc-S1	9
Mc-Cd	9
Mc-S1d	2
W	39
合計	109

表4-5：「重伝建地区」が立地する自治体への消滅可能性の指摘

消滅可能性都市の指定を受けていない自治体 (A)

番号	都道府県	地区名称等
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路
11	栃木	栃木市嘉右衛門町
14	埼玉	川越市川越
17	富山	高岡市山町筋
18	富山	高岡市金屋町
21	石川	金沢市東山ひがし
22	石川	金沢市主計町
23	石川	金沢市卯辰山麓
24	石川	金沢市寺町台
28	石川	白山市白峰
34	長野	塩尻市奈良井
35	長野	塩尻市木曾平沢
36	長野	千曲市稲荷山
37	長野	東御市海野宿
40	岐阜	高山市三町
41	岐阜	高山市下二之町大新町
45	岐阜	白川村荻町
46	静岡	焼津市花沢
48	愛知	豊田市足助
49	三重	亀山市関宿
50	滋賀	大津市坂本
52	滋賀	近江八幡市八幡
53	滋賀	東近江市五個荘金堂
54	京都	京都市上賀茂
55	京都	京都市産寧坂
56	京都	京都市祇園新橋
57	京都	京都市嵯峨鳥居本
62	兵庫	神戸市北野町山本通
63	兵庫	豊岡市出石
67	奈良	橿原市今井町
71	鳥取	倉吉市打吹玉川
76	岡山	倉敷市倉敷川畔
77	岡山	津山市城東
79	広島	呉市豊御手洗
86	山口	柳井市古市金屋
90	香川	丸亀市塩飽本島町笠島
94	高知	安芸市土居廓中
97	福岡	うきは市筑後吉井
98	福岡	うきは市新川田籠
100	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿
103	佐賀	有田町有田内山
104	長崎	長崎市東山手
105	長崎	長崎市南山手
111	宮崎	日向市美々津
113	鹿児島	出水市出水麓
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓
116	沖縄	渡名喜村渡名喜島

消滅可能性都市の指定を受けた自治体のうち2040年時点の人口が1万人以上と予想されるもの (B)

番号	都道府県	地区名称等
1	北海道	函館市元町末広町
2	青森	弘前市仲町
3	青森	黒石市中町
6	秋田	横手市増田
7	秋田	仙北市角館
10	茨城	桜川市真壁
12	群馬	桐生市桐生新町
13	群馬	中之条町六合赤岩
15	千葉	香取市佐原
16	新潟	佐渡市宿根木
19	富山	南砺市相倉
20	富山	南砺市菅沼
25	石川	輪島市黒島地区
26	石川	加賀市加賀橋立
27	石川	加賀市加賀東谷
29	福井	小浜市小浜西組
30	福井	若狭町熊川宿
42	岐阜	美濃市美濃町
43	岐阜	恵那市岩村町本通り
44	岐阜	郡上市郡上八幡北宿
58	京都	南丹市美山町北
60	京都	与謝野町加悦
61	大阪	富田林市富田林
64	兵庫	篠山市篠山
65	兵庫	篠山市福住
68	奈良	五條市五條新町
69	奈良	宇陀市松山
73	島根	大田市大森銀山
74	島根	大田市温泉津
78	岡山	高梁市吹屋
80	広島	竹原市竹原地区
82	山口	萩市堀内地区
83	山口	萩市平安古地区
84	山口	萩市浜崎
85	山口	萩市佐々並市
87	徳島	美馬市脇町南町
88	徳島	三好市東祖谷山村落合
91	愛媛	西予市宇和町卯之町
95	福岡	八女市八女福島
96	福岡	八女市黒木
99	福岡	朝倉市秋月
102	佐賀	嬉野市塩田津
106	長崎	平戸市大島村神浦
107	長崎	雲仙市神代小路
108	大分	日田市豆田町
110	宮崎	日南市鉄肥
115	鹿児島	南九州市知覧

Cは消滅可能性都市の指定を受けた自治体のうち2040年時点の人口が1万人未満と予想されるもの (C)

番号	都道府県	地区名称等
5	宮城	村田町村田
8	福島	下郷町大内宿
9	福島	南会津町前沢
32	山梨	早川町赤沢
38	長野	南木曾町妻籠宿
39	長野	白馬村青鬼
59	京都	伊根町伊根浦
70	和歌山	湯浅町湯浅
72	鳥取	大山町所子
75	島根	津和野町津和野
92	愛媛	内子町八日市護国
93	高知	室戸市吉良川町
112	宮崎	椎葉村十根川
117	沖縄	竹富町竹富島

表4-6：生活が成立する範囲から見た「重伝建地区」の類型

番号	都道府県	地区名称等	生活関連施設	都市雇用圏	消滅可能性	類型
11	栃木	栃木市嘉右衛門町	I	M-C	A	①
21	石川	金沢市東山ひがし	I	M-C	A	①
22	石川	金沢市主計町	I	M-C	A	①
23	石川	金沢市卯辰山麓	I	M-C	A	①
24	石川	金沢市寺町台	I	M-C	A	①
48	愛知	豊田市足助	I	M-C	A	①
54	京都	京都市上賀茂	I	M-C	A	①
55	京都	京都市産寧坂	I	M-C	A	①
56	京都	京都市祇園新橋	I	M-C	A	①
104	長崎	長崎市東山手	I	M-C	A	①
105	長崎	長崎市南山手	I	M-C	A	①
62	兵庫	神戸市北野町山本通	I	M-C	A	①
79	広島	呉市豊町御手洗	I	M-C	A	①
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	I	Mc-C	A	①
77	岡山	津山市城東	I	Mc-C	A	①
63	兵庫	豊岡市出石	I	Mc-C	A	①
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	I	Mc-C	A	①
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓	I	Mc-C	A	①
40	岐阜	高山市三町	I	Mc-C	A	①
41	岐阜	高山市下二之町大新町	I	Mc-C	A	①
1	北海道	函館市元町末広町	I	M-C	B	①
2	青森	弘前市仲町	I	M-C	B	①
6	秋田	横手市増田	I	Mc-C	B	①
57	京都	京都市嵯峨鳥居本	II	M-C	A	②
14	埼玉	川越市川越	I	M-S1	A	③
67	奈良	橿原市今井町	I	M-S1	A	③
76	岡山	倉敷市倉敷川畔	I	M-S1	A	③
50	滋賀	大津市坂本	I	M-S1	A	③
97	福岡	うきは市筑後吉井	I	M-S1	A	③
17	富山	高岡市山町筋	I	M-S2	A	③
18	富山	高岡市金屋町	I	M-S2	A	③
49	三重	亀山市関宿	I	M-S2	A	③
36	長野	千曲市稲荷山	I	M-S2	A	③
52	滋賀	近江八幡市八幡	I	Mc-S1	A	③
37	長野	東御市海野宿	I	Mc-S1	A	③
28	石川	白山市白峰	I	M-S1	A	③
107	長崎	雲仙市神代小路	I	M-S2	B	③
10	茨城	桜川市真壁	I	Mc-S1	B	③
26	石川	加賀市加賀橋立	I	Mc-S1	B	③
42	岐阜	美濃市美濃町	I	Mc-S1	B	③
12	群馬	桐生市桐生新町	I	M-S1	B	③
61	大阪	富田林市富田林	I	M-S1	B	③
15	千葉	香取市佐原	I	M-S1	B	③
3	青森	黒石市中町	I	M-S1	B	③
80	広島	竹原市竹原地区	I	M-S1	B	③
19	富山	南砺市相倉	I	M-S4	B	③
7	秋田	仙北市角館	I	Mc-S1	B	③
98	福岡	うきは市新川田篤	II	M-S1	A	④
90	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	II	M-S2	A	④
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	II	Mc-S1	A	④
46	静岡	焼津市花沢	III	M-S1	A	④
34	長野	塩尻市奈良井	II	M-S1	A	④
35	長野	塩尻市木曾平沢	II	M-S1	A	④
27	石川	加賀市加賀東谷	III	Mc-S1	B	④
58	京都	南丹市美山町北	II	M-S1	B	④
20	富山	南砺市菅沼	II	M-S4	B	④

番号	都道府県	地区名称等	生活関連施設	都市雇用圏	消滅可能性	類型
111	宮崎	日向市美々津	I	Mc-Cd	A	⑤
103	佐賀	有田町有田内山	I	Mc-S1d	A	⑤
100	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	I	W	A	⑤
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	I	W	A	⑤
113	鹿児島	出水市出水麓	I	W	A	⑤
94	高知	安芸市土居廓中	I	W	A	⑤
108	大分	日田市豆田町	I	Mc-Cd	B	⑤
110	宮崎	日南市飢肥	I	Mc-Cd	B	⑤
29	福井	小浜市小浜西組	I	Mc-Cd	B	⑤
82	山口	萩市堀内地区	I	Mc-Cd	B	⑤
83	山口	萩市平安古地区	I	Mc-Cd	B	⑤
84	山口	萩市浜崎	I	Mc-Cd	B	⑤
115	鹿児島	南九州市知覧	I	W	B	⑤
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	I	W	B	⑤
60	京都	与謝野町加悦	I	W	B	⑤
64	兵庫	篠山市篠山	I	W	B	⑤
68	奈良	五條市五條新町	I	W	B	⑤
69	奈良	宇陀市松山	I	W	B	⑤
91	愛媛	西予市宇和町卯之町	I	W	B	⑤
95	福岡	八女市八女福島	I	W	B	⑤
102	佐賀	嬉野市塩田津	I	W	B	⑤
87	徳島	美馬市脇町南町	II	W	B	⑤
44	岐阜	郡上市郡上八幡北町	II	W	B	⑤
86	山口	柳井市古市金屋	II	W	A	⑥
45	岐阜	白川村荻町	II	W	A	⑥
99	福岡	朝倉市秋月	II	Mc-Cd	B	⑥
78	岡山	高梁市吹屋	II	W	B	⑥
96	福岡	八女市黒木	II	W	B	⑥
30	福井	若狭町熊川宿	II	Mc-S1d	B	⑥
106	長崎	平戸市大島村神浦	II	W	B	⑥
25	石川	輪島市黒島地区	II	W	B	⑥
88	徳島	三好市東祖谷山村落合	II	W	B	⑥
85	山口	萩市佐々並市	III	Mc-Cd	B	⑥
16	新潟	佐渡市宿根木	III	W	B	⑥
65	兵庫	篠山市福住	III	W	B	⑥
73	島根	大田市大森銀山	III	W	B	⑥
74	島根	大田市温泉津	III	W	B	⑥
13	群馬	中之条町六合赤岩	III	W	B	⑥
116	沖縄	渡名喜村渡名喜島	III	W	A	⑥
72	鳥取	大山町所子	I	M-S1	C	⑦
5	宮城	村田町村田	II	M-S1	C	⑧
70	和歌山	湯浅町湯浅	I	W	C	⑨
92	愛媛	内子町八日市護国	I	W	C	⑨
75	島根	津和野町津和野	I	Mc-S1d	C	⑨
93	高知	室戸市吉良川町	I	W	C	⑨
8	福島	下郷町大内宿	III	W	C	⑩
9	福島	南会津町前沢	II	W	C	⑩
117	沖縄	竹富町竹富島	II	W	C	⑩
59	京都	伊根町伊根浦	II	W	C	⑩
39	長野	白馬村青鬼	III	W	C	⑩
32	山梨	早川町赤沢	III	W	C	⑩
38	長野	南木曾町妻籠宿	III	W	C	⑩
112	宮崎	椎葉村十根川	III	W	C	⑩

表註：都市雇用圏の類型名及び生活関連施設の類型名、消滅可能性自治体の類型名は本文中と同様のものを用いる。

表4-7：生活からみた「重伝建地区」の類型と該当地区数

類型	生活関連施設の立地	雇用発生地域の立地	社会資本の持続性	該当地区数
類型①	徒歩圏	自治体内	高	23
類型②	徒歩圏外	自治体内	高	1
類型③	徒歩圏	近隣自治体	高	23
類型④	徒歩圏外	近隣自治体	高	9
類型⑤	徒歩圏	衰退	高	23
類型⑥	徒歩圏外	衰退	高	16
類型⑦	徒歩圏	近隣自治体	低	1
類型⑧	徒歩圏外	近隣自治体	低	1
類型⑨	徒歩圏	衰退	低	4
類型⑩	徒歩圏外	衰退	低	8

第5章

「重伝建地区」における伝統的建築技術の継承

第5章 「重伝建地区」における伝統的建築技術の継承

5-1 本章の目的と構成

第2章で述べたように、かつて居住者や周辺住民によって建設されていた、民家をはじめとする伝統的建造物は、建設に関わる職能の専門化や社会変化に伴って、その建設を徐々に建設業者が担うようになり、今日に至っている。これは、歴史的に構築されてきた住民と町並みとの関係性が変化した一例として捉えられる。

「重伝建地区」を構成する建造物は、3-2-3で概観した制度規定にみるように、伝統的建造物（特定物件）とされ、修理事業の対象となっている伝統工法建築物¹、非伝統的建造物（非特定物件）とされ、修景事業の対象となっている在来工法建築物、非伝統的建造物で非木造を含む一般の建造物の3つに分けられる。これらのうち伝統的建造物では、建造物単体で文化財登録されている建造物も一部に認められる一方で、その多くは建造物単体での文化財の指定を受けていないものであり、修繕をはじめとする一定程度の物理的な介入が許されるものとなっている。従って、これらの修理、建設に際しては、歴史的な町並みの維持に合わせた伝統的な構法と、今日の生活や技術に合わせた現代的な構法が併用されるのが実態となっている。また材料に関しても、主に木材、小舞壁材、瓦等の各地区で共通する伝統的な材料に加え、地域内外のメーカーから供給される汎用品、地域に応じた材料等が複合的に用いられ、設計事務所、工務店、職人らによって、実際の建設工事が行われている。

このように、伝統的材料や伝統的建築技術、またその担い手である大工を始めとする建設技術者が存立を支えてきた元来の町並みが、建設行為の近代化・合理化等による介入を受けている上述の実情を踏まえると、この建設あるいは建設に準じた営為がもたらす人々と町並みとの関係性の変化が、歴史的町並みに対する共有認識にも影響を与えているものと推察される。特に、伝統的建造物を支える伝統的建築技術をどのように継承・維持するかは、歴史的町並みと町並みに対する共有認識の持続に欠かせない課題として注目できる。

そこで本章では、伝統的建築技術の継承という観点から、こうした町並みを構成する建築物に関わる工事が成立する地域的範囲に注目し、その範囲と「重伝建地区」との関係性から「重伝建地区」の置かれた現状を明らかにする。具体的には、第2節では「重伝建地区」の規定に合致する材料供給の現状をみた上で、第3節では、建設業従事者の現状を全国的に概観し、第4節では「重伝建地区」における建設業従事者の実態を、第3節でみた全国的な状況と合わせて考察することで、「重伝建地区」の建設業従事者における問題を構造的に把握する。

¹ ここでは現在一般的に使われていない煉瓦造等の非木造の工法を含めて、伝統工法建築物と呼ぶ。

5-2 「重伝建地区」で用いられる建築材料の供給とその継続性

5-2-1 「重伝建地区」で用いられる建築材料

まず木造在来工法、木造伝統構法に関わる材料供給の現状を把握するために、我が国において近年建築された建造物の着工状況を調査した『建築着工統計調査報告』に着目できる²³。この報告では、『建築基準法』⁴の規定により届出が義務付けられている建築物を対象に、建築物の着工状況について用途、構造、工法別等の建築物の数等を調査した結果が報告されている。本統計調査報告によると、2008年に建設された木造住宅は、430,121戸であり、そのうちツーバイフォー工法が91,730戸、プレハブ工法が14,441戸を占めていることから、残る289,756戸の大半が木造在来工法であることが推察される。同様に2018年に建設された木造住宅は、539,394戸であり、そのうちツーバイフォー工法が116,988戸、プレハブ工法が12,533戸となっていることから、残る409,873戸の大半が木造在来工法であるものと捉えられる。これらの着工件数を鑑みれば、木造在来工法は、日本において広く用いられていることが確認でき、直近の10年間においても増加している。従って、在来工法に必要な材料は広く流通しており、供給の持続性は比較的高いものと捉えられる。

一方、『平成25年住宅・土地統計調査』では、2013年の住宅総数52,102,200件に対して、木造伝統構法を用いているものと推測できる昭和25年以前の防火木造を除く木造住宅は1,276,700件と、全体の約2.45%に留まっている。伝統構法の建築物が、法規の関係上で新築することが困難となっている現状を踏まえれば、伝統構法に関わる材料の使用量は、こうした既存住宅の修理の用に供する少数に限られるものと推察され、材料の継続的確保に問題が発生する可能性が高いものと考えられる。この伝統構法に関わる材料については、次項において現状の詳細をみるものとする。

また、「重伝建地区」では、一般的な木造用建材の他に在来工法、伝統構法を問わず、地域によって特徴的な材料の使用が散見される。『歴史と文化の町並み辞典-重要伝統的建造物群保存地区全109』に掲載された各「重伝建地区」の解説において⁵、挙げられている一般的な在来構法、伝統構法に用いられない材料、又は地域名等の固有名詞を含む材料名称の記述に着目すると、煉瓦（函館市元町末広町）、茅（下郷町大内宿、白川村荻町、南砺市相倉、南砺市菅沼、白馬村青鬼〔現在は鉄板葺〕、南丹市美山町北）、石州瓦・真子瓦（大山町所子、大田市大森、大田市温泉津、津和野町津和野、高梁市吹屋）・来待石（倉吉市打吹玉川）、深岩石・大谷石（栃木市嘉右衛門町）、笏谷石（加賀市加賀橋立）、赤土・ペンガラ（高梁市吹屋）、塩田石（嬉野市塩田津）、珊瑚石灰岩（竹富町竹富、渡名喜村渡名喜）が抽出できる。総覧的な資料において、材料の名前に言及していることから、これら19件の「重伝建地区」では、地域特有の材料を用いることが町並みの特徴と捉えられているものと推察される（上述した地域特有の材料を以下、「特定材料」と呼ぶ）。一方で、

² 国土交通省総合政策局建設経済統計調査室、『建築着工統計調査報告 平成30年計』、2019

³ 国土交通省総合政策局建設経済統計調査室、『建築着工統計調査報告 平成20年計』、2009

⁴ 『建築基準法』第15条第1項

⁵ 文化庁、『歴史と文化の町並み辞典-重要伝統的建造物群保存地区全109』、中央公論美術出版、2015

これら 19 件の「重伝建地区」について「重伝建地区」の選定基準をみると、6 地区において「伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの」とされているものの、残る 13 地区においては、他の選定基準である「伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの」又は「伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの」が採用されており、「特定材料」の仕様が必ずしも明確に文化財としての評価に繋がっていない状況にあるものと推察される（表 5-2①列）。従って、汎用品の流通により地場産業が衰退すれば、「特定材料」の使用が消滅する可能性があるものと考えられる。そこで次々項では、これらの「特定材料」を対象とした調査報告や既往研究等を概観し、各種材料の生産状況を確認する。

5-2-2 木造伝統構法に関わる材料の生産状況

木造伝統構法に関わる主要な材料について、一般的な「重伝建地区」の修理修景において必要なものは多数あるが、その中でも、主要なものとして木材、小舞壁材、瓦に区分できる。そこで、これらの材料について、現在の生産状況を確認する。

<木材>

建材としての木材の生産状況その出荷量に求めることとして、その統計的数値を収めた『平成 30 年木材統計』⁶をみると、2018 年の全国の木材製材品出荷量（千 m^3 ）に対して、建築用材は 7,468（千 m^3 ）を占め、その内訳は、ひき角材 2,918（千 m^3 ）、ひき割材 2,876（千 m^3 ）、板類 1,674（千 m^3 ）となっている。また 2009 年の製材品出荷量をみると、9,291（千 m^3 ）となっていることから、製材品の出荷量に大きな変動は認められない。また、『森林資源の循環利用に関する意識・意向調査』（平成 27 年実施）においては⁷、消費者モニター 901 人を対象とした、木造住宅に関する意向として、対象者の約 52%が「木造住宅（昔から日本にある在来工法のもの）」を新築又は購入したいと回答しており、木材の需要が確認されていることから、将来的にも現在と同等量の木材が生産されるものと推察される。

<小舞壁材>

伝統工法による壁の施工は主に、竹小舞、荒壁、中塗り、漆喰を用いて行われる。それぞれの主な原材料は小舞に用いられる竹材、荒壁や中塗りに用いられる粘土、漆喰に用いられる石灰石である。

まず竹材について、林野庁林政部経営課特用林産対策室による、特用林産物の生産等の変動の実態を継続的に把握する『特用林産物生産統計調査 平成 29 年特用林産基礎資料』をみると、2017 年の竹材の生産量は 1,196,000 束（前年度比 94%）となっており、統計上遡ることが可能な 1965 年の生産量は、12,846,000 束となっている。

⁶ 農林水産省ウェブサイト (<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/index.html>)、2019.8.16 最終閲覧

⁷ 農林水産省ウェブサイト (<http://www.maff.go.jp/j/finding/mind/>)、2019.8.16 最終閲覧

一方の粘土については、その詳細がわかる統計情報が存在してはいないものの、特定非営利活動法人土壁ネットワークにより製造所の調査が行われている。本調査では、地質境界である糸魚川静岡構造線以西の壁土製造所について、ヒアリングによる情報を元に 23 社を特定し、その稼働状況を調査している。その結果、23 社のうち半数以上は壁土製造以外の事業を持つため、その事業が順調であれば、壁土製造継続の可能性が有り、うち 4 社は 40 代以下の後継者も存在している。その一方で、6 社で後継者がおらず、3 社で本調査期間の 3 年間に製造が取りやめられている現状が認められている。

また石灰石について、石灰石鉱業協会による調査における石灰の出荷量の長期推移をみると⁸、2018 年の石灰石の出荷数量は 10,661 (千 t)、1970 年の出荷数量が 8446 (千トン) であり、その間も 9,000 (千 t) 程度で推移している状況にある。

以上を踏まえると、小舞壁に用いられる材料のうち竹及び石灰石は近年では安定的に生産されている一方で、粘土の製造は、産業として成立させることが困難となっており、今後の供給が途絶する可能性がある。

<瓦>

全国陶器瓦工業組合連合会によって取りまとめられた経済産業省工業統計における粘土瓦の出荷数を見ると⁹、昭和 40 年の粘土瓦出荷数は 723,164,000 枚で、以後出荷数が増加していくが、平成元年を境に減少傾向に転じ、平成 27 年の粘土瓦出荷数は 371,980,000 枚となっている。減少傾向は認められるものの、現在でも一定の供給がなされており、減少率を鑑みても、需要の急増などが起こらない限り、将来的に供給が不足する可能性は低いものと考えられる。

以上のように、伝統構法に用いられる一般的な材料については、その多くが今後も安定的に供給されるものと推察されるが、小舞壁の構成材である壁土については、継続的な供給が困難となる状況にあるといえる。

5-2-3 特定材料の生産状況

第 5 章第 2 節で指摘したように、19 地区において地域に限定的な特定材料の使用が認められた。一方で、行政により作成される「重伝建地区」の保存計画の記載内容を分析した「歴史的環境の保存整備計画とその助成内容-重要伝統的建造物群保存地区の保存計画に関する研究(その 2)」で明らかにされているように¹⁰、研究当時の全「重伝建地区」60 地区の保存計画のうち、25 地区で茅や古瓦等

⁸ 石灰石工業協会ウェブサイト (<https://www.limestone.gr.jp/doc/index.htm>) 2019.8.16 最終閲覧

⁹ 全国陶器瓦工業組合連合会ウェブサイト (<http://www.zentouren.or.jp/tokei/tokei.cgi>) 2019.8.16 最終閲覧

¹⁰ 佐古伸晃、西山徳明、「歴史的環境の保存整備計画とその助成内容-重要伝統的建造物群保存地区の保存計画に関する研究(その 2)」、『日本建築学会九州支部研究報告』、No.41、2002

の屋根葺材、構造となる古材、良質な材木の調達・提供、消火器の提供、補足瓦の斡旋等を定めている¹¹。そこで、特定材料の使用を指摘された地区と保存計画書に材料の斡旋の記述が認められた地区を対照すると、当時「重伝建地区」に選定されていた「重伝建地区」のうち、特定材料の使用が確認できた19地区の中で、下郷町大内宿、白川村荻町、高梁市吹屋地区、渡名喜村地区の4地区では保存計画における材料の記載が認められる一方、その他の15件の地区では、当該研究の調査対象に含まれているのにも拘らず、材料の斡旋等の計画はなされていない状況が見受けられる。このことから、材料の斡旋等の計画がなされていない15地区においては、建築材料が地域の特性のひとつと捉えられているものの、特定材料の使用を維持する計画がなされていないことが推察される。

また、こうした特定材料の供給について、栃木市嘉右衛門町において用いられている大谷石、大山町所子地区等において用いられている石州瓦、竹富町竹富島において用いられている珊瑚石灰岩、茅の生産や茅葺屋根の維持に関しては、既往研究においてその詳細が示されている。そこで、これらの研究を参照して各特定材料の状況を概観する。

<大谷石>

大谷石は、栃木県宇都宮市の位置する大谷町周辺から採掘される石材であり、現在も建物内外装材や加工品として用いられている。「栃木県宇都宮市の大谷石 産業・建築・地域における生きられた素材」¹²によると、大谷石の採掘は、江戸期の農業の副業として石切が行われ、産業として発展した。その後、戦後になると、人件費の削減、生産性の向上を目的に機械化が実用化され、大谷石の生産は増大した。その結果、昭和45年には119事業者が存在し、年間出荷量は約89万トンに達した。これらの石切場のうち、平成21年度に操業している事業者は12箇所、年間出荷量は約2万トンにまで減少しており¹³、大谷石石工の高齢化も課題とされている¹⁴。大谷石を用いた建造物は、主に宇都宮市内に300棟が残存していることが明らかになっているが、建て替えや所有者の世代交代による減少が認められている。こうした状況に対して、宇都宮大学では、大谷石の町並みの調査、宇都宮市建築指導課と連携した大谷石建造物の補強活用手法の研究を行っており、宇都宮市も「宇都宮市まちなみ景観賞」に大谷石部門を設け顕彰するとともに、大谷石振興室を設置し、教育委員会による文化財の認定も進められている。またこうした取り組みの結果として、大谷石採掘の歴史が、文化庁の日本遺産にも認定されている¹⁵。また、あらたな技術者を要請するために、「大谷アカ

¹¹ 註10 上掲書、角館地区、荻町地区、堀内地区、平安古地区、吹屋地区、飢肥地区、仲町地区、奈良井地区、三町地区、倉敷川畔地区、北野町山本通地区、大内宿地区、知覧地区、東山手地区、南山手地区、美山町北地区、佐原地区、富田林地区、吉良川町地区、五個荘金堂地区、川越地区、渡名喜島地区、城内諏訪小路地区、東山ひがし地区が該当する。

¹² 安森亮雄、「栃木県宇都宮市の大谷石 産業・建築・地域における生きられた素材」、『産業発展と石切場 全国の採石遺構を文化資産へ』、高田祐一編、戒光祥出版、2019

¹³ 宇都宮市 (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/sangyo/ziba/1006777.html>) 最終閲覧 2019.12.1

¹⁴ 註12 上掲書 p.44

¹⁵ 宇都宮市 (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/citypromotion/rekishi/1015948/1015963.html>) 最終閲覧 2019.12.1 本ウェブサイトによると、本日本遺産は、タイトル「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」として2018年5月に認定されている。

デミー」が発足し、熟練した石工と宇都宮大学教員、石材会社などの産学連携により、学科と実践の講座を設け、参加者が石材会社に就職する等、人材育成も進められている。

<石州瓦>

石州瓦の供給や流通について調査した研究として、「古瓦流通体制構築の可能性検証や新瓦による古瓦的概観表現技術等の検討及びそれら技術の他地域との連携による安定的継承方策の検討（江津市）」に着目できる¹⁶。本調査は、「歴史的風致や景観を形成する町家等の建造物を保全・活用するため、その隘路となっている資金や人材の育成、修理工法等の技術的知見の確率といった全国共通課題について、石州赤瓦の景観の保全と活用の調査検討を通じて、解決方策を導き出すことを目的」に、江津市建設部都市計画課が主体となって実施したものである。本調査では、伝統的な価値のある「石州古瓦」を、鉄錆系釉薬を用いた江戸時代後半から、来待釉を用いて登り窯で生産された戦前までのものとして、その活用を検討している。

本調査においては、古瓦葺きの課題として、土を下地とするため、屋根の重量が増加し耐震性能が低下すること、経年による瓦の隙間から雨漏りが発生し、建物が劣化すること、瓦を留める釘穴がないこと、規格化以前の瓦であるため、個別に形状に癖があることから、破損箇所に合わせた部分的な取り替えが困難であること、熟練した古瓦葺き職人が必要であることが指摘され¹⁷、瓦を葺く建物の文化財的な価値に応じた瓦の使い分けの必要性を指摘している。こうした瓦葺き職人については、市内の職人によるヒアリング調査において¹⁸、平成25年時点の左官事業所が11事務所、職人数39名が認められているが、60代の職人がこのうちの54%を占めている。一方、石州瓦の生産量は1973年の21.3億枚をピークに2008年には5.9億枚と減少しており、石州瓦を生産している事業所は¹⁹、2004年には25件、2009年には8件と急激に減少している。また同調査では、現在江津市内の空き地等に約4万枚の古瓦のストックがあること、市内に位置する（株）木村窯業所には、6万枚、40軒相当に用いられる古瓦が保管されていることが明らかにされているものの²⁰、それらの有効活用には至っていない状況が指摘されている。

また本調査では、今後も石州瓦、古瓦の景観を維持するために、古瓦流通を促進するための一定の需要と情報共有の体制をつくることが提案され、具体的には、古瓦の活用の仕組みとして、市民参加による古瓦ストックの確保の仕組みを構築することや、江津市、景観を持つ自治体、文化財保護団体

¹⁶ 国土交通省都市局、「古瓦流通体制構築の可能性検証や新瓦による古瓦的概観表現技術等の検討及びそれら技術の他地域との連携による安定的継承方策の検討（江津市）」報告書、『平成25年度歴史的風致維持向上推進等調査』、国土交通省都市局、2014

¹⁷ 註16上掲書p.63-66

¹⁸ 註16上掲書p.67

¹⁹ 註16上掲書p.69

²⁰ 註16上掲書p.99

との連携、情報ネットワークの構築することが検討されている²¹。これに加えて、外構での装飾的活用等の新たな活用方法の模索や、新瓦による古瓦的表現として混ぜ葺き方法の検討が行われている。

<珊瑚石灰岩>

竹富島における珊瑚石灰岩の活用について調査した「伝統的景観管理とその変遷 竹富島集落における景観管理能力の発展条件に関する研究」を参照すると²²、竹富島地区に設けられている、住宅の敷地を囲む石垣は、琉球地方の他の地域と同様に、海浜に打ち寄せられサンゴ石や畑地造成中や耕作中に地中から出てきた珊瑚石灰岩を集めて、石工職人に任せず、各戸の住民が少しずつ積み上げるか、あるいは地域共同体で積んでいたものであるとされている。またこの石垣積みについては、業者に委託すれば高価となるものの、住民が自ら行うことができる最も容易な建設活動であるといえ、現在でも公共空間に関わる石垣積みでは住民による労力提供が行われているとされている²³。このように、竹富島地区では、元々島内にあり、住民によって採取された珊瑚石灰岩が石垣の建設に用いられ、現在もその石垣が維持されていることから、今後極端に大きな需要が発生する見込みはない。また 2012 年に同町に建設された宿泊施設「星のや竹富島」においては、島の伝統住宅を模した新築の宿泊施設の周囲に、敷地開発に伴って発生した珊瑚石灰岩を活用した石積みを、伝統的な工法に基づいて新設している²⁴。このことから、現在も珊瑚石灰岩が島内に存在し、今後も引き続き採掘が可能である状況が窺える。

<茅>

「重伝建地区」における茅葺屋根に着目した研究として「白川村荻町における茅屋根葺き替えの現状と保存に関する考察」をみると²⁵、白川村、下郷町、南砺市、南丹市美山町北における屋根葺き替えの現状を、自治体担当者や保存会会長を対象としたヒアリング調査を通じて把握している。この調査結果によれば、茅の育成については、各地区において、個人又は共有の茅場や自治体が新規に造成した茅場で行なっているものの、実際の屋根葺きの際に使用する茅に占めるその割合は少なく、いずれの地区でもほとんどが買い付けた茅で賄われていることが明らかにされている。また茅葺作業を行う主体はそれぞれ、白川村では地域住民、合掌家屋居住者で組織される合掌家屋保存組合、地区内職人、下郷町では地域住民、地区内職人、地区内の若手有志の会、南砺市では森林組合、

²¹ 註 16 上掲書 pp.121-135 石州瓦は、明治期に民家の屋根が瓦葺になるのに伴って急速に地域に普及するとともに、北前船による日本海沿岸の各地への輸送、職人の陸路での移動による西日本内陸地域への技術移転がなされたことが明らかにされており、その結果、北海道（小樽市、泊村、江差町、松前町）、山形県（酒田市、遊佐町）、新潟県（佐渡市）、石川県（加賀市）、兵庫県（豊岡市）等に石州瓦が伝播したものと考えられている。本調査で行われた全国自治体アンケートにおいても、文化財が1道19県で205件、全国107箇所でも赤瓦景観が面的に存在することが把握されている。

²² 高口愛、西山徳明、「伝統的景観管理とその変遷 竹富島集落における景観管理能力の発展条件に関する研究」、『日本建築学会計画系論文集』、No.538、pp.133-140、2000

²³ 筆者による現地調査における地域住民への聞き取りによって確認を行った。

²⁴ 筆者による現地調査における「星のや竹富島」従業員への聞き取りによって確認を行った。

²⁵ 内海美佳、羽生冬佳、黒田乃生、「白川村荻町における茅屋根葺き替えの現状と保存に関する考察」、『ランドスケープ研究』、社団法人日本造園学会、Vol.71、No5、pp.697-700、2008

南丹市では地区内の職人であることが明らかにされており、総じて地域住民によって茅葺き作業が実施されているといえる。

その一方で、「茅の需給実態と小規模茅場の役割・維持管理に関する研究」では²⁶、茅の需給に関する近年の全国的な動向が検討されている。これをみると需用量 13,548 束（茅葺建造物の平均屋根面積 300 m²/棟、1 m²の茅材量 8.8 束、茅葺周期 20 年、茅葺建造物を国指定文化財、地方自治体指定文化財、伝建地区、登録有形文化財 [2002 年までの指定件数] とする）に対して、全国 82 箇所位置する茅場からの供給量の推計値は 71,863 束となり、供給量が需要量を大きく下回っていることが明らかにされている。また、その原因については、面積上、十分な茅場が存在しているにもかかわらず、その大部分で期間不足や人手不足のため、茅刈が行われていない点を指摘している。本研究以降に有効な方策を見出した活動や研究は認められないことから、現在の茅の供給については、より深刻な状況が発生しているものと推察される。

こうしてみると、「重伝建地区」における特定材料の生産・調達の体制については、大谷石、石州瓦のように「重伝建地区」の周辺の自治体で生産されたものから調達する場合、茅のように全国的に流通するものから入手する場合、珊瑚のように「重伝建地区」に近接して直接入手できる場合が認められる。また特定材料の供給の現状をみると、大谷石や石州瓦のように、供給地における地域産業としてその生産と使用への振興が図られているものがある一方で、茅のように、供給地の人員的、経済的要因により、需要に対して供給が追いついていない場合や珊瑚のように現状の維持に際して新たな材料を大きく必要としていない場合が認められる。

5-2-4 「重伝建地区」に必要な材料供給の継続性

以上のように、「重伝建地区」における材料を持続性の観点からみると、木造在来工法や木造伝統工法一般に必要な木材、瓦については、将来的な大きな供給不足には直面しにくい状況にあるものとみなせる一方で、竹小舞壁に必要な粘土の供給が困難になりつつある状況が確認された。一方、「特定材料」については、「重伝建地区」における選定基準との関連や、保存計画における取り扱いがない地区が多く存在している。地域産業として位置づけられている「特定材料」においては、産業としての振興が図られていることから、こうした供給地と「重伝建地区」との連携が必要な状況にあるものと捉えられる一方で、茅のように供給が不足する場合も認められる。このような状況において、2-3-1 で言及したように、修理修景において、「重伝建地区」の規定に則って、伝統的な形態とならない場合も認めながら修理、修景を進めようとするれば、特定材料の使用が停滞していく可能性が指摘できる。

²⁶ 田中秀人、浦出俊和、上甫木昭春、「茅の需給実態と小規模茅場の役割・維持管理に関する研究」、『農村計画学会誌』、Vol.36、2017

5-3 全国及び「重伝建地区」における建設業事業者の状況

5-3-1 現在の日本における建設業一般が直面する諸問題

前節でみたように、特定材料に関わる職人の減少が認められる一方で、現在、一般の建造物の建築に携わる建設業従事者についても、全国的な建設業従事者数の減少や建築技術の低下が民間研究機関等により指摘されている²⁷。そこで、建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とした「建設工事施工統計」から²⁸、全国の建設業の状況として、総合工事業²⁹、職別工事業³⁰の各々における現在の事業者数、一事業者当たりの従業者数及び、完成工事高、完成工事原価を算出した（表5-3）。一事業者当たりの従業者数は、総合工事業15名に対して職別工事業12名となっており、業態による顕著な差は認められない一方で、主に下請工事を担当する職別工事業の完成工事高と完成工事原価は、主に元請工事を担当する総合工事業の40%程度となっており、元請事業者と下請事業者との間で大きな利益の格差が生じている。

一方、一般社団法人木を活かす建築推進協議会では、プレカット等の施工合理化に伴い、大工技術を持たない技術者が増加する反面、大工は今後増加する増改築やリフォームに求められる構造、仕上げとその管理を担う必要があるとして、木造建築を理解し、関連する専門的な職能の後継者を育成する必要性を認め、全国の大工工事業従事者2,161名を対象とした木造技能者の実態に関するアンケート調査を実施している³¹。その結果、後継者育成に関しては、回答者の71%が現在、担い手の育成に取り組んでいないことが明らかとなっており、大工工事業における後継者育成は概して停滞しているといえる。

また、一般社団法人建設経済研究所による調査報告では³²、2010年の入職率が増加せず、今後も続くと仮定した建設技能労働者数³³の将来推計を行っている³⁴。この推計では、2010年に266.4万人いた建設技能労働者が2030年までに203.4万人（23.7%の減少）まで減少し、中でも若年層の就業者が少なく、高年齢層の就業者が多い大工工事業、左官工事業についてはそれぞれ、2010年から2030年までで24.1%、37.1%の労働者が減少することが見込まれている。こうした労働者の減少の要因として、この調査では戦後以降の生産体制の変化を指摘し、その結果として生じた、建設業の受注産業化、不安定な工事量、労働の特殊性による工事現場単位の多重下請構造、労働力の過不足に対する賃金の

²⁷ 株式会社野村総合研究所、「2030年度の新設住宅着工戸数は60万戸、大工の人数は21万人に減少~人手不足が深刻化し建設現場の飛躍的な生産性向上が急務~」（<https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/lst/2018/cc/0613>）、2019.3.30 最終閲覧

²⁸ 国土交通省、「建設工事施工統計調査」（2017年度調査）、（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00600130&tst_at=000001015810）、2019.3.30 最終閲覧

²⁹ 日本標準産業分類(2013年度改定)における中分類において「主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所が分類される。」とされている。

³⁰ 日本標準産業分類(2013年度改定)における中分類において「主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。」とされている。

³¹ 一般社団法人木を活かす建築推進協議会、「平成29年度住宅市場整備推進等事業 大工・職人に関するアンケート調査報告書」（<http://www.kiwoikasu.or.jp/technology/top.php?year=2017>）、2019.3.30 最終閲覧

³² 一般財団法人建設経済研究所『建設経済レポート』（一般財団法人建設経済研究所、No.63、2014）

³³ 「国勢調査」における職業大分類「J.建設・採掘従事者」を指す。

³⁴ 註29上掲書p.118では、2005年及び2010年の国勢調査による実績値としたコーホート分析を実施している。

調整による対処、下請企業における人員整理、社会保険や休日の確保等が不十分な労働条件等、現在の建設労働と生産体制に内在する特質が問題視されている³⁵。

5-3-2 建設業における問題に対する国の対応策

現在指摘されているこうした建設業の諸問題に対して、国土交通省及び厚生労働省は、建設業における人材確保、人材育成、魅力ある職場づくりの分野に基づいた事業、及びこれらの分野を横断する事業を実施している³⁶。これらの事業に着目すると、人材確保に関わる事業としては、専門工事企業に関する評価制度の構築に向けた検討（19 百万）、ハローワークにおける人材不足分野に係る就業支援の拡充（25.8 億）、高校生に対する地元における職業の理解の促進支援（1.5 千万円）が挙げられている。また人材育成に関わる事業としては、地域建設産業における多能工化の推進（6 千万円）、中小建設事業主への支援（9.2 億円）、建設分野におけるハロートレーニング（職業訓練）の実施（3.4 億円）、ものづくりマイスター制度³⁷による若年技能者への実技指導（33.9 億円）が挙げられている。魅力ある職場づくりの推進に関わる事業としては、建設職人の安全・健康の確保の推進（2 千万円）、地方の入札契約改善推進事業（9.6 千万円）、時間外労働等改善助成金による支援（19.2 億円）、働き方改革推進支援センターの設置による支援（15.5 億円）、中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業の実施（1.1 億円）、雇用管理責任者等に対する研修等の実施（1.3 億円）、労災保険特別加入制度の周知広報等事業の実施（5.6 千万円）、建設業における墜落、転倒災害防止対策推進事業（5.9 千万円）、建設工事の発注・設計段階における労働災害防止対策の促進事業（3 千万円）が挙げられている。分野を横断する事業としては、建設業の働き方改革の推進（1.2 億円）、専門工事企業に関する評価制度の構築に向けた検討（1.9 千万円）、建設事業主等に対する助成金による支援（53.3 億円）、社会保険加入の徹底・定着（2.3 千万円）が、それぞれが挙げられている。

上記の事業を概観すると、国土交通省及び厚生労働省は、建設業に内在する構造的な問題に対して、保険加入の定着や安全管理の促進等による職場環境の向上を図りながら、若年層に向けた職業訓練、職業理解の推進や技術評価制度の構築による人材確保と育成を行うことで問題の解決を目論んでいるといえる。これらの事業の中でも、特に地域の技術や伝統工法に関係する取り組みとしては、専門工事企業に関する評価制度の構築に向けた検討、地域建設産業における多能工化の推進、ものづくりマイスター制度による若年技能者への実技指導の3点を見出せる。

専門工事企業に関する評価制度の構築に向けた検討について詳細をみると、「人材育成等に取り組み、施工能力等の高い専門工事企業が単なる価格競争ではなく、正當に評価されるようにするた

³⁵ 註29上掲書pp.143-160

³⁶ 国土交通省報道発表資料 (http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000748.html)、2019.3.30 最終閲覧

³⁷ 厚生労働省ウェブサイト「ものづくりマイスター/IT マスターデータベース」(<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/home/>)、2019.4.10 最終閲覧 本サイトによれば、ものづくりマイスター制とは、選定された「ものづくりマイスター」が中小企業や教育訓練期間の若年者に対して実技指導を行い、技能承継、後継者育成を行う事業である。

め、専門工事企業の施工能力等を「見える化」（評価）する仕組みを構築するための調査・検討等を行うとされており³⁸、現状の検討経過として公開されている評価基準では、施工能力として、就業日数、保有資格、講習、職長経験にもとづく建設キャリアアップシステムを用いた評価が想定されている。また、地域建設産業における多能工化の推進について詳細をみると、「中小・中堅建設企業の生産性を高めるためには、建設現場を担う技能者の専門技能の幅を広げることによる多能工化が有効である」とあり、多能工化による生産性の向上が期待されている。一方、ものづくりマイスター制度について、厚生労働省が運営するウェブサイトである「ものづくりマイスター/IT マスターデータベース」をみると³⁹、ものづくりマイスター制度が指導する対象分野は、111 職種と多岐に亘る。このうち、「重伝建地区」における建築に必要な技術に関するものは、「建具制作」、「畳制作」、「建築板金」、「左官」、「表装」、「塗装」の6 職種に留まっている。すなわち、このマイスター制度は、多様な技術及び技術者の確保が目論まれながら伝統的な建築技術への配慮が特別になされているものではないものと推察される。

以上のように、建設業従事者に関する構造的な問題に対して、国土交通省及び厚生労働省は、一般的な建設業を対象とした人材確保、人材育成、職場環境に関する事業整備を中心に行っているといえる。換言すれば、建設業従事者の構造的問題がもたらす、これまで地域で培われてきた技術の継承への影響、あるいはそうした技術の蓄積ともみられる歴史的町並みへの影響については、十分考慮されていないものと捉えられる。

5-3-3 「重伝建地区」における建設業従事者の収益と人数

前項までの検討からは、現在、国土交通省及び厚生労働省によって行われている建設業への対応が、直接的に「重伝建地区」の保全に必要な伝統技術を地域に確保するものではない可能性が指摘できた。そこで本節では、「重伝建地区」に関わる建設業従事者の置かれている状況として、「重伝建地区」に関わると想定される地区が立地する自治体における建築業従事者の人数や従事者が得る修理修景による収益に着目し、「重伝建地区」における修理修景の継続性を検討する。

2 章で事業費を検討した2 地区のうち、他の伝建地区と同様の一般的な工法を持つ建造物が多いと捉えられる妻籠地区について⁴⁰、過去10 年間の修理修景事業費から補助率を加味して⁴¹、修理修景事業における1 件当たりの完成工事原価を算出すると3,625,942 円となる⁴²（表5-4）。この原価は、2

³⁸ 国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000112.html）2019.12.1 最終閲覧

³⁹ 註34 上掲書

⁴⁰ 妻籠地区の町並みは、その多くが明治期の一般的な木造伝統構法による町家によって構成され、他の伝建地区とも類似した建造物群であると考えた。

⁴¹ 南木曾町教育委員会、『妻籠宿伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱』、2002

⁴² 建設工事費の変動割合の影響を少なくするために、集計期間を2000年から2010年までの10年間に限定した。また南木曾町がこれまで実施した事業における修理事業、修景事業割合は一定であると仮定した。註33前掲書に定められた修理事業補助率90%、修景事業補助率70%を考慮し算出した。

節でみた総合工事業における一事業所の平均工事完成原価の1%未満に留まることから、「重伝建地区」に関わる建設業従事者は、修理修景事業だけでは企業を存続させるために十分な収益を得ることが困難であることが予想される。

一方、「重伝建地区」において修理対象とされるのは、主に在来工法及び伝統木造工法に基づく建築であることから、修理自体に携わる建設業従事者は、修理の設計を行う建築設計事務所や工務店に加え、本工法に関わる職人として大工や左官、屋根葺、石工、庭師等、多岐に亘る。複数の「重伝建地区」の設計事務所及び建設業事務所を対象に、現在発生している問題点を収集した筆者による調査では、このような建設業従事者の中でも、特に地区における大工及び左官工事従業者について、人数の減少や技術不足が認められた⁴³。そこで、総務省の統計を基に⁴⁴、これまで検討を行ってきた109件の「重伝建地区」が立地する91の自治体における、大工及び左官業従事者数の把握を行うとともに、自治体ごとの人口規模の違いを考慮するために、各自治体における産業人口に占める割合を求めた。また、これらの従事者数に関係すると考えられる自治体の指標として、過疎指定の有無、及び「重伝建地区」内の建造物数及び伝統的建造物数を併せて抽出した。さらに同様に、全国の大工及び左官業従事者数及び産業人口当たりの従事者数を算出し、「重伝建地区」における値との比較を行った(表5-1)。

産業人口当たりの大工及び左官業従事者数の割合を、「重伝建地区」が立地している自治体と全国の全ての自治体とで比較するために、正規分布を仮定したt検定を行った結果⁴⁵、平均値に有意な差は認められなかった。従って、「重伝建地区」の有無は、各自治体における大工及び左官業従事者数に影響を及ぼしてはいないことが推察される。

ここで大工または左官工事業従事者数が0-1名に該当する「重伝建地区」が立地している自治体に着目すると、11市町村(11地区)⁴⁶、全体の約10%の地区が該当し、そのうち8地区が過疎地域の指定を受けている。また「重伝建地区」が立地している市町村における大工及び左官業従事者数について、過疎指定の有無と対照すると、南砺市や八女市のように過疎指定を受けていても、中央値以上の従事者数をもつ自治体がある一方で、美濃市や富田林市のように過疎指定を受けていないながら中央値以下の従事者数となる自治体も認められる。同様に、同従事者数と伝統的建築物数と対照すると、塩尻市や津和野町のように、建築物数が中央値以上でも中央値以下の従事者数となる自治体もあれば、白山市や嬉野市のように、建築物数が平均値以下でも中央値以上の従事者数を有する自治体もある。

⁴³ 畔柳知宏、「重要伝統的建造物群保存地区の修理修景事業における建築実務者の実施体制と活動実態」、『LIXIL住生活財団研究助成報告書』、No.16-83、2016

⁴⁴ 総務省統計局、「平成26年度経済センサス - 基礎調査」(<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.html>)

⁴⁵ 産業人口当たりの大工業従事者数について、 $t(1868)=0.85, p=0.39$ 、産業人口当たりの左官業従事者数について、 $t(1868)=0.05, p=0.95$ となり、有意水準を0.05とすると、優位な差は認められない。

⁴⁶ 金ヶ崎町、下郷町、早川町、白馬村、白川村、南木曾町、伊根町、柳井市、椎葉村、竹富町、渡名喜村が該当する。

また大工及び左官業従事者の合計実数について、「重伝建地区」における平均である149人以上の値となる自治体を見ると、産業人口が269,251人の金沢市で556人、産業人口が788,170人の京都市で924人、産業人口が776,957人の神戸市で571人等、多くの産業人口を有する自治体が該当するのに加えて、産業人口が42,207人の横手市で172人、産業人口が28,399人の八女市で151人、産業人口31,713人の日田市で250人となっている。その一方で、平均以下となる自治体を見ると、産業人口が50,445人の東近江市で82人、産業人口が64,179人である焼津市で122人となっている。こうした数的傾向からは、産業人口と建設業従事者との間にはある程度の相関が認められるものの、多くの産業人口を有していない自治体においても、比較的、建設業従事者が多くなっている例が多数存在しているといえる。

以上のように、建設業従事者の観点からみると、「重伝建地区」における事業が建設業従事者の収益に寄与する割合は低く、「重伝建地区」の有無が従事者の増加や確保に影響を与えていないとみられる。このことから、「重伝建地区」では、長期に亘り修理修景事業を行い、伝統工法に関わる建設業従事者を繰り返し起用したとしても、事業者あるいは従事者数の維持を見込むことはできないことが推察される。また一部地域において、過疎化は「重伝建地区」における建設業従事者の減少に対して一定の影響を与え、産業人口の多さが建設業従事者人口と相関していることが推察できる一方で、過疎化や産業人口とは異なる要因が建設業従事者の減少に関わっている可能性を考え得る。こうした要因について検討するために、過疎化が顕著ではないと捉えられる一定の人口規模を持つ自治体として、行政区分上で市に位置付けられる自治体に注目すると、「重伝建地区」が立地する市の中でも、大工及び左官工事業従事者が少ない市のひとつとして柳井市、多い市のひとつに日田市がそれぞれ認められる。そこで次節では、これらの2自治体の建設業従事者数について、統計上の数値の妥当性の確認、及び実際の「重伝建地区」における建設業従事者の状況把握を目的に、「重伝建地区」における建設業従事者の活動実態に注目することとする。

5-4 柳井市及び日田市にみる建設業事業者の状況

5-4-1 柳井市及び日田市の町並みと修理修景数の推移

ここでは、まず分析対象とした柳井氏と日田市について概観する。

柳井市は山口県の東部、瀬戸内海に面して位置する人口約 32,000 人の自治体である⁴⁷。瀬戸内海の舟運を利用した市場町として栄えた柳井津の町並みの一部（古市・金屋地区）が、1984 年に「重伝建地区」として選定されている。約 200 メートル続く本町通りに面した 53 件の建造物が伝統的建築物として特定され、その内 1 件が重要文化財の指定を受けている。町並みを構成する建築物は町家を主とし、本瓦葺、二階建、妻入で漆喰塗りの大壁造りを基本としている⁴⁸。前節での検討では、統計上、2014 年に 14 名の大工業従事者が認められるが、左官業従事者は認められない状況にある。

一方の日田市は、大分県の北西部に位置する人口約 65,800 人の自治体である⁴⁹。城下町築造時の町域及びその後には拡張した町域を含む地域（豆田町）が、2004 年に「重伝建地区」として選定を受けている。東西約 360 メートル、南北約 470 メートルの地区内には、173 件の建造物が伝統的建築物として特定され、その内 2 件が重要文化財の指定を受けている。町並みを構成する建築物は居蔵造の二階建、切妻平入や入母屋妻入を基本とし、真壁造の町家や近代の洋館、醸造用の土蔵等が混在している⁵⁰。前節でみたように、2014 年に 104 名の大工業従事者と 146 名の左官業従事者が認められる。

上述のように、2 地区では自治体の人口規模、地区内の伝統的建造物数の数を加味しても、建設業従事者数に大きな差が認められる。そこで、本節では、この 2 地区を事例に、修理修景事業件数の推移並びに調査報告書の記述内容の調査及び市役所担当者へのヒアリング調査を基に、建設業従事者の活動実態を把握する。

まず両地区における、選定後から現在までの修理修景事業の経過を報告書等の資料より抽出した（表 5-5）⁵¹。柳井市では、選定された 1984 年の翌年 1985 年から現在まで修理修景事業を実施しており、年度ごとに修理修景事業件数をみると、選定当初は 3-6 件程度であった件数が、近年では 0-3 件と減少している。一方の日田市では、選定された 2004 年の翌年 2015 年から現在まで修理修景事業を実施しており、年度ごとに修理修景事業件数をみると、選定当初は 3-7 件程度であった件数が、近年では 1-4 件と柳井市と同様に事業件数の減少が認められる。こうした 2 市町村における事業件数の減衰は、3-2-3 で検討した初期選定地区における修理修景事業件数の推移と符合するものと判断できる。

⁴⁷ 柳井市ウェブサイト (<https://www.city-yanai.jp/>)、2019.1.28 最終閲覧 人口は 2018年12月末現在のものである。

⁴⁸ 文化庁、『歴史と文化の町並み辞典 -重要伝統的建造物群保存地区全109』、中央公論美術出版、p.176、2015

⁴⁹ 日田市ウェブサイト (<http://www.city.hita.oita.jp/index.html>)、2019.1.28 最終閲覧 人口は 2018年12月末現在のものである。

⁵⁰ 註 48 上掲書 p.218

⁵¹ 日田市の事業数については、日田市教育庁文化財保護課編『豆田の町並み保存:2005-2009』（日田市教育委員会、2012）、日田市教育庁文化財保護課編『豆田の町並み保存:2010-2014』（日田市教育委員会、2017）を参照した。柳井市の事業数については柳井市教育委員会提供資料を参照した。

5-4-2 柳井市及び日田市の調査報告書の記述にみる建設業従事者に対する意識

「重伝建地区」選定時に作成される伝統的建造物群保存対策調査の報告書の記述を基に、両自治体における「重伝建地区」成立時の、行政及び専門家による当該地区の建設業従事者に対する意識について検討した。

1976年に発行された柳井市古市・金屋の調査報告書では⁵²、「現在では住民が伝統的建造建築を維持してゆきたいと考えても、それに対して適切な指導を行える建築家や、実際に工事にあたる技術者がほとんどいない」とあり、具体的な実数は示されていないものの、選定の時点で既に、修理修景事業に従事可能な建築家や技術者等実務者の不足が認識されている。この問題に対して、「国の責任において、（中略）、建築家が伝統的な建築の補修や改造が行なえるよう、研修のための機関が必要であろう」、「その機関では同時に伝統的建築に対する施工技術の研修や建築材料の確保、さらに新しい技法の開発や現地指導なども行う必要があろう」とあるように、一地区の枠組みを超えた、国の主導による包括的な対応の必要性が提起されている⁵³。

一方、2004年に発行された日田市豆田町の調査報告書では⁵⁴、「日田市は杉の産地であることから、木造の建築行為が盛んで、大工や左官などの建築に関わる伝統技術者が存在する地域である。その恵まれた環境のため、地域内の住宅の殆どが木造在来構法であり、ハウスメーカーによるプレハブ住宅やツーバイフォー住宅は僅かしかない」とあり、在来工法の建設業従事者、とりわけ伝統技術を保持する従事者が多く存在することを強調する記述が認められる。またアンケート調査により、「修理を気軽に頼める職人」としてその殆どが市内在住者で占められる45名の大工と18名の左官、17名の庭師の存在が明らかにされている⁵⁵。その一方で、将来におけるこれらの建設業従事者の高齢化や技術不足が指摘され、町並み保存を続ける上で後進の育成が重要であるとの認識も示されている⁵⁶。こうした実情を踏まえて、同報告書において町並み保存の方針を提示する中で、「保存システム整備計画の考え方」として、行政、住民と建設事業に関わる専門家等との関係構築、修理修景への技術支援の必要性にも言及がなされている⁵⁷。

以上のように、いずれの地区においても、選定前の調査時点で、共通して建設業従事者の将来的な不足について指摘がなされていたことがわかる。この現状認識に対して、柳井市では国に対する研修機関の設置等の提言に留まっているところをみると、調査時点で既に建設業従事者の数や企業体力が十分でなく、修理修景を担う建設業従事者の後継者育成に対して、自治体の自助努力では解決できない状況が出来していた可能性が考えられる。その一方で、日田市では、同市における林業を背景として地区との関わりを持っていた建設業従事者に着目し、「重伝建地区」内における対応策が具体性をもって検討されていたといえる。

⁵² 柳井市伝統的建造物群保存調査協議会、『柳井市伝統的建造物群保存調査報告書』、柳井市、1976

⁵³ 註52上掲書p.47

⁵⁴ 宮本雅明、『日田豆田町-日田市豆田町伝統的建造物群保存対策調査報告』、日田市教育委員会、2004

⁵⁵ 註54上掲書p.144

⁵⁶ 註54上掲書p.144

⁵⁷ 註54上掲書p.152

5-4-3 柳井市及び日田市における建設業従事者の活動

ここまで検討した両市の認識を踏まえて、各「重伝建地区」に関わる行政担当課へのヒアリング調査を実施し⁵⁸、現状の「重伝建地区」における修理修景事業の体制、建設業従事者に関する問題点、修理修景事業件数の減少理由、建設業従事者と協働した活動等について把握を行った。

柳井市では、修理修景事業における基本設計は、建築物所有者による個別の設計事務所への依頼によって進められている。所有者が基本設計を依頼できる設計事務所は、現状で市内の1社のみで、修理修景事業に必要な技能や知識の引き継ぎや、事業に見合う設計費で依頼可能な他の設計事務所を見つけることが課題となっている。こうした状況に対しては、伝統的建造物等の特定や修理修景事業の報告を行う場として各「重伝建地区」で開催されている保存審議会において、前述の設計事務所が、審議会の構成員である行政担当者等に対して技能や知識を共有している。また同市では、「重伝建地区」への選定直後に、修理マニュアルを作成したものの、現在は使われていない。

修理修景事業の進捗については、2003年までにほぼ全ての伝統的建造物の修理を終え、修理事業数が減少するとともに、現在行われている修理は漆喰の塗り直し等の小規模なものに留まるなど、伝統的建築物の修理の需要は低下している。統計情報の上では、左官業従事者が0名であったが、実際には数名の従事者がいるため、事業の停滞には至っていなかった。こうした左官業従事者からはこれまでに、地区に属する文化財建造物について、メンテナンス不足による左官修理費用の増大や、柳井市内の大工業従事者では技術的に対応できない恐れが指摘されている。以上より、柳井市では、統計情報には拾い上げられていない建設業従事者が実際に修理修景を担っていることが調査を通じて確認されたものの、軽微な修理依頼等の受け手となる従業者不足によるメンテナンス機会の減少に伴う建造物の損傷の深刻化や、修理の画一化による建築技術の衰退が懸念される状況にあるといえる。

一方の日田市では、1998年の日田市隈町における伝統的町並みの保存対策調査への協力を契機に活動を開始した日田左官業組合や市内の複数の設計事務所等によって、2006年に特定非営利法人「本物の伝統を守る会」（以下、NPO本伝会）が設立されている。修理修景事業における一般的な基本設計においては、このNPO本伝会に対して、伝統的建造物の基本設計が行政から委託され、NPO本伝会内部の差配や所有者の要望を基に会員の中から具体的な設計者が選定される。事業対象物件は、所有者の意向に加え、保存会を通じて示された町並みへの影響や老朽化の程度等に応じた地域の要望等を加味して、行政により決定される。「重伝建地区」選定当初から5年程度は、選定を受けて開始される修理修景事業への国庫補助金を待っていた所有者の要望が集中したこと、文化庁もそれに対して積極的に補助する姿勢をもち、財

⁵⁸ 2018年12月4日に日田市教育委員会、2018年12月5日に柳井市教育委員会にそれぞれ聞き取り調査を実行した。調査に際しては下記を参考資料として用いた。NPO法人本物の伝統を守る会ウェブサイト(<http://www.hondenkai.jp/>)、2018.12.20 最終閲覧

源が確保できたことから、多くの修理修景事業が実施されたが、近年では、事業件数も減少しており、所有者の要望に対応し終えたことが窺える。

また2017年7月の九州北部豪雨災害の際には、近隣自治体の建設業従事者にも工事が依頼される例外はあったが、平時の修理修景事業においては、市内の従事者によって修理修景が進められている。修理修景に携わる左官工事業従事者が、「重伝建地区」への選定当初に、伝統工法についてまとめた修理修景マニュアルには、修理修景基準や伝統工法について記載されており⁵⁹、現在までこのマニュアルを参照しながら修理修景が実施されている。この他、NPO本伝会では、「重伝建地区」における修理を行う際の、設計と施工に関わる手続きや詳細部意匠の決定方法等を示した「伝統的建造物施工心得覚書」を独自に作成し、NPOの会員が修理修景を行う際の規範を設けている。建設業従事者と行政の協働については、行政担当者やNPO本伝会が情報共有のために月一回の定例会議を開催している他、NPO本伝会や日田地域技能士会、大分県建築士会日田市部とともに、伝統的な建築技術を継承する人材育成を目的とする日田市伝統技能活用協議会を組織している。この協議会では、市に伝わる伝統技能を持つ職人を「ひた伝統技能マイスター」に認定し、同市内の小中高等学校において、木造建築構造や接ぎ木方法、建築復元方法の紹介等を行うとともに、イベントでの技能の披露や木工教室等も開催することで、将来的な担い手の育成や技術の普及を目指した伝統技術に対する興味、関心を啓発している⁶⁰。

以上のように、建設業従事者数が少ない柳井市では、現在、伝統的建造物に関する知識や技術の継承不足とメンテナンス不足が顕在化しており、保存審議会等における設計者によるノウハウの共有という受動的な取り組みに留まるとともに、選定当初に制作されたマニュアルによる技術継承も十分機能していない様子が見受けられる。一方、従事者数が比較的多い日田市では、選定前調査時に建設業従事者が関わったことを契機に、従事者によるNPOが立ち上げられ、行政との定期的な情報共有、独自の活動等を展開し、建設業従事者が組織的に修理修景事業の継続に寄与している現状が認められた。

5-4-4 柳井市及び日田市にみる建設業事業者の実態

検討を行った2市における修理修景事業の推移、建設業従事者に対する意識、建設業従事者の活動実態を総合すると、日田市では建設業従事者が選定前の調査段階から「重伝建地区」に積極的に関わることで、その存在が行政や専門家に認知され、調査段階から歴史的に培われてきた地域産業の担い手の一つとして伝統技術者の存在が位置付けられ、「重伝建地区」の維持のため、伝統技術を継承させていく必要性が行政に認識さ

⁵⁹ 日田市、日田市教育委員会『日田市豆田町修理・修景の手引き(改訂版)』(日田市、日田市教育委員会、2009)では、修理については、履歴調査に基づくことが基本とされ、その手順が示されている修景については、規模や様式に応じて8種類の外観の形式が示されている。また伝統工法については、「伝統様式カタログ」として開口部や手摺等の意匠が部分や様式ごとに記録されている。

⁶⁰ 技能検定制度に係るポータルサイト (<http://www.waza.javada.or.jp/iimono/sentei/28/torikumi1.html>)、2019.4.1 最終閲覧

れてきた。これに対し、柳井市では選定時点で建設業従事者の不足が認識されていた点では日田市と共通するものの、従事者自体の不足に加えて、選定当初から建設業従事者に十分な企業体力がなかったことから、建設従事者の減少に対する実行可能な対応策の検討に至らなかったものと推察され、選定当初に示された国主導による包括的な取り組みの提案はその証左とみなせる。またそうした経緯の結果として、日田市では、建設業従事者によって運営されるNPOが行政との協働や独自の取り組みを続けることで、建設業従事者の確保に繋げているものと捉えられるのに対し、柳井市では、現在でも建設業従事者の不足に対して積極的な活動を見出し得ない現状に至ったといえる。

このように2市の状況を通覧すれば、現在の2市に認められる建設業従事者数の違いは、選定期、地区の規模などの要因が想定される他に、選定前の調査協力や後の組織的活動に必要な建設業従事者の人員数や企業体力の差異、地域の特色と建設業との関連付けの有無に加え、調査を契機として醸成された建設業従事者と行政との関係の深さに起因する可能性を指摘できる。

5-5 「重伝建地区」における建設業事業者の組織と技術の継承可能性

5-5-1 「重伝建地区」において修理に関わる技術者団体

前節の検討では、日田市のような「重伝建地区」において保存修理に関わる技術者がNPO法人を設立し、伝統技術の保存や継承に関わり、結果的に建設業従事者の維持に寄与している可能性が示唆された。そこで「重伝建地区」において修理等に関与する技術者によって構成される団体を調査すると、こうした団体が存在する「重伝建地区」は26件あり、その事業体の種別は、任意団体13件、NPO法人7件、建築士会支部4件、協同組合2件となっている(表5-2③列)。

これらの中でも、事業内容の情報が统一的に公開されており、日田市と同様に、公益的な活動を目的とする事業体であるNPO法人に着目し、公開されている事業実績報告書から⁶¹、活動内容の把握を行った(表5-6)。なお、「とちぎ蔵の街職人塾」(栃木市嘉右衛門町)は2019年に設立されたため実績がないことから本検討から除外した。

NPO法人による活動内容を個別にみると、「いわむらでんでんけん」(恵那市岩村町本通り)では、当該地区内における伝統的建造物の設計、監理や「重伝建地区」に関連する研修会への参加、伝統的建築技術体験の実施、住民相談会の実施等を行っている。「亀山文化資産研究会」(亀山市関宿)では、修理実施物件への見学会の開催を行っている。「倉敷町家トラスト」(倉敷市倉敷川畔)では、情報発信、研修会への参加、建造物の調査、研修会の実施、物件の活用の他、大学研究室受け入れの支援等を行っている。「八女町並みデザイン研究会」(八女市八女福島・八女黒木)では、情報発信、建造物の調査、設計、物件見学会の実施、研修会の開催等の他、伝統技術の映像による保存等を行っている。「肥前まちづくりデザイン研究会」(鹿島市浜庄津町浜金屋町・中町八本木宿)では、住民相談会の実施、技術体験や研修会の実施等を行っている。これらのNPO法人の活動を概観すると、それぞれ多様な取り組みが展開されている様子が窺えるが、「いわむらでんでんけん」、「倉敷町家トラスト」、「八女町並みデザイン研究会」では技術体験や協働調査、伝統技術に関する研修会の実施、伝統技術の映像による保存等、日田市のNPO法人「本物の伝統を守る会」でも認められたような「重伝建地区」に関わる伝統技術の継承に向けた活動がなされていることから、技術の途絶に対して危機感を持ち、実際に対処にあたっている状況にあると捉えられる。これに対し、「亀山文化資産研究会」、「肥前まちづくりデザイン研究会」では、こうした技術継承に向けた活動は認められない。

ここで、それぞれの「重伝建地区」における大工業従事者と左官業従事者の合計人数に着目すると、技術継承に関わる取り組みをしている恵那市は87人、倉敷市は337人、八女市は151人、日田市は250人となっているのに対して、取り組みをしていない亀山市は34人、鹿島市は63人、となっており、伝統技術の継承に向けた活動に消極的な地区では建設業従事者の人数が少なくなって

⁶¹ 内閣府 NPO ホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/nposeido-gaiyou>)、2019.12.1 最終閲覧 本ホームページで各団体における直近の事業報告書の内容を確認した。

いる。こうした傾向からは、前節で柳井市にも認められたような建設業従事者による連携が困難となっている可能性を指摘できる。従って、本分析の観点からは、建設業従事者が比較的多く存在する自治体においては、技術継承に向けた活動が行うことができている様子が窺え、本検討において技術継承の取り組みを行っている自治体のうち、建設業従事者数が最低の地区は恵那市の 87 名であった。

5-5-2 「重伝建地区」における技術の継承可能性

前項で着目した「重伝建地区」に関与する NPO 法人のうち、大工業及び左官業従事者数を合計した建設業従事者数が少ない地区の団体では、建設業の需要の低下に伴う企業体力の低下によって、NPO 法人を通じた連携が困難となっている可能性を指摘できる。一方で、多くの建設業従事者が存在する自治体の NPO 法人では、技術継承を「重伝建地区」の維持に際した問題のひとつとして捉え、活動を行うことが可能となっている。こうした状況を踏まえると、技術継承を自治体の建設業事業者が連携し、進められる建設業従事者数の目安として該当自治体における最小数 87 人（恵那市）を参照し、ここでは、80 名以上を基準として措置することができる。第3節で検討した建設業従事者の人口について、この基準を当て嵌め、大工業及び左官業従事者数の合計が 80 名未満の地区に着目すると 59 件が該当する。こうした地域では組織的な活動が難しい状況が生じているものと予想され、現状の建設業事業者に全面的に依存しない仕組みを構築していく必要があるものと推察される。

5-6 小結

本章では、伝統的建築技術継承の観点から、「重伝建地区」にまつわる材料の供給状況や建設業の問題点と対応策を整理するとともに、修理修景事業に関わる建設業従事者数の統計情報を踏まえて、大工及び左官工事業従事者の多寡が認められる柳井市及び日田市を事例に、建設業従事者に関する実態把握を行った。

「重伝建地区」に用いられる材料をみると、伝統工法に用いられる粘土や特定の地域で用いられる石州瓦、大谷石等の材料で、その供給の持続性が問題とされていることが分かった。その一方で「重伝建地区」の現在の規定では、こうした材料の活用を「重伝建地区」の建造物を修理する所有者に任意のものとしているため、現状のまま修理修景が進められれば、材料の供給が途絶え、本来の伝統的な町並みに用いられなかった材料を使わなくてはならない事態の訪れる可能性が見出せた。

建設業にまつわる課題の概観からは、「重伝建地区」に関連する技術を多く保有すると考えられる大工及び左官工事業従事者の、極端な減少が予測されるのに対し、国土交通省及び厚生労働省では、建設業一般に対する人材不足を解消するための方策を中心とした対応策を用意するに留まり、伝統的建造物の修理修景に欠かせない伝統技術の継承までは考慮されていないことが窺えた。

一方、修理修景事業を建設業従事者の収益の観点からみると、修理修景事業数が年月の経過とともに減衰していくこと、一般的な完成工事高よりも修理修景事業の工事高が小さいことから、修理修景事業によって生み出される市場規模は大きくなく、建設業従事者の経営を成立させるほどの事業とはならないものと推察される。また、2章で取り上げた初期選定地区や本章で取り上げた調査対象地区では、所有者による事業活用需要の停滞を一因とした修理修景事業件数の減少が認められた。年月の経過に伴って他の「重伝建地区」での発生も想定されるこの傾向は、詳細な分析対象とした柳井市でも実際に認められ、修繕の画一化等による建設業従事者の技術低下にもつながる恐れがあると考えられる。従って、国による建設業一般に対する人手不足への対応が成功したとしても、多くの「重伝建地区」では早晩、事業規模の縮小と技術低下に直面せざるを得ない状況にあるものとみなすことができる。

日田市と柳井市における実態の検討からは、両市にみる現在の建設業従事者数の違いが、選定以前の段階における建設業従事者の企業体力と地域における位置付け、建設業従事者と行政の関係に起因するものと推察された。このことは、「重伝建地区」選定当初から建設業従事者が不足していた地区や、今後「重伝建地区」に選定される地区で既に従事者の少ない地域では、たとえ自治体や従事者が問題意識を持っていたとしても、建設業従事者の減少や修理に必要な技術の衰退に対処できず、修理修景が継続的に実施できなくなる恐れがあることを示唆するものと捉えられる。

この推察を踏まえて、日田市と同様に技術者によって構成・運営されている「重伝建地区」に関わるNPO法人に着目すると、NPO事業者が活動する5つの「重伝建地区」立地自治体では、当該自治体の建設業事業者が、80名から300名程度であることから、NPO法人成立の目安となる基準として建設業従事者数が80名以上であることを便宜的に指定できる。すなわち、この基準を、自治

体内の一般的な建設業従事者の中から、複数の伝統的建築技術に興味関心を持つ建設業従事者が現れ、組織として活動するのに十分な人数が集まるために必要な母数としてみなすことができる。この基準を基に分析対象を概観すると、そのおよそ半数に当たる58件が、建設業従事者が80名以上存在している自治体に立地する地区に該当し、日田市のようにNPO法人を設立することで、蓄積された伝統工法等の技術やノウハウを従事者が継承できる可能性が想定される。その一方で、柳井市のように、80名未満の自治体に立地する59件においては、建設業従事者の人員や労働力が不足に対して従事者自らが対応する活動が行われないことで、伝統的建築技術を継承していけない可能性があるものと捉えられる。

表5-1：「重伝建地区」における建設業従事者数の集計結果

	大工 実数	左官 実数	大工 /全産業 割合 (%)	左官 /全産業 割合 (%)
伝建平均	82.69	66.42	0.20	0.13
伝建中央	44.00	37.00	0.17	0.11
全国平均	139.90	78.30	0.21	0.13
全国中央	26.00	17.00	0.14	0.08

表5-2：「重伝建地区」における建築材料及び建設業従事者の分析

番号	都道府県	地区名称等	物件数 (件数)		全 建 物 数 (件)	① 材 料 へ の 言 及	②自治体内の建設業従事者の人数						③保存修理に携わる技術者団体	
			伝 統 的 建 造 物 ・ 建 築 物	伝 統 的 建 造 物 ・ 工 作 物			全 産 業 実 数	大 工 実 数	左 官 実 数	大 工 左 官 実 数 合 計	大 工 ／ 全 産 業 割 合 (%)	左 官 ／ 全 産 業 割 合 (%)	名前	種別
1	北海道	函館市元町末広町	65	12	158	●	124,215	250	180	430	0.20	0.14		
2	青森	弘前市仲町	29	5	279		84,844	149	89	238	0.18	0.10	弘前文化財建築事務所	協同組合
3	青森	黒石市中町	42	5	70		12,880	35	42	77	0.27	0.33		
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	29	36	161		11,163	2	0	2	0.02	0.00		
5	宮城	村田町村田	84	46	428		5,569	33	4	37	0.59	0.07		
6	秋田	横手市増田	130	12	267		42,207	114	58	172	0.27	0.14	増田まちなみ研究会	任意団体
7	秋田	仙北市角館	40	5	140	●	11,713	28	24	52	0.24	0.20		
8	福島	下郷町大内宿	49	9	183	●	2,413	4	1	5	0.17	0.04		
9	福島	南会津町前沢	27	9	67		7,753	10	16	26	0.13	0.21		
10	茨城	桜川市真壁	108	57	1000		16,437	44	34	78	0.27	0.21	あり	建築士会
11	栃木	栃木市嘉右衛門町	92	36	316	●	69,600	110	79	189	0.16	0.11	とちぎ蔵の街職人塾	NPO
12	群馬	桐生市桐生新町	180	173	430		52,199	56	49	105	0.11	0.09	あり	建築士会
13	群馬	中之条町六合赤岩	67	117	150		7,523	22	15	37	0.29	0.20	群馬建築修復活用センター	協同組合
14	埼玉	川越市川越	118	17	326		144,420	162	79	241	0.11	0.05		
15	千葉	香取市佐原	98	3	310		28,617	94	41	135	0.33	0.14	佐原町屋研究会	任意団体
16	新潟	佐渡市宿根木	106	16	228		26,408	111	85	196	0.42	0.32		
17	富山	高岡市山町筋	97	12	140		86,847	116	99	215	0.13	0.11		
18	富山	高岡市金屋町	113	12	300		86,847	116	99	215	0.13	0.11		
19	富山	南砺市相倉	66	5	85		26,910	119	37	156	0.44	0.14		
20	富山	南砺市菅沼	28	2	36		26,910	119	37	156	0.44	0.14		
21	石川	金沢市東山ひがし	94	6	144		269,251	278	278	556	0.10	0.10	公益財団法人金沢職人大学校	公益財団法人
22	石川	金沢市主計町	34	1	51		269,251	278	278	556	0.10	0.10	公益財団法人金沢職人大学校	公益財団法人
23	石川	金沢市卯辰山麓	243	45	978		269,251	278	278	556	0.10	0.10	公益財団法人金沢職人大学校	公益財団法人
24	石川	金沢市寺町台	167	32	587		269,251	278	278	556	0.10	0.10	公益財団法人金沢職人大学校	公益財団法人
25	石川	輪島市黒島地区	148	101	500	●	11,369	20	10	30	0.18	0.09		
26	石川	加賀市加賀橋立	107	133	229	●	32,871	46	43	89	0.14	0.13	あり	建築士会
27	石川	加賀市加賀東谷	136	243	253		32,871	46	43	89	0.14	0.13	あり	建築士会
28	石川	白山市白峰	64	18	300		57,239	210	91	301	0.37	0.16		
29	福井	小浜市小浜西組	273	46	1124		14,917	28	21	49	0.19	0.14		
30	福井	若狭町熊川宿	214	132	551		6,560	13	10	23	0.20	0.15	熊川宿町並み保存伝統技術研究会	任意団体
32	山梨	早川町赤沢	84	39	313	●	722	0	0	0	0.00	0.00		建築士事務所
34	長野	塩尻市奈良井	155	7	680		31,854	27	6	33	0.08	0.02	塩尻伝統建築研究会	任意団体
35	長野	塩尻市木曾平沢	199	20	652		31,854	27	6	33	0.08	0.02	塩尻伝統建築研究会	任意団体
36	長野	千曲市稲荷山	187	66	683		25,922	31	8	39	0.12	0.03		
37	長野	東御市海野宿	203	17	369		13,905	33	8	41	0.24	0.06	あり	建築士事務所
38	長野	南木曾町妻籠宿	202	12	252	●	2,147	7	1	8	0.33	0.05		
39	長野	白馬村青鬼	29	200	29		6,029	4	1	5	0.07	0.02		
40	岐阜	高山市三町	171	2	408		48,491	134	95	229	0.28	0.20		
41	岐阜	高山市下二之町大新町	199	12	402		48,491	134	95	229	0.28	0.20		
42	岐阜	美濃市美濃町	156	10	646		11,073	17	10	27	0.15	0.09		
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	188	23	855		26,005	31	56	87	0.12	0.22	NPOいわむらでんでんけん	NPO
44	岐阜	郡上市郡上八幡北町	119	32	351		21,157	54	37	91	0.26	0.17		
45	岐阜	白川村猿町	117	11	408	●	1,189	2	1	3	0.17	0.08		
46	静岡	焼津市花沢	65	41	137		64,179	82	40	122	0.13	0.06		
48	愛知	豊田市足助	212	122	650		263,701	188	98	286	0.07	0.04		
49	三重	亀山市関宿	221	11	820		24,636	21	13	34	0.09	0.05	亀山文化資産研究会	NPO
50	滋賀	大津市坂本	118	118	506		130,564	130	116	246	0.10	0.09		
52	滋賀	近江八幡市八幡	183	93	667		33,463	42	40	82	0.13	0.12		
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	198	105	580		50,445	76	153	229	0.15	0.30	あり	建築士事務所
54	京都	京都市上賀茂	37	46	55		788,170	445	479	924	0.06	0.06		
55	京都	京都市産寧坂	190	115	285		788,170	445	479	924	0.06	0.06		

56	京 都	京都市祇園新橋	55	15	104			788,170	445	479	924	0.06	0.06		
57	京 都	京都市嵯峨鳥居本	33	6	68			788,170	445	479	924	0.06	0.06		
58	京 都	南丹市美山町北	66	5	160			15,152	14	17	31	0.09	0.11		
59	京 都	伊根町伊根浦	438	5	1087	●		786	4	0	4	0.51	0.00		
60	京 都	与謝野町加悦	136	45	253			9,077	15	18	33	0.17	0.20	与謝野作事組	任意団体
61	大 阪	富田林市富田林	220	37	616			37,649	41	10	51	0.11	0.03		
62	兵 庫	神戸市北野町山本通	65	67	214			776,937	348	223	571	0.04	0.03		
63	兵 庫	豊岡市出石	250	24	964			40,743	110	60	170	0.27	0.15	出石まちなみ設計士会	
64	兵 庫	篠山市篠山	221	65	670			17,377	16	34	50	0.09	0.20		
65	兵 庫	篠山市福住	169	55	680			17,377	16	34	50	0.09	0.20		
67	奈 良	橿原市今井町	504	119	600			49,532	22	37	59	0.04	0.07		
68	奈 良	五條市五條新町	158	18	330			13,086	17	5	22	0.13	0.04	あり	建築士会
69	奈 良	宇陀市松山	149	93	400			9,216	20	20	40	0.22	0.22		
70	和歌山	湯浅町湯浅	138	51	316			5,746	7	6	13	0.12	0.10	湯浅まちなみ設計士会	任意団体
71	鳥 取	倉吉市打吹玉川	350	66	600	●		26,939	30	42	72	0.11	0.16	匠のつどい	任意団体
72	鳥 取	大山町所子	85	118	270	●		4,867	12	4	16	0.25	0.08		
73	島 根	大田市大森銀山	285	38	511	●●		15,313	83	52	135	0.54	0.34		
74	島 根	大田市温泉津	133	71	316	●●		15,313	83	52	135	0.54	0.34		
75	島 根	津和野町津和野	140	24	389	●●		2,843	3	3	6	0.11	0.11		
76	岡 山	倉敷市倉敷川畔	240	45	621			215,520	232	105	337	0.11	0.05	倉敷町屋トラスト	NPO
77	岡 山	津山市城東	178	17	320			49,911	44	46	90	0.09	0.09		
78	岡 山	高梁市吹屋	79	5	224	●●		16,088	21	19	40	0.13	0.12		
79	広 島	呉市豊町御手洗	203	75	534			106,887	199	103	302	0.19	0.10		
80	広 島	竹原市竹原地区	146	38	365			11,747	47	11	58	0.40	0.09		
82	山 口	萩市堀内地区	45	267	237			23,875	44	72	116	0.18	0.30		
83	山 口	萩市平安古地区	11	39	60			23,875	44	72	116	0.18	0.30		
84	山 口	萩市浜崎	138	59	461			23,875	44	72	116	0.18	0.30	萩つくる会	任意団体
85	山 口	萩市佐々並市	50	147	154			23,875	44	72	116	0.18	0.30	萩つくる会	任意団体
86	山 口	柳井市古市金屋	52	44	133			15,609	14	0	14	0.09	0.00		
87	徳 島	美馬市脇町南町	85	40	126	●		11,819	40	3	43	0.34	0.03		
88	徳 島	三好市東祖谷山村落合	56	115	80	●		12,054	38	13	51	0.32	0.11	阿波のまちなみ研究会	任意団体
90	香 川	丸亀市塩飽本島町笠島	106	0	152			45,054	17	37	54	0.04	0.08		
91	愛 媛	西予市宇和町卯之町	67	19	103	●		15,323	46	27	73	0.30	0.18	元気にせいで建築設計士会	任意団体
92	愛 媛	内子町八日市護国	93	10	124	●		6,418	49	15	64	0.76	0.23		
93	高 知	室戸市吉良川町	134	42	1067	●		4,839	10	2	12	0.21	0.04		
94	高 知	安芸市土居廓中	31	33	227			7,015	5	13	18	0.07	0.19		
95	福 岡	八女市八女福島	221	350	570			28,399	89	62	151	0.31	0.22	NPO八女町並みデザイン研究会	NPO
96	福 岡	八女市黒木	122	242	355			28,399	89	62	151	0.31	0.22	NPO八女町並みデザイン研究会	NPO
97	福 岡	うきは市筑後吉井	160	102	550			10,554	22	20	42	0.21	0.19	町並み設計士会	
98	福 岡	うきは市新川田籠	167	990	324			10,554	22	20	42	0.21	0.19	町並み設計士会	
99	福 岡	朝倉市秋月	105	70	689			26,454	61	38	99	0.23	0.14	秋月伝統的町並み保存研究会	任意団体
100	佐 賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	37	29	105			13,148	32	31	63	0.24	0.24	肥前まちづくりデザイン研究会	NPO
101	佐 賀	鹿島市浜中町八本木宿	128	114	248			13,148	32	31	63	0.24	0.24	肥前まちづくりデザイン研究会	NPO
102	佐 賀	嬉野市塩田津	76	147	192	●		11,410	74	19	93	0.65	0.17		
103	佐 賀	有田町有田内山	157	0	398			9,325	8	3	11	0.09	0.03		
104	長 崎	長崎市東山手	31	27	47			221,776	177	91	268	0.08	0.04		
105	長 崎	長崎市南山手	41	11	205			221,776	177	91	268	0.08	0.04		
106	長 崎	平戸市大島村神浦	141	91	232	●		12,255	58	13	71	0.47	0.11	あづち大島重伝建作事組	任意団体
107	長 崎	雲仙市神代小路	34	136	98			16,671	58	29	87	0.35	0.17		
108	大 分	日田市豆田町	173	86	305			31,713	104	146	250	0.33	0.46	NPO本物の伝統を守る会	NPO
110	宮 崎	日南市鉄肥	11	127	320			22,460	49	39	88	0.22	0.17		
111	宮 崎	日向市美々津	94	0	244			29,686	68	52	120	0.23	0.18	日向市伝統的建造物保存修理研究会	任意団体
112	宮 崎	椎葉村十根川	32	126	61	●		1,096	1	0	1	0.09	0.00		
113	鹿 児 島	出水市出水麓	91	488	687			22,283	28	24	52	0.13	0.11		
114	鹿 児 島	薩摩川内市入来麓	68	197	235			44,635	80	27	107	0.18	0.06		
115	鹿 児 島	南九州市知覧	31	159	87	●		16,912	16	45	61	0.09	0.27	知覧町茅葺技術保存会	任意団体
116	沖 縄	渡名喜村渡名喜島	104	120	271	●●		113	0	0	0	0.00	0.00		
117	沖 縄	竹富町竹富島	112	969	400	●●		2,218	0	0	0	0.00	0.00		

人口、世帯数、全建物数は推計値を含む

註1：？は保存団体名称の記載はあるが、構成人数の記載がないもの

註2：グレーに塗られた保存地区は選定が近年であり、「伝建台帳」と「歴史を活かしたまちづくりー重要伝統的建造物群保存地区87」

のどちらか、または両方に記載のないもの

表5-3：全国における建設業の状況

(単位：社,名,百万円)

業種	業者数	従業者数	完成工事高	完成工事原価	一業者あたり			
					従業者数	完成工事高	完成工事原価	
総合工事業	91,251	1,351,872	52,885,943	43,138,227	15	580	472.7	
職別工事業	54,412	629,192	12,967,354	9,824,278	12	238	180.6	
うち	大工工事業	4,895	48,760	808,907	600,023	10	165	122.6
	左官工事業	1,805	20,889	269,241	211,541	12	149	117.2

表5-4：妻籠宿及び荻町における修理修景事業件数と事業費

(単位：千円)

年度	妻籠宿		荻町	
	件数	事業費	件数	事業費
2000	5	16,747	6	50,000
2001	6	15,000	6	50,850
2002	1	9,607	7	50,000
2003	3	18,236	5	30,885
2004	4	18,033	7	32,500
2005	6	18,015	5	29,500
2006	6	11,401	6	48,000
2007	5	11,083	4	28,000
2008	5	13,501	4	32,606
2009	4	13,500	6	56,560
合計	45	145,123	56	408,901
一事業 あたり 事業費	-	3,225	-	7,302

表5-5：古市金谷及び豆田町における修理修景事業数

地区	古市金谷	豆田町
1985	2	-
1986	4	-
1987	2	-
1988	3	-
1989	5	-
1990	3	-
1991	4	-
1992	1	-
1993	5	-
1994	6	-
1995	6	-
1996	3	-
1997	2	-
1998	5	-
1999	4	-
2000	1	-
2001	1	-
2002	1	-
2003	1	-
2004	0	-
2005	1	3
2006	1	5
2007	0	7
2008	0	6
2009	0	6
2010	0	5
2011	0	5
2012	1	4
2013	3	4
2014	0	4
2015	0	1

年度別修理修景事業数

表5-6：保存修理に携わる技術者団体の活動内容

団体の名称	設立時期	活動目的	活動内容							
			情報発信	建造物の調査・設計・監理	見学会・研修会等への参加	技術体験・研修会等の実施	物件見学会の実施	住民相談会の実施	物件の活用	その他
とちぎ蔵の街職人塾	2019.3.29	この法人は、一般市民や次代を担う若者に対して伝統建築に関する普及啓発を行うとともに、歴史的建造物の修理に係る相談や設計・施工、調査研究を行う。そして、その実践を通じて伝統建築に関心を持つ技術者及び技能者の育成と修理技術の研鑽を図り、以て栃木市の特徴的な歴史文化遺産を永続的に保全しつつ、安全安心な暮らしの確保に寄与することを目的とする。	※設立直後のため実績なし							
NPOいわむらでんでんけん	2010.4.6	この法人は、専門的な技術と経験を有する会員相互の協力により、NPOと地域住民、行政、企業の協働事業を実現するため客観中立の立場から技術等の支援をすることにより、恵那市岩村町本町通り伝統的建造物群保存地区とその周辺地域のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。		●	●	●	●	●		
亀山文化資産研究会	2014.9.18	この法人は、地域住民に対して、地域にとって価値のある歴史的・文化的な資産を守り、活用に関する事業を行い、それをもって地域住民に寄与することを目的とする。					●			
倉敷町屋トラスト	2006.9.22	この法人は、倉敷美観地区とその周辺の町家の再生・利活用を通じて、地域の生活文化の継承、育成と創造、及び景観の保全を図り、多様なまちづくり事業活動を展開し、地域社会の公益増進に寄与することを目的とする。	●	●	●	●	●	●	●	●
NPO八女町並みデザイン研究会	2004.3.25	この法人は、八女地域の住民に対して、八女福島の町並みをはじめとした八女の歴史的・文化的遺産等の調査研究及び保存活用並びに伝統工法の継承等に関する事業を行い、文化的景観を活かしたまちづくりに寄与することを目的とする。	●	●		●				●
肥前まちづくりデザイン研究会	2011.10.5	この法人は、鹿島市及びその周辺地域に対して、文化的遺産等の修理・修景に関する事業を行い、地域の文化的まちづくりに寄与することを目的とする。		●	●	●	●	●		●
NPO本物の伝統を守る会	2006.3.8	この法人は、広く県民に対し地域の伝統的建造物の調査研究を通して、古建築の健全なる理解を図り、伝統的建造物の保存に関する事業を実践し、伝統的工法の伝承とその後継者を育成することを目的とする。		●	●	●				●

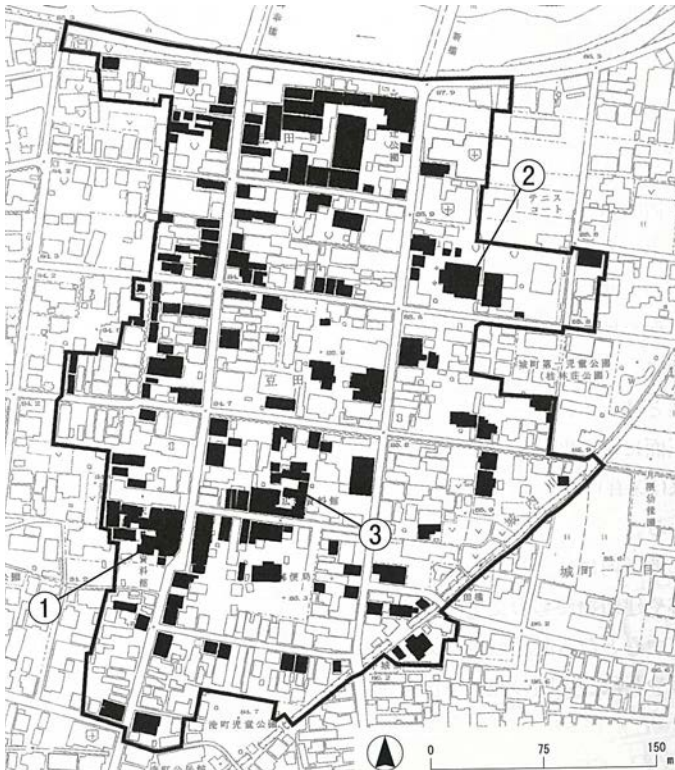


図面出展：文化庁、『歴史と文化の町並み辞典 - 重要伝統的建造物群保存地区
全 109』、中央公論美術出版、p.176、2015



写真出展：筆者撮影

図 5-1 柳井市古市金屋地区の概要



図面出展：文化庁、『歴史と文化の町並み辞典 - 重要伝統的建造物群保存地区全 109』、
中央公論美術出版、p.218、2015

写真出展：筆者撮影

図 5-2：日田市豆田町地区の概要

第6章

行政の計画からみた「重伝建地区」の位置づけと実態

第6章 行政の計画からみた「重伝建地区」の位置づけと実態

6-1 本章の目的と構成

第2章で言及したように、市町村は、「重伝建地区」制度において、計画や条例の策定や保存地区の保存等に関する重要事項の調査及び審議、国庫補助に基づいた保存措置の実施、現状変更申請、修理修景における助成の窓口等の機能を担っている。またこれまで、日本国政府による全国の国土開発を経ても、都市と地方間の人口、経済格差が拡大している状況にあり、これまでの「重伝建地区」においても、「伝建地区制度」に基づかない事業が進められている様子が散見された。一方第3章では、生活関連施設の立地と都市雇用圏、行政による社会資本整備の観点から「重伝建地区」を分類した結果、地域における住民の生活が持続困難となる可能性が認められた。第4章では、町並みの維持に必要な材料の確保や関与する建設業事業者の減少を問題として捉え活動するNPO法人等については、設立の背景に行政と協働した調査の実施が認められ、現在も行政と連携することで、情報共有の円滑化や協議会の運営を図っていることを明らかにした。

このように、「重伝建地区」が立地する自治体の行政は、国が選定した文化財としての保存を進める一方で、地域の要請に応えながら地方自治を進めていることから、行政の活動が「重伝建地区」になんらかの影響を与えていると考えられる。特に、人的資源、経済の縮小が予測される中で発生する、第3章、第4章でみたような生活の安定性の低下や修理技術の衰退等の「重伝建地区」の存続を阻む問題に対しては、周辺地域の経済活動に依存せず、他の主体に比べて安定した人材や予算が確保されている行政による関与の重要性が増大すると推察でき、「重伝建地区」に対して行政がどのような観点から活動を行うのか、すなわち行政における「重伝建地区」の位置づけとその位置づけに基づく活動の展開が、地区の持続性に対して大きな影響を与えるものと考えられる。

そこで、本章では、次節にて行政が政府や住民に対して担う役割を整理した上で、行政の活動の根拠となる計画のうち、最上位に位置付けられる総合計画に着目し、その計画の中で言及されている「重伝建地区」の取り扱い方をみることで、行政における「重伝建地区」の認識から「重伝建地区」に対する行政の関与状況を明らかにする。さらに第3節で、前章までに検討してきた「重伝建地区」の現状と行政における「重伝建地区」の位置づけの対照を行うことで、行政による計画と実態の関係性をみる。また第4節では、多くの行政が総合計画において計画している「重伝建地区」の観光資源としての位置づけに着目し、観光活用の視点から「重伝建地区」を含む自治体の観光地として魅力进行评估する。以上の検討を通して、行政における「重伝建地区」の取り扱いと「重伝建地区」の実態の整合性を明らかにすることで、行政による「重伝建地区」に対する関与が地区の持続性に対して貢献しうるのかを考察することを本章の目的とする。

6-2 行政による「重伝建地区」への関与

6-2-1 文化財一般に対する行政の役割

日本国憲法第94条では、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務をし、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」として、行政活動における地方公共団体の役割が規定されている。また、「地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め」、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに地方公共団体の健全な発達を保障することを目的」とした地方自治法でも、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とされており¹、「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」、「その他の国が本来果たすべき役割」を重点的に担う中央官庁に対して、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる」ことを基本とする、地方公共団体の役割が示されている²。同法ではまた、中央官庁の地方自治への関わり方として、「地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」として制限を設けている³。

一方、文化財保護においては、第2章でも着目したように、文化財一般に対して、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため、欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」と文化財に対する行政のありかたが定められており、こうした目的の元に国と地方に役割が分担されている⁴。文化庁は、中央官庁が担う役割として、文化財保護法の制定、重要な文化財の指定、選定、保存と活用が特に必要な文化財の登録、指定等文化財の所有者に対する管理、修理公開に関する指示、命令、勧告、指定等文化財の現場変更等の規制、輸出の制限、原状回復命令、指定等文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助、文化財の公有化に対する地方公共団体への補助、指定等文化財等に係る課税上の特例措置の設定、博物館、劇場等の公開施設、文化財研究所の設置運営を挙げている⁵。これに対して、地方公共団体が担う役割として、文化財保護条例の制定、重要な文化財の指定、選定等（国指定等を除く）、指定等文化財の所有者に対する管理、修理、公開に関する指示、勧告及び現状変更等の制限、指定等文化財の管理、修理、公開等に関する所有者等への補助、文化

¹ 地方自治法 第1条

² 地方自治法 第2条

³ 地方自治法 第2条

⁴ 文化財保護法 第3条

⁵ 文化庁、「文化財保護行政の在り方について（平成25年8月7日中央教育審議会教育制度分科会（第29回）文化庁配布資料）」、『文化審議会文化財分科会企画調査会（第2回）議事次第』、2013

財の保存、公開のための施設の設置、運営、文化財の学習活動、愛護活動、伝承活動など文化財保護のための地域活動の推進、管理団体として国指定文化財の管理、修理等を挙げている⁶。

以上から、行政における文化財保護についてまとめると、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮される状態の維持が中央官庁の役割として求められる中で、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することができ、こうした行政活動の一環として位置付けられる文化財保護に当たっては、条例の制定、文化財の指定、文化財の所有者に対する指示、制限、補助、文化財の保護や周知に必要な活動の推進等を行うことができる、などの業務を分担している。

6-2-2 事業予算の構成

市町村における行政の歳入は、主に地方税、地方交付税交付金、地方特例交付金、地方譲与税、国庫支出金、地方債、都道府県支出金によって構成される。2017年度の全国の市町村における歳入合計は598,268億円で⁷、その構成割合をみると、地方税32.4%、地方交付税13.6%、地方譲与税6.5%、地方特例交付金0.1%、国庫支出金15.8%、地方債8.6%、都道府県支出金6.7%、その他16.4%となっている。これらのうち使途が定められていない一般財源である地方税、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税の合計が52.5%、使途が定められた特定財源である国庫支出金、地方債、都道府県支出金の合計が47.5%を占めている。このうち、「重伝建地区」への保存措置に対する文化庁による補助金は、国庫支出金に属する⁸。

一方、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために算定される基準財政需要額が、各地方団体の財政力を合理的に測定するために算定される基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、地方交付税交付金が交付され、原則としてその超える額相当が交付税の額とされ、その他の一般財源と合わせて現行の自治体の機能を維持することに用いられている。このことを踏まえると、国庫支出金を交付されている行政において、その一般財源は、現在の自治体の機能の維持に用いられているものと捉えられる。この地方交付税の交付団体を見ると、2017年度において、この地方交付税が不交付の地方自治体は、75市町村に上るのに対し、「重伝建地区」が立地する自治体は全て地方交付税の交付対象とされている。従って「重伝建地区」が立地する行政はいずれも、現行の自治体の機能を維持する予算、及び政府により使途が定められた予算に基づいた活動を行っている可能性を指摘できる。

以上のように、行政に求められる役割と事業予算を概観すると、「重伝建地区」が立地し、その保存に関与する地方自治体は制度上、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することができるとされていることが確認できる。一方で、その予算については、現在の行政機能の維持に用いら

⁶ 註4上掲書

⁷ 総務省「地方財政の状況」

(https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/31data/2019data/mokuji.html)、2019.12.1最終閲覧

⁸ 文化庁「重要伝統的建造物群保存等事業費国庫補助要綱」2018年改定

れる一般財源と国により定められた使途に用いることができる特定財源によるものに限定されていることを鑑みれば、「重伝建地区」を存続させていくためには、国が定める特定財源を活用するより他ない状況にあるものと推察される。

6-3 「重伝建地区」に対する行政の認識

6-3-1 『総合計画』の位置付けと記載内容

市町村が行う取り組みにおいて、「重伝建地区」の事業上の位置づけをみることができる資料としては、「重伝建地区」選定の際に市町村により作成される『保存方針』や『保存計画』の他、市町村の事業計画の最上位として位置づけられる『総合計画』が挙げられる。この『総合計画』は、現在ほぼ全ての市町村により策定され、主な事業に関する10年ごとの整備方針や計画を定めるものである⁹。すなわち、この『総合計画』に記載された事業は、市町村における重要度が比較的高いものであるとともに、その記載内容には市町村による事業の取り扱い方が示されることから、「重伝建地区」の位置づけを捉える上でも最適の資料と考えられる。

『総合計画』の記載内容は、市町村を通して統一された形式をもたないものの、いずれもほぼ同様の構成となっている。すなわち、内容が包括的で抽象度が高く、分野横断的な方針の示された基本構想、基本構想を施策ごとの目標に分割し、それに応じたプロジェクト群ごとに内容をまとめる基本計画、基本計画を実現するための具体的な達成事項や、事業期間、必要な予算等の定量的な情報をまとめる実施計画の3つで構成される。このうち「重伝建地区」の取り扱いについては、事業分野を規定しながら、市町村の計画意図が示される基本計画に明記されることから、ここでは、この基本計画の記載内容を検討する。分析対象は、これまで分析を行ってきた「重伝建地区」109件のうち、「重伝建地区」選定以後の『総合計画』を入手できた69市町村80地区とした¹⁰。

69市町村80地区の基本計画を通覧すると、概して、事業目標及びプロジェクト群が、細分化された事業分野ごとに記載されている（以下、この記載内容を「一般基本計画」とする）。また分析対象のうち、19市町村の基本計画では、「一般基本計画」よりも優先的に行政資源を投入し、分野横断的に展開すべきものと位置づけられたプロジェクト群¹¹（以下、「重点プロジェクト」とする）も記載されている¹²。「一般基本計画」に記載された目標及びプロジェクト群は、複数の事業分野の組み合わせにより示され、その示され方は市町村によって異なるが、その事業分野は概ね共通しており、その事業内容から重なりのないように事業分野を抜き出すと、産業、医療福祉、教育、文化財、スポーツ、防災、交通、情報発信、人権、生活環境、行財政、交流、自然環境、住民協働、開発の15分野に分類することができる。

⁹ 大杉寛『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料 No.15 日本の自治計画』、財団法人自治体国際化協会、政策研究大学院大学比較地方自治研究センター、pp.3-5

¹⁰ 基本構想は10年、基本計画は5年、実施計画は3年ごとに策定されているため、分析対象については、近年に「重伝建地区」として選定を受けていた場合、選定よりも総合計画策定の時期が早く、「重伝建地区」についての計画が内容に反映されていない可能性が考えられる。そこで2010年以前の「重伝建地区」87件の立地する74市町村のうち、総合計画の閲覧が市町村のウェブサイト上で可能であり、総合計画がその市町村に立地する「重伝建地区」の選定後に策定されている69市町村の総合計画とする。なお除外した6市町村は次の通り。山梨県早川町、山口県萩市、沖縄県竹富町、沖縄県渡名喜村は、ウェブサイト上での公開がなかった。茨城県桜川市の公開された基本計画は平成19年策定のものであったが、「重伝建地区」選定が平成22年であった。また群馬県中之条市の公開された基本計画は、平成17年策定のものであったが、「重伝建地区選定」が平成18年であった。

¹¹ 重点戦略、重点施策、戦略プロジェクト等、市町村によって呼称が異なるため、本論文では総合して『重点プロジェクト』と表記する。

¹² 平戸市基本計画、高山市基本計画による。

6-3-2 「重伝建地区」に関連する事業分野の種類とその記載内容

前述の『総合計画』に見出せる事業分野の枠組みを踏まえて、「一般基本計画」において「重伝建地区」に関して言及された事業分野とその分野数、及び「重点プロジェクト」における「重伝建地区」に関する言及の有無を集計した。分析対象 69 市町村 80 地区ごとに、「重伝建地区」に言及されている箇所として、「伝統的建造物群」「伝建地区」「重伝建地区」「伝統的建造物群保存地区」、「重伝建地区」を示す地名や町並みのいずれかの表記が含む言及（以下「重伝建地区」等への言及とする）があった事業分野、その事業分野の数、重点プロジェクトの対象として記載される場合の有無を確認した（表 6-1）。「重伝建地区」80 地区が立地する自治体の基本計画では、「重伝建地区」等への言及が全てにおいて認められることから、「重伝建地区」が立地している全ての自治体において、「伝統的町並み」や「重伝建地区」の存在を念頭に置き、『総合計画』の組み立てを行っているといえる。

基本計画において「重伝建地区」等への言及がみられた事業分野は、文化財分野が58件と最も多く、次いで、産業分野が52件、生活環境分野が46件認められた。また少数ではあるが、開発分野で10件、交流分野で3件、防災分野で2件、医療福祉分野で1件の記載がみられた。そこで、これらの各分野における記載内容に着目し、その概要の把握を行った。

最も該当数の多かった、文化財分野における「重伝建地区」に対する言及をみると、「重伝建地区」を市の歴史的文化遺産と捉えた上で、その調査や記録、管理体制の充実を図る例¹³、歴史的町並みの保存整備として「重伝建地区」の保存・修理事業や住民の意識向上のための勉強会を企画する例¹⁴が認められる。すなわち、「重伝建地区」を文化財分野との関連で位置づけている市町村では、調査・記録や修理・修景を進めるとともに、市民の保存意識向上の契機として「重伝建地区」の文化財を捉えた事業や目標が提示されている。

次いで該当数の多かった、産業分野における「重伝建地区」に対する言及をみると、「伝建地区制度」を用いた保存事業や、「重伝建地区」内建造物の整備事業の対象を、観光の核となるエリアや施設とすることで、観光客の滞在時間延長に繋げる事業とみなす例¹⁵、「重伝建地区」自体を他の観光資源と連携させることで観光の推進を図るものの、保存事業そのものには言及しない例¹⁶、「重伝建地区」を町の観光資源として取り上げながら、保存事業自体は商店街を活性化する事業に

¹³ 三好市、『三好市総合基本計画（平成 25 年度-平成 29 年度）』、pp.83-84、2013 三好市では、「文化財の保護・伝承」として、「重要伝統的建造物群保存地区」を三好市の歴史文化遺産とした上で、「市内に存在する文化財を調査・記録し、防火等に配慮した対策を講じるとともに、管理体制の充実」を図るとしている。

¹⁴ 亀山市、『第 1 次亀山市総合計画後期基本計画 2012-2016』、p.100、2012 亀山市では、「歴史的なまちなみの保存整備」として、「伝統的建造物群保存地区である関宿について、保存修理・修景の取り組みを進める」とともに、「保存に対する市民の意識をさらに高められるよう、関宿の魅力やまちなみ保存の歩みなどを学べる機会を提供する」としている。

¹⁵ 塩尻市、『第 5 次塩尻市総合計画』、pp.46-48、2015 塩尻市では、「重要伝統的建造物群保存地区の町並み景観形成整備」事業、「重要伝統的建造物群保存地区の街並み環境整備」事業を「集客核の環境整備の推進」の取り組みとして挙げ、「観光の核となるエリアや施設等について、滞留・滞在時間の延長につながる」施設整備、修繕を推進するとしている。

¹⁶ 日向市、『日向市総合計画後期基本計画 平成 24 年度-28 年度』、p.68、2012 日向市では「観光まちづくりの推進」として、「重要伝統的建造物群や新日向市駅舎の保全・活用に努め」、「観光の推進を図る」という目標が記載されている。

置き換えている例が認められた¹⁷。このように、「重伝建地区」を産業分野との関連で位置づけている市町村では、専ら観光産業との接続を図ることで、制度を用いて「重伝建地区」から直接的に観光資源を生み出そうとする意図が窺える。

3番目に該当数の多かった、生活環境分野における「重伝建地区」に対する言及をみると、「伝統的などの美しい風景が受け継がれて」きた地域らしい美しい景観を残していくため、「市民と協働しての美しい景観まちづくりの推進」が求められるとした上で、「重伝建地区」の空き家対策を計画する例¹⁸や「まちづくり団体と協働し、伝統工法である土壁塗り等の体験プログラムを実施することにより、まちの歴史や町家生活への理解を深めるとともに、まちに愛着を持つ人々を増やすことで」居住の促進を試みる例が認められた¹⁹。こうした事例から、「重伝建地区」を生活環境との関連で言及している自治体の計画では、「重伝建地区」の持つ魅力的な景観を取り上げ、その魅力を向上させることで住民や移住者にとって、豊かな生活環境をつくるための事業や目標が記載されているといえる。

少数の自治体に認められた分野として、開発分野における「重伝建地区」に対する言及をみると、「重伝建地区」等における町の整備の一環として道路美装化、案内板等の設置事業や土地利用の方針を定める目標が示されている²⁰。また、交流分野における「重伝建地区」に対する言及では、「重伝建地区」を訪れる人との活発な交流を促進させ、地域の見直しや人的ネットワークの構築を図る事業や目標が記載される一方²¹、医療福祉分野における「重伝建地区」に対する言及をみると、「重伝建地区」における施設や歩行空間のバリアフリー化等、高齢者や障害者等全ての人が自由に参加できるまちづくりを図る事業や目標が記載されている²²。防災分野における「重伝建地区」に対する言及をみると、「重伝建地区」において脆弱な防災設備の整備を進め、住民の安全を図る事業や目標が記載されている²³。

¹⁷ 朝倉市、『第1次朝倉市総合計画』、p.33、2013 朝倉市では、現状として「重要伝統的建造物群保存地区として選定されており」「訪れる人を魅了し続けている」との記載があるものの、方針の中では「重伝建地区」に触れず「商店街の活性化」「市街地のにぎわいづくり」といった抽象的な事業に置き換えられている。

¹⁸ 八女市、『八女市総合計画 前期基本計画（平成23年度-平成27年度）』、pp.39-40、2011 八女市では、美しい景観の形成における施策の展開方針の中で、「町並みを継承するとともに、空き町家を八女にふさわしい店舗、住宅、町家ステイなどに」活用するとされている。

¹⁹ 橿原市、『橿原市第3次総合計画 後期基本計画』、p.87、2015 橿原市では、歴史的町並み及び集落景観の保全における基本方針の中で、今後の取り組みの中に、住環境の整備、町並み保存の整備と並行して、町家を知る体験プログラムの実施を、位置付けている。

²⁰ 高梁市、『高梁市新総合計画 2010-2019』、p.56、2010 高梁市では、道路網の整備の項目で「伝統的な町並みを有する歴史的風致地域においては、その風致を保持していく」ために、道路整備においても地域に相応した形状とするとされている。

²¹ 佐渡市、『佐渡市総合計画 基本計画（後期）』、pp.61-64、2010 佐渡市では、「人が輝く交流促進」のため、「重伝建地区」を含む文化財を市民の共有財産として保存活用を図るとともに、（中略）情報発信を積極的に推進し、伝統と魅力ある地域文化の育成を行うとしている。

²² 竹原市、『竹原市総合計画』、p.139、2009 竹原市では、「みんなが安心して暮らせる、ひとにやさしいまちづくり」を目指して、「重伝建地区」における歩道段差の解消やバリアフリー等の整備を実施している。

²³ 高山市、『高山市第八次総合計画 2015-2024』、p.131、2015 高山市では、基盤、安全に関する計画として、「重伝建地区」における防災対策の実施を組み込んでいる。

このように、総合計画の基本計画において、「重伝建地区」は、本来の制度上の位置づけに準拠した、文化財としての取り扱いの一方、産業、生活環境、開発、交流、住民協働、医療福祉、防災の各分野との関連でも取り扱われる例が認められ、特に文化財、産業、生活環境に関わる事業と関連させるものが比較的多いことがわかった。また、その記載内容からは、「重伝建地区」が、産業や交流といった消費や人を市町村の外から呼び込む資源としての側面、生活環境や防災といった住民が暮らす場所としての側面、活用のために開発を進める土地の条件としての側面から位置づけることのできるものとして認識され得ると判断される。こうした「重伝建地区」の位置づけの中でも、文化財や生活環境をはじめとする多くの分野においては、既存の建造物や住民の環境を維持しようとするものであるのに対し、観光資源としての側面は、地区の内部と外部を横断した既存の町並みと住民との関係性とは異なる関係性を新たに構築しようとするものであると捉えられる。

6-3-3 「重伝建地区」が取り扱われる事業分野とその組み合わせ

「一般基本計画」上、1自治体において「重伝建地区」等と関連付けられた事業分野数に着目すると、1分野でのみ取り上げられるものから、最大4分野に重複するものがみられた（表6-1「分野数」参照）。分野数ごとの地区の数に着目すると、単一の事業分野での記載のある地区が20件、2分野での記載は28件、3分野での記載は29件、4分野での記載が3件と続いている。

これらの事業分野の組み合わせとその内訳についてみると、単一の分野で記載のあった市町村では、文化財でのみの記載が7件、産業2件、生活環境10件、開発が1件となっている。2分野で記載のあった市町村における事業分野の組み合わせをみると、文化財と産業15件、文化財と生活環境7件、産業と生活環境4件、産業と開発2件となっている。また3分野で記載があった市町村では、文化財、産業、生活環境の組み合わせが16件、文化財、産業、開発の組み合わせが5件、その他に文化財を含む組み合わせが5件、文化財を含まない組み合わせが3件となっている。4分野で記載があった市町村では、文化財、産業、生活環境、開発の組み合わせが3件となっている。

このように、複数分野で掲載のあった60件のうち51件に文化財分野での掲載がみられることから、複数の事業分野で「重伝建地区」を扱う市町村では、その制度的な枠組みを踏襲するように、「重伝建地区」を文化財として位置づけた上で、それと並行して他分野との活用が目指される傾向にあるといえる。その一方で、「重伝建地区」が制度上、文化財として位置づけられているにも拘わらず、総合計画における記載の限りにおいて、文化財として敢えて言及しない市町村も22件存在する。

6-3-4 「重伝建地区」が取り扱われている「重点プロジェクト」

「重点プロジェクト」が記載された19市町村の内、「重伝建地区」についての記載がみられたのは、11件であった。「重点プロジェクト」に記載がみられた市町村では、事業計画上、「重伝建地

区」に関連する事業をその他の事業よりも上位に置き、同じ市町村内の他の地区よりも優先的に整備する狙いがあると推察される。各市町村の「重点プロジェクト」の内容をみると、高山市では、「市民が、心豊かに充実した生活を送るためには、郷土に誇りや愛着を感じ」るため「文化を高めることが大切」であるとし、「文化・人づくりプロジェクト」として「重伝建地区」の修理・修景や地区拡大の推進を「伝統的な農産物の生産」や「伝統文化についての意識の向上」等と一体で進めようとしている。また内子町では、「中心市街地の再生は、内子町の持続的発展のための必須の課題」と位置づけ、「町並み保存地区（伝建地区）、隣接する商店街、その周辺地を総合的に」捉えてまちづくりを進めようとしている。このような「重伝建地区」を市町村への誇りや愛着を市民に感じさせる対象として、あるいは町の発展に必須の要素として位置づける取り組みは、その他の「重点プロジェクト」に記載がみられた市町村についても計画されており、「重伝建地区」を市町村全体にとって必要不可欠な資産と位置づけることで、市町村の財源、人員といった行政資源を優先的に投入する意図があるものと捉えられる。従って、「重点プロジェクト」に記載された「重伝建地区」に関わる事業は、分野を総合的に捉えた取り組みである点で、「一般基本計画」にみた「重伝建地区」の多分野に亘る複合的な位置づけと類似するものの、「重伝建地区」に求められている様々な側面を連動的に取り扱おうとしている点、「重伝建地区」という市町村の一地域が市町村全体に及ぼす影響を明確化することで、近い将来における俯瞰的な整備の企図を可能にしている点で取り扱いに差異が認められる。

以上のように、「重伝建地区」を含む自治体の総合計画の記載内容を検討すると、全ての市町村において、「重伝建地区」は何らかの形でその事業計画に組み込まれており、多様な事業分野を起動させるものとして位置づけられていた。その取り扱いについては、文化財としての意義に加え、産業や生活環境への寄与等の役割を「重伝建地区」に見出す市町村が多数認められ、保存と活用の連携が図られている。これに対し、少数ではあるものの「重伝建地区」を総合計画の中で文化財として位置づけられない市町村も認められた。また「重伝建地区」を多面的に捉えるのみならず、「重伝建地区」を市町村全体にとって有益なものとして捉えて「重点プロジェクト」に位置づけ、「重伝建地区」の保存・活用を連動させるとともに、優先的に事業を進めようとする姿勢もみられた。

このように、「重伝建地区」の市町村の中での取り扱いは、市町村によってそれぞれ異なっており、事業としての力点の置き方や市町村における「重伝建地区」の重要度の点で差異のあることが明らかになった。具体的に多数の取り扱いが認められた分野に着目すれば、「重伝建地区」の本来的な意義に即したといえる、文化財分野での取り扱い対象に位置付けられることで、調査や管理の充実、住民の意識啓発やそれに伴う修理修景の推進が企図されることが多く、文化財としての質を担保するために、4章でみたような建設業従事者の衰退に対応できる可能性も高いものと捉えられる。一方で、産業分野の中に位置付けられることで、「重伝建地区」を観光資源として活用するための保存、修理や観光客の滞在を促す施設の整備等と結びつけられることが多く、3章でみたよう

な「重伝建地区」における雇用の不足に対処することができる可能性も高いものと捉えられる。また、生活環境分野に位置付けられる際には、住民への愛着の醸成や空き家対策、市民との共同が推進される可能性が高く、行政の計画上、「重伝建地区」における生活が重視されていくものと考えられる。こうしてみると、計画に生じた差異は、行政による「重伝建地区」への保存措置やその他の事業による「重伝建地区」への介入を通して、「重伝建地区」における人々の町並みとの関係性に作用する可能性があるものと推察される。

6-4 行政計画における「重伝建地区」の取り扱いと実態

6-4-1 生活環境としての取り扱いと「重伝建地区」における生活の安定性

前節では多数の市町村において、行政の計画上、文化財、産業、生活環境分野の計画の中で「重伝建地区」が取り扱われており、これらの取り扱いに基づいた計画が、「重伝建地区」における人々と町並みとの関係性に対して影響を与えていく可能性が示唆された。そこで本節では、この計画における「重伝建地区」の取り扱いと、前章までに検討した「重伝建地区」の実態とを対照することで、「重伝建地区」における実態と計画との対応関係を検討する。

まず、行政が「重伝建地区」における生活環境としての側面を重視している場合には、生活の安定性に対する問題が発生した場合において、より積極的な対応が行われることが予想できる。そこで本項では、「重伝建地区」を生活環境と見做した行政と3章で検討した「重伝建地区」における生活の安定性からみた類型を対照し、計画と実態の整合性を把握する（表 6-2）。なお重点プロジェクトは、「重伝建地区」を基軸として様々な分野における計画を複合的に行うものと捉えられるため、重点プロジェクトの中で「重伝建地区」を取り扱った自治体については、文化財、産業、生活環境分野の全てについて、取り扱いをするものと見なし、以下の検討を行う。

生活環境としての取り扱いが認められた自治体 47 件に注目し、該当する「重伝建地区」における生活のタイプの割合をみると、局所生活安定型が 12 地区、広域生活安定型が 14 地区、生活外部依存型が 21 地区となっている。また取り扱いが認められなかった自治体 33 件に注目し、生活のタイプの割合をみると、局所生活安定型が 5 地区、広域生活安定型が 12 地区、生活外部依存型 16 地区となっている。ここで、生活の安定性が比較的高いと捉えられた、局所生活安定型及び広域生活安定型に該当する自治体に着目すると、「重伝建地区」を生活環境として取り扱う自治体では合計 26 件、取り扱わない自治体では合計 17 件と、取り扱う自治体の方が多く傾向が認められる一方で、「重伝建地区」を生活環境として取り扱う半数近く（約 44.7%）の自治体では、地域における生活の安定性が比較的低い状況にある可能性を指摘できる。

6-4-2 観光資源としての取り扱いと「重伝建地区」における雇用発生

産業分野における「重伝建地区」の取り扱いが認められた自治体 59 件において、該当する「重伝建地区」における生活のタイプの割合は、局所生活安定型が 10 地区、広域生活安定型 21 地区、生活だいで依存型が 28 地区となっている。また取り扱いが認められなかった自治体 21 件について、該当する生活のタイプの割合は、局所生活安定型が 7 地区、広域生活安定型が 5 地区、生活外部依存型が 9 地区となっている。ここで、前項にて検討した生活の安定性の中でも、比較的大きな雇用の発生が認められる類型である局所生活安定型及び広域生活安定型に該当する自治体に着目すると、「重伝建地区」を産業分野で取り扱う自治体では合計 31 件、取り扱わない自治体では合計 12 件と、取り扱う自治体の方が多く傾向が認められる。すなわち「重伝建地区」の住民に対する雇用が充足さ

れている地区の72.1%では、雇用が確保されている現状に対して、「重伝建地区」を活用した観光を推進し、産業振興を図ろうとする目論見を持っていることが推察できる。一方で、雇用の衰退が予測できる生活外部依存型の自治体に着目すると、「重伝建地区」を産業分野で取り扱う自治体では合計28件、取り扱わない自治体では合計9件と、取り扱う自治体の多い傾向が認められ、これらの自治体では、現状の自治体に不足している産業を「重伝建地区」の活用によって振興し、雇用を生み出すことが企図されているものとも捉えられる。

6-4-3 文化財としての取り扱いと建設業事業者の実態

総合計画における文化財分野の記載に、文化財の管理や修理修景の推進が計画されていたことを踏まえ、総合計画における「重伝建地区」の文化財としての取り扱いと、修理修景に携わり得る建設業従事者の人数の多寡を対照し計画と実態の整合性を把握する(表6-3)。文化財分野における「重伝建地区」の取り扱いが認められた自治体63件に着目すると、建設業従事者による組織的活動が比較的行いやすいと捉えられた、建設業従事者80名以上の地区は31件、80名未満の地区は32件認められる。また取り扱いが認められなかった自治体17件に着目すると、建設業従事者80名以上の地区は6件、80名未満の地区は11件認められる。すなわち、行政における文化財としての取り扱いと建設業従事者の人数の多寡との間に相関は認められないものの、一部の地区では、大工が組織的活動を実施するに足る人数がおらず、将来的に自治体内部の大工及び左官業の事業者は衰退していくことで、歴史的町並みの存続が危ぶまれるにも拘らず、行政には、自地域において「重伝建地区」を文化財として維持していこうとする視点が薄い可能性がある。

ここで、文化財として取り扱いがありながら、建設業従事者が80名に満たない自治体における総合計画上の記述に着目すると、白川村のように「歴史や文化の記録を残し、記録のデジタル化を」進めることや、「合掌造り家屋の保存に必要な材料の確保と伝統技術の伝承に」努めるとして²⁴、無形物である技術や文化の保存と実体的な保存を両面的に進めている例が認められる。この他、伊根町のように「京都府、丹後郷土資料館などの協力を得ながら、町内に残る貴重な有形・無形の文化財を保存する取組みを推進する」等の自治体の外部との連携を目指す例や²⁵、内子町のように、建設業事業者や木工、建築等のデザイナー、不動産事業者等によって構成される民間組織を創設し、施設の維持管理等とともに「左官や瓦、建具、庭づくりなど職人の技の継承や育成もめざ」そうとする例が認められ、一部の地区では、自地域における技術の成立が困難となる中で、文化財としての価値を維持しようとする姿勢を持っているといえる²⁶。その一方で、文化財として取り扱いがなく、

²⁴ 白川村、『白川村第6次総合計画-前期基本計画(平成23年度-32年度)』、pp.47-49、2011

²⁵ 伊根町、『第5次伊根町総合計画(平成22年度-31年度)』、p.20、2010

²⁶ 内子町、『第2期内子町総合計画(平成27年-平成36年)』、pp.24-25、2015

建設業従事者が80名に満たない自治体における計画上の取り扱いをみると、特に今後の町並みの維持に対して、技術的な観点からの指摘は認められず、技術の衰退が深刻化する恐れがある。

また4章にて確認した、建設業従事者によって組織されたNPO法人による活動のある地区が立地する自治体について総合計画の記述をみると、NPO法人や建設業従事者に関する言及は認められない。その一方で、大田市のように、NPO法人である石見銀山協働会議を「石見銀山の歴史文化を活かした活動」の核をなすものとして言及した上で、「自立した運営が行われるよう支援する必要がある」として、住民や有識者により構成されるNPO法人との連携することが計画される例が認められることから²⁷、総合計画上においてNPO法人との連携を記載することができるにも拘らず、建設業従事者によって組織されたNPO法人は特別に行政からの注目を受けていない様子が推察される。

以上のように、行政において目指されている「重伝建地区」の取り扱いと、地域における生活の成立や産業、技術の継承における実態を対照すると、「重伝建地区」を中心とした生活が成立しやすいかかわらず、「重伝建地区」を生活環境として取り扱わない地区や、生活が成立しにくいにもかかわらず、「重伝建地区」を生活環境として取り扱う地区が認められる。また自治体内に雇用の発生が見込みにくい地区では、行政が町並みを産業に観光に活用しようとする傾向が認められるが、自治体内や周辺地域において長期的にも雇用の発生が見込める地区においても「重伝建地区」の活用が目指されている状況もみられた。総じて、ここで検討した「重伝建地区」の実態を示す各側面において、行政による「重伝建地区」の認識とその認識を踏まえた方針が、その実態との間に齟齬をきたしている行政の状況が確認されたといえる。

²⁷ 大田市、『大田市総合計画後期計画（平成24年度-平成28年度）』、p.109、2012

6-5 観光資源としてみた「重伝建地区」立地自治体の実態と行政計画による方針

6-5-1 観光産業の必要要素

前節では、自地域における雇用の状況を問わず、観光を通じた産業振興と関連づけた「重伝建地区」の活用が認められるとともに、雇用が充足されていると捉えられる自治体において、「重伝建地区」の活用を通じた過剰ともいえる観光振興が行われている可能性を指摘した。その一方で、こうした計画が実現され、観光産業が自治体における雇用を生み出すには、観光需要を喚起する「重伝建地区」の状況や地区周辺の既存要素が前提となる。そこで、大都市圏から「重伝建地区」までの所要時間、地区が立地する市町村における観光資源数、観光入込客数²⁸を観光客による観光先選択に関わる観光地の魅力を評価する要素として捉え、その現状を把握し、「重伝建地区」を観光資源として取り扱う行政の方針と対照することで、行政の方針がどのような地区の実態を踏まえて計画されているのかを考察する。

既往研究では、観光客の居住地と訪れる観光地との距離は、訪れる観光客数と反比例する傾向が指摘されている²⁹。従って、多くの人口を抱える都市部からの「重伝建地区」の訪れやすさが、観光産業を成立させる上で、重要な要素の一つと捉えられる³⁰。そこで、本分析では、前章まで検討してきた「重伝建地区」109件を対象に、その地区に最も近い大都市圏中心地³¹から地区までの最短となる所要時間を調査した。計測にあたっては、国土交通省が提供する総合交通分析システム（NITAS）を利用した³²（表6-4①列）。

計測結果について、各「重伝建地区」から大都市圏までの所要時間に着目すると、最短で仙台駅から秋田県村田町村田までの34分、最長で東京駅から沖縄県渡名喜村渡名喜島までの1855分³³、中央値は126分となっている。ここで、日帰り観光地までの移動許容時間が片道100分であるとの既往研究の指摘を参照し³⁴、本調査結果が100分未満の地域を都市圏から日帰りで行き来が可能な地域、100分以上の地区を都市圏からの行き来に宿泊が伴う地区と捉えると、39件の「重伝建地区」

²⁸ 観光入込とは日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者を指す。『平成24年観光地域経済調査（確報）結果の概要』（http://www.mli.go.jp/kankocho/page02_000082.html 2017.1.6）p.23

²⁹ 渡辺康洋「宿泊旅行統計を用いた目的地選択行動におけるハフモデルの適用に関する考察」（『日本国際観光学会論文集』第17号 March,2010, pp.61-66、2010）

³⁰ 「重伝建地区」の中には、交通が不便な地域も存在するため、都市部からの距離は、訪れやすさを示す十分な指標であるとは考えにくい。そこで本分析では所要時間による分析を試みた。

³¹ 出発地としては「重伝建地区」中心部、到着地としては、大都市圏中心地の新幹線駅又は人口最大都市の中心駅と設定している。到着地の一覧は下記。札幌大都市圏（札幌駅）、仙台大都市圏（仙台駅）、新潟大都市圏（新潟駅）、関東大都市圏（東京駅）、静岡・浜松大都市圏（浜松駅）、中京大都市圏（名古屋駅）、近畿大都市圏（新大阪駅）、岡山大都市圏（岡山駅）、広島大都市圏（広島駅）、北九州、福岡大都市圏（博多駅）

³² 総合交通分析システム（NITAS）は道路・鉄道・航空・船舶の各交通期間を組み合わせる経路探索を行うシステムである。経路探索にあたり、沖縄県竹富町竹富島は、交通機関の登録がなく、検索不可であったため研究対象から除外した。

³³ 沖縄本島と渡名喜村を結ぶフェリーは1日1便しかないため、沖縄本島での滞在時間を含めて所要時間が長時間となっていると考えられる。

³⁴ 池口功晃「修正ハフモデルによる日帰り観光客誘致圏の一考察-佐賀県嬉野市、武雄市、伊万里市を事例として」（『別府短期大学紀要』No.31, pp.79-92、2012）本論文の中で、別府短期大学地域総合科学科に在籍する学生を対象にして実施したアンケート調査（有効回答数112）を基礎として加重平均法によって算出されている。

では日帰り観光が可能であるのに対し、70件の「重伝建地区」の観光には宿泊が伴う可能性が高いと判断される。

一方、観光資源の数は、観光地の魅力の一つとして観光客による観光先選択の判断指標の一つといえる。観光資源を市町村内外で連携させた地域周遊の促進は、観光客の長期滞在を増加させることで、観光消費を生む一方で³⁵、各市町村は、通過型観光の拡大による観光消費額の減少を問題視してもいる³⁶。従って、市町村の立場から考えると、市町村に所在する観光資源を他地域と連携させつつも、市町村内での観光客の滞在を促進させる必要があるといえる。そこで、本節では観光資源の連携による観光需要の喚起、観光客の長期滞在の促進のため、連携が計画され得る市町村内の観光資源数を把握する。

まず「国土数値情報ダウンロードサービス」に登録された「観光資源データ」を用いて³⁷、施設位置等の地理情報の表示及び編集が可能な QGIS による地図へのプロットから、「重伝建地区」ごとに観光資源数の整理を行った(表 6-4②列)。各「重伝建地区」の立地市町村ごとの観光資源数に着目すると最少は 0 件³⁸、中央値は 2 件と観光資源が 0~2 件しか立地しない市町村が半数を占めている。一方で最多は京都市右京区の 23 件と、観光資源の多い市町村と少ない市町村に極端な差があるといえる。「重伝建地区」でない、他の一般的な観光地の代表値を概観すると、世界遺産を擁する平泉町で 3 件、田辺市で 2 件、広島市中区で 3 件となっている他、観光経済新聞による「にっぽんの温泉 100 選」の 1 位に選ばれている草津町で 5 件となっている³⁹。これらと比較すると、中央値が 2 件程度である「重伝建地区」立地市町村における観光資源数は、一般的な観光地と同等若しくはやや少ない傾向にあると判断される。すなわち、中央値以上の観光資源を有する市町村は、一

³⁵ 観光庁ウェブサイト (http://www.mlit.go.jp/kankochu/page04_000048.html 2016.12.26) によると同省は、「地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役」(日本版 DMO) の形成、確立し観光による地方創生を企図している。

³⁶ 毎日新聞 (<https://mainichi.jp/articles/20191120/dtl/k05/020/061000c>)、2019.12.1 最終閲覧 例えば、仙北市角館では、JR 東日本秋田支社と角館観光協会等らが協定を結び、通過型観光から着地型観光に切り替えるための宿泊施設の整備を行っている。

³⁷ 「国土数値情報ダウンロードサービス」(<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/> 2016.12.8)

この「観光資源データ」は(財)日本交通公社が設置した「観光資源評価委員会」が検討・選定し作成した『観光資源台帳』に掲載されている観光資源のうち評価レベル A 級以上のもの、及び観光庁が保有する各都道府県の観光地点等に関する情報を整備した「観光地点等名簿」に記載されるものを統合したものである。登録された観光資源の内訳は、自然(行祭事・イベント)、歴史・文化、温泉・健康、スポーツ・レクリエーション、都市型観光(買い物・食)である。また「観光地点等」とは「観光入込客数統計に関する共通基準」(国土交通省観光庁、2013)において「観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点を意味し、日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考える地点は対象にしない」ものと定義されている。

³⁸ 最多である 23 件は京都市右京区(嵯峨鳥居本)、最少である 0 件は金ヶ崎町(城内諏訪小路)、村田町(村田)、桐生市(桐生新町)、加賀市(加賀橋立、加賀東谷)、塩尻市(奈良井、木曾平沢)、早川町(赤沢)、恵那市(岩村町本通り)、美濃市(美濃町)、焼津市(花沢)、亀山市(関宿)、与謝野町(加悦)、富田林市(富田林)、篠山市(篠山、福住)、湯浅町(湯浅)、倉吉市(打吹玉川)呉市(御手洗)、柳井市(古市金屋)、うきは市(新川田籠、筑後吉井)、嬉野市(塩田津)、日田市(豆田町)、椎葉村(十根川)、日向市(美々津)、渡名喜村(渡名喜島)。

³⁹ 世界遺産の中でも、他地域に比べ格段に寺社が保存されている奈良県、京都府を除き、かつ比較的市町村横断的な複数物件の登録が少ないものを選び比較した。他に姫路市(3件)、廿日市市(4件)、富岡市(3件)である。「にっぽんの温泉 100 選」は一般社団法人日本旅行協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会他観光 8 団体を審査委員会として旅行業者の立場から人気の温泉地を選ぶものである。草津町は 2009 年~2016 年の 1 位に選出されている。(観光経済新聞、http://www.kankokeizai.com/100sen_30/、2016.3)

一般的に観光できる要素が比較的多く所在し、観光客の誘致や長期間の滞在を期待できる市町村であると捉えられる。

6-5-2 観光活用の観点からみた「重伝建地区」の分類と観光入込客数

ここまでの検討を踏まえ、「重伝建地区」の大都市圏までの所要時間及び観光資源数を観光客の誘致しやすさの指標として、「重伝建地区」の観光客に対する「魅力度」を次の3段階に設定する。

魅力度 A：大都市圏からの所要時間が100分以内で、観光資源数が「重伝建地区」の中央値以上の地区とする。観光客に対して、大都市からの日帰り観光が想定でき、多くの観光資源を活用した多様な観光の可能性が潜在すると捉えられる。

魅力度 B：大都市圏からの所要時間が100分以内で観光資源数が「重伝建地区」の中央値未満の地区、又は、大都市圏からの所要時間が100分以上で観光資源数が「重伝建地区」の中央値以上の地区とする。観光資源は少ないものの、大都市圏から近く多くの人々が訪れやすい状況にある自治体や、大都市圏から遠く、観光客が訪れる場合には宿泊を含む長期滞在を伴う可能性が高いが、観光資源の多い自治体と捉えられる。

魅力度 C：大都市圏からの所要時間が100分以上で観光資源数が「重伝建地区」の中央値未満の地区とする。大都市圏から遠いため、観光客が訪れる際には宿泊を伴う可能性が高い上、観光資源が少なく宿泊に見合う観光体験を行うことが困難である可能性がある。

これら「魅力度」の分類ごとの「重伝建地区」の特徴と実際の地区の観光利用の現状との関係性を捉えるために、「魅力度」分類と各重伝建地区立地市町村における観光入込客数の対照を行った⁴⁰（表6-4③）。

観光入込客数の中央値である230.6万人に着目すると、中央値以上の入込客数となっている市町村の94.1%が魅力度A,Bに該当している。「重伝建地区」における入込客数上位10件の市町村に着目すると、魅力度Aの「重伝建地区」の立地市町村が7件を占めている。従って、大都市圏からの所要時間が短い市町村、観光資源を多数保有する市町村において観光入込客数が多いと捉えられ、本類型の指標が観光客誘致に影響している可能性を指摘できる。

⁴⁰ 調査資料としては、各都道府県がまとめている観光入込客数調査に加え、本資料に市町村別入込客数が公表されていない市町村については、その他の行政計画資料等を用い、これら資料から観光入込客数を把握できた101件を本節での分析対象とした。収集できた資料の制約により、調査対象年度は市町村ごとに異なっている。観光入込客数について年度ごとの急激な変化は確認できなかったため、本分析上問題がないと考えられる。

これに対し、入込客数が中央値以下の市町村では、その42.0%が魅力度Cに該当する一方、魅力度Aに該当する南木曾町、宇陀市、魅力度Bに属する富田林市、美濃市、佐渡市、大山町等のような例も見られる。これら魅力度C以外に該当しながらも入込客数が中央値以下の市町村は、観光資源数や大都市圏からの所要時間という面では観光入込客数中央値以上である魅力度Bに属する市町村と類似した状況下にあることから、現状では観光客数が少ないものの、本分析の観点からは、観光入込客数が中央値以上の市町村に匹敵する観光への潜在性を有していると捉えられる。

6-5-3 「重伝建地区」の観光活用と行政による計画

これまで分析を行ってきた「重伝建地区」の実態、すなわち大都市圏から「重伝建地区」までの所要時間、「重伝建地区」の立地市町村内の観光資源数にみる観光地としての魅力と、「重伝建地区」における将来的な計画との対応をみるために、本章で「重伝建地区」の取り扱い方を検討した80地区について、総合計画にみる「重伝建地区」関連の記載内容、及び前項で示した観光地として現状からみた「魅力度」とを対照した(表6-5)。

総合計画上、「重伝建地区」の観光への活用が企図されていた地区47件のうち、魅力度Aには12件、魅力度Bには26件、魅力度Cには9件が該当する。ここで、魅力度A、Bに該当する地区では、比較的魅力度が高く、多くの観光客が訪れる潜在性があるものと捉えられることから、行政による観光振興によって、産業が拡大し、地域に雇用を生み出せる可能性が比較的高いものと推察される一方で、観光客の来訪による渋滞の発生などオーバーツーリズムの問題が発生する可能性があるものとみなせる。一方で、魅力度Cに該当する自治体の立地や観光資源の状況は、比較的魅力度が低く観光振興に不適であると推察され、行政が観光振興を行ったとしても産業振興にはつながらない可能性があると考えられる。一方、総合計画上、「重伝建地区」の観光への活用が企図されていなかった地区33件のうち、魅力度Aには1件が該当、魅力度Bには16件が該当、魅力度Cには16件が該当する。ここで、魅力度A、Bに該当する自治体では、自治体の立地や観光資源の状況が、観光に適しているにも関わらず、計画上は、行政がこうした地域の潜在性を捉えられていないものと推察される。

以上のように、「重伝建地区」立地自治体における観光の「魅力度」と行政による総合計画の方針を対照すると、行政の方針と地区周辺の魅力度が合致する場合がある一方で、行政が地区周辺の観光における魅力度を捉えておらず、魅力の高い地区において観光活用が行われない場合や、魅力の低い地区において観光活用を企図する場合が認められた。

6-6 小結

本章では、地方行政が担う役割や一般的な予算構成を概観した上で、総合計画における「重伝建地区」の取り扱い方から、今後、行政が「重伝建地区」の生活や技術の成立に対してどのような影響を与え得るのかを検討するとともに、多数の自治体において計画され、「重伝建地区」に対して大きな影響を与えることが予測される「重伝建地区」の観光活用に着目して、「重伝建地区」を含む周辺地域の観光地としての魅力度から「重伝建地区」に対する計画の整合性について検討した。

市町村は制度上、地域行政に必要な措置を講じることが認められている一方で、実質的には多くの自治体において国の予算に依存している状況にあるといえる。このような状況下で、多くの行政では「重伝建地区」を文化財、産業、生活環境等の分野において単一又は多面的に取り扱う場合、一部行政では、重点プロジェクトとして複合的に取り扱う場合が認められる。こうした行政における「重伝建地区」の取り扱いを具体的にみると、町並みを文化財として捉えた保存意識の醸成や修理の推進、観光資源と捉えた地域の産業振興、生活環境と捉えた、景観の維持や市民参加の促進等の活動が計画されており、「重伝建地区」の持続性に対して影響を与えているものと推察される。

こうした行政による「重伝建地区」の取り扱い分野と3章、4章でみた「重伝建地区」における生活や技術に関わる地域実態を対照すると、一部の自治体においては、「重伝建地区」における生活環境的側面を重視してはならず、長期的な生活の成立までは、考慮した計画となっていない可能性を指摘できる。また、「重伝建地区」の文化財としての側面を重視する自治体において、地域における技術継承が困難となる状況となっても、それに対して有効な対策を行っている事例は少数に留まっていることが明らかとなった。さらに、観光活用について、行政における計画、観光地としての「魅力度」を対照すると、一部の地域においては、観光における地域の潜在性を捉えた計画となっていない状況や、地域の実態にそぐわない観光活用が計画、実施されている可能性が認められた。

以上のように、一部の自治体では、「重伝建地区」における計画と実態に齟齬が生じており、地域実態を反映した長期的な「重伝建地区」の維持を目指した計画とはなっていない可能性がある。ここで、本章1節でみたように、実質的には多くの自治体において国の予算に依存している状況にあることや、2章でみたように、地方の活性化を企図する政府が文化財の活用やそれに伴う産業振興を推進していることを踏まえれば、地域の実態に見合わない「重伝建地区」を観光資源として位置付けた行政による計画は、「重伝建地区」及びそこに関連する国庫支出金、歴史的町並みに関連する助成金等を多面的に活用することで、現状とそぐわない形で政府の方針を適用した結果とも捉えられる。その一方で、こうした計画は、現状の維持や改良を目指す他の総合計画上の取り扱い方に比べて、新たに町並みの外部から人や資源を流入させることで、現状に対する大きな変化をもたらすものとしても捉えられる。従って、行政が地域による実態を捉えられないまま活用を進めれば、歴史的町並みに構築されてきた人々との関係性を弱めるような影響を与える得るものと考えられる。

そこで次章では、分析対象とする「重伝建地区」の中で、観光の「魅力度」が高いもののうち（観光魅力度 A、B に該当）、行政によって「重伝建地区」の観光活用が企図されている地区を<資源活用>、行政によって「重伝建地区」の観光活用が企図されていない地区を<資源非活用>と分類する。これに対して、観光の「魅力度」が低いもののうち（観光魅力度 C に該当）、行政によって「重伝建地区」の観光活用が企図されている地区を<低資源活用>、行政によって「重伝建地区」の観光活用が企図されていない地区を<低資源非活用>と分類し、これら4類型に基づいて検討を行うものとする。

表6-1：総合計画に記載された「重伝建地区」の取り扱い分野

番号	都道府県	地区名称等	分野合計							分野数	参照		
			文化	産業	生活	開発	交流	医療福祉	防災			重点	
1	北海道	函館市元町末広町	○		○							2	新函館市総合計画（2007-2016）
2	青森	弘前市仲町	○									1	弘前市経営計画（H26-29）
3	青森	黒石市中町	○	○	○							3	第5次黒石市総合計画-後期基本計画（H27-31）
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	○	○		○						3	第9次金ヶ崎町総合発展計画（H23-32）
7	秋田	仙北市角館	○	○	○							3	仙北市総合計画（H18-27）
8	福島	下郷町大内宿	○	○								2	第5次下郷町振興計画（H27-31）
10	茨城	桜川市真壁	○	○								2	桜川市第1次総合計画-前期基本計画（H19-23）
14	埼玉	川越市川越	○	○	○							3	第3次川越市総合計画-後期基本計画（H23-27）
15	千葉	香取市佐原	○	○	○							3	香取市総合計画-後期基本計画（H25-29）
16	新潟	佐渡市宿根木					○					1	佐渡市総合計画-後期基本計画（H21-26）
17	富山	高岡市山町筋	○	○			○					3	高岡市総合計画-第2次基本計画（2012-2016）
19	富山	南砺市相倉	○	○		○						3	南砺市総合計画-後期基本計画（H24-28）
20	富山	南砺市菅沼	○	○		○						3	南砺市総合計画-後期基本計画（H24-28）
21	石川	金沢市東山ひがし		○	○						○	2	金沢世界都市構想-第2次基本計画（H18-27）
22	石川	金沢市主計町		○	○						○	2	金沢世界都市構想-第2次基本計画（H18-27）
25	石川	輪島市黒島地区			○							1	第1次輪島市総合計画-後期基本計画（H24-28）
26	石川	加賀市加賀橋立	○		○							2	第1次加賀市総合計画（2007-2016）
29	福井	小浜市小浜西組	○	○								2	第5次小浜市総合計画（H23-32）
30	福井	若狭町熊川宿	○	○	○						○	3	若狭町まちづくりプラン -若狭町総合計画後期計画（H19-28）
34	長野	塩尻市奈良井		○								1	第5次塩尻市総合計画（H27-29）
35	長野	塩尻市木曾平沢		○								1	第5次塩尻市総合計画（H27-29）
37	長野	東御市海野宿	○	○								2	前期基本計画（H26-30）
38	長野	南木曾町妻籠宿	○		○							2	第9次南木曾町総合計画（H25-34）
39	長野	白馬村青鬼	○									1	白馬村第4次総合計画-後期計画（H23-27）
40	岐阜	高山市三町	○		○					○	○	3	高山市大8次総合計画（2015-2024）
41	岐阜	高山市下二之町大新町	○		○					○	○	3	高山市大8次総合計画（2015-2024）
42	岐阜	美濃市美濃町	○	○	○							3	美濃市第5次総合計画（H23-32）
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	○	○	○							3	恵那市総合計画-後期計画（H23-27）
45	岐阜	白川村荻町	○	○								2	白川村第6次総合計画-前期基本計画（H23-32）

表6-1：総合計画に記載された「重伝建地区」の取り扱い分野

番号	都道府県	地区名称等	分野合計							分野数	参照	
			文化	産業	生活	開発	交流	医療福祉	防災			重点
49	三重	亀山市関宿	○	○	○						3	第1次亀山市総合計画-後期基本計画(2012-2016)
50	滋賀	大津市坂本	○	○	○						3	大津市総合計画(H25-28)
52	滋賀	近江八幡市八幡	○		○						2	新市基本計画(H21-31)
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	○								1	東近江市総合計画-後期(H24-28)
54	京都	京都市上賀茂			○					○	1	京都市基本計画(H23-32)
55	京都	京都市産寧坂			○					○	1	京都市基本計画(H23-32)
56	京都	京都市祇園新橋			○					○	1	京都市基本計画(H23-32)
57	京都	京都市嵯峨鳥居本			○					○	1	京都市基本計画(H23-32)
58	京都	南丹市美山町北	○								1	南丹市総合振興計画(H20-24)
59	京都	伊根町伊根浦	○	○	○						3	第5次伊根町総合計画(H22-31)
60	京都	与謝野町加悦	○	○							2	第1次与謝野町総合計画-後期基本計画(H20-29)
61	大阪	富田林市富田林			○						1	第4次富田林市総合計画(H19-28)
62	兵庫	神戸市北野町山本通			○						1	第5次神戸市基本計画(H23-37)
63	兵庫	豊岡市出石	○		○						2	豊岡市総合計画-後期基本計画(H24-28)
64	兵庫	篠山市篠山	○	○	○						3	第2次篠山市総合計画-基本構想(概要)・後期基本計画(H28-32)
67	奈良	橿原市今井町		○	○						2	橿原市第3次総合計画-後期基本計画(H25-29)
69	奈良	宇陀市松山		○	○						2	宇陀市総合計画-後期基本計画(H25-29)
70	和歌山	湯浅町湯浅		○	○		○				3	第3次湯浅町長期総合計画(H23-27)
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	○	○							2	第11次倉吉市総合計画(H23-32)
73	鳥根	大田市大森銀山	○	○	○	○					4	大田市お総合計画(H24-28)
74	鳥根	大田市温泉津	○	○	○	○					4	大田市お総合計画(H24-28)
76	岡山	倉敷市倉敷川畔		○	○						2	倉敷市第6次総合計画(H23-32)
78	岡山	高梁市吹屋	○	○	○	○					4	高梁市新総合計画(2010-2019)
79	広島	呉市豊町御手洗	○	○							2	呉市長期総合計画-前期基本計画(H23-27)
80	広島	竹原市竹原地区	○	○				○			3	竹原市総合計画(H21-30)
86	山口	柳井市古市金屋	○	○							2	柳井市総合計画(H19-28)

表6-1：総合計画に記載された「重伝建地区」の取り扱い分野

番号	都道府県	地区名称等	分野合計							分野数	参照	
			文化	産業	生活	開発	交流	医療福祉	防災			重点
87	徳島	美馬市脇町南町	○	○	○						3	美馬市総合計画-後期基本計画 (H23-26)
88	徳島	三好市東祖谷山村落合	○	○							2	三好市総合計画-基本計画 (H25-29)
90	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	○								1	丸亀市総合計画-後期基本計画 (H24-28)
91	愛媛	西予市宇和町卯之町	○		○						2	第1次西予市総合計画 (2006-2015)
92	愛媛	内子町八日市護国	○	○	○					○	3	第2期内子町総合計画 (H27-H36)
93	高知	室戸市吉良川町	○	○							2	室戸市総合振興計画 (H23-32)
95	福岡	八女市八女福島	○	○	○						3	前期基本計画 (H23-27)
96	福岡	八女市黒木	○	○	○						3	前期基本計画 (H23-27)
97	福岡	うきは市筑後吉井		○	○						2	第1次うきは市総合計画-後期基本計画 (2011-2015)
99	福岡	朝倉市秋月	○	○	○						3	第1次朝倉市総合計画-後期基本計画 (H25-29)
100	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町		○		○					2	第5次鹿島市総合計画-基本計画改訂版 (H23-27)
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿		○		○					2	第5次鹿島市総合計画-基本計画改訂版 (H23-27)
102	佐賀	嬉野市塩田津	○	○		○					3	嬉野市総合計画後期計画 (H25-29)
103	佐賀	有田町有田内山	○								1	有田町総合計画書-後期基本計画 (H25-29)
104	長崎	長崎市東山手			○						1	長崎市第4次総合計画 (H23-32)
105	長崎	長崎市南山手			○						1	長崎市第4次総合計画 (H23-32)
106	長崎	平戸市大島村神浦	○							○	1	平戸市総合計画 (H20-29)
107	長崎	雲仙市神代小路	○	○							2	雲仙市総合計画-後期基本計画 (2012-2016)
108	大分	日田市豆田町			○						1	第5次日田市総合計画-後期基本計画 (2012-2016)
110	宮崎	日南市飫肥	○		○						2	日南市重点戦略プラン (H27-31)
111	宮崎	日向市美々津	○	○							2	日向市総合計画-後期基本計画 (H24-28)
112	宮崎	椎葉村十根川	○		○						2	第5次椎葉村長期総合計画 (2011-2021)
113	鹿児島	出水市出水麓	○	○		○					3	第1次出水市総合計画-後期基本計画 (H25-29)
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓	○	○							2	第2次薩摩川内市総合計画 (H27-36)
115	鹿児島	南九州市知覧	○	○							2	第1次南九州市総合計画-後期基本計画 (2014-2017)

表6-2：総合計画に記載された「重伝建地区」の取り扱い分野と生活必要要素からみた類型

番号	都道府県	地区名称等	種別	分野合計			生活類型
				産業	生活	重点	
1	北海道	函館市元町末広町	港町		○		①
2	青森	弘前市仲町	武家町				①
21	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	○	○		①
22	石川	金沢市主計町	茶屋町	○	○	○	①
40	岐阜	高山市三町	商家町		○	○	①
41	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町		○	○	①
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落				①
54	京都	京都市上賀茂	社家町		○	○	①
55	京都	京都市産寧坂	門前町		○	○	①
56	京都	京都市祇園新橋	茶屋町		○	○	①
62	兵庫	神戸市北野町山本通	港町		○		①
63	兵庫	豊岡市出石	城下町		○		①
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	○			①
79	広島	呉市豊町御手洗	港町	○			①
104	長崎	長崎市東山手	港町		○		①
105	長崎	長崎市南山手	港町		○		①
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓	武家町	○			①

番号	都道府県	地区名称等	種別	分野合計			生活類型
				産業	生活	重点	
57	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町		○	○	②
3	青森	黒石市中町	商家町	○	○		③
7	秋田	仙北市角館	武家町	○	○		③
10	茨城	桜川市真壁	在郷町	○			③
14	埼玉	川越市川越	商家町	○	○		③
15	千葉	香取市佐原	商家町	○	○		③
17	富山	高岡市山町筋	商家町	○			③
19	富山	南砺市相倉	山村集落	○			③
26	石川	加賀市加賀橋立	船主集落		○		③
37	長野	東御市海野宿	宿場・養蚕町	○			③
42	岐阜	美濃市美濃町	商家町	○	○		③
49	三重	亀山市関宿	宿場町	○	○		③
50	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	○	○		③
52	滋賀	近江八幡市八幡	商家町		○		③
61	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町		○		③
67	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	○	○		③
76	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	○	○		③
80	広島	竹原市竹原地区	製塩町	○			③
97	福岡	うきは市筑後吉井	在郷町	○	○		③
107	長崎	雲仙市神代小路	武家町	○			③
4	岩手	盛岡市盛岡門前町立路	武家町	○			④
20	富山	南砺市菅沼	山村集落	○			④
34	長野	塩尻市奈良井	宿場町	○			④
35	長野	塩尻市木曾平沢	漆工町	○			④
58	京都	南丹市美山町北	山村集落				④
90	香川	丸亀市塩田本島町立島	港町				④

表6-2：総合計画に記載された「重伝建地区」の取り扱い分野と生活必要要素からみた類型

番号	都道府県	地区名称等	種別	分野合計			生活類型
				産業	生活	重点	
29	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	○			⑤
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	商家町	○	○		⑤
60	京都	与謝野町加悦	製織町	○			⑤
64	兵庫	篠山市篠山	城下町	○	○		⑤
69	奈良	宇陀市松山	商家町	○	○		⑤
87	徳島	美馬市脇町南町	商家町	○	○		⑤
91	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町		○		⑤
95	福岡	八女市八女福島	商家町	○	○		⑤
100	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	○			⑤
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	○			⑤
102	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	○			⑤
103	佐賀	有田町有田内山	製磁町				⑤
108	大分	日田市豆田町	商家町		○		⑤
110	宮崎	日南市飢肥	武家町		○		⑤
111	宮崎	日向市美々津	港町	○			⑤
113	鹿児島	出水市出水麓	武家町	○			⑤
115	鹿児島	南九州市知覧	武家町	○			⑤

番号	都道府県	地区名称等	種別	分野合計			生活類型
				産業	生活	重点	
16	新潟	佐渡市宿根木	港町				⑥
25	石川	輪島市黒島地区	船主集落		○		⑥
30	福井	若狭町熊川宿	宿場町	○	○	○	⑥
45	岐阜	白川村荻町	山村集落	○			⑥
73	鳥根	大田市大森銀山	鉱山町	○	○		⑥
74	鳥根	大田市温泉津	港町・温泉町	○	○		⑥
78	岡山	高梁市吹屋	鉱山町	○	○		⑥
86	山口	柳井市古市金屋	商家町	○			⑥
88	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	○			⑥
96	福岡	八女市黒木	在郷町	○	○		⑥
99	福岡	朝倉市秋月	城下町	○	○		⑥
106	長崎	平戸市大島村神浦	港町			○	⑥
70	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	○	○		⑨
92	愛媛	内子町八日市護国	製綿町	○	○	○	⑨
93	高知	室戸市吉良川町	在郷町	○			⑨
8	福島	下郷町大内宿	宿場町	○			⑩
38	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町		○		⑩
39	長野	白馬村青鬼	山村集落				⑩
59	京都	伊根町伊根浦	漁村	○	○		⑩
112	宮崎	椎葉村十根川	山村集落		○		⑩

表6-3：総合計画に記載された「重伝建地区」の取り扱い分野と大工左官人数の合計

番号	都道府県	地区名称等	大工 左官 実数 合計	材 料 の 言 及	分野 合計	
					文 化	重 点
112	宮崎	椎葉村十根川	1		○	
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	2		○	
45	岐阜	白川村荻町	3		○	
59	京都	伊根町伊根浦	4		○	
8	福島	下郷町大内宿	5		○	
39	長野	白馬村青鬼	5		○	
38	長野	南木曾町妻籠宿	8		○	
103	佐賀	有田町有田内山	11		○	
93	高知	室戸市吉良川町	12		○	
70	和歌山	湯浅町湯浅	13			
86	山口	柳井市古市金屋	14		○	
30	福井	若狭町熊川宿	23		○	○
42	岐阜	美濃市美濃町	27		○	
25	石川	輪島市黒島地区	30			
58	京都	南丹市美山町北	31		○	
34	長野	塩尻市奈良井	33			
35	長野	塩尻市木曾平沢	33			
60	京都	与謝野町加悦	33		○	
49	三重	亀山市関宿	34		○	
69	奈良	宇陀市松山	40			
78	岡山	高梁市吹屋	40	●	○	
37	長野	東御市海野宿	41		○	
97	福岡	うきは市筑後吉井	42			
87	徳島	美馬市脇町南町	43		○	
29	福井	小浜市小浜西組	49		○	
64	兵庫	篠山市篠山	50		○	
61	大阪	富田林市富田林	51			
88	徳島	三好市東祖谷山村落合	51		○	
7	秋田	仙北市角館	52		○	
113	鹿児島	出水市出水麓	52		○	
90	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	54		○	
80	広島	竹原市竹原地区	58		○	
67	奈良	橿原市今井町	59			
115	鹿児島	南九州市知覧	61		○	
100	佐賀	鹿島市浜津津町浜金屋町	63			
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	63			
92	愛媛	内子町八日市護国	64		○	○
106	長崎	平戸市大島村神浦	71		○	○
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	72	●	○	
91	愛媛	西予市宇和町卯之町	73		○	
3	青森	黒石市中町	77		○	
10	茨城	桜川市真壁	78		○	

番号	都道府県	地区名称等	大工 左官 実数 合計	材 料 の 言 及	分野 合計	
					文 化	重 点
52	滋賀	近江八幡市八幡	82		○	
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	87		○	
107	長崎	雲仙市神代小路	87		○	
110	宮崎	日南市飫肥	88	●	○	
26	石川	加賀市加賀橋立	89	●	○	
102	佐賀	嬉野市塩田津	93	●	○	
99	福岡	朝倉市秋月	99		○	
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓	107		○	
111	宮崎	日向市美々津	120		○	
15	千葉	香取市佐原	135		○	
73	島根	大田市大森銀山	135	●	○	
74	島根	大田市温泉津	135	●	○	
95	福岡	八女市八女福島	151		○	
96	福岡	八女市黒木	151		○	
19	富山	南砺市相倉	156		○	
20	富山	南砺市菅沼	156		○	
63	兵庫	豊岡市出石	170		○	
16	新潟	佐渡市宿根木	196			
17	富山	高岡市山町筋	215		○	
40	岐阜	高山市三町	229		○	○
41	岐阜	高山市下二之町大新町	229		○	○
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	229		○	
2	青森	弘前市仲町	238		○	
14	埼玉	川越市川越	241		○	
50	滋賀	大津市坂本	246		○	
108	大分	日田市豆田町	250	●		
104	長崎	長崎市東山手	268			
105	長崎	長崎市南山手	268			
79	広島	呉市豊町御手洗	302		○	
76	岡山	倉敷市倉敷川畔	337			
1	北海道	函館市元町末広町	430	●	○	
21	石川	金沢市東山ひがし	556			
22	石川	金沢市主計町	556			○
62	兵庫	神戸市北野町山本通	571			
54	京都	京都市上賀茂	924			○
55	京都	京都市産寧坂	924			○
56	京都	京都市祇園新橋	924			○
57	京都	京都市嵯峨鳥居本	924			○

表6-4：「重伝建地区」における観光魅力度の構成要素と市町村観光入込客数

番号	都道府県	地区名称等	①所要時間分析			②観光資源数	魅力度	のべ人数(千人)	③市町村観光入込客数	
			都市圏起点	交通手段	所要時間(分)				参照	発行
15	千葉	香取市佐原	東京	道	81	6	A	6,947	平成27年千葉県観光入込調査報告書	千葉県商工労働部観光企画課
39	岐阜	郡上市郡上八幡北町	名古屋	道	68	3	A	5,846	平成27年岐阜県観光入込客統計調査	岐阜県観光企画課観光企画係
48	滋賀	近江八幡市八幡	新大阪	道	94	7	A	3,059	平成26年度滋賀県観光入込客統計調査	滋賀県商工観光労働部観光交流局観光室
49	滋賀	大津市坂本	新大阪	道	70	15	A	12,001	平成26年度滋賀県観光入込客統計調査	滋賀県商工観光労働部観光交流局観光室
50	滋賀	東近江市五個荘金堂	名古屋	道	93	5	A	1,708	平成26年度滋賀県観光入込客統計調査	滋賀県商工観光労働部観光交流局観光室
52	京都	京都市祇園新橋	新大阪	道	57	19	A	56,840	平成27年(2015年)京都府観光入込客調査報告書	京都府商工労働観光部
53	京都	京都市嵯峨鳥居本	新大阪	道	77	23	A	56,840	平成27年(2015年)京都府観光入込客調査報告書	京都府商工労働観光部
54	京都	京都市産寧坂	新大阪	道	56	19	A	56,840	平成27年(2015年)京都府観光入込客調査報告書	京都府商工労働観光部
55	京都	京都市上賀茂	新大阪	道	72	15	A	56,840	平成27年(2015年)京都府観光入込客調査報告書	京都府商工労働観光部
61	兵庫	神戸市北野町山本通	新大阪	鉄	41	4	A	35,430	平成26年度兵庫県観光客動態調査報告書	兵庫県
63	奈良	宇陀市松山	新大阪	道	79	4	A	1,100	宇陀市総合計画後期基本計画 平成25年	奈良県宇陀市(値は平成23年のもの)
64	奈良	橿原市今井町	新大阪	道	52	5	A	4,210	橿原市生活交通ネットワーク計画 2012年(平成24年)	橿原市地域公共交通会議(値は平成22年のもの)
72	岡山	高梁市吹屋	岡山	道	88	6	A	570	高梁市まち・ひと・しごと総合戦略	高梁市(値は平成26年もの)
73	岡山	倉敷市倉敷川畔	岡山	道	41	4	A	4,752	倉敷市みらい創生戦略	倉敷市(値は平成26年もの)
74	岡山	津山市城東	岡山	道	80	4	A	1,800	津山市まち・ひと・しごと創生戦略	津山市(値は平成26年もの)
37	長野	南木曾町妻籠宿	名古屋	道	98	2	B	506	平成27年観光地利用者統計調査結果	長野県観光部山岳高原観光課
5	宮城	村田町村田	仙台	道	34	0	B	485	観光統計概要平成27年(1月～12月)	宮城県経済商工観光部観光課
1	北海道	函館市元町末広町	東京	鉄+航	228	6	B	4,840	平成27年度北海道観光入込客数調査報告書	北海道
2	青森	弘前市仲町	仙台	鉄	250	11	B	4,694	平成27年青森県観光入込客統計	青森県
3	青森	黒石市中町	仙台	鉄+航	242	1	B	703	平成27年青森県観光入込客統計	青森県
6	秋田	横手市増田	仙台	道	162	1	B	3,826	平成27年秋田県観光統計	秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課
7	秋田	仙北市角館	仙台	鉄	148	9	B	4,544	平成27年秋田県観光統計	秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課
9	福島	南会津町前沢	新潟	道	177	1	B	977	福島県観光客入込状況平成27年分	福島県商工労働部観光交流局観光交流課
11	栃木	栃木市嘉右衛門町	東京	道	101	3	B	5,647	平成27年(2015)栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果	栃木県産業労働観光部観光交流課
12	群馬	桐生市桐生新町	東京	道	126	0	B	4,155	平成27年観光客数・消費額調査(推計)結果	群馬県観光局観光物産課
13	群馬	中之条町六合赤岩	東京	道	189	1	B	1,688	平成27年観光客数・消費額調査(推計)結果	群馬県観光局観光物産課
14	埼玉	川越市川越	東京	道	68	2	B	6,645	平成27年観光入込客統計調査結果	埼玉県産業労働部観光課

表註1

道：自動車利用
 鉄：鉄道利用
 航：航空機の利用
 船：船舶の利用
 ×：入込客数の取得不可

表6-4：「重伝建地区」における観光魅力度の構成要素と市町村観光入込客数（続き）

番号	都道府県	地区名称等	①所要時間分析			②観光資源数	魅力度	のべ人数(千人)	③市町村観光入込客数	
			都市圏起点	交通手段	所要時間(分)				参照	発行
16	新潟	佐渡市宿根木	新潟	道+船	163	7	B	1,468	平成27年新潟県観光入込客統計	新潟県交流企画課
18	富山	高岡市山町筋	名古屋	道	180	3	B	3,801	平成27年富山県観光客入込数(推計)	富山県観光・地域振興局観光課(公社)とやま観光推進機構
19	富山	南砺市菅沼	名古屋	道	142	4	B	3,656	平成27年富山県観光客入込数(推計)	富山県観光・地域振興局観光課(公社)とやま観光推進機構
20	富山	南砺市相倉	名古屋	道	152	4	B	3,656	平成27年富山県観光客入込数(推計)	富山県観光・地域振興局観光課(公社)とやま観光推進機構
24	石川	金沢市寺町台	名古屋	道	192	6	B	8,840	金沢版総合戦略	金沢市(値は平成26年のもの)
25	石川	金沢市主計町	名古屋	道	186	6	B	8,840	金沢版総合戦略	金沢市(値は平成26年のもの)
26	石川	金沢市東山ひがし	名古屋	道	186	6	B	8,840	金沢版総合戦略	金沢市(値は平成26年のもの)
27	石川	白山市白峰	名古屋	道	166	4	B	4,960	白山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	白山市(値は平成26年のもの)
28	石川	輪島市黒島地区	名古屋	道	263	5	B	1,094	輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略	輪島市(平成26年のもの)
38	長野	白馬村青鬼	新潟	道	197	3	B	2,309	平成27年観光地利用者統計調査結果	長野県観光部山岳高原観光課
40	岐阜	恵那市岩村町本通り	名古屋	道	82	0	B	3,749	平成27年岐阜県観光入込客統計調査	岐阜県観光企画課観光企画係
41	岐阜	高山市下二之町大新町	名古屋	道	130	14	B	6,926	平成27年岐阜県観光入込客統計調査	岐阜県観光企画課観光企画係
42	岐阜	高山市三町	名古屋	道	132	14	B	6,926	平成27年岐阜県観光入込客統計調査	岐阜県観光企画課観光企画係
44	岐阜	美濃市美濃町	名古屋	道	49	0	B	899	平成27年岐阜県観光入込客統計調査	岐阜県観光企画課観光企画係
45	静岡	焼津市花沢	浜松	道	79	0	B	4,234	平成24年度静岡県観光交流の動向	静岡県文化観光部観光空港振興局観光政策課
46	愛知	豊田市足助	名古屋	道	69	1	B	10,700	愛知県観光レクリエーション利用者統計平成27年	愛知県振興部観光局
47	三重	亀山市関宿	名古屋	道	66	0	B	406	観光レクリエーション統計平成27年時点	三重県雇用経済部観光局観光政策課観光政策班
58	大阪	富田林市富田林	新大阪	道	47	0	B	1,036	(素案)富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略	富田林市(値は平成26年度のもの)
59	兵庫	篠山市篠山	新大阪	道	84	0	B	2,306	平成26年度兵庫県観光客動態調査報告書	兵庫県
60	兵庫	篠山市福住	新大阪	道	72	0	B	2,306	平成26年度兵庫県観光客動態調査報告書	兵庫県
62	兵庫	豊岡市出石	新大阪	道	154	3	B	4,253	平成26年度兵庫県観光客動態調査報告書	兵庫県
65	奈良	五條市五條新町	新大阪	道	74	1	B	4,441	五條市まちづくり構想平成24年	五條市(値は平成23年のもの)
66	和歌山	湯浅町湯浅	新大阪	道	94	0	B	508	観光客動態調査報告書平成27年	和歌山県商工観光労働部観光局
68	鳥取	大山町所子	岡山	道	129	6	B	1,200	大山町総合計画(平成28年度-平成37年度)	大山町
69	島根	大田市温泉津	広島	道	119	4	B	1,381	平成27年島根県観光動態調査	島根県観光振興課
70	島根	大田市大森銀山	広島	道	118	4	B	1,381	平成27年島根県観光動態調査	島根県観光振興課
75	広島	呉市豊町御手洗	広島	道	96	0	B	4,618	平成27年広島県観光客数の動向	広島県観光課

表註1

道：自動車利用

船：船舶の利用

鉄：鉄道利用

×：入込客数の取得不可

航：航空機の利用

表6-4：「重伝建地区」における観光魅力度の構成要素と市町村観光入込客数（続き）

番号	都道府県	地区名称等	①所要時間分析			②観光資源数	魅力度	③市町村観光入込客数		
			都市圏起点	交通手段	所要時間(分)			のべ人数(千人)	参照	発行
77	山口	萩市佐々並市	広島	道	140	4	B	3,066	平成27年 山口県の宿泊者及び観光客の動向について	山口県観光政策課 観光プロジェクト推進室
78	山口	萩市浜崎	博多	道	160	4	B	3,066	平成27年 山口県の宿泊者及び観光客の動向について	山口県観光政策課 観光プロジェクト推進室
79	山口	萩市平安古地区	博多	道	157	4	B	3,066	平成27年 山口県の宿泊者及び観光客の動向について	山口県観光政策課 観光プロジェクト推進室
80	山口	萩市堀内地区	博多	道	162	4	B	3,066	平成27年 山口県の宿泊者及び観光客の動向について	山口県観光政策課 観光プロジェクト推進室
81	山口	柳井市古市金屋	広島	道	82	0	B	901	平成27年 山口県の宿泊者及び観光客の動向について	山口県観光政策課 観光プロジェクト推進室
89	福岡	うきは市新川田籠	博多	道	88	0	B	1,930	平成26年福岡県観光入込客推計調査	福岡県観光局観光政策課
90	福岡	うきは市筑後吉井	博多	道	63	0	B	1,930	平成26年福岡県観光入込客推計調査	福岡県観光局観光政策課
91	福岡	朝倉市秋月	博多	道	54	2	B	2,967	平成26年福岡県観光入込客推計調査	福岡県観光局観光政策課
92	福岡	八女市黒木	博多	道	79	1	B	2,101	平成26年福岡県観光入込客推計調査	福岡県観光局観光政策課
93	福岡	八女市八女福島	博多	道	63	1	B	2,101	平成26年福岡県観光入込客推計調査	福岡県観光局観光政策課
94	佐賀	嬉野市塩田津	博多	道	92	0	B	2,033	平成26年佐賀県観光客動態調査	佐賀県国際 観光部観光戦略グループ
96	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	博多	道	106	3	B	3,421	平成26年佐賀県観光客動態調査	佐賀県国際 観光部観光戦略グループ
97	佐賀	有田町有田内山	博多	道	94	1	B	2,344	平成26年佐賀県観光客動態調査	佐賀県国際 観光部観光戦略グループ
98	長崎	雲仙市神代小路	博多	道	160	4	B	3,595	平成27年長崎県観光統計	長崎県観光振興課
99	長崎	長崎市東山手	博多	道	129	11	B	6,694	平成27年長崎県観光統計	長崎県観光振興課
100	長崎	長崎市南山手	博多	道	130	11	B	6,694	平成27年長崎県観光統計	長崎県観光振興課
43	岐阜	白川村荻町	名古屋	道	134	2	C	2,435	平成27年岐阜県観光入込客統計調査	岐阜県観光企画課観光企画係
71	島根	津和野町津和野	広島	道	140	2	C	1,201	平成27年島根県観光動態調査	島根県観光振興課
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	仙台	道	108	0	C	325	平成27年版岩手県観光統計概要	岩手県
8	福島	下郷町大内宿	新潟	道	124	1	C	1,684	福島県観光客入込状況平成27年分	福島県商工労働部 観光交流局観光交流課
10	茨城	桜川市真壁	東京	道	105	1	C	365	茨城の観光レクリエーション現況 (平成27年観光客動態調査報告)	茨城県商工労働観光部 観光局観光物産課
17	富山	高岡市金屋町	名古屋	道	179	3	C	3,801	平成27年富山県観光客入込数(推計)	富山県観光・地域振興局観光課 (公社)とやま観光推進機構
21	石川	加賀市加賀橋立	名古屋	道	167	0	C	1,780	加賀市まち・ひと・しごと総合戦略	加賀市(値は平成26年のもの)
22	石川	加賀市加賀東谷	名古屋	道	178	0	C	1,780	加賀市まち・ひと・しごと総合戦略	加賀市(値は平成26年のもの)
23	石川	金沢市卯辰山麓	名古屋	道	186	6	C	8,840	金沢版総合戦略	金沢市(値は平成26年のもの)
29	福井	若狭町熊川宿	名古屋	道	121	2	C	1,777	福井県観光客入込数(推計) 平成27年	福井県観光営業部観光振興課
30	福井	小浜市小浜西組	名古屋	道	126	1	C	1,616	福井県観光客入込数(推計) 平成27年	福井県観光営業部観光振興課

表註1

道：自動車利用
鉄：鉄道利用
航：航空機の利用

船：船舶の利用
×：入込客数の取得不可

表6-4：「重伝建地区」における観光魅力度の構成要素と市町村観光入込客数（続き）

番号	都道府県	地区名称等	①所要時間分析			②観光資源数	魅力度	③市町村観光入込客数		
			都市圏起点	交通手段	所要時間(分)			のべ人数(千人)	参照	発行
32	山梨	早川町赤沢	浜松	道	159	0	C	19	平成27年観光入込客統計調査報告書	山梨県観光企画・ブランド推進課
33	長野	塩尻市奈良井	名古屋	道	162	0	C	782	平成27年観光地利用者統計調査結果	長野県観光部山岳高原観光課
34	長野	塩尻市木曾平沢	名古屋	道	165	0	C	782	平成27年観光地利用者統計調査結果	長野県観光部山岳高原観光課
35	長野	千曲市稲荷山	新潟	道	177	1	C	1,401	平成27年観光地利用者統計調査結果	長野県観光部山岳高原観光課
36	長野	東御市海野宿	東京	鉄	176	1	C	860	平成27年観光地利用者統計調査結果	長野県観光部山岳高原観光課
51	京都	伊根町伊根浦	新大阪	道	161	1	C	252	平成27年(2015年) 京都府観光入込客調査報告書	京都府商工労働観光部
56	京都	南丹市美山町北	新大阪	道	106	1	C	1,913	平成27年(2015年) 京都府観光入込客調査報告書	京都府商工労働観光部
57	京都	与謝野町加悦	新大阪	道	144	0	C	707	平成27年(2015年) 京都府観光入込客調査報告書	京都府商工労働観光部
67	鳥取	倉吉市打吹玉川	岡山	道	124	0	C	1,318	第11次倉吉市総合計画(H23-32)	倉吉市(値は平成26年のもの)
84	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	岡山	道+船	114	1	C	2,420	丸亀市人口ビジョン丸亀市未来を築く 総合戦略 平成27年	丸亀市(値は平成26年のもの)
85	愛媛	西予市宇和町卯之町	岡山	道	195	2	C	1,167	平成27年観光客数とその消費額とその推定	愛媛県経済労働部観光物産課
86	愛媛	内子町八日市護国	岡山	道	173	2	C	124	平成27年観光客数とその消費額とその推定	愛媛県経済労働部観光物産課
87	高知	安芸市土居廓中	岡山	道	178	1	C	197	安芸市まち・ひと・しごと創生総合計画 平成27年	安芸市(値は平成26年のもの)
95	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	博多	道	108	3	C	3,421	平成26年佐賀県観光客動態調査	佐賀県国際観光部 観光戦略グループ
101	長崎	平戸市大島村神浦	博多	道+船	203	2	C	2,030	平成27年長崎県観光統計	長崎県観光振興課
103	宮崎	椎葉村十根川	博多	道	191	0	C	107	平成26年観光入込客統計調査結果	宮崎県観光推進課
104	宮崎	日向市美々津	博多	鉄+航	256	0	C	1,361	平成26年観光入込客統計調査結果	宮崎県観光推進課
105	宮崎	日南市飫肥	博多	鉄+航	255	2	C	1,949	平成26年観光入込客統計調査結果	宮崎県観光推進課
108	鹿児島	南九州市知覧	博多	道	258	2	C	909	統計南九州市 平成27年	南九州市 (値は平成26年のもの)
76	広島	竹原市竹原地区	広島	道	61	1	B	×		
82	徳島	三好市東祖谷山村落合	岡山	道	170	3	B	×		
83	徳島	美馬市脇町南町	岡山	道	115	1	C	×		
88	高知	室戸市吉良川町	岡山	道	211	3	C	×		
102	大分	日田市豆田町	博多	道	74	0	B	×		
106	鹿児島	薩摩川内市入来麓	博多	道	237	2	B	×		
107	鹿児島	出水市出水麓	博多	鉄	137	1	C	×		
109	沖縄	八重山郡竹富町竹富島	計測不可	—	—	3	—	×		
110	沖縄	渡名喜村渡名喜島	博多	道+船	1855	0	C	×		

表註1

道：自動車利用
鉄：鉄道利用
航：航空機の利用
船：船舶の利用
×：入込客数の取得不可

表6-5：総合計画に記載された「重伝建地区」の取り扱い分野、及び生活類型、並びに観光実態の対照

番号	都道府県	地区名称等	分野合計					生活類型	魅力度
			文化	産業	生活	その他	重点		
15	千葉	香取市佐原	○	○	○			③	A
50	滋賀	大津市坂本	○	○	○			③	A
52	滋賀	近江八幡市八幡	○		○			③	A
54	京都	京都市上賀茂			○		○	①	A
55	京都	京都市産寧坂			○		○	①	A
56	京都	京都市祇園新橋			○		○	①	A
57	京都	京都市嵯峨鳥居本			○		○	②	A
62	兵庫	神戸市北野町山本通			○	○		①	A
67	奈良	橿原市今井町		○	○			③	A
69	奈良	宇陀市松山		○	○			⑤	A
76	岡山	倉敷市倉敷川畔		○	○			③	A
78	岡山	高梁市吹屋	○	○	○	○		⑥	A
53	滋賀	東近江市五個荘金堂	○					①	A
1	北海道	函館市元町末広町	○		○			①	B
3	青森	黒石市中町	○	○	○			③	B
7	秋田	仙北市角館	○	○	○	○		③	B
14	埼玉	川越市川越	○	○	○			③	B
21	石川	金沢市東山ひがし		○	○	○		①	B
22	石川	金沢市主計町		○	○	○	○	①	B
25	石川	輪島市黒島地区			○			⑥	B
38	長野	南木曾町妻籠宿	○		○			⑩	B
40	岐阜	高山市三町	○		○	○	○	①	B
41	岐阜	高山市下二之町大新町	○		○	○	○	①	B
42	岐阜	美濃市美濃町	○	○	○			③	B
43	岐阜	恵那市岩村町本通り	○	○	○			⑤	B
49	三重	亀山市関宿	○	○	○			③	B
61	大阪	富田林市富田林			○	○		③	B
63	兵庫	豊岡市出石	○		○			①	B
64	兵庫	篠山市篠山	○	○	○			⑤	B
70	和歌山	湯浅町湯浅		○	○	○		⑨	B

番号	都道府県	地区名称等	分野合計					生活類型	魅力度
			文化	産業	生活	その他	重点		
73	島根	大田市大森銀山	○	○	○	○		⑥	B
74	島根	大田市温泉津	○	○	○	○		⑥	B
95	福岡	八女市八女福島	○	○	○			⑤	B
96	福岡	八女市黒木	○	○	○			⑥	B
97	福岡	うきは市筑後吉井		○	○			③	B
99	福岡	朝倉市秋月	○	○	○			⑥	B
104	長崎	長崎市東山手			○			①	B
105	長崎	長崎市南山手			○			①	B
108	大分	日田市豆田町			○			⑤	B
2	青森	弘前市仲町	○					①	B
16	新潟	佐渡市宿根木				○		⑥	B
17	富山	高岡市山町筋	○	○		○		③	B
19	富山	南砺市相倉	○	○		○		③	B
20	富山	南砺市菅沼	○	○		○		④	B
39	長野	白馬村青鬼	○					⑩	B
79	広島	呉市豊町御手洗	○	○				①	B
80	広島	竹原市竹原地区	○	○		○		③	B
86	山口	柳井市古市金屋	○	○				⑥	B
88	徳島	三好市東祖谷山村落合	○	○				⑥	B
93	高知	室戸市吉良川町	○	○				⑨	B
100	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町		○		○		⑤	B
101	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿		○		○		⑤	B
102	佐賀	嬉野市塩田津	○	○		○		⑤	B
103	佐賀	有田町有田内山	○					⑤	B
107	長崎	雲仙市神代小路	○	○				③	B

表6-5：総合計画に記載された「重伝建地区」の取り扱い分野、及び生活類型、並びに観光実態の対照

番号	都道府県	地区名称等	分野合計					生活類型	魅力度
			文化	産業	生活	その他	重点		
26	石川	加賀市加賀橋立	○		○			③	C
30	福井	若狭町熊川宿	○	○	○		○	⑥	C
59	京都	伊根町伊根浦	○	○	○			⑩	C
87	徳島	美馬市脇町南町	○	○	○			⑤	C
91	愛媛	西予市宇和町卯之町	○		○	○		⑤	C
92	愛媛	内子町八日市護国	○	○	○		○	⑨	C
110	宮崎	日南市飫肥	○		○			⑤	C
112	宮崎	椎葉村十根川	○		○			⑩	C
4	岩手	金ケ崎町城内諏訪小路	○	○		○		④	C
8	福島	下郷町大内宿	○	○				⑩	C
10	茨城	桜川市真壁	○	○				③	C
29	福井	小浜市小浜西組	○	○				⑤	C
34	長野	塩尻市奈良井		○				④	C
35	長野	塩尻市木曾平沢		○				④	C
37	長野	東御市海野宿	○	○				③	C
45	岐阜	白川村荻町	○	○				⑥	C
58	京都	南丹市美山町北	○					④	C
60	京都	与謝野町加悦	○	○				⑤	C
71	鳥取	倉吉市打吹玉川	○	○				①	C
90	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	○					④	C
106	長崎	平戸市大島村神浦	○				○	⑥	C
111	宮崎	日向市美々津	○	○				⑤	C
113	鹿児島	出水市出水麓	○	○		○		⑤	C
114	鹿児島	薩摩川内市入来麓	○	○				①	C
115	鹿児島	南九州市知覧	○	○				⑤	C

第7章

地域構造からみた「重伝建地区」における活動と 場所に対する共有認識

第7章 地域構造からみた重要伝統的建造物群保存地区における 活動と場所に対する共有認識

7-1 本章の目的と構成

これまでの検討として、第2章及び第3章では、我が国における中世以降の町並みの変遷と近代以降の歴史的町並みとしての価値づけ、そして歴史的町並みの置かれた現況に注目し、「重伝建地区」において、その内部から見出されてきた場所に対する認識に関わる地域の実態を捉えるための要素を抽出した。また、ここで抽出されたそれぞれの要素に対して、第4章では「重伝建地区」における生活の必要要素からみた住民生活の安定性、第5章では建材や建築技術の確保等の建設活動の継続性、第6章では行政における「重伝建地区」への認識と観光活用による「重伝建地区」への関与のありかたについて、それぞれ検討を行った。本章では、これまでの地域構造の要素検討を踏まえ、各要素の組み合わせによって示される地域の状況を地域構造として捉え、いずれかの地域構造の中で認識されている「重伝建地区」の町並みにおける場所に対する共有認識の固有性を維持し続けていく可能性を明らかにすることを目的とする。

具体的には、次節において、第4章で行った「重伝建地区」における生活の成立範囲や第5章で行った「重伝建地区」の維持に必要な技術の成立範囲、第6章で行った行政による「重伝建地区」の観光活用に対する姿勢と観光地としての魅力の各観点を総合し、各章で導出した類型の再類型化を通じて地域構造を導出し、町並みと地区内外の人々の関係を地域構造の差異として捉える。さらに第3節では、地域構造ごとに各「重伝建地区」で行われている活動を概観した上で、第4節において、確認された活動の実施主体と内容を整理する。第5節ではこれらの活動について、同一類型内や他類型同士の地区の特徴を比較、対照することを通して、地域構造と活動の関係を検討する。第6節では、検討した地域構造と活動の関係から、活動による「重伝建地区」に対する共有認識への影響を考察することで、「重伝建地区」の町並みにおける場所に対する共有認識の固有性を維持し続ける上で発生し得る問題を抽出し、場所に対する共有認識の固有性が持続できる可能性を検討する。第7節では、以上を総合して小結とする。

7-2 生活と技術、及び観光活用の観点からみた「重伝建地区」の地域構造の類型

第4章では、地区における生活の成立範囲の観点から、「重伝建地区」とその地区が立地する自治体で生活が完結し、短期的及び長期的な観点から安定性が高いと捉えられる**局所生活安定型**、「重伝建地区」とその地区が立地する自治体、及び周辺の自治体を含む比較的広い地理的範囲で生活が成立し、短期的な観点から安定性が高いと捉えられる**広域生活安定型**、地区が立地する自治体の消滅可能性や周辺地域における産業の衰退が指摘されている**生活外部依存型**の3つに「重伝建地区」を分類した。また第5章では、地区における技術の成立範囲の観点から、現在の建設業従事者の人数から自地域において町並みの維持に必要な技術継承を行うことができる**技術安定型**と、必要な技術継承には外部との連携が必要となる**技術外部依存型**の二つに「重伝建地区」を分類した。さらに第6章では、行政による計画が多数見受けられ、上述のような「重伝建地区」における場所らしさに必要な要素に対する影響が予測されるものとして、「重伝建地区」の観光活用に対する行政の計画と観光地としての「魅力度」の観点から「重伝建地区」を分類し、**資源活用型**、**資源非活用型**、**低資源活用型**、**低資源非活用型**の4類型を得た。こうした2つの分類を軸として設定することで導出される類型の組み合わせを地域構造として捉えて総合すると、24の地域構造の類型を導出することができる。（表7-1）

導出した類型について、場所への認識に関わる要件として生活と建築技術に着目すると、生活と建築技術のいずれもが周辺自治体を含めた一定の範囲で成立する地域構造を持つことで、町並みと地域住民や建設業従事者との関係性が比較的密接であると捉えられる「重伝建地区」のまとめりとして、**【安定型】**を定義できる。また、生活のみが周辺自治体までの範囲で成立している地域構造を持つと捉えられる「重伝建地区」のまとめりとして、**【生活成立型】**を、建設技術のみが自治体内部で確保できる地域構造を持つと捉えられる「重伝建地区」のまとめりとして、**【技術成立型】**を定義できる。さらに、周辺自治体を含めても生活又は技術の成立に支障や問題が認められる地域構造で、町並みと人々との関係性が分離しつつあると捉えられる「重伝建地区」のまとめりとして、**【外部依存型】**を定義できる（表7-2）。

また、生活と建築技術に注目した分類軸に独立した分類軸として設定される、行政の計画と観光地としての「魅力度」の違いから、<資源活用>、<資源非活用>、<低資源活用>、<低資源非活用>が位置付けられる。また**【安定型】**においては、生活成立範囲の違いから、**局所型**、**広域型**の二つも細分類として位置付けられる。（表7-3）。ここで、これまで分析対象とし、本分類できる「重伝建地区」80件について、定義した地域構造に該当する「重伝建地区」の件数を整理すると、以下のようなになる。

【安定型】「重伝建地区」（全8類型）

【安定型】の大分類のうち、＜資源活用＞、＜資源非活用＞、＜低資源活用＞、＜低資源非活用＞の4類型に対して、「重伝建地区」周辺に生活関連施設が立地し、雇用発生地域が自治体に立地している局所生活安定型に該当する地区をそれぞれ【安定型・局所＜資源活用＞】、【安定型・局所＜資源非活用＞】、【安定型・局所＜低資源活用＞】、【安定型・局所＜低資源非活用＞】とする。また生活関連施設が自治体内に立地し、雇用発生地域が周辺地域に立地している広域生活安定型に属する地区を【安定型・広域＜資源活用＞】、【安定型・広域＜資源非活用＞】、【安定型・広域＜低資源活用＞】、【安定型・広域＜低資源非活用＞】とする。

全「重伝建地区」のうち27地区が該当し、分類の内訳は、【安定型・局所＜資源活用＞】8地区、【安定型・局所＜資源非活用＞】7地区、【安定型・局所＜低資源活用＞】1地区、【安定型・局所＜低資源非活用＞】なし、【安定型・広域＜資源活用＞】9地区、【安定型・広域＜資源非活用＞】1地区、【安定型・広域＜低資源活用＞】なし、【安定型・広域＜低資源非活用＞】1地区となった。

【技術成立型】「重伝建地区」（全4類型）

【技術成立型】の大分類のうち、＜資源活用＞、＜資源非活用＞、＜低資源活用＞、＜低資源非活用＞の4類型を適用し、地区が立地する自治体の消滅可能性や周辺地域における産業の衰退が指摘されている地区をそれぞれ、【技術成立型＜資源活用＞】、【技術成立型＜資源非活用＞】、【技術成立型＜低資源活用＞】、【技術成立型＜低資源非活用＞】とする。

全「重伝建地区」のうち11地区が該当し、その内訳は、【技術成立型＜資源活用＞】6地区、【技術成立型＜資源非活用＞】3地区、【技術成立型＜低資源活用＞】1地区、【技術成立型＜低資源非活用＞】1地区となった。

【生活成立型】「重伝建地区」（全4類型）

【生活成立型】の大分類のうち、＜資源活用＞、＜資源非活用＞、＜低資源活用＞、＜低資源非活用＞の4類型を適用し、地区に必要な技術継承に外部との連携が必要となる地区をそれぞれ、【生活成立型＜資源活用＞】、【生活成立型＜資源非活用＞】、【生活成立型＜低資源活用＞】、【生活成立型＜低資源非活用＞】とする。

全「重伝建地区」のうち15地区が該当し、その内訳は、【生活成立型＜資源活用＞】7地区、【生活成立型＜資源非活用＞】2地区、【生活成立型＜低資源活用＞】6地区、【生活成立型＜低資源非活用＞】なしとなった。

【外部依存型】「重伝建地区」（全4類型）

【外部依存型】の大分類のうち、＜資源活用＞、＜資源非活用＞、＜低資源活用＞、＜低資源非活用＞の4類型を適用し、**【外部依存型＜資源活用＞】**、**【外部依存型＜資源非活用＞】**、**【外部依存型＜低資源活用＞】**、**【外部依存型＜低資源非活用＞】**とする。

全「重伝建地区」のうち26件が該当し、小分類の内訳は、**【外部依存型＜資源活用＞】**9地区、**【外部依存型＜資源非活用＞】**4地区、**【外部依存型＜低資源活用＞】**11地区、**【外部依存型＜低資源非活用＞】**2地区となった。

次節では、以上で大別した地域構造のまとまりに沿って、そこに該当する「重伝建地区」で直接的に町並みに関わる活動を実施している主体と、その「重伝建地区」に対して主体が所在している場所、及びその活動内容を概観する。

7-3 地域構造類型ごとにみた町並みに関わる活動とその主体

分析対象として抽出された80件の「重伝建地区」について、町並みに関わる活動について着目し、文化庁が公開している各「重伝建地区」の情報を概観した結果¹、第3章2節でみたような行政が実施する「伝建地区制度」に基づいた整備事業や、多くの町並み保存会等が共通して実施している地域振興を目的とするイベント等に加えて、それらとは異なる主体や内容による活動が51地区で認められた²。これらの活動が認められた地区の地域構造に注目すると、【安定型】で27件中17件（約62%）、【生活成立型】で16件中10件（約63%）、【技術成立型】で11件中8件（約72%）、【外部依存型】で26件中16件（約62%）の合計51件となっている。このことから、生活及び技術の成立の観点からみた地域構造による大きな偏りは認められないものの、【技術成立型】における活動の割合が比較的多く認められる。その一方で、観光地としての魅力度及び行政の観光への姿勢からみた地域構造をみると、＜資源活用＞で39件中28件、＜資源非活用＞で20件中13件、＜低資源活用＞で17件中8件、＜低資源非活用＞で4件中3件であることから、＜低資源活用＞で比較的活動が認められにくく、＜資源活用＞、＜低資源非活用＞で比較的活動が認められる傾向があるといえる³。

以上の結果を踏まえて、各「重伝建地区」の特徴的な活動に着目し、インターネット上で公開されている文化庁ウェブサイト、各主体のウェブサイト、及び内閣府のNPO紹介ウェブサイトの情報から活動の主体やその主体の事業所の住所、活動内容について十分読み取れる47件を対象として、これまで大別した地域構造のまとめりに、活動と町並みと地区内外の人々との関係と、該当する地域構造の特徴を対照することで、それぞれの主体における場所への認識を検討する（表7-4）。

7-3-1 地域構造【安定型】に該当する地区とその活動

【安定型】に該当する地区において、町並みの住民は、自宅から容易に「生活関連施設」に行き来できるだけでなく、通勤等も【局所】では自治体内、【広域】では周辺自治体までの間で成立する状況が継続しやすくなっていることから、町並みが地域における産業とも密接な関わりを持っている可能性がある。また、町並みの整備も自治体内に拠点を置く特定の建設業従事者が行うものと推察される。これらの推測を勘案すると、住民や建設業従事者が、町並みを構成する建造物と安定的に関わりを持ちやすい地域構造として捉えられる。

¹ 文化庁ウェブサイト（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html）、2021.4.29 最終閲覧

² 表7-1 活動欄○の地区が該当する。

³ 活動が認められない地区が存在する要因としては、選定から日が浅く活動主体の十分な体制が整えられていない可能性、民間の事業が十分成立しており、地域に関わる活動する必要が認められていない可能性、活動主体の高齢化により活動が停滞している可能性等、複数のものが考えられる。

各類型に該当する地区の数に注目すると、【安定型・局所<資源活用>】8地区、【安定型・局所<資源非活用>】7地区と、狭い範囲で日常生活が成立し得る地区では、行政が観光を重視する地区と重視しない地区が同数程度あるのに対して、【安定型・広域<資源活用>】9地区、【安定型・広域<資源非活用>】1地区と、自治体を越えた範囲で日常生活が成立する地区では、地区が立地する多くの自治体で行政が観光を重視する傾向が認められる。これは、本類型に該当する自治体が、他自治体の「郊外」として他地域と広域的に関係を結んでいる状況に対して、自治体のさらなる安定のために、現状の自治体に不足している産業を「重伝建地区」の活用によって振興しようとする狙いがあるものとみられる。一方で、【安定型・局所<資源活用>】に該当する地区では、自治体の内部において雇用が発生しており、必ずしも行政が現状以上に観光産業を振興し、地域における収益の増加を目指す必要はないものと推察される。また、【安定型・局所<資源活用>】、【安定型・局所<資源非活用>】に該当する地区が比較的多いのに対して、【安定型・局所<低資源活用>】は1地区、【安定型・局所<低資源非活用>】は0地区、【安定型・広域<低資源活用>】は0地区、【安定型・広域<低資源非活用>】は1地区と、該当する地区は少ないことから、【安定型】のように、特定の範囲で生活が成立し、技術が確保できる地域構造を持った「重伝建地区」は、総じて観光地として成立する条件を備えている場合が多いものと推察される。

【安定型・局所<資源活用>】

本類型に該当する8地区は、自治体内部で建設技術が確保され、【安定型】の中でもより狭い範囲において生活が成立している地区といえ、立地する自治体が比較的大都市に近く、観光資源も豊富であり、行政が「重伝建地区」の観光活用を企図していることから、観光客や観光産業に従事する民間事業者の誘致が促進される状況が整っている。ここで、本類型に該当する地区のひとつとして、金沢市東山ひがし地区（現在の地区内人口197人、地区内建造物数144件、2005年選定）及び、金沢市主計町地区（現在の地区内人口26人、地区内建造物数51件、2012年選定）に着目すると、図7-1 No.1、No.2のように活動を抽出できる。これらの地区では、地域住民が主体となって2003年に「東山ひがしまちづくり協定」が、2006年に「主計町地区まちづくり協定」がそれぞれ作成され、「住み良いまちづくりを推進するために必要な事項」として、金沢市におけるまちづくりの推進に関する条例に基づき、「重伝建地区」の選定範囲における用途や広告掲示に対する規制が行われる他、物品販売店舗における販売物の制限や、町名の由来や意義を継承したまちづくり等が推奨されている⁴。また2008年には、市内の建設業関係者等によって、金澤町家の継承、活用に向け、町家活用の支援を行うNPO法人金澤町家研究会が設立され、町家の所有者と活用希望者

⁴ 金沢市ウェブサイト (<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/29001/matidukurijyourei/matizukeikyoutei.html>)、2020.4.20 最終閲覧

に対して情報提供、助言を行うことで、伝統的建造物の流通、改修の活性化が行われている⁵。建築技術の継承については、当時の金沢市長である山出保が中心となり、金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承と人材の育成を目的とする金澤職人大学校が、公益社団法人として1996年に、市内に発足した。石工科、瓦科、左官科、造園科、大工科、畳科、建具科、板金科、表具科の9業種によって構成される本科と文化財の修復を学ぶ修復専攻科を有し、「重伝建地区」の保存にも関わる人材育成が進められている⁶。その一方で、近年の報告書では、食べ歩き、ポイ捨て、交通混雑や地元住民の買い物を行いにくなる等の地元の生活環境を阻害する問題が指摘されている⁷。ここで、本類型の特徴である行政による観光業の振興について総合計画をみると、「もてなしの力で育む文化交流の拡大」を基本テーマにこれからも魅力ある金沢であり続けるために、市事業者、関連団体が主体となって、来訪者をもてなす力を強化し、内外の人々の多様な交流を拡大するとともに、金沢文化に刺激を与えることが事業目的の一つとして掲げられ、観光の促進による地域の触発が目指されていることがわかる⁸。これに対して、観光に伴う問題の発生には言及されていないことから、こうした観光公害に対して、行政が制定した条例を活用しながら、上述のように地域住民が規制を設定し、対応をなっているものと推察される。このように、金沢市における「重伝建地区」においては、観光公害等の発生等を背景として、条例に基づいた協定によって、強制力を持った町並みの誘導が地域住民の主導によって進められる一方で、市内において、伝統技術を持つ人材の育成や建設業関係者による町並みの整備が行われている。

続いて、同じ類型に分類されるものとして、京都市祇園新橋地区（現在地区内人口184人、地区内建造物数104件であり、1976年選定）、及び産寧坂地区（現在地区内人口577人、地区内建造物数285件、1976年選定）に着目すると、図7-1 No.3、No.4のように活動を抽出できる。これらの地区では、行政による地域景観づくり協議会制度に基づいて、地域住民によって「祇園新橋景観づくり協議会」、「古都に燃える会」が行政の認定を受け、景観保全、創出における地区の方針を示した「地域景観づくり計画書」をそれぞれ作成し、地区への建築を行う事業者が当該団体と事前協議を行うことが義務付けられている⁹。実際に京都市の総合計画を見ても、観光について、「京都の特性を守り、育てることはもちろん、創造的に活用する。さらに広く国内外のひとつに発信し、体感していただく」と伝統的な町並みを含む歴史的風土を観光に活用する姿勢を打ち出した上で、「観光地や都心の交通渋滞を解消する」として、観光客の集中に伴う問題を認識している¹⁰。

⁵ NPO 法人金澤町家研究会ウェブサイト (<https://kanazawa-machiya.net/>)、2020.4.20 最終閲覧

⁶ 公益社団法人金沢職人大学校ウェブサイト (<https://www.k-syokudai.jp/gaiyo/kotyo.html>)、2020.4.20 最終閲覧

⁷ 北陸新幹線開業による影響検証会議、「北陸新幹線開業による影響検証会議報告書」(<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11001/2017effect/index.html>)、2019.11.8 最終閲覧

⁸ 金沢市、『金沢世界都市構想-第2次基本計画 (H18-27)』、2006

⁹ 京都市ウェブサイト (<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281403.html>)、2020.4.20 最終閲覧

¹⁰ 京都市、『京都市基本計画 (H23-32)』、2011

このように、京都市では観光に伴う地域景観の変化や生活環境の悪化に対して、行政や地域住民が対応しようとしている取り組みが認められる。

また、高山市三町地区（現在地区内人口 361 人、地区内建造物数 408 件、1979 年選定）、高山市下二之町地区（現在地区内人口 633 人、地区内建造物数 402 件、1979 年選定）では、図 7-1 No.5、No.6 のように地域住民を中心に設立された「景観町並保存連合会」が、祭礼や防災訓練の実施に取り組む一方で、「重伝建地区」内における建築・増改築について承認を行うことで、町並みの規制にも取り組んでいる。ここで、高山市の総合計画における観光分野について着目すると、「飛騨高山」の魅力が伝わり、多くの観光客で賑わうこと、「観光客による多くの消費がなされ、観光産業をはじめとした地域産業の活性化」を図るとされている¹¹。また既往のアンケート結果をみると、市内の一部地域の旅館業は利益を得ているが、その他の地域や商店においては利益が少ないことが指摘されている一方、地区に多くの観光客が発生するゴミのポイ捨て等の問題や外部資本による乱開発等の問題は指摘されていない¹²。従って高山市では、地域住民も関与する町並みの規制によって観光に伴って発生する問題に対処できている可能性が認められる。

以上のように、本類型に該当する地区においては、民間事業者による空き家の有効活用に向けた取り組みに加えて、観光公害等を危惧する地域住民が主体となり、制度上位置付けられた規制的手段を用いて、伝統的な町並みの保全を図ろうとしている様子が窺える。

【安定型・局所<資源非活用>】

【安定型・局所<資源非活用>】に該当する 7 地区は、自治体内部で建設技術が確保され、【安定型】の中でもより狭い範囲において生活が成立しているとみなせる地区である。またこれら地区は、比較的大都市に近く、観光資源も豊富であるものの、行政は積極的に「重伝建地区」の観光活用を企図していない状況となっている。本類型に該当する地区として、豊岡市出石地区（現在地区内人口 719 人、地区内建造物数 964 件、2007 年選定）に着目すると、図 7-1 No.7 のように活動を抽出できる。本地区では、1998 年に観光協会の事業部門から独立して設立された第三セクター「株式会社出石まちづくり公社」が地区内に所在し、観光と連携した商店街の活性化を進めている¹³。具体的な活動内容としては、商店街における回遊性の向上、活性化を企図した集合貸店舗の建設、空き地や空き店舗に対する小売業やサービス業の誘導、観光や商業に関する情報サービスの提供やイベント開催拠点となる交流施設の整備等が挙げられる。こうした商店街活性化に関する事業に際しては、「株式会社出石まちづくり公社」が、公共空間の整備を行う豊岡市や、関係者の合意形成を行う商工会等と連携することで、まちづくりにおける事業展開を役割として担っている。そ

¹¹ 高山市、『高山市第 8 次総合計画（2015-2024）』、2014

¹² 高山市、『高山市まちづくりアンケート調査-報告書-』、2016

¹³ 出石まちづくり公社ウェブサイト（<https://izushi-tmo.com/>）、2019.12.1 最終閲覧

の一方で、「重伝建地区」選定後、2010年に兵庫県ヘリテージマネージャー資格を有する地元設計士による任意団体「出石まちなみ設計士会」が設立され、「重伝建地区」における伝統的町家の外観デザイン集の発刊や、土壁やベンガラ、焼板等の伝統的な建築材料の使用法についての研修会開催等、町並みに必要な技術に対しても取り組みが行われている¹⁴。このように出石地区では、地区内部に所在する複数の主体が連携しながら、商業を活性化させるために、町並みを構成する建造物を整備する活動が行われる傍ら、建設業従事者が建造物の外観の規範を設定し、それに必要な技術的な支援も行っている状況にある。

同じく本類型に該当する地区として、函館市元町末広町地区（現在地区内人口322人、地区内建造物数158件、1990年選定）に着目すると、図7-1 No.8のように活動を抽出できる。同地区では選定以前に当たる1978年に、北海道庁函館支庁庁舎の移転を契機として、市民によって「函館の歴史的風土を守る会」が立ち上がり、歴史的景観の保存運動が展開された¹⁵。現在も存続している同組織では、歴史的建造物の表彰や歴史的建造物における居住環境改善に対する補助を行う基金の運用を行っている。また2003年には同じく市民団体である「はこだて街なかプロジェクト」が設立され、移住に関する相談窓口の設置、空き家の清掃等を実施しており、空き家の利活用に寄与している¹⁶。このように、元町末広町地区では、建設業従事者による伝統技術に関係する活動は見出せないものの、地区の内部において、顕彰活動を通じた伝統的建造物に対する意識啓発を行う主体や、町並みの整備を推進しようとする主体が存在している。

神戸市北野町山本通地区（現在地区内人口1450人、地区内建造物数219件、1978年選定）では、図7-1 No.9のように活動を抽出できる。同地区では、1981年に6自治会、婦人会、2商業者組織によって「北野・山本地区をまもり、そだてる会」が設立されている。同会では、まちづくり憲章として、「さまざまな立場を認め、共に力をあわせて、すみやすく、働きやすいまちをつくります。」「地区に愛着と誇りをもち、美しいまちをつくります。」「自分たちの手でまちづくりの約束をつくり、これを守ります」と定めている他、1995年の阪神淡路大震災以降、地区に残る公開異人館について、会が借り受けて一般に公開すること、歴史的な資料の展示、保管施設として活用することと併せて、「異人館基金」を創設し、施設の運営にあたっている¹⁷。また、伝統的建造物の所有者を中心に2010年に設立されたこうべ北野町山本通伝統的建造物保存会では、旧北野村及び神戸港開港後の北野町の歴史書として「北野『居留地』ものがたち」を自主発行し、「重伝建

¹⁴ 文化庁ウェブサイト (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html)、2019.12.1 最終閲覧

¹⁵ 一般財団法人北海道開発協会、「歴史的町並みを守る先進地として-市民と歩む函館市の景観づくり」、『かいはつ広報』、通巻482号、2003年、pp.14-18

¹⁶ 大橋美幸、「人口減少過程における伝統的建造物群保存地区の市民活動及び意識の変化 函館元町末広町の歴史的町並みと旧函館区公会堂の修繕を取り上げて」、『函大商学論究』第49輯第2号、2017、pp.4-5

¹⁷ 北野山本地区をまもり、そだてる会ウェブサイト (<http://www.kitano-yamamoto.com/index.html>)、2021.4.29 最終閲覧

地区」の歴史を継承する活動を行っている¹⁸。さらに洋館が多数を占める町並みの特性から、地区にはブライダル施設が集積し、周辺の宗教施設と連携した結婚式や写真撮影などが行われている¹⁹。このように、北野町山本通地区では、住民によってまちづくり憲章が制定され、地区への愛着の醸成が目指されるとともに、歴史書の発行を通して伝統性を継承しようとする活動も見受けられる一方で、民間事業者によって町並みの事業への活用も行われている。

以上のように、本類型に該当する地区においては、地区の有する観光地としての魅力に動機づけされた、第三セクターによる町並みの整備や民間事業者による町並みの活用が推進される一方で、自治体の建設業従事者が町並みの伝統性を担保しようとする事例や市民が伝統的町並みを尊重しながら、町並みの環境の改善や愛着を醸成しようとする事例等、生活や伝統の尊重を誘導するような手段によって、複数の自治体内部の主体による活動の併存が認められる。

【安定型・局所<低資源活用>】

【安定型・局所<低資源活用>】に唯一該当する地区である薩摩川内市入来麓地区（現在地区内人口 156 人、地区内建造物数 235 件、2003 年選定）は、自治体内部で建設技術が確保され、【安定型】の中でもより狭い範囲において生活が成立しているとみなせる地区である。その一方、大都市から遠隔に位置し、観光資源も比較的乏しいことから、民間による観光事業の展開が経営的に困難であると推察される状況下において、行政は「重伝建地区」の観光活用を企図しており、図 7-1 No.10 のように活動を抽出できる。同地区では、2012 年から、行政によって重要文化財建造物等公開活用事業が実施された重要文化財「旧増田家住宅」や「入来郷土館」について、地域住民が参加する「入来麓伝統的建造物群保存地区保存会」を中心に設立された「入来麓伝建地区協議会」が指定管理を担い、建造物の公開等を行っている²⁰。その一方で、2016年には、薩摩川内市等が出資する株式会社薩摩川内市観光物産協会が入来麓観光案内所を開設している²¹。ここで同市の『総合計画』における観光施策に関する記載に着目すると、「歴史文化」「などの本市の強みを生かして宿泊客に視点を置いた旅行需要の取り込み」とある一方で、歴史的町並みに対する直接的な開発について記載はなく、「旅行者への観光案内の体制を強化する」、「民間活力による観光商品の販売を促進する」といった旅行者の誘致が企図されている他、「観光物産施設の充実」、「観光物産協会のマーケティング・マネジメントの強化」等、町並みそのものではなく、町並みに内在する歴史性を自治体の印象として地区外部に発信することが重視されている²²。

¹⁸ 文化庁ウェブサイト (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html)、2021.4.29 最終閲覧

¹⁹ 同註 18

²⁰ 文化庁ウェブサイト (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html)、2021.4.29 最終閲覧

²¹ 薩摩川内観光物産ガイド (<https://satsumasendai.gr.jp/>)、2021.4.29 最終閲覧

²² 薩摩川内市、『第2次薩摩川内市総合計画 (H27-31)』、2015、p.78

このように、【安定型】の中でも比較的観光地としての魅力が小さいと捉えられる入来麓地区では、行政が案内所の開設の支援を通じて、地区内部に属する地域住民との協働が行われているものの、【安定型・局所<資源活用>】や【安定型・局所<資源非活用>】で認められたような住民による町並みに対する規制等の活動は見受けられず、行政による観光振興の施策が先行し、住民はそれを受容している状況にある。活動の中で、行政は観光客の誘致や物産の販売に向けて歴史や文化に関連した自治体のイメージの形成の促進を図っている。

【安定型・広域<資源活用>】

【安定型・広域<資源活用>】に該当する9地区は、自治体内部で建設技術が確保され、比較的広い地理的範囲において生活が成立しているとみなせる地区である。また比較的大都市に近く、観光資源も豊富であり、行政が「重伝建地区」の観光活用を企図していることから、観光客や観光産業に従事する民間事業者の誘致が促進される状況が整っている。

ここで本類型に該当する地区のひとつとして、香取市佐原地区（現在地区内人口333人、地区内建造物数310件、1996年選定）に着目すると、図7-1 No.11のように活動を抽出できる。同地区では、第3章でも詳述したように、交通体系の変化とそれに伴う商業の衰退を経て、行政と地区住民の主導によって進めてきた観光地化を背景に、2015年には、自治体内部に属する佐原信用金庫や自治体の外部に属する株式会社京葉銀行、株式会社地域経済活性化支援機構等が「千葉県香取市の歴史的資源を活用した地域活性化に向けた連携協定」を締結し、地区内外に亘る主体が連携した歴史的資源を活用した観光振興を推進している²³。こうした取り組みの一環として、3者が協同して「千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド」を組成し、大阪府に本社を置き全国的な古民家活用を行うバリューマネジメント株式会社が運営を担っている²⁴。また、このファンドの活用に着目すると、歴史的建造物である古民家や遊休不動産を取得、改修することで町並み整備を行う事業者として地区内部に設立された株式会社NIPPONIA不動産、及び同株式会社が保有する物件を地域の町並みに合わせて運営管理する株式会社NIPPONIA SAWARAを1号2号案件として投資実行がなされ、現在までに2棟の宿泊施設が整備、運用されている²⁵。ここで、佐原地区が属する香取市の総合計画における観光振興に関する施策に着目すると、「老朽化が進んでいる観光施設などについて、設備の更新や再整備を実施」、「来訪者ニーズを捉えた、体験型のプログラムの開発」等が企図されており、地区に対して、行政が積極的に観光振興を行おうとする様子が窺える²⁶。また、2009年に地元有志によって設立された佐原町家研究会は、実験、調査を通して、地区内建造物の構造性能調査や解析に取り組んでいる。さらに、東京大学都市計画研究室では「佐原プロジェクト」

²³ 京葉銀行ウェブサイト (<https://www.keiyobank.co.jp/news/2015/20150929093905.html>)、2020.4.20 最終閲覧

²⁴ 同註 23

²⁵ 国土交通省観光庁ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/kankochu/topics06_000172.html)、2020.4.20 最終閲覧

²⁶ 香取市、『香取市総合計画-後期基本計画(H25-29)』、2013、pp.73-74

として、同じく 2009 年から、現在まで継続的に地区の調査や高校生のまちづくり参画支援を行っている²⁷。このように佐原地区では、行政が積極的に地区の観光振興を行う中で、自治体外の事業者が地域金融機関等と共同して、地区内の観光開発を行う一方、地域住民や自治体外の大学は調査、啓発活動を行っている。

同じ類型に分類される川越市川越地区（現在の地区内人口 462 人、地区内建造物数 463 件、1998 年選定）では、図 7-1 No.12 のように活動を抽出できる。同地区では、第 3 章でも詳述したように、1983 年に一番街商店主や専門家、市役所職員が行った勉強会を母体として、「川越蔵の会」が設立され、「重伝建地区」伝統的建造物の維持や活用について市民に対する相談を受け付ける他、商店街の下部組織として「町並み委員会」が発足し、同会により「地区単位相互を関連づける」、「建物・町並みは群で構成する」、「構法・仕上げ」等の項目によってまちづくりの基準を定めたまちづくり規範の制定が行われている。また 2008 年には中心市街地活性化を目的に「株式会社まちづくり川越」が設立され、民間事業として観光施設の維持管理やインターネットショップの運営が行われている。このように川越地区では、地区内部の民間事業者を中心とした活動が多く認められ、町並みの歴史的特徴を活用しながら、商業の振興が目指されている。

続いて、倉敷市倉敷川畔地区（現在の地区内人口 403 人、地区内建造物数 621 件、1978 年選定）では、図 7-1 No.13 のように活動を抽出できる。同地区では、第 5 章でも着目したように、2006 年に倉敷市内の設計事務所を中心に設立された NPO 法人倉敷町家トラスト（倉敷市倉敷川畔）が、老朽化した空き家を宿泊施設として整備し運営も行う他、倉敷市と連携した中心市街地の伝統的建造物の残像状況調査や大学研究室の受け入れ支援等を実施している²⁸。また 2012 年には、市内の観光協会等を統合して公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローが設立された。本社団法人は、倉敷川畔地区の情報発信や観光案内所の運営に加えて、川舟の運行や地区内施設の指定管理を受託している²⁹。また倉敷市は、夜間の町並みを照らす夜間景観照明設置事業を実施し、夜間の観光客誘致を目指している³⁰。このように倉敷川畔地区では、町並みに関する調査から、活用、情報発信までの幅広い分野にかけて、地区内部の活動主体と行政による活発な活動がなされている。

南砺市相倉地区（現在の地区内人口 55 人、地区内建造物数 55 件、1994 年選定）及び、南砺市菅沼地区（現在の地区内人口 26 人、地区内建造物数 28 件、1994 年選定）に着目すると、図 7-1 No.14、No.15 のように活動を抽出できる。これらの地区では、それぞれの地区住民によって構成される相倉史跡保存顕彰会及び越中五箇山菅沼集落保存顕彰会と中日本高速道路株式会社との間で「農山村活性化の取り組みに関する協定」を締結し、合掌の森プロジェクトとして茅場再生活用に

²⁷ 東京大学都市デザイン研究室ウェブサイト (<http://ud.t.u-tokyo.ac.jp/ja/projects/post.php>)、2021.5.1 最終閲覧

²⁸ NPO 法人倉敷町家トラストウェブサイト (<http://kurashiki-machiya-trust.jp/works/>)、2021.5.1 最終閲覧

²⁹ 公益社団法人倉敷コンベンションビューローウェブサイト (<https://kankou-kurashiki.jp/>)、2021.5.1 最終閲覧

³⁰ 倉敷市公式観光サイト (<https://www.kurashiki-tabi.jp/see/201/>)、2021.5.1 最終閲覧

関する活動を実施している³¹。この活動では、筑波大学、富山大学、大東文化大学等の学生が地域住民と協働して茅刈りや雪囲い、ワークショップ等を実施している他、相倉集落では、公益財団法人政界遺産相倉合掌造り保存財団が、資料館の管理や耕作放棄地の管理、小学生への教育プログラムの提供などを実施している³²。また、棚田オーナー制度を設けることで、都市部から田植えや稲刈り体験を受け入れている³³。このように相倉地区では、周辺の田畑をひとつの景観と捉えられて活動が行われており、観光業よりも都市間交流や教育に重点を置く様子が認められる。一方の菅沼地区では、菅沼世界遺産保存組合が民俗資料館の管理や観光施設運営を行い、一般社団法人五箇山合掌の里が宿泊施設を運営している³⁴。従って菅沼地区では、相倉地区と比べて、より観光客や宿泊客の誘致が企図されているものと推察される。

以上のように、【安定型・広域<資源活用>】に該当する地区においては、日常的な生活の中で関与する地理的範囲が広いことから、外部の主体の興味を惹く機会や、内部の主体と外部の主体が協力する機会が比較的多く存在するものと捉えられる。そうした状況の中で、結果として、地区内部の主体を基調に、行政や大学といった地区外部の主体とも関わりながら、まちづくりが進められているものと推察される。その中には、佐原地区において観光事業への参入を企図するパリューマネジメント株式会社や、相倉地区及び菅沼地区において社会貢献を目指す中日本高速道路株式会社のよう、外部の民間事業者が参画する事例も認められる。

【安定型・広域<資源非活用>】

【安定型・広域<資源非活用>】に該当する地区は、自治体内部で建設技術が確保され、比較的広い地理的範囲において生活が成立しているとみなせる地区である。また比較的大都市に近く、観光資源も豊富であるものの、行政は「重伝建地区」の観光活用を企図していない。

本類型には、近江八幡市八幡地区（現在地区内人口 307 人、地区内建造物数 667 件、1991 年選定の 1 地区のみが該当しており、図 7-1 No.16 のように活動を抽出できる。同地区では、1975 年に、青年会議所構成員やその OB によって設立された市民組織「よみがえる近江八幡の会」（会員数約 720 人）が設立され、町並みの調査等が実施されている³⁵。その後、1983 年に「よみがえる近江八幡の会」の構成員や近江八幡ロータリークラブ等が中心となって、ハートランド近江八幡資金会議が設立され、瓦ミュージアム建設運動、小学校校舎の保存運動、他の市民活動団体の支援等を実施した。この「よみがえる近江八幡の会」及び市民活動の推進や駅周辺整備を担う行政企画

³¹ 南砺市ウェブサイト (<https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=9600>)、2020.4.20 最終閲覧

³² 合掌の森プロジェクトウェブサイト (<https://www.gassyou-mori.jp/>)、2020.4.20 最終閲覧

³³ みんなで農作業の日 in 五箇山ウェブサイト (<https://gokayama.wixsite.com/nousagyoyou>)、2020.4.20 最終閲覧

³⁴ 五箇山合掌の里ウェブサイト (<https://www.gokayama.jp/>)、2020.4.20 最終閲覧

³⁵ 片岡由香、出村嘉史、山口敬太、川崎雅史、「官民協同の地域づくりにおける自律的役割と活動の継続性に関する研究 近江八幡市を事例として」、『景観・デザイン研究講演集』No.6、2010、pp.212-218

部の連携強化と事業の効率化を目的として、1996年にはハートランド推進財団が設立され、まちづくりに関する講演会、研修会の実施、まちづくり活動の支援及び助成金の運用等を行っている。また、2013年には、官民の共同出資によるタウンマネジメント組織として「株式会社まっせ」が設立され、古民家耐震診断勉強会や定期的な空き家見学会を開催するとともに、滋賀県立大学と近江八幡市、商工会等と協同で、「近江八幡カレッジ」を設立し、まちづくりワークショップを開催している³⁶。さらに、2012年に設立された財団法人「八幡教育会館」が、自ら保有する八幡教育会館の管理運営やそのほかの文化施設の管理運営を行っている³⁷。

このように本類型では、財団法人がまちづくりに対して助成を行う中で、市民団体や自治体内の事業者が大学や地域住民を巻き込みながら、町並みの整備を目指しており、観光振興に十分な条件を備えながらも観光の振興を志向せず、まちづくりへの住民参加が重視されている様子が窺える。

【安定型・広域<低資源非活用>】

【安定型・広域<低資源非活用>】に唯一該当する加賀市加賀橋立地区（現在地区内人口159人、地区内建造物数229件、2005年選定）では、その類型的特徴から、自治体内部で建設技術が確保され、比較的広い地理的範囲において生活が成立しているとみなせる地区である。また、大都市から遠隔に位置し、観光資源も比較的乏しいため、民間による観光事業の展開が経営的に困難であると推察される。実際、行政も「重伝建地区」の観光活用を積極的には推進していない状況にある。同地区における活動は、図7-1 No.17のように抽出できる。同地区では、地域住民によって構成される「加賀橋立まちなみ保存会」と加賀市からの依頼によって、2010年に自治体外に位置する金沢工業大学、金沢美術工芸大学、石川工業専門学校との住民、行政、大学の協働によるまちづくり体制が構築され、この体制の元、旧西出家の庭園整備、木村家の庭園、土蔵の整備公開、歩行者用専用路の整備等、地区内の環境整備が行われている³⁸。こうした活動を踏まえると、加賀橋立地区では、住民と行政だけでは「重伝建地区」の維持及び整備が困難であると判断されることから、その対応策として、地区外の大学を誘致し、その主導によって地区内の建造物の整備が図られているものと捉えられる。

7-3-2 地域構造【技術成立型】に該当する地区とその活動

【技術成立型】に該当する地区においては、住民が自宅から徒歩で「生活関連施設」に行き来できず、日常的に町並みと関わる機会が少なくなっているものの、自治体内部に多数の建設業従事者がいる状況にある。このことから、本類型に属する「重伝建地区」では、町並みと住民との関わり

³⁶ 株式会社まっせ ウェブサイト (<http://massee.jp/>)、2020.4.20 最終閲覧

³⁷ 協働ネットしが ウェブサイト (<https://www.kyodoshiga.jp/index.php?/member/detail/1691>)、2020.4.20 最終閲覧

³⁸ 荒金博美、「歴史的遺産を活かした地域協働のまちづくりに関する研究-石川県加賀市を事例として-」、京都橋大学大学院文化政策学専攻科博士論文、2010

が【安定型】と比較して、希薄かつ一様である一方で、建設業従事者の組織化は行われやすい地域構造となる可能性があるといえる。

【技術成立型＜資源活用＞】

本類型に該当する地区は、立地する自治体が比較的大都市に近く、観光資源も豊富であり、行政が「重伝建地区」の観光活用を企図していることから、観光客や観光産業に従事する民間事業者の誘致が促進される状況が整っている。

該当する地区として、八女市八女福島地区（現在地区内人口 540 人、地区内建造物数 570 件で、2002 年選定）における活動に着目すると、図 7-1 No.18 のように活動を抽出できる。同地区では、行政による働きかけを契機として、2000 年に地元建築士及び工務店等の建設業従事者によって「NPO 八女デザイン研究会」が発足している³⁹。同 NPO 法人では、空き家のサブリース等を通して、店舗、住宅への活用を推進した結果、現在までに約 60 件の建造物が修理されている⁴⁰。また、八女市の総合計画における観光振興に関する事業をみると、「観光施設と周辺の整備など観光振興に必要な基盤を整備」するとの記述が認められ⁴¹、実際に、八女商工会議所によって「八女タウンマネジメント株式会社」が設立されている⁴²。同株式会社は、2 棟の伝統的建造物が宿泊施設に改修し、前述した香取市佐原地区においても伝統的建造物を活用した宿泊施設の運営等に関わる「バリューマネジメント株式会社」と提携した運営を行っている⁴³。

このように、八女地区では、町並みに関わる地元技術者による町並みへの関与が認められ、行政による計画と合わせて、町並みを整備する主体を地区外から招く呼び水ともなっている可能性を指摘でき、その結果として、地区の観光振興にも寄与しているものと捉えられる。

続いて、恵那市岩村町本通り地区（現在地区内人口 751 人、地区内建造物数 855 件、1998 年選定）に着目すると、図 7-1 No.19 のように活動を抽出できる。同地区では、まちづくりの取り組み等に技術支援を行うために、2010 年に自治体内部の建設業従事者が参加する NPO 法人「岩村でんでんけん」が設立され、「重伝建地区」における建造物の設計・管理業務を引き受ける他、物件見学会や住民相談会の実施、小学校におけるベンガラ塗り体験等の体験学習の提供を行っている。また、同 NPO 法人構成員が役員を務め、地元有志によって 2015 年に設立されたまちづくり会社「え～な岩村」では、空き家を活用したゲストハウスの企画、運営を行っている。一方、恵那市の総合計画における観光振興に関わる事業に着目すると、「既存観光地・施設等の再生」として歴史的町並みを取り上げ、「観光ニーズに対応した魅力ある再生に努めるとともに、観光地として商品化に取り組み、外国人観光客

³⁹ 作事組全国協議会ウェブサイト (<http://www.sakuji.net/?dantaitype=yame>)、2019.12.1 最終閲覧

⁴⁰ 八女市ウェブサイト、(<http://www.city.yame.fukuoka.jp/shisei/10/145732033336.html>)、2019.12.1 最終閲覧

⁴¹ 八女市、『前期基本計画 (H23-27)』、2011、p.57

⁴² 西日本新聞「白壁の町家をホテルに再生 八女市に今春 2 棟開業、レストラン併設」、2020.2.4

⁴³ バリューマネジメント株式会社ウェブサイト (<https://vmc.co.jp/news/news-5354/>)、2020.4.20 最終閲覧

を含めた誘客」を図るとの記述が認められ、宿泊者の増加が目論まれている⁴⁴。このように、岩村町本通り地区では、建設業従事者によって構成される NPO 法人が、伝統技術の体験や住民相談会など、地域の人材育成や意識啓発にも繋がる事業が展開された後、まちづくりを担う株式会社が設立され、宿泊施設として建造物の活用につながっていると捉えられる。また、こうした状況に対して、行政は宿泊客の増加を計画することで、活用を後押しする姿勢を見せている。

同じ類型に分類される嬉野市塩田津地区（現在地区内人口 440 人、地区内建造物数 193 件、2005 年選定）に着目すると、図 7-2 No.20 のように活動を抽出できる。同地区では、2006 年に地域住民によって特定非営利活動法人塩田津町並み保存会が設立され、中高生向けに地元建築士会と協力した建造物修理実習やお茶会の体験プログラムを提供している他、集会所の管理、新店舗の呼び込み等も実施している⁴⁵。このことから、塩田津地区では、新規事業者の誘致による商業の振興を目指す一方で、建設業従事者との協働によって住民に対して伝統技術等に関する意識啓発が図られている様子を窺うことができる。

以上のように、本類型に該当する地区においては、建設業従事者による活動と行政による観光振興の計画を契機として、物件の活用を担う組織が設立される複数の例が見受けられ、従事者と行政の両者の動向が、地区の空き家の観光活用に寄与していると考えられる。

【技術成立型＜資源非活用＞】

本類型に該当する地区が立地する自治体は、比較的多くの建設業従事者が存在しているものの、生活の必要要素が地区から遠距離にある一方で、比較的大都市に近く、観光資源も豊富であるものの、行政は「重伝建地区」の観光活用を企図していない。

本類型に該当し、第 5 章でも詳細をみた日田市豆田町地区（現在地区内人口 537 人、地区内建造物数 305 件、2004 年選定）の事例に注目すると、図 7-1 No.21 のように活動を抽出できる。同市では元来、日田杉の産地として、林業が盛んであることを背景に、市内における木造住宅の建設需要が高いことから、木造に関わる建設業従事者の労働機会が多いとされている⁴⁶。実際、多くの建設業従事者が存在しており、NPO 法人「本物の伝統を守る会」を組織している。この NPO 法人では、「重伝建地区」の修理に必要な施工監理や部材選定を示すガイドラインを制作している。また、同 NPO 法人が参加する日田伝統技能活用協議会では、小学生から大学生までを対象とした伝統技法の紹介等を通して、伝統技術に関わる教育及び人材育成を進めている（第 5 章 4 節参照）。このように、豆田町地区では、建設業従事者が主導して、建造物に内在する伝統性を保つための取り組みや、伝統技術を継承するための環境づくりが進められている。

⁴⁴ 恵那市、『恵那市総合計画-後期基本計画 (H23-27)』、2011、p.95

⁴⁵ 内閣府 NPO 法人ポータルウェブサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/029000219>)、2020.4.20

⁴⁶ 宮本雅明、『日田豆田町-日田市豆田町伝統的建造物群保存対策調査報告』、日田市教育委員会、2004

続いて、大田市大森銀山地区（現在地区内人口 345 人、地区内建造物数 511 件、1987 年選定）に着目すると、図 7-1 No.22 のように活動を抽出できる。同地区では、建設業従事者が理事を務め、石見銀山遺跡とその文化的景観の継承を目的として設立された NPO 法人石見銀山協働会議が、民間からの寄付金及び島根県からの拠出金によって設立された基金を活用し、文化財の修復や遺跡の保全を目的とする草刈等の環境整備、銀山遺跡に関する調査に対して助成を行っている⁴⁷。また、この助成を受けた大田市内外の職人や建築士が、石見伝統建築文化研究会を結成し、保存修理を通じた大工や左官技術の向上、建築物の現状把握等を行っている⁴⁸。さらに、2005 年に国指定文化財として修理された熊谷家住宅は、地域住民によって設立された「合同会社 家の女たち」が指定管理を受け、建造物の公開や昔ながらの生活等を再現した体験学習の企画を行っている⁴⁹。他方、地元企業による自主的な空き家活用によって、社員寮や若者向け賃貸住宅、店舗としての活用も進んでおり、これまでに地区内の建物 60 棟が改修されている⁵⁰。このように大森銀山地区では、NPO 法人が運用する基金によって伝統的な要素の整備や調査が促進される一方で、自治体内の建設業従事者も参加する団体が、伝統技術の向上に努めている。また建造物の活用についても、地区内の事業者が積極的に実施している。

以上のように、本類型に該当する地区においては、その類型的特徴である建設業従事者によって主導される、伝統的な景観や技術を維持するための活動が、共通して認められる。こうした活動は、建設業従事者が多い一方で、行政が観光に対して積極的な姿勢をみせていないことから、建設業従事者の観光産業への関与が促されず、本来建設業従事者によって行われやすい活動が展開されているものと推察される。

【技術成立型<低資源活用>】

本類型は、比較的多くの建設業従事者が存在しているものの、生活の必要要素が地区から遠距離にある一方で、大都市から遠隔に位置し、観光資源も比較的乏しい類型である。本類型に唯一該当する日向市美々津地区（現在地区内人口 231 人、地区内建造物数 244 件、1986 年選定）では、比較的多くの建設業従事者が存在しているものの、上述した類型的特徴から、民間による観光事業の展開が経営的に困難であると推察される状況下にあるといえるが、それでもなお行政は「重伝建地区」の観光活用を企図している（6章3節参照）。ここでは、図 7-1 No.23 のように活動を抽出できる。ここで、日向市の総合計画における観光振興に関する記述に着目すると、「美しい景観の保全や活用、観光施設の整備充実に努める」「重要伝統的建造物群や新日向駅舎の保全・活用に力、

⁴⁷ 特定非営利活動法人石見銀山協働会議ウェブサイト (http://ginzan-npo.jp/kyodo_fund/ginzan_kikin.html)、2020.4.20 最終閲覧

⁴⁸ 文化庁ウェブサイト (https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html)、2021.4.29 最終閲覧

⁴⁹ 国指定重要文化財熊谷家住宅ウェブサイト (<http://kumagai.city.ohda.lg.jp/>)、2020.4.20 最終閲覧

⁵⁰ 同註 48

日向入郷圏域の観光資源と連携した観光の推進を図る」とされており⁵¹、広域連携を視野に入れて、歴史的町並みを整備しようとする意図が読み取れる。また不足している生活の必要要素として同市の産業に着目すると、同市に接する延岡とともに「旭化成株式会社」による工業を主産業としており、都市雇用圏の総人口が 10,000 人未満であることから今後の衰退の可能性が指摘されている（第4章2節参照）。当該地区における活動に着目すると、図7-1 No.18 のように活動を抽出でき、日向市内に事業所を置き、建設業従事者が会員となっている一般社団法人全国古民家再生協会宮崎第一支部が、空き家相談会等を開催している状況にある⁵²。このように美々津地区では、自治体内部の建設業従事者が介入し、建造物の活用が目指されているものの、地域住民におけるまちづくりに関わる活動は見受けられない。

【技術成立型<低資源非活用>】

本類型に唯一該当する日南市飴肥地区（現在地区内人口 350 人、地区内建造物数 320 件、1977 年選定）は、比較的多くの建設業従事者が存在しているものの、生活の必要要素が地区から遠距離にある。また大都市から遠隔に位置し、観光資源も比較的乏しいため、民間による観光事業の展開が経営的に困難であると推察され、行政も「重伝建地区」の観光活用を積極的には推進していない状況にある。不足している生活の必要要素として同市の産業に着目すると、日南市は、「王子製紙株式会社」の企業城下町としての側面を持っているものの、都市雇用圏の総人口が 10,000 人未満であることから衰退の可能性が指摘されている（4章3節参照）。当該地区の活動に着目すると、図7-1 No.24 のように活動を抽出できる。同地区では、1978 年に地元住民によって任意団体「本町通町並み研究会」が設立され、自主的な申し合わせ事項「家は日本風に統一しましょう、家は溝から 1m 下げましょう、軒は溝までだしましょう、軒の高さをきめましょう、ケバケバしい色はさけましょう」を設けている⁵³。また近年では、空き家の利活用を図るために、2015 年に行政が民間から「まちなみ再生コーディネーター」を公募、登用している⁵⁴。この「まちなみ再生コーディネーター」に選定された京都に本社を置く「Kiraku Japan 合同会社」が、株式会社宮崎銀行、株式会社地域経済活性化機構等が出資する「観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合」による融資によって、2017 年に 2 棟の宿泊施設を開業している一方で⁵⁵、東京都に本社を置く企業のサテライトオフィスとして空き家の活用が行われている⁵⁶。ここでは、自治体に主要産業があることから、これまで行政や民間事業者による観光に対する意識は比較的低い状況にあると推察されるものの、

⁵¹ 日向市、「日向市総合計画-後期基本計画（2011-2021）」、2011、p.86

⁵² 一般社団法人全国古民家再生協会宮崎第一支部ウェブサイト（<https://www.kominka-miyazaki.org/info/20190926>）、2020.4.20 最終閲覧

⁵³ 日南市教育委員会、『飴肥の町並み保存 20 年間の記録』、1998

⁵⁴ 日南市役所、『まちなみ再生コーディネーター募集要綱』、2015

⁵⁵ Kiraku Japan 合同会社 プレスリリース（<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000003.000022647.html>）2020.4.2、最終閲覧

⁵⁶ （株）プラスディーウェブサイト（<https://plus-d.co.jp/>）、2020.4.2、最終閲覧

空き家の活用を目指した「まちなみ再生コーディネーター」によって空き家の観光活用が進められている。このように飢肥地区では、地域住民による申し合わせを行う等、観光よりも地区の伝統や生活が比較的重視されているものと推察される一方で、空き家の対策の一環として町並みと観光の関連付けが行われていると捉えられる。

7-3-3 地域構造【生活成立型】に該当する地区とその活動

【生活成立型】に該当する地区においては、周辺自治体を含めた地理的範囲で生活が成立しており、地域社会が保持されやすくなっている一方で、自治体内の建設従事者が不足し、自治体外に事業所を持つ不特定多数の従事者が町並みの整備に当たっているものと推察されることから、本類型に属する「重伝建地区」は、町並みと建設業従事者のような主体との関わりが、【安定型】と比較して、希薄かつ一様となりやすい地域構造として捉えられる。

【生活成立型＜資源活用＞】

本類型に該当する地区は、生活の必要要素が地区の近隣に存在し、建設業従事者が比較的少ない一方で、観光資源は豊富であり、行政が「重伝建地区」の観光活用を企図していることから、観光客や観光産業に従事する民間事業者の誘致が促進される状況が整えられている。本類型に該当する地区として、橿原市今井町地区（現在地区内人口 983 人、地区内建造物数 600 件、1993 年選定）の活動に着目すると、図 7-1 No.25 のように活動を抽出できる。同地区では、地域住民が設立した NPO 法人「今井まちなみ再生ネットワーク」によって、空き地や空き家所有者と活用希望者のマッチングが行われているほか、奈良県内で実施された「奈良・町家の芸術祭 はならあと」に参加し、展示会場として地区内の空き家の提供等を行っている⁵⁷。ここで、橿原市の総合計画に記載された観光振興に関する事業に着目すると、「市民誰もが橿原の観光名所を知り、それを誇りに思い、楽しむことができるよう、市民向けのバスツアーや、市内の名所を巡るウォークイベント等を実施」するとして、観光に対する市民の意識啓発が企図されていることから⁵⁸、こうした行政が行う意識啓発を背景に、地域住民による空き家活用が行われているものと推察される。また同市は、連携協定を結んでいる奈良県立医科大学とともに⁵⁹、MBT（Medicine Based Town）構想を掲げ、奈良県立医科大学は、その構想の一環として、2017 年に外国人研修医の宿泊施設を兼ねた、同大学が協働する早稲田大学分室として、まちなか医療拠点の整備を行うとともに⁶⁰、2016 年に地区内の歴史的建造物を改修して放課後児童クラブを整備し、小学校保護者会によってその運営がなされている

⁵⁷ 内閣府 NPO 法人ポータルウェブサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/029000219>)、2020.4.20

⁵⁸ 橿原市、『橿原市第 3 次総合計画-後期基本計画 (H25-29)』、2013、p.63

⁵⁹ 奈良県立医科大学ウェブサイト (<http://www.naramed-u.ac.jp/university/oshirase/hese27nendo/003.html>)、2020.4.20、最終閲覧

⁶⁰ 一般社団法人 MBT コンソーシアム、『医学を基礎とするまちづくり MBT コンソーシアム』Vol.2、2018

⁶¹。このように、今井町地区においては、住民によって設立された NPO 法人が空き家の整備を進める一方で、県立大学が関与して新たな地区における整備の方針が模索されている。

続いて、現在の地区内人口が 44 人、地区内建造物数が 70 件であり、2005 年に「重伝建地区」に選定された黒石市中町地区の活動に着目すると、図 7-1 No.26 のように活動を抽出できる。同地区では、市内の団体と連携しながら横町十文字地区のまちづくりの進展に寄与することを目的に NPO 法人「十文字まちそだて会」が、2014 年に設立されている⁶²。同法人は、市が整備した「松の湯交流館」の指定管理者として施設の管理を担う一方で、テナントとして入居もし、カフェ、店舗の運営を行うとともに、空き店舗の利活用の検証等を行っている。また、元酒蔵の歴史的建造物群を保存しつつ、事業に活用することで地域文化を伝承すること等を目的に 2015 年に設立された NPO 法人「元酒蔵の歴史的建造物群を保存・活用する会」は、酒蔵を活用したカフェを運営し、収益を同酒蔵の修理費に充てるとともに、体験学習活動の企画運営等を行っている⁶³。このように中町地区では、住民によって複数の NPO 法人が設立され、個別的に建造物の活用が進められている。ここで、黒石市の総合計画に記載された観光振興に関する事業に着目すると、「歴史と伝統をいかした観光や物産にさらに磨きをかけるとともに、(中略)若者も楽しめる魅力ある街づくりの推進をはかる」とされ、「観光資源の充実・活用」を図る事業の一環として「若者の活動に対する支援に努める」との記述が認められる。このことから、行政による観光振興策として、若者を中心とした住民への支援が検討されていることが見受けられ、上述のような市民活動を積極的に奨励する姿勢が窺える⁶⁴。

美濃市美濃町地区(現在地区内人口 556 人、地区内建造物数 648 件、1999 年選定)に着目すると、図 7-2 No.27 のように活動を抽出できる。同地区では、自治体外部に所属する株式会社 NOTE 及び市内に所属する丸重製紙事業組合が共同で新設する、みのまちや株式会社が、十六銀行、ALL-JAPAN 観光立国ファンド投資事業有限責任組合、東海地域中核産業支援事業有限責任組合から資金を調達し、美濃市が公募した宿泊施設の運営に当たっている⁶⁵。また、この宿泊施設の宿泊者に対して、自治体外部に所属する NPO 法人 ORGUN が和紙製作や漁の体験を提供している。このように美濃町地区では、市内と自治体外部の民間事業者の協働によって観光事業の振興が図られている。

竹原市竹原地区(現在地区内人口 185 人、地区内建造物数 367 件、1982 年選定)に着目すると、図 7-2 No.28 のように活動を抽出できる。同地区では、2003 年に市内の住民によって設立された NPO 法人ネットワーク竹原によって、空き家の転貸や公開施設や資料館の指定管理等の物件活用

⁶¹ 奈良新聞、「今井町に新施設完成・江戸時代の建物改修/放課後児童クラブ」、2016.2.2 掲載記事

⁶² 内閣府 NPO 法人ポータルウェブサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/00200047>)、2020.4.20、最終閲覧

⁶³ 内閣府 NPO 法人ポータルウェブサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/002000484>)、2020.4.20、最終閲覧

⁶⁴ 黒石市、『第 5 次黒石市総合計画-後期基本計画(H27-31)』、2015、p.21

⁶⁵ 日本政策投資銀行、「美濃和紙文化が創り出す観光活性化と古民家の活用」、2019

が行われている⁶⁶。また同 NPO 法人では、製塩の町として栄えたとされる竹原地区の歴史伝承のため、塩田の再現及び塩の製造販売や製造体験の提供を行っている。一方、2016年に竹原市と竹原商工会議所の合同出資により設立されたまちづくり会社である株式会社いいね竹原では、町歩きガイドの提供、地区内の空き家、空き地の管理を行う他、宿泊施設を企画し、自治体外に属するパリューマネジメントを誘致している⁶⁷。このように竹原地区では、地区内部の民間事業者を中心としながらも、自治体外部の事業者の協力を得ながら観光振興が行われている。

以上のように、本類型に該当する地区においては、地区内の住民や事業者が空き家の流通や活用に関わっており、特に中町地区では複数の NPO 法人が活動し、店舗等の観光施設を運用している。また今井町地区では、芸術祭における空き家の活用等、町並みを観光と関連づける取り組みが見受けられるだけでなく、大学との連携も認められ、その結果、地域医療と関連づけられた建造物の活用が行われている点で特徴的である。この医療と関連づけた建造物活用は、本類型の特性として、生活の必要要素が地区の近隣に存在することから、地域住民や地元大学や民間事業者と町並みとの間に関係が生まれやすく、活動を行いやすい状況ができていると推察される。

【生活成立型<資源非活用>】

本類型に該当する地区は、生活の必要要素が地区の近隣に存在し、観光資源も豊富であるものの、行政は「重伝建地区」の観光活用を企図していない。本類型に該当する地区として、富田林市富田林地区（現在地区内人口 1168 人、地区内建造物数 616 件、1997 年選定）の活動に着目すると、図 7-1 No.29 のように活動を抽出できる。同地区では、選定以前にあたる 1994 年に「富田林寺内町をまもり・そだてる会」が地元住民によって設立され、地区内の見学会や市民向けの文化講座等を行う他、指定管理者として公開施設である「じないまち交流館」の運営を行っている⁶⁸。また、2009 年に同じく地元住民によって「空き家活用促進機構」が設立され、空き家の所有者と入居希望者とのマッチングが行われた結果、29 件の店舗や工房が誘致された⁶⁹。このように富田林地区では、地元住民による組織によって、多くの建造物の活用が促進されている。

続いて、南丹市美山町北地区（現在地区内人口 104 人、地区内建造物数 160 件、1993 年選定）の活動に着目すると、図 7-1 No.30 のように活動を抽出できる。同地区では、2000 年に地元住民の出資によって「(有)かやぶきの里」設立が設立され、食事処や民宿等の観光施設の運営がなされている一方で、地元住民によって構成される「かやぶきの里保存会」によって民族資料館が運営

⁶⁶ NPO 法人ネットワーク竹原ウェブサイト (<https://nwtakehara.com/>)、2021.5.1 最終閲覧

⁶⁷ 株式会社いいね竹原ウェブサイト (<http://www.iine-takehara.com/>)、2021.5.1 最終閲覧

⁶⁸ 富田林寺内町をまもり・そだてる会ウェブサイト (<http://park10.wakwak.com/~kouryukan/t.0mamori.html>)、2020.4.20 最終閲覧

⁶⁹ 赤塚直人、小川宏樹、長宗我部まどか「歴史的景観地区における空き家活用支援サービスの有効性に関する研究-富田林寺内町における事例-」、『日本建築学会近畿支部研究報告集』、2015、pp.457-460

されている⁷⁰。またこれらの住民による組織は、市内の観光事業者や自治組織とともに地域の伝統文化と豊かな自然を生かしたまちづくりを目的として設立された「南丹市美山エコツーリズム推進協議会」に参加し、京都府内の他地域との連携を行う等により、広域の活動も目指している⁷¹。このように美山町北地区では、地区内の住民や事業者によって観光開発が行われており、将来的に自治体内部における広域連携も企図されている。

以上のように、本類型に該当する地区においては、建設業従事者による活動は見受けられないものの、地区内の住民が空き家の流通や活用に関わっている。こうした活動の背景には、地域住民による地域団体の設立や、観光事業者への出資が行われていることを鑑みると、地区内部に生活に必要な要素が整っており、住民と町並みが関連付き易くなっていることで、地区住民が主導する活動が具体的な整備に繋がりやすい可能性を指摘できる。

【生活成立型<低資源活用>】

本類型に該当する地区は、倉吉市打吹玉川地区に代表されるように、生活の必要要素が地区の近郊に存在し、多くの建設業従事者が自治体に比較的少なく、観光資源も比較的乏しいと捉えられる。このことから、民間による観光事業の展開が経営的に困難であると推察される状況下にある一方で、行政は「重伝建地区」の観光活用を企図している。倉吉市打吹玉川地区（現在地区内人口473人、地区内建造物数600件、1998年選定）の活動に着目すると、図7-1 No.31のように活動を抽出できる。同地区では、1997年に第三セクター方式により、まちづくり会社「株式会社赤瓦」が設立され、地区内に立地する建造物のひとつが地域への集客施設である「赤瓦一号館」として店舗に改修、活用されている⁷²。こうした活動はその後にも継続され、新規開業や他店舗を協力店とすることで、現在までに「赤瓦18号館」を開業するに至っている。ここで、倉吉市による総合計画における観光振興に関する事業に着目すると、「市外からより多くの人たちと消費を倉吉市に引き込み、地域経済の活力を増進させるために六次産業とともに、観光・コンベンションを産業振興の基軸に据え、多彩な観光資源を磨き・伝える」としており、行政が町並みに対する観光客の誘致を図ろうとする方針が窺える⁷³。また、有志の住民や事業者によって、住民が主催する伝統工法の伝承イベントとして、倉吉市が位置する鳥取県中部における建設業関係者（大工、左官、建具、畳、板金、石工）を集めた技術実演会が行われている⁷⁴。このように打吹玉川地区では、地区内の事業者によ

⁷⁰ かやぶきの里ウェブサイト (<https://kayabukinosato.jp/>)、2020.4.20 最終閲覧

⁷¹ 京都・美山エコツーリズム ウェブサイト (<http://www.miyamaeco.com/council.html#chpt02>)、2020.4.20、最終閲覧

⁷² 国土交通省「地域いきいき観光まちづくり100」ウェブサイト

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kanko100/>)、2020.4.20、最終閲覧

⁷³ 倉吉市、『第11次倉吉市総合計画(H23-31)』、2011、p.48

⁷⁴ 註3前掲書

って観光開発が行われるとともに、現在はイベントとしての実施に留まっているものの、発展的に捉えれば、将来的な技術者育成にも結びつく可能性がある活動が実施されている。

続いて、丸亀市塩飽本島笠島地区（現在地区内人口 473 人、地区内建造物数 600 件、1998 年選定）の活動に着目すると、図 7-1 No.32 のように活動を抽出できる。同地区では、地域住民によって構成される NPO 法人本島笠島まち並保存協力が建造物の小修理に対して費用の一部補助を行っている他、資料館の管理、簡易宿所の運営を行っている。また本地区は、香川県や瀬戸内地域の自治体によって構成される瀬戸内国際芸術祭の会場の一つとされ、本芸術祭の開催時には京都精華大学やその卒業生らによって一部空き家が展示会場として活用されている⁷⁵。その一方で、地区には観光業に関わる事業者は少なく、地区における観光が推進されても、観光業による事業者や地区への移住者の誘致に繋がっているとはいえない状況にある。このように塩飽本島笠島地区では、地域住民による活動が行われている中で、自治体外部に所属する県や周辺自治体の中で位置づけられた空き家の観光活用が展開されている。

以上のように、本類型の中には、打吹玉川地区のように、不足する建設業従事者の不足に対応する技術実演会の開催が認められるものの、全般的には、地区内部の主体を中心とする地区の維持や観光に関わる活動が行われている。

7-3-4 地域構造【外部依存型】に該当する地区とその活動

【外部依存型】に該当する地区では共通して、地区周辺における生活の成立や自治体内における伝統技術の確保が困難となる可能性が高いものと推察される。この推測を勘案すると、本類型に属する「重伝建地区」は、町並みを構成する建造物と人々との関わりがより少ない地域構造と捉えられる。

また、本類型に該当する地区においては、周辺自治体を含めても生活の成立や技術の確保が困難となっていることから、住民が自宅から徒歩で「生活関連施設」に行き来できない上、自治体内の建設業従事者が不足していると推測される。従って、本類型に属する「重伝建地区」は、住民や建設業従事者のような主体と歴史的町並みとの日常的な関わりが少ない可能性が高い地域構造として捉えられる。

各類型に該当する地区の数に注目すると、上述した他の大分類の 2 類型に比べて、類型全体に対する<低資源活用>に該当する地区が多く、観光地としての魅力が低いと捉えられる状況下でありながら、行政が観光振興を推進する地区が多い傾向にある点を指摘できる。

⁷⁵ 藤田康仁、波多野想、服部佐智子、畔柳知宏、「島嶼部における歴史的町並みにみる景観保全制度の影響」、琉球大学島嶼地域科学研究所共同利用・共同研究実績報告、2019

【外部依存型<資源活用>】

【外部依存型<資源活用>】に該当する6地区は、立地する自治体が比較的大都市に近いことから生活が自治体の外部に依存することで成立し、建築技術の自治体外部への依存も認められる地区である。また観光資源も豊富なことから、行政が「重伝建地区」の観光活用を企図することで、観光客や観光産業に従事する民間事業者の誘致が促進される状況にある点で共通している。

ここで、本類型に該当する篠山市篠山地区（現在地区内人口 760 人、地区内建造物数 670 件、2006 年選定）の活動に着目すると、図 7-1 No.33 のように活動を抽出できる。生活関連施設は存在するものの、雇用が衰退する可能性が認められる篠山市では⁷⁶、市による 100%出資法人として 2003 年に設立された「株式会社プロビスささやま」を前身として、市出資法人の整理統合・民営化に伴って 2009 年に設立された「一般社団法人ノオト」によって、「重伝建地区」を含む市全体の伝統的建造物の改修、観光活用が実施されている⁷⁷。同組織では、隣接自治体である豊岡市、朝来市においても同様の取り組みを実施し、兵庫県における広域観光圏の形成が目指されている。ここで、篠山市の総合計画における観光振興に関する事業に着目すると、「地域の伝統的な行事や観光の視点による資源の掘り起こしなど、市民の皆さんが主体的に取り組みことで丹波篠山の活力と魅力」が高まるとした上で、「地域から観光まちづくりを進める体制の構築と人材育成と発掘」が取り組みとして掲げられており、地域住民が観光事業に参画することを重要視し必要な支援を行おうとする姿勢が読み取れる⁷⁸。このように篠山地区では、行政の主導により設立された民間事業者が自地域の「重伝建地区」を超えて、より広域的な活動を展開している。

続いて、同類型に分類される三好市東祖谷山村合地区（現在地区内人口 99 人、地区内建造物数 80 件、2007 年選定）に着目すると、図 7-1 No.34 のように活動を抽出できる。同市では、2008 年度から行政が東祖谷歴史観光まちづくり計画を策定し、地区の伝統的建造物を改修することで、宿泊施設として整備を行っている⁷⁹。整備された施設は、1973 年から同地区に関わる東洋文化研究者アレックス・カー氏により 2005 年に設立され、他地域における観光施設運営を手がける「特定非営利法人簾庵トラスト」による運営が行われている⁸⁰。また三好市の総合計画における観光振興に関する事業に着目すると、「民間が中心となった取り組みを推進し、滞在型の観光地への転換と、『大歩危・祖谷』を中心とした魅力的な観光資源を全国に発信し、観光地としてのブランド化を図るとし、「重伝建地区」において「歴史的価値の高い空き古民家を宿泊施設として活用」する「古民家再生事業」の展開について具体的に明記されていることから、行政が計画的に宿泊施設の整備

⁷⁶ 4 章 2 節の分析による

⁷⁷ 国土交通省都市局、「平成 26 年度歴史的風致維持向上調査 民間資金を活用した大型町家をはじめとした歴史的建造物と一体的に形成される町並みの保存・活用手法の検討（有限会社責任事業組合富田林家利活用促進機構）報告書」、2016

⁷⁸ 篠山市、『第 2 次篠山市総合計画-基本構想（概要）-後期基本計画(H28-32)』、2016、p.89

⁷⁹ 文化庁ウェブサイト（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html）、2019.12.1 最終閲覧

⁸⁰ 特定非営利法人簾庵トラストウェブサイト（http://chiiori.org/about_chiiori/about_chiiori.html）、2019.12.1 最終閲覧

を実施しようとしているものと推察される⁸¹。このように東祖谷山村落合地区では、行政による資金投入が計画的に行われながら、行政から依頼を受けた地区外部の事業者が数十年に亘る継続的な関わりを持ちながら、町並みの整備が進められているといえる。

鹿島市浜庄津町浜金屋町地区（現在地区内人口 99 人、地区内建造物数 80 件、2007 年選定）に着目すると、図 7-1 No.35 のように活動を抽出できる。同地区では、2005 年に設立され、地域イベント等を実施している地区内部に所在する NPO 法人「肥前浜宿水とまちなみの会」が検討した活用計画の下、NPO 法人であることに起因する資金力と経営力の不足を補うために、行政と金融機関の支援によって 2018 年に「株式会社肥前浜宿まちづくり公社」が設立された⁸²。同法人によって、地区内の建造物活用を中心とした観光事業が推進されている。ここで、鹿島市の総合計画における観光振興に関する事業に着目すると、「市融資制度の内容整備と利便性の向上」、「中心市街地のまちなみに「鹿島らしい」一体性を持たせるため、環境を整備する上での一貫した考え方について関係者との合意形成」が掲げられており、地域住民との合意形成や事業者への支援に重点が置かれた事業が計画されている⁸³。このように浜庄津町浜金屋町地区では、行政等の支援を受けながら、既存の NPO 法人を起点として、地区内部に所在する株式会社が積極的な事業展開が可能な体制づくりが進められている。

湯浅町湯浅地区（現在地区内人口 398 人、地区内建造物数 323 件、2006 年選定）では、図 7-3 No.36 のように活動を抽出できる。同地区では、地域住民によって構成される湯浅伝建地区保存協議会が公開施設の管理を行っている⁸⁴。また、湯浅町が空き家を活用して宿泊施設の整備を行い、事業者として選定された地区内部に属する株式会社とち亀物産が運営に当たっている⁸⁵。また高梁市吹屋地区（現在地区内人口 61 人、地区内建造物数 224 件、1997 年選定）では、図 7-3 No.37 のように活動を抽出できる。同地区では、高梁市が古民家再生事業として宿泊施設を整備しており、これを契機として地域住民によって株式会社吹屋が設立され、施設の運営にあっている⁸⁶。また吹屋地区は、歴史的にベンガラの産地として栄えたことから、地区内部に所在する観光施設「吹屋案内所フラット」では、観光客に対してベンガラ染め体験の提供を行っている⁸⁷。このように、湯浅地区及び吹屋地区では、行政が整備した空き家について、地区内の民間事業者が運営にあっており、官民の協働が試みられている。

一方の室戸市吉良川町地区（現在地区内人口 625 人、地区内建造物数 428 件、1997 年選定）では、図 7-3 No.38 のように活動を抽出できる。同地区では、地域住民による町並み保存会が 2013

⁸¹ 三好市、『三好市総合計画-基本計画（H25-29）』、2013、p.82

⁸² 文化庁「NPO 等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業報告書」、2019

⁸³ 鹿島市、『第 5 次鹿島市総合計画-基本計画改訂版（H23-27）』、2011、p.16

⁸⁴ 湯浅伝建地区保存協議会（<http://www.eonet.ne.jp/~denken-yuasa/>）、2021.5.1 最終閲覧

⁸⁵ 株式会社とち亀物産（<https://www.bunza.co.jp/>）、2021.5.1 最終閲覧

⁸⁶ 町家ステイ吹屋ウェブサイト（<https://fukiya-stay.com/>）、2021.5.1 最終閲覧

⁸⁷ 文化庁ウェブサイト（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html）、2021.4.29 最終閲覧

年に特定非営利法人吉良川町並み保存会として NPO 法人の認定を受け、公開施設の管理や地域特産品の販売を行っている⁸⁸。また、同法人は公民館で小学校保護者によって開催される吉良川放課後子ども教室と連携して、「重伝建地区」内のイベントや祭事への参加など伝統文化を体験する機会の提供を行っている。

以上のように、本類型に該当する地区においては、行政と地区外部の事業者の協働や行政の支援によって、既存組織を補足する新たな組織の立ち上げや観光を中心とした新規事業の創出を試みる例や、地区の伝統産業等を活用した体験や教育の提供を行う例が多く認められる。

【外部依存型<資源非活用>】

本類型に該当する4地区は、比較的大都市に近く、観光資源も豊富であるものの、行政が「重伝建地区」の観光活用を企図していない。南木曾町妻籠地区（現在地区内人口553人、地区内建造物数252件、1976年選定）に着目すると、図7-1 No.39のように活動を抽出できる。同地区における住民の活動をみると、1968年に地域住民によって「妻籠を愛する会」が設立され、1971年に「妻籠宿と旧中山道沿いの観光資源について売らない、貸さない、こわさない」の三原則を住民憲章として定め、現在まで継続的に守られている⁸⁹。また現在では、同組織によって板葺き石置き屋根の葺替や宿場の風俗を再現したイベント「文化文政風俗絵巻之行列」等が実施されている。また近年では、名古屋から高山を經由して北陸に向かう歴史的町並みや自然を志向する訪日外国人向けの旅行コースが紹介されている⁹⁰。こうした状況に起因して、妻籠地区近辺にも多くの外国人観光客が訪れる機会が上昇しており、実際に同地区には、年間31,400人（2018年度）の外国人観光客が訪れており、2009年から2014年の平均に比べて約4倍に増加していることがわかる。このように妻籠地区では、地区内部と外部の間に直接的な連携は認められないものの、地区内部が維持してきた町並みが観光資源と捉えられ、地区外部の主体が活用することで、結果的に地区への観光客を増やしている状況にある。

【外部依存型<低資源活用>】

本類型に該当する13地区は、大都市から遠隔に位置し、観光資源も比較的乏しいため、民間による観光事業の展開が経営的に困難であると推察されるものの、行政は積極的に「重伝建地区」の観光活用を推進しようとする状況にあるといえる。

本類型に該当する地区のうち、第6章第3節でみたように白川村、内子町、伊根町、南九州市の4地区は、町並みの維持に必要な技術の衰退や行政体力の低下が複合的に発生していく状況にあっ

⁸⁸ 内閣府 NPO 法人ポータルウェブサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/002000484>)、2020.4.20、最終閲覧

⁸⁹ 公益財団法人妻籠を愛する会ウェブサイト (<http://tumagowoaisurukai.jp/>)、2020.7.19 最終閲覧

⁹⁰ 日本経済新聞、「長野・妻籠宿、6割が外国人客 町並みや街道人気（信州レポート）」、2019.7.26

でも、行政が文化財として、必要な技術保存に力を入れる姿勢を示している。このうち、白川村荻町（現在地区内人口 557 人、地区内建造物数 408 件、1976 年選定）による取り組みに注目すると、図 7-1 No.40 のように活動を抽出できる。第 6 章第 3 節で検討した技術継承の取り組みに加え、同村においてコミュニティスクール制度を導入した義務教育学校である「白川郷学園」では⁹¹、地域住民が学校運営に関わりながら、地域に貢献できる人材を育てることを目的の一つとして、次世代に向けた文化継承が進められている⁹²。これは、行政や地域住民が「重伝建地区」における文化の維持に必要な活動を行う人材を、地域の内部で一から教育しようとする取り組みとも捉えられ、長期的な観点から、歴史的町並みを持続させようとする試みといえる。また、世界遺産である集落の価値を継承し、我が国の文化の向上と白川村の振興発展に向けた、「重伝建地区」及びその周辺環境の保全と住民の生活環境の向上を目的に、地域住民によって 1997 年に設立された「一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団」は、「重伝建地区」における修理修景事業とは別に、合掌所有者による茅替等の維持や観光に用いられていない伝統的建造物の修理費用、トタン屋根の色変費用、自治会活動費等の助成の実施、耕作放棄地の復旧等を実施している⁹³。さらに、「重伝建地区」内に合掌建造物を 2 棟保有している「公益財団法人日本ナショナルトラスト」は、住民と地区外の一般参加者の協働による屋根の葺替や、茅葺建造物を修理し、住環境を向上させたモデルハウスとして公開を行っている⁹⁴。これら 2 棟の建造物は、地元住民組織である「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」や「白川ボックス」によって維持管理が行われている。ここで、総合計画における観光振興に関する事業に着目すると、「国内外から訪れる観光客が村の魅力を十分に理解した上で楽しめるよう観光ガイドを育成」しつつ、「ガイド業が事業（職業）として成り立つよう組織化を進め」とあり⁹⁵、現在の地区内部の要素を活用しながら、新たな職業を成立させようとする試みが見受けられる。このように世界文化遺産の一つでもある荻町集落では、財団法人による景観保全に対する助成や、地区内外に属する複数の主体による伝統文化の継承に関わる事業が展開され、「重伝建地区」の建造物や耕作地を保全する取り組みが多数見受けられる。また、こうした取り組みの中で行政は、観光を契機としながらも既存資源を活かした新たな産業創出を企図している。

続いて、第 6 章第 3 節でみたように、計画上、空き家対策や町並み保全に必要な伝統技術の保存に取り組む民間組織の育成が掲げられていた⁹⁶内子町八日市護国地区（現在の地区内人口 142 人、

⁹¹ 文部科学省ウェブサイト (<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>)、2019.12.1 最終閲覧
コミュニティスクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会が、学校に対して、地域住民や保護者等によって構成され、校長が作成する学校運営方針の承認や学校運営及び教職員の任用に関する意見を行うことができる学校運営協議会を設置する仕組みである。

⁹² 白川郷学園白川中学校、白川村教育委員会、「平成 25 年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム事例発表資料」、2013

⁹³ 一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団ウェブサイト (<http://shirakawa-go.org/zaidan/>)、2020.4.20 最終閲覧

⁹⁴ 公益財団法人日本ナショナルトラストウェブサイト (http://www.national-trust.or.jp/protection/index.php?c=protection_view&pk=1491202066)、2020.4.20、最終閲覧

⁹⁵ 白川村、『白川村第 6 次総合計画-前期基本計画 (H23-32)』、2011、p.54

⁹⁶ 内子町、『第 2 期内子町総合計画 (H27-36)』、2015、p.26

地区内建造物数 124 件、1982 年選定) における活動に着目すると、図 7-1 No.41 のように活動を抽出できる。同地区では、瀬戸内全体の観光ブランド化を目的とした「一般社団法人せとうち観光推進機構」の構成員で、広島市に拠点を置く「株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション」が、「株式会社伊予銀行」と伝建地区内に位置する「NPO 法人 Project A.Y.」との連携によって、地区内の伝統的建造物を改修して、宿泊施設として整備している⁹⁷。その一方で、建造物に関わる伝統技術の保存についての活動は認められなかった。このように八日市護国地区においては、地区内外に属する事業者の連携によって、空き家活用を中心とした町並みの整備が進められている。

また、第6章第3節でみたように、計画上、周辺地域と連携して文化財保存の取り組みを進めることとしている伊根町伊根浦地区（現在地区内人口 557 人、地区内建造物数 408 件、1976 年選定）による取り組みに注目すると、図 7-3 No.42 を抽出できる。同地区では、自治体外に所属する株式会社庵プロデュースが観光施設の設計を監修し、伊根町がその整備を行っている⁹⁸。また本施設の運営を契機として、地域住民が株式会社サバイを設立し、観光施設の運用にあっている⁹⁹。このように伊根町では、行政主導により地区内の施設が整備されることが、民間事業者設立の契機となっている。ただ、計画上掲げられた周辺地域との連携は、管見の限り認められなかった。

計画上、行政が文化財として、必要な技術保存に力を入れる姿勢を示してはいない地区として、小浜市小浜西組地区（現在地区内人口 941 人、地区内建造物数 1127 件、2009 年選定）に注目すると、図 7-3 No.43 のように活動を抽出できる。同地区では、小浜市が出資して第三セクターとして株式会社まちづくり小浜が設立され、この法人が、市の補助によって整備した宿泊施設の運用にあっている¹⁰⁰。また、地域住民によって構成される小浜西組町並み協議会も異なる観光施設の運営を行っている¹⁰¹。一方、若狭町熊川宿地区（現在地区内人口 227 人、地区内建造物数 552 件、1996 年選定）に注目すると、図 7-3 No.44 のように活動を抽出できる。同地区では、住民によって設立された町並み保存会が改称した若狭熊川宿まちづくり特別委員会が、立命館大学政策科学部の協力によって移住ガイドブックを作成、配布するとともに、空き地空き家対策に取り組んでおり¹⁰²、その一環として若狭町による資金補助の下、地域住民や事業者が構成する熊川まちづくり推進協議会と協働して宿泊施設の整備運営を行っている¹⁰³。また地区内部に所在する民間事業者で有休不動産の活用を手がける株式会社デキタは、自社で宿泊施設の整備運営を行っている¹⁰⁴。このように、小浜西組地区及び熊川宿地区では、行政が整備した空き家について、地区内の民間事業者が運

⁹⁷ せとうち DMO ウェブサイト (https://setouchitourism.or.jp/ja/info/20170926setouchi-cominca-stays_uchiko/)、2020.4.20 最終閲覧

⁹⁸ 毎日新聞地方版「舟屋日和 完成 伊根に似合う交流施設」、2017.3.31

⁹⁹ 舟屋日和ウェブサイト (<http://funayabiyori.com/>) 2021.5.1 最終閲覧

¹⁰⁰ 株式会社まちづくり小浜おばま観光局ウェブサイト (<http://obamakankokyoku.com/>)、2021.5.1 最終閲覧

¹⁰¹ 小浜西組町並み協議会 (<http://obama-nishigumi.sakura.ne.jp/>) 2021.5.1 最終閲覧

¹⁰² 若狭熊川宿まちづくり特別委員会ウェブサイト (<http://kumagawa-juku.com/>)、2021.5.1 最終閲覧

¹⁰³ 農林水産省北陸農政局ウェブサイト

(https://www.maff.go.jp/hokuriku/rural/kasseika/nouhaku_suisintaisaku.html)、2021.5.1 最終閲覧

¹⁰⁴ 株式会社デキタウェブサイト (<https://dekita-tokyo.com/>)、2021.5.1 最終閲覧

営にあたっており、官民の協働が試みられている。また熊川宿地区では、地区外部の主体との連携も試みられている。

続いて、美馬市脇町地区（現在地区内人口 146 人、地区内建造物数 126 件、1988 年選定）に注目すると、図 7-3 No.45 のように活動を抽出できる。美馬市では積極的にサテライトオフィスの誘致を進めており¹⁰⁵、地区内部の物件においても、一般社団法人ハンモサーフィン協会が運営するサテライトオフィスに東京に本社を置く企業が入居している¹⁰⁶。また、美馬市が運営する観光交流館では、観光客に対して藍染体験が提供されている他、市民の有志の団体である美馬和傘製作集団が、美馬市伝統工芸体験館にて製作、展示を行っている¹⁰⁷。このように脇町地区では、伝建地区地区に限らない自治体の企業誘致活動と地区内部の民間事業者の活動が連動し、地区外から事業者を誘致することに成功するとともに、市民団体による伝統技能の保存活動が行われている。

下郷町大内宿地区（現在地区内人口 172 人、地区内建造物数 183 件、1981 年選定）に注目すると、図 7-3 No.46 のように活動を抽出できる。同地区では、住民によって設立された大内宿保存会が、「売らない、貸さない、壊さない」の 3 原則を示した「大内宿を守る住民憲章」を定めている他、大内宿結いの会が、地区内住宅における屋根葺きに協力している¹⁰⁸。このように、大内宿地区では計画上、行政による積極的な文化財保存が目指されていないものの、住民によって建物に関する伝統や技術の維持が図られている。

以上のように、本類型のうち、行政が文化財としての町並みの保全に必要な技術の保存に力を入れる姿勢を示している荻町地区では、行政による活動主体への積極的な支援は見受けられないものの、地域住民と学校の連携による人材の養成や文化の継承、財団法人による建造物や土地の維持管理の支援、地区内外の事業者の協働等が認められる。一方で、行政が荻町地区同様に文化財保存に向けた姿勢を見せている地区において、関連する活動を見出すことができなかったことから、行政の姿勢だけでは、地区における文化継承に関わる活動が誘発されるわけではないことが推察される。これに対して、行政が計画上、必要な技術保存に力を入れる姿勢を示してはいない大内宿地区においては、住民を中心とする活動によって伝統的な建造物を維持していくために必要な技術の保全が進められている様子が見受けられた。さらにその他、本類型に該当する地区では、行政が整備した空き家を民間事業者が運営する形式での建造物の観光活用や自治体外部と地区内部の組織の連携が 7 地区中 3 地区に認められた。

¹⁰⁵ 美馬市役所経済建設部企画応援課パンフレット「サテライトオフィスで飛躍する企業たち」

¹⁰⁶ 一般社団法人ハンモサーフィン協会ウェブサイト (<https://hammosurfing.site/>)、2021.5.1 最終閲覧

¹⁰⁷ 美馬市ウェブサイト (<https://www.city.mima.lg.jp/kankou/kankouannai/miru/kouryu-center.html>)、2021.5.1 最終閲覧

¹⁰⁸ 国土交通省「訪れたいまち 福島県南会津郡下郷町大内宿」、『国土交通』No.116、2012、pp.16-18

【外部依存型<低資源非活用>】

本類型に該当する2地区は、大都市から遠隔に位置し、観光資源も比較的乏しいと捉えられることから、民間による観光事業の展開が経営的に困難であると推察される状況下で、行政も「重伝建地区」の観光活用を企図していない状況にある。

ここで、本類型に該当する西予市宇和町卯之町地区（現在地区内人口 187 人、地区内建造物数 103 件、1998 年選定）の活動に着目すると、図 7-1 No.47 のように活動を抽出できる。同地区では、2015 年から愛媛大学と西予市が連携することで、明治時代に人材育成を目的に地区内で開講された申義堂と開明高校になぞらえた、社会課題解決に向けた人材を育成する事業である「西予開成塾」が、市指定の有形文化財「末光家住宅」において実施されている¹⁰⁹。

このように**【外部依存型<低資源非活用>】**では、一事例であるものの、現状、地区内部で活動する主体は限定的であり、地区内部で活動できる可能性がある主体を長期的に養成する活動に留まっている点を指摘できる。

¹⁰⁹ 産官学ジャーナルウェブサイト (https://www.jst.go.jp/tt/journal/journal_contents/2017/11/1711-08_article.html)、2020.4.20 最終閲覧

7-4 「重伝建地区」における活動の種類と活動主体の所属

本節では、前節で詳述した「重伝建地区」における活動の主体と活動内容を分類した上で、それらと地域構造との対応関係を整理する。

7-4-1 各類型における活動の種類と活動主体の所属

これまでに抽出した各類型における活動を概観すると、所属する団体や地域の観点から活動主体を6種類に、活動内容をその活動の目的を8種類にそれぞれ分類できる。これらの分類について下記に示す。

<活動主体>

- [A 地区内非営利組織]：地区内部に属する住民やそれによって構成される非営利組織とする。
- [B 地区内事業者]：地区内部に属し営利的事業を営む民間事業者とする。
- [C 自治体内建設業者]：自治体内部に属する建設業従事者とする。
- [D 自治体内事業者]：自治体内部に属し営利的事業を営む民間事業者とする。
- [E 自治体外事業者]：自治体外部に属し営利的事業を営む民間事業者とする。
- [F 公益的組織]：行政、観光協会、商工会等の公益目的の事業を実施する主体とする。

<活動内容>

- [①生活保全]：協定や憲章、デザインコード等による景観や用途の規制や、顕彰活動による模範事例の提示によって、地区における現在の生活環境を保全しようとする活動とする。活動を通して建造物や地区の環境に制限を与え、町並みを制御するものと捉えられる。
- [②伝統保存]：研修や教育等によって、伝統的建造物に関わる技術や伝統文化の継承を行う活動とする。建造物に対して直接作用する活動ではないものの、町並みに関わる人々の技術の向上や文化財に関する知識の共有、地域の伝統の継承等の活動を通して、町並みに関わる人々の意識啓発を促すものといえる。
- [③空き家流通]：空き家等の活用や流通促進を通して、居住者を地区内へ誘致する活動とする。地区内の空き家を利活用することで、町並みの荒廃を防ぐとともに、地区内部に属する主体を増加させるものといえる。
- [④空き家観光活用]：空き家を店舗や宿泊施設等の営利的な観光施設として活用、運用する活動とする。観光客等の来訪により収益を得ることが期待され、地区内部における雇用の創出にもつながるものといえる。また、地区内部に属する主体による活動であっても、地区外部からの観光客を誘致することが活動に含まれることから、地区外部に属する主体の視点が意識されやすいものと捉えられる。

[⑤建物維持]：既にある非営利的な公共施設等の管理や、空き家を事務所等に活用する活動とする。町並みや人々を直接的に変化させるものではなく、既存の建造物の維持に繋がる活動と捉えられる。

[⑥地区支援]：資金提供や事業提携、制度構築によって、地区内部の主体による上記①から⑤のあらゆる活動に対する支援を行う活動とする。地区に対して直接的又は短期的な影響は与えにくいものの、地区に関わる主体を支援することで、支援した活動の影響力がより大きなものとなる可能性がある。

[⑦長期展開]：地区の調査やまちづくりの提案、長期的な人材育成等の活動とする。地区に対して直接的又は短期的な影響は与えにくいものの、将来的な活動の展開や長期的な効果を見込んだものと捉えられる。

[⑧公共的整備]：地区内部の街路や公共的な施設を整備する活動とする。地区内部の機能を維持、更新することで、地区内部の活動を変化させる可能性がある。

前節において抽出した活動166件について、上記のように、分類した活動の主体と内容の組み合わせをまとめたものを、表7-5に示す。活動の主体ごとに該当する活動の数をみると、[A 地区内非営利組織]による活動が54件、[B 地区内事業者]による活動が33件、[C 自治体内建設業者]による活動13件、[D 自治体内事業者]による活動8件、[E 自治体外事業者]による活動21件、[F 公益的組織]による活動38件と、[A 地区内非営利組織]によるものが最も多く、次いで[F 公益的組織]、[B 地区内事業者]が多くなっており、地区内部だけでなく、地区外部の主体も多く地区内部に関与している様子が見受けられる。

これらの活動の主体と活動の内容の組み合わせに着目すると、[A 地区内非営利組織]による活動54件のうち、[①生活保全]が16件(29.6%)、[②伝統保存]が8件(14.8%)、[③空き家流通]が6件(11.1%)、[④空き家観光活用]が6件(11.1%)、[⑤建物維持]が12件(22.2%)、[⑥地区支援]が4件(7.4%)、[⑦長期展開]が2件(3.7%)に該当している。このことから、[A 地区内非営利組織]は、[①生活保全]、[⑤建物維持]を中心としつつも活動の内容を問わず全般的に、地区の現状を維持するような活動に従事しているものと推察される。

[B 地区内事業者]による活動33件をみると、[②伝統保存]が1件(3.0%)、[③空き家流通]が8件(24.2%)、[④空き家観光活用]が16件(48.5%)、[⑤建物維持]が3件(9.1%)、[⑥地区支援]が4件(12.1%)、[⑦長期展開]が1件(3.0%)となっていることから、[B 地区内事業者]は、[③空き家流通]、[④空き家観光活用]といった空き家に関わる活動を担う場合が多く認められる。

[C 自治体内建設業者] による活動 13 件をみると、[①生活保全] が 1 件 (7.7%)、[②伝統保存] が 7 件 (53.8%)、[③空き家流通] が 2 件 (15.4%)、[④空き家観光活用] が 3 件 (23.1%) に該当していることから、地区における [②伝統保存] を担う場合が多く認められる。

[D 自治体内事業者] による活動 8 件をみると、[④空き家観光活用] が 2 件 (25.0%)、[⑥地区支援] が 5 件 (62.5%)、[⑧公共的整備] が 1 件 (12.5%) に該当している。また [E 自治体外事業者] による活動 21 件をみると、[②伝統保存] が 2 件 (9.5%)、[③空き家流通] が 1 件 (4.8%)、[④空き家観光活用] が 2 件 (9.5%)、[⑤建物維持] が 1 件 (4.8%)、[⑥地区支援] が 11 件 (52.4%)、[⑦長期展開] が 2 件 (9.5%)、[⑧公共的整備] が 2 件 (9.5%) に該当している。さらに [F 公益的組織] による活動 38 件をみると、[②伝統保存] が 4 件 (10.5%)、[④空き家観光活用] が 1 件 (2.6%)、[⑤建物維持] が 1 件 (2.6%)、[⑥地区支援] が 26 件 (68.4%)、[⑦長期展開] が 1 件 (2.6%)、[⑧公共的整備] が 5 件 (13.2%) に該当している。これら [D 自治体内事業者]、[E 自治体外事業者]、[F 公益的組織] における活動では、他の主体に比べて [⑥地区支援] の割合が高くなるとともに、他の主体では取り組んでいない [⑧公共的整備] に該当する活動が認められる。

こうした主体と活動の関係をまとめると、[①生活保全] や [⑤建物維持] では、[A 地区内非営利組織] の主体以外による活動がごく少数であったのに対して、[②伝統保存] は [C 自治体内建設業者] によって、[③空き家流通] 及び [④空き家観光活用] に該当する活動は [B 地区内事業者] によって、それぞれ取り組まれやすくなることから、[②伝統保存]、[③空き家流通] [④空き家観光活用] の活動は、地区内部を基本としながらも、地区外部までの範囲に亘る幅広い所属の主体によっても行われる傾向にあるものと捉えられる。また [⑥地区支援] 及び [⑧公共的整備] の活動については、自治体外部に所属する主体によって取り組まれることの多い活動といえ、特に [F 公益的組織] によって行われる傾向があるものといえる。なお、[⑦長期展開] に該当する活動は、全体で 6 件と事例数が少なく、活動する主体に大きな傾向を認めることはできなかった。

以上を概観すると、活動主体と活動内容の間には、対象とする「重伝建地区」全体を通じて一定の傾向を読み取ることができ、全般的には、地区の内部側に属する主体ほど、地区の伝統や地区の現状を保つような活動を実施するのに対して、外部側に属する主体ほど、知見の提供や機能の追加によって、地区内部の主体の活動を変化させるような活動を実施しているといえる。一方で、町並みに残る空き家を観光業に資するものとして捉え、店舗や宿泊施設に活用することで収益化しようとする活動は、主体の所属に依らず、さまざまな主体によって取り組まれ得る活動と捉えられる。

また、こうした一連の取り組みの中には、[A 地区内非営利組織] による [①生活保全] や [⑤建物維持]、[C 自治体内建設業者] による [②伝統保存]、[B 地区内事業者] による [③空き家流通] [④空き家観光活用]、[F 公益的組織] による [⑥地区支援] [⑧公共的整備] といった、地域構造を問わず、特定の主体によって取り組まれることの多い活動も認められる。こうした

典型的ともいえる主体と活動の組み合わせについてみると、[A 地区内非営利組織]による[④生活保全][⑤建物維持]については、住民の生活に直接的に関わる活動である上、長期的かつ継続的に町に関わりを持つことがこれらの活動に欠かせないことを踏まえれば、地区に根ざして生活を営む主体に多く取り組まれる活動と推察される。また、[C 自治体内建設業者]による[②伝統保存]については、これらの活動が専門知識に基づいた地区の特徴把握を求められる性質をもつことから、技術や知識の蓄積を保持している主体に多く取り組まれる活動と捉えることができる。[B 地区内事業者]による[③空き家流通]や[④空き家観光活用]については、その活動に際して、空き家情報の取得や空き家修理への投資が求められることから、主体が得られる情報や活動の事業性に基づいて、[B 地区内事業者]に多く取り組まれているものと考えられる。また、[D 自治体内民間事業者]、[E 自治体外民間事業者]による[⑥地区支援]は自治体内外の事業連携を目的に行われる活動、[F 公益的組織]による[⑥地区支援][⑧公共的整備]については、主体の属性を踏まえれば、主体の持つ社会的な役割や権限に基づいて実施されている活動と考えられる。

以上のように、「重伝建地区」で活動する主体と内容の関係から、主体の持つ特性に応じた活動の傾向が見いだされ、そうした傾向は、各主体による町並みへの日常的な関わりやすさや保有する知見、活動の事業性、主体が所在する場所に基づいているものと捉えることができる。こうした傾向を踏まえて、次項では、地域構造ごとに、活動主体及び活動内容の傾向を検討する。

7-4-2 地域構造と活動主体、活動内容の組み合わせにみる傾向

本項ではまず、地域構造と活動の主体の関係を検討する。活動に取り組んでいる主体を地域構造ごとにまとめたものを表 7-6 に示す。前項で多く活動が認められた、[A 地区内非営利組織]、[B 地区内事業者]、[F 公益的組織]による活動に注目すると、地域構造を問わず一般的に活動が認められることから、これらの活動主体は、多くの地域構造で共通して活動が認められる活動主体といえる。一方、[C 自治体内建設業者]、[D 自治体内事業者]、[E 自治体外事業者]は、地域構造によっては活動が認められないことから、地域構造による活動主体への影響を窺うことができる。

続いて、地域構造類型ごとに検討する。

【安定型】に該当する16地区中、<低資源活用>、<低資源非活用>に該当する地区は2地区にとどまる一方、14地区は<資源活用>、<資源非活用>に該当し、類型として比較的観光地としての魅力度が高い地区である。ここで活動主体に注目すると、**【安定型・局所】**に該当する地区では、[A 地区内非営利組織]による活動が計13件、[B 地区内事業者]による活動が計4件認められるのに対して、[D 自治体内事業者]が計1件、[E 自治体外事業者]が計1件と、地区内部に属する主体の活動が多数を占めていることがわかる。その一方で、**【安定型・広域】**に該当する地区では、[A 地区内非営利組織]による活動が計9件、[B 地区内事業者]による活動が計9件認められるのに対して、[D 自治体内事業者]が計1件、[E 自治体外事業者]が計7件と、地区

内の主体が多いながらも、自治体外部に属する主体の活動も多く認められる。このことから、【安定型】では、観光地としての魅力や生活の成立範囲が、活動主体の属性や活動の数に影響を与えている可能性を指摘できる。

【技術成立型】では、該当する7地区中、＜低資源活用＞、＜低資源非活用＞に該当する地区は2地区にとどまり、5地区は＜資源活用＞、＜資源非活用＞に該当する。活動主体をみると、6地区において、[C地区内建設業者]の活動が認められる。従って、【技術成立型】では地域構造として技術者が活動する活力や基盤が保持されているとともに、【安定型】同様に、観光地としての魅力が、地区における活動の数に影響している可能性が考えられる。

【生活成立型】に該当する8地区は、それぞれ＜資源活用＞4地区、＜資源非活用＞2地区、＜低資源活用＞2地区に分類され、類型に該当する地区数の偏りが少ないものの、他の類型と比較すると、相対的に＜資源非活用＞に該当する地区が少ない傾向にあるといえる。また、【外部依存型】に該当する15地区は、それぞれ＜資源活用＞6地区、＜資源非活用＞1地区、＜低資源活用＞7地区、＜資源非活用＞1地区に分類される。このことから、【生活成立型】及び【外部依存型】では他地区と比較して、観光資源の有無にかかわらず、行政の観光への積極性が認められ、地区内部の活動の活性化にも影響を与えているものと推察される。ここで、それぞれの地域構造で活動する主体をみると、[A地区内非営利組織]、ついで[B地区内事業者]、[F公益的組織]が多く、既に指摘したような、どの地域構造でも共通して認められる主体が多くを占めている。

次に、活動主体を軸として、地域構造ごとに活動の傾向を検討する(表7-6参照)。

[A地区内非営利組織]の活動を、行政の観光振興への姿勢及び観光地としての魅力度からみた地域構造の分類に着目してみると、＜資源活用型＞で29件、＜資源非活用型＞で11件、＜低資源活用型＞で11件、＜低資源非活用型＞で2件となっており、＜低資源非活用型＞以外の類型で多くの活動が行われている点で共通する。これは、＜低資源非活用型＞では観光地としても魅力度が低いことから、地域住民の活動も依拠する事物が少なく、行政による観光振興も推進されないことで、活動の動機付けがなされにくい状況にあると捉えられる一方、観光地としての魅力度の高さや行政の観光に対する姿勢が、地域住民による活動の誘発にも繋がっている可能性を指摘できる。また、[D自治体外事業者]による活動に着目すると、行政が観光振興を目指す＜資源活用型＞で10件、＜低資源活用型＞で5件となっているのに対して、行政が計画上、観光振興を重視していない＜資源非活用型＞で1件となっている。このことから、行政の観光に対する積極性や観光地としての魅力の存在が、[D自治体外事業者]の活動の契機となっている可能性を指摘できる。

[C自治体内建設業者]による活動では、【生活成立型】で1件、【外部依存型】で0件であるのに対して、【安定型】で3件、【技術成立型】で9件であることから、【安定型】及び【技術成立型】において、[C自治体内建設業者]による活動が比較的多く認められるといえる。これら建設業従事者による活動をみると、【安定型・局所】では、前節で[C自治体内建設業者]に典型的

な活動とみられた〔②伝統保存〕に該当する活動が専ら行われる傾向にある（3件）。それに対して、【技術成立型】では、〔②伝統保存〕だけでなく、〔③空き家流通〕（2件）や〔④空き家観光活用〕（3件）も行われる傾向が認められることから、通常は他の主体によって取り込まれるような活動を、自治体に比較的多く存在している建設業従事者が、地区で発生している問題に呼応して幅広く展開している様子を窺うことができる。その一方で、【安定型・広域】、【生活成立型】、【外部依存型】では〔C自治体内建設業者〕の顕著な活動は見受けられない状況にある。

〔B地区内事業者〕、〔E自治体外事業者〕、〔F公益的組織〕についてはその活動の多少と地域構造について特徴的な傾向は把握できないことから、活動に対する地域構造からの影響は小さいものと推察される。

次に、地域構造と活動の内容の関係について概観する。取り組まれている活動内容を地域構造ごとにまとめたものを表7-7に示す。

この表をみると、〔①生活保全〕に該当する活動は、【安定型】で11件、【技術成立型】で3件、【生活成立型】で1件、【外部依存型】で2件と、専ら【安定型】に認められる。これは、上述したように、【安定型】では、生活に必要な要素が充足されていることが生活環境の保全を訴求しているものと推察される。

また〔②伝統保存〕に該当する活動は、【安定型・局所】で5件、【安定型・広域】で3件、【技術成立型】で4件、【生活成立型】で1件、【外部依存型】で6件と、【安定型・局所】、【技術成立型】、【外部依存型】に比較的多く存在している。ここで、これら〔②伝統保存〕の多い地区で、この活動の担い手に注目すると、【安定型・局所】、【技術成立型】では〔C自治体内建設業者〕によるもの占めており、地区に関わる建設業者がその知見や技術を活かして活動を牽引しているものと推察される。一方、〔C自治体内建設業者〕が少ない【外部依存型】では、特に【外部依存型<低資源活用>】において〔C自治体内建設業者〕以外の他の主体による〔②伝統保存〕が多く認められることから（4件）、生活と技術を外部に依存する中で、観光資源に乏しいという状況を乗り越えるために、地域の伝統が見直されているものと捉えられる。

続いて、〔③空き家流通〕に該当する活動は、【安定型】で5件、【技術成立型】で6件、【生活成立型】で5件、【外部依存型】で1件と、【外部依存型】で特に少なく、地区での生活の難しさが居住者の減少に繋がり、居住者を誘致しようとする主体も少なくなっていることが予想される。ここで、本活動を行う主体をみると、【安定型】、【生活成立型】では、前節で典型的な組み合わせと捉えられた〔B地区内民間事業者〕によるものが多い一方で、【技術成立型】では、〔C自治体内建設業者〕によるものが多い傾向が認められる。

〔④空き家観光活用〕に該当する活動は、【安定型・局所】を除く<資源活用型>、及び【外部依存型<低資源活用>】において多く認められ、行政の観光への姿勢が物件の活用を推進させているものと推察される。また〔⑤建物維持〕に該当する活動は、【外部依存型】で6件と、比較的多くの活

動が認められ、建造物の維持が解決されるべき問題として取り扱われている様子を窺うことができる。

〔⑥地区支援〕に該当する活動については、全ての活動の中でも最も多く取り組まれている内容となっており、地域構造にも関係なく多数認められる。活動の主体をみると、前項で注目したように、地区や自治体の外部の主体が多くを占めており、地区外部にありながら地区に関与する方法として取り組まれやすい活動であると捉えられる。〔⑦長期展開〕、〔⑧公共的整備〕に該当する活動は全般的に少数であり、これらの活動の地域構造に応じた傾向を読み取ることはできなかった。

以上の検討から、各「重伝建地区」における活動を概観すると、〔A 地区内非営利組織〕、〔B 地区内事業者〕、〔F 公益的組織〕を主体とする活動は、多くの地域構造で共通して認められる一方で、〔C 自治体内建設業者〕〔D 自治体内事業者〕〔E 自治体外事業者〕による活動は、地域構造によってその活動が規定されている可能性を指摘できる。ここで前項の検討によって、「重伝建地区」で活動する主体と内容の関係から、主体の所属する場所に応じた活動の傾向が見いだされたことを踏まえれば、〔A 地区内非営利組織〕による〔①生活保全〕〔⑤建物維持〕、〔B 地区内事業者〕による〔③空き家流通〕や〔④空き家観光活用〕、〔F 公益的組織〕による〔⑥地区支援〕〔⑧公共的整備〕の各活動は、主体を取り巻く環境や主体自身の特性等によって、取り組みやすい活動主体が規定されているものと捉えられる。

7-5 各類型における活動の特徴

本節では、前節での整理を踏まえて、4つの地域構造の類型ごとに、「重伝建地区」で取り組まれている町並みに関わる活動の特徴と地域構造との関係を考察する。

7-5-1 【安定型】における活動の特徴

前項までに示した地域構造、活動主体、活動内容を対照すると、【安定型】に該当する「重伝建地区」の特徴として、[①生活保全]に当てはまる活動が11件と他の地域構造と比べて多く確認された。そこで、該当する類型の詳細をみると、【安定型・広域<資源非活用>】及び【安定型・局所<低資源活用>】に該当する地域構造ではこの活動が認められない一方で、【安定型・局所<資源活用>】、【安定型・局所<資源非活用>】、【安定型・広域<資源活用>】の各類型で活動が認められる。これらの地域構造類型は、行政による認識がどうであれ観光地としての魅力が高いと捉えられる地区、すなわち、民間事業者による町並みに関わる動機付けがされやすいと推察される地区である点で共通している。また、これらの地区にみられる活動主体が、[A地区内部非営利組織]である点にも共通点を見出せる。ここで、[A地区内部非営利組織]の活動を個別にみていくと、【安定型・局所<資源非活用>】では、元町末広町地区のように、歴史的建造物の居住環境整備の支援を目的とした、住民による基金を設けることにより、住民の行動を誘発するような活動がみられる他、【安定型・広域<資源活用>】では、川越地区のように、行政制度に頼ることなく、町並みの活用に関して住民間での取り決めを交わす活動が行われている。これらの取り組みに対して、【安定型・局所<資源活用>】では、東山ひがし地区や祇園新町地区のように、行政制度に則った用途や景観への規制を行う活動、すなわち活動自体は[A地区内部非営利組織]の主体的な活動であるものの、行政が用意した枠組みに依拠した活動が認められる。これらの事例と類型との関係を勘案すると、【安定型・局所<資源活用>】では、他の類型に比べて、法的根拠に基づいた、より厳格ともいえる手段を用いて町並みに対する規制が行われているものと捉えられる。すなわち、生活が成立し易い状況にあり、また多くの居住者が存在していることで、住民が活動に専念しやすいと捉えられる地区においては、観光地としての魅力を備えていることに起因して、観光による生活環境悪化を危惧した地区内部の住民を中心に、地区の生活環境を悪化させると捉えられる活動を抑制し、町並みを制御する方策として、[①生活保全]の活動が進められていると捉えられる。またその中で、【安定型・局所<資源活用>】において、行政制度に基づいて住民が定めた規制が行われていることから、行政が観光振興に積極的で、観光地としての魅力度も高い地域構造にある地区ほど、より厳格な規制手段を用いる傾向があると推察される。

ここで、【安定型・局所<資源活用>】における他の活動として、「重伝建地区」全体に亘って一般的に認められる活動に着目すると、類型に該当する全6地区中4地区における活動が、[A地区内部非営利組織]による[①生活保全]及び、[B地区内事業者]による[③空き家流通]、

〔F 公益的組織〕による〔⑥地区支援〕に該当するものに占められており、活動内容が、各主体によって活動し易い内容に限定されたものとなっている。これらの地区では、厳格な規制が行われていることに起因して、多様な活動が展開されにくい状況となっている可能性を指摘できる。

他方、【安定型・局所】のうち【安定型・局所<低資源活用>】に該当する地区には、入来麓地区が1件のみ該当することから、類型としての傾向を他の地域構造と同様に分析することは難しいものの、〔A 地区内部非営利組織〕の活動では、住民による町並みの規制等が行われておらず、住民が参加する協議会によって施設運営がなされている点で、他の【安定型・局所】とは異なる。むしろ、地区に所在する自治体が出資した株式会社である〔D 自治体内民間事業者〕が〔⑥地区支援〕に該当する観光案内所運営を行う等、観光に対して積極的な活動を実施する傾向にある。これは、本類型が観光地としての魅力を備えるだけの条件が揃っていないことから、外部からの観光事業者の参入や地区内部での民間事業者の創業が行われにくい状況であるのに起因して、地区内部の観光振興を目指す行政による支援を基盤に、自治体内部の観光事業者が地区内部の誘客に資する活動を行っていると推察される。ここでは、こうした誘客によって上述した観光事業者の創出が困難な状況の解消が企図されているものと考えられる。

同じ【安定型】のうち、生活に要する地理的範囲がより広いといえる【安定型・広域】の3類型、【安定型・広域<資源活用>】、【安定型・広域<資源非活用>】、【安定型・広域<低資源非活用>】では【安定型・局所】と比較して、〔①生活保全〕、〔②伝統保存〕に関わる活動が少なく、相対的に〔⑥地区支援〕、〔⑦長期展開〕、〔⑧公共的整備〕といった地区に対して間接的に関わる活動が占める割合が高いといえる。

佐原地区におけるバリューマネジメント株式会社が実施する事業支援や、近江八幡地区において滋賀県立大学が近江八幡市及び近江八幡商工会議所と行うワークショップの開催等の活動など、いずれの地域構造においても、〔E 自治体外事業者〕による〔⑥地区支援〕に該当する活動が多数見受けられる。これらの地域構造は、【安定型・局所】に比べて他地区への通勤を要する、又は生活に必要な施設が地区からやや遠隔にあるという郊外的な性格を持っているといえ、こうした類型のもつ本来的な性質に起因する、生活に要する地理的範囲の広さを背景に、地区内部の主体と自治体外部の主体との関わりが多いと推察される。こうしたことから、地区外部からの興味関心を引きやすく、地区内部が地区外部に協力を求めやすい状況が揃っているものと考えられる。

さらに、【安定型・広域<資源活用>】では、〔①生活保全〕に該当する地区内部の規制も、川越地区における住民協定のように行政制度に頼らず民間同士で交わす点で、【安定型・局所】において認められる規制に比べて、寛容ともいえることから、地区外部の主体が関与しやすくなっている可能性を指摘できる。また、【安定型・広域<低資源非活用>】に唯一該当する加賀橋立地区に着目すると、〔A 地区内部非営利組織〕による〔⑦長期展開〕に該当する活動である、住民と加賀市、周辺大学の3者でまちづくり体制構築が行われている。これは、住民が関わりながら長期的視

点に基づいたまちづくりの計画を行おうとする点で特徴的であり、観光振興を行わない<低資源非活用>において町並みに住民が継続的に関与できる可能性があるものと捉えられるが、現在の町並みに対して直接働きかけるものではないため、今後の地区内部の活動主体が確保できず、活動を外部の主体に依存せざるを得なくなる可能性を指摘できる。

続いて、〔②伝統保存〕に該当する活動に着目すると、【安定型・局所<資源活用>】、【安定型・局所<資源非活用>】では、金沢市における行政主導による建設業従事者の養成組織の設立や、出石地区における文化財への意識啓発活動等、前節でも指摘した〔②伝統保存〕に対して取り組み易い主体である〔C 地区内建設業者〕による活動が比較的多く認められる一方で、【安定型・広域<資源活用>】、【安定型・広域<資源非活用>】、【安定型・広域<低資源非活用>】では、十分な建設業従事者が自治体に存在しているにも拘らず、〔C 地区内建設業者〕によって同様の活動が行われている様子は見受けられなかった。ここで、各地域構造の状況に着目すると、【安定型・局所】に該当する地区では、職住近接的な生活環境に置かれ、一日を通じて地区に居住者や事業者が活動していると推測されるのに対して、【安定型・広域】では、近隣の中心都市への通勤などに基づく郊外的な生活様式による居住を前提とした町並みへの関わりに、住民や事業者の主眼がおかれていると考えられる。こうした地域構造から類推される生活様式を踏まえれば、【安定型・広域】の建設業従事者と建造物の関わりが、より生活から切り離された業務上のものとなることで、結果として、建設業従事者と町並みとの関わりを希薄にし、結果的に〔C 地区内建設業者〕による活動の停滞に繋がっている可能性を指摘できる。こうした傾向が認められる【安定型・広域】の中には、【安定型・広域<資源活用>】に該当する相倉地区や菅沼地区での取り組みのように、茅場再生を行う〔②伝統保存〕活動が、〔A 地区内非営利組織〕を中心に地区内外の主体が連携することで進められている事例も認められることから、地区外部の視点を取り入れることで、住民活動を起点とした伝統技術への意識啓発を試みることができる可能性も指摘できる。

以上のように、【安定型】に該当する「重伝建地区」における活動に着目すると、地域構造全体にいえる特徴として、〔①生活保全〕に当てはまる活動が他の地域構造と比べて多く確認できる。こうした活動の中でも、行政が観光振興に積極的で、観光地としての魅力度も高い【安定型・局所<資源活用>】では、厳格な規制手段によって町並みを制御する〔①生活保全〕の活動が進められている。これに対して、【安定型・局所<資源非活用>】や【安定型・広域<資源非活用>】、【安定型・広域<低資源非活用>】では、同様に町並みに対する規制が行われていても、より寛容な方法が採用されていることに起因してか、【安定型・局所<資源活用>】に比べて、多様な主体、内容による活動が行われている、という違いが認められる。全般的に地区外部との関わりが強い【安定型・広域】の各類型では、地域構造全体の傾向として、各地区において地区内部に属する〔A 地区内部非営利組織〕、〔B 地区内民間事業者〕と地区外部に属する〔E 自治体外事業者〕による活動が併存しているといえる。また、職住近接的な生活環境に置かれている【安定型・局所<

【安定型・局所<資源非活用>】では、[C 地区内建設業者]による[②伝統保存]活動が比較的多く認められる一方で、それと比較して建設業従事者と町並みとの関わりが薄いといえる【安定型・広域<資源活用>】、【安定型・広域<資源非活用>】、【安定型・広域<低資源非活用>】では、[C 地区内建設業者]によって同様の活動は見受けられず、一部の地区では[②伝統保存]活動が[A 地区内部非営利組織]によって担われている。

以上のことから、【安定型】では、[①生活保全]や[②伝統保存]を行う[A 地区内部非営利組織]による活動が、各地区の活動全体を方向付ける一つの要素となっていると捉えられる反面、【安定型・広域】では、建設業従事者の活動が乏しい等、活動の担い手が限定的なものになっている可能性を指摘できる。

7-5-2 【技術成立型】における活動の特徴

前項までの地域構造、活動主体、活動内容の対照から、【技術成立型】に該当する「重伝建地区」にみる特徴として、[C 自治体内建設業者]による活動が他の地域構造に比べて多い点を指摘できる。類型の詳細をみていくと、【技術成立型<資源活用>】では、[C 自治体内建設業者]である、自治体内部の設計事務所や建設業従事者によって構成される NPO 法人によって[④空き家観光活用]に該当する活動がなされるとともに、その活動の中では八女福島地区のように、[C 自治体内建設業者]と[E 自治体外事業者]による協業も認められる。また、岩村町本町通り地区では、[③空き家流通]に関する活動も認められる。一方、【技術成立型<低資源活用>】に唯一該当する美々津地区では、地区外部に属する[C 自治体内建設業者]によって[③空き家流通]活動が行われている。

ここで、前節で検討したように、[C 自治体内建設業者]による活動には、全般的に[②伝統保存]に関わるものが多かったことを踏まえれば、これら【技術成立型】の各地域構造で認められた[①生活保全]、[③空き家流通]、[④空き家観光活用]の活動は、他の地域構造では異なる主体によって実施されることの多い活動を、自治体に多数存在している[C 自治体内建設業者]が引き受けていることを示すものと捉えられる。また、【技術成立型<資源活用>】と【技術成立型<低資源活用>】における地域構造の違いを勘案すると、地区が持つ観光地としての魅力がより大きい【技術成立型<資源活用>】では、その魅力を活用するために、より観光に寄せた空き家活用が行われているものと推察される。

従って、【技術成立型<資源活用>】や【技術成立型<低資源活用>】における[C 自治体内建設業者]の活動からは、行政の観光に対する支援の下、生活に必要な産業創出や定住環境の構築を推進する役割を、[C 自治体内建設業者]が担っている可能性を指摘できる。

また、【技術成立型<資源活用>】や【技術成立型<低資源活用>】における他の活動をみると、【技術成立型<低資源活用>】では[③空き家流通]以外の活動が認められないのに対して、【技術成立型<資源活用>】では、前節で各主体が取り組み易い活動と捉えられた[A 地区内非営利組

織]による[①生活保全]、[C 自治体内建設業者]による[②伝統保存]に加えて、塩田津地区の町並み保存会が行うお茶会や建造物修理等の体験プログラム提供が該当する[A 地区内非営利組織]による[②伝統保存]や、岩村町本町通り地区のNPO 法人が開催する空き家見学会が該当する[A 地区内非営利組織]による[③空き家流通]に関する活動も認められる。従って、観光地としての魅力が大きい【技術成立型<資源活用>】では、自治体に多く存在している建設業従事者が空き家の活用を通して、将来的に地区における生活を成立させることに成功すれば、活動できる主体も増加することで、地区での生活や伝統保存に関わる他の主体による活動を促進することに繋がる可能性があると考えられる。一方、観光地としての魅力が比較的小さい【技術成立型<低資源活用>】に該当する美々津地区では、[C 自治体内建設業者]による[③空き家流通]が認められるのみで、地区内部の活動が少ないことから【技術成立型<資源活用>】と比較して、地区内部の活動が停滞している様子が見受けられる。

続いて、【技術成立型<資源非活用>】に着目すると、前節でみた「重伝建地区」全般に認められる活動が、他の地域構造と比較して多く存在している。具体的に、本類型に該当する豆田町地区及び大森銀山地区をみると、[A 地区内非営利組織]、[C 自治体内建設業者]に該当する主体による活動が共通して認められる一方で、【技術成立型<資源活用>】、【技術成立型<低資源活用>】で認められた[C 自治体内建設業者]による空き家を活用する活動は認められない。これは、行政の観光に対する姿勢が、[C 自治体内建設業者]に対しても空き家へ関与を促進しているものと考えられる。

さらに、「重伝建地区」全般には認められない活動に着目すると、大森銀山地区では、民間からの基金や県からの拠出金を運用し、地区内の活動団体に対する活動助成をNPO 法人が行っている。これは、[B 地区内民間事業者]による[⑥地区支援]活動と捉えられ、実際に[C 自治体内建設業者]に対しても支援を行っていることから、こうした活動が地区内部における活動を誘発している可能性を指摘できる。また同地区では、同じく[B 地区内民間事業者]である製造会社が自社寮として[③空き家流通]活動を行っており、【技術成立型<資源活用>】、【技術成立型<低資源活用>】で認められた[C 自治体内建設業者]とは異なる主体が空き家に関与している様子が見受けられる。このように、【技術成立型<資源非活用>】では、地区内部の主体によって伝統が保存されながら、空き家等の流通が促進されるなど、それぞれの活動主体が取り組み易い活動を行っている様子が認められた。ここでは、行政が観光振興を積極的に企図しない結果、行政の意向や外部事業者の意向に左右されることなく、様々な主体が主体的に役割を分担しながら活動を行っているものと推察される。

【技術成立型<低資源非活用>】に唯一該当する飢肥地区では、他の【技術成立型】に共通する[C 自治体内建設業者]による活動は認められない。その一方で、選定当初に[A 地区内非営利組織]である[①生活保全]に該当する地域住民による建造物の外観や配置に関する申し合わせが作られた後に、行政が招聘した[E 自治体外事業者]による活動が展開されており、複数の主体の参入と活動が認められる。こうした状況は、【技術成立型<資源活用>】のように建設業従事者が自発的に組織

化され、事業者の誘致を図るような活動に対して、本類型の特性である観光地としての適性の低さ、行政の姿勢を背景として、建設業従事者の十分な動機付けがなされにくい状況にあるものと推察される。その結果、空き家を問題視する行政による空き家への対策として、[E 自治体外事業者]と連携することで、当該事業者による[④空き家観光活用]が行われ、空き家を活用した観光業が創出されていると捉えられる。このように、1事例のみではあるが、【技術成立型<低資源非活用>】では、空き家対策の一環として誘致された外部の事業者が町並みの観光活用を行うことで、結果として観光振興が誘発され、自治体に不足する雇用が創出されようとしているものと推察される。

以上のように、【技術成立型】に該当する「重伝建地区」における活動の検討からは、行政が観光を推進する【技術成立型<資源活用>】や【技術成立型<低資源活用>】では、[C 自治体内建設業者]が空き家の活用を担っているのに対して、【技術成立型<資源非活用>】では伝統の保存活動を行っておらず、【技術成立型<低資源非活用>】では活動自体が認められない。このことから、行政による観光の推進が、[C 自治体内建設業者]を励起し、他の地域構造では認められないような[C 自治体内建設業者]による活動に繋がっている可能性を指摘できる。また、こうした[C 自治体内建設業者]の活動は、地区の観光地としての魅力が高い地域ほど、地区内部の他の活動に波及し、地区内部に雇用を創出させていく可能性を指摘できる。【技術成立型<資源非活用>】では、観光事業を目論む民間事業者の関与の機会が少ないと考えられるものの、地区内部の主体による活動が多数認められることから、行政が観光振興を積極的に目指さないことで、地区の中で必要な[③空き家流通]や[⑥地区支援]等の活動を観光に依存することなく、各主体が実施できているものと推察される。

7-5-3 【生活成立型】における活動の特徴

【生活成立型】における<資源活用>、<資源非活用>、<低資源活用>の各類型を比較すると、<資源活用>に該当する地区が4件と、地区における活動が活発である様子が見受けられる。また、【生活成立型】に該当する全8地区中4地区において、同一の[A 地区内非営利組織]による複数分野の活動が行われており、地区内部の住民が活動の中心的な存在となっている反面、地区における活動主体が不足し、[A 地区内非営利組織]が複数の活動を掛け持ちせざるを得ない状況にあるとも捉えられる。さらに、本類型のいずれにも共通して、[③空き家流通]または[④空き家観光活用]に関わる活動が実施されている。活動を行う主体をみると、これらの活動の主体として「重伝建地区」全般によく認められる[B 地区内民間業者]に加えて、[A 地区内非営利組織]によるものも認められる。こうした事例からは、「重伝建地区」内における生活を営みやすい地域構造、すなわち生活への継続的な需要がある状況が、地区内部での活動を維持するとともに、次なる空き家活用の需要を喚起しているものと推察される。

続いて【生活成立型<資源活用>】では、[D 自治体内民間業者]、[E 自治体外民間業者]、[F 公益的組織]による[⑥地区支援]の活動として、補助金の活用や新規法人の設立等が認められ、結果として、地区内部に所在する主体が行う活動が一つの地区に複数存在し、観光業と直接関わる形で認められる。このことから、観光地としての好条件が、地区内部の活動主体を喚起するだけでなく、観光業の成立を期待する地区外部から、資金や知見の提供を促進し、地域の生活に必要な産業創出に関与しているものと推察される。

また前項までの地域構造、活動主体、活動内容の対照から、【生活成立型】に該当する「重伝建地区」の特徴として、[C 自治体内建設業者]による活動や[②伝統保存]に該当する活動が、他の地域構造と比較して少ない傾向にある点を指摘できる。類型の特徴として技術者が不足しているために[C 自治体内建設業者]の活動が少ないことは容易に想像できる。その一方で、ともに少ない[②伝統保存]に該当する活動に着目すると、【生活成立型<資源非活用>】では、活動が見受けられない一方で、【生活成立型<資源活用>】に該当する竹原地区、【生活成立型<低資源活用>】に該当する打吹玉川地区では活動を認められた。竹原地区における[②伝統保存]活動をみると、専ら地区の伝統産業である製塩業に関する活動であり、建造物に必要な伝統技術への着目は認められなかった。これに対して、打吹玉川地区における[②伝統保存]活動では、[C 自治体内建設業者]が[E 自治体外事業者]に該当する建設業者と連携することで、伝統技術の継承を目指したイベントを開催しており、地区における[C 自治体内建設業者]の不足に対して、近隣自治体に所在する建設業従事者を巻き込むことで、自治体内部に拘らない解決策を検討している様子が見受けられる。このように、町並みに関わる組織的な活動に必要な建設業従事者が十分にいない地区では、建設業従事者による活動、その中でも全般的にみて建設業従事者によって取り組まれやすい傾向が認められる、伝統的な技術に注目した活動も実施されず、町並みの維持や保存、活用に対する地区内部に属する主体の意識が醸成されない状況にあることが推察される。また、こうした建設業従事者の不足は、建設業従事者との親和性の高い[②伝統保存]に関わる活動を起こりにくくすることで、結果として自治体内部における伝統的な文化や技術への関心を減らすとともに、周辺自治体における建設業従事者の活動機会を減らすことにも繋がる可能性を指摘できる。さらに、建設業従事者の育成も困難となれば、将来的に建設業従事者の不在を生み、町並みの維持ができなくなっていく可能性もある。こうした懸念を踏まえると、他自治体との協力を得て状況の打開を図ろうとする打吹玉川地区の事例は、地区における建設業従事者不在への対応策として評価できる。

また、前節で挙げられた「重伝建地区」で全般的に取り組まれている活動が多数を占める地区として、【生活成立型<資源非活用>】に着目し、その活動主体をみると、前項で典型的な活動が多く認められた【技術成立型<資源非活用>】と同じく、地区内部に属する主体によるものが多く認められる。一方、これら【生活成立型<資源非活用>】における活動の中でも、美山町北地区の例では、市内の観光事業者等が参加するまちづくりに向けた協議会による活動が行われており、これ

は [D 自治体内民間事業者] による [⑥地区支援] 活動に該当する。こうした状況は、行政が観光振興を積極的に企図しておらず、地区外部からの関与が比較的少ないために、行政の取り組みとは異なる形で、自治体内の民間事業者が観光事業に参画しようとしているものと推察される。

<低資源活用>に該当する地区をみると、打吹玉川地区では上述の通り、【生活成立型】において唯一、[C 自治体内建設業者] による [②伝統保存] 活動が認められる他、塩飽本島笠島地区では、[F 公益的組織] に該当する瀬戸内国際芸術祭によって、[④空き家観光活用] の一環として展示会場として空き家が活用されており、芸術祭を誘致する行政によって地区への来訪者の誘客が図られているとも捉えられる。これは、地区外部の主体が積極的に地区内部の空き家活用に関与する点で特徴的であり、地区内部の主体を触発する体制を構築できれば、地区内部の主体の活動を活発化させる機会にもなり得ると捉えられる点で注目される。

以上のように、【生活成立型】では、[A 地区内非営利組織] による活動が、多くの地区で共通して認められることから、生活の持続に対して需要がある地域構造を背景に、本地域構造で [A 地区内非営利組織] が活動の中心を担っていると捉えられる一方で、他の活動主体の不足によって地域住民が多くの活動に並行して取り組まざるを得ない状況とも推察され、将来的に活動の継続が困難となる可能性を指摘できる。また本地域構造では、一般的に [C 自治体内建設業者] による活動や [②伝統保存] に該当する活動が少なく、唯一の活動事例においても、自治体内部での解決ではなく、近隣自治体に所在する建設業従事者を巻き込むことで、自治体内部に拘らない解決が図られており、自治体が自立して [C 自治体内建設業者] を養成することが困難となっている状況が推察される。この状況からは、[C 自治体内建設業者] が担うことが多い [②伝統保存] に関する活動が取り組まれにくくなっている状況にある可能性も認められる。該当事例の多い<資源活用>では、観光地としての好条件が、観光業の成立を期待する地区外部の主体による地区内部への資金や知見の提供を促進し、地域構造として不足している、生活に必要な産業創出に関与しているものと推察される。

7-5-4 【外部依存型】における活動の特徴

本地域構造に該当する地区は 15 件あり、他の地域構造と比べて活動が活発であるといえる。これは、他地域に比べて地区における生活や町並みの持続に際して問題が逼迫しており、その解決が目指されているものとも捉えられる。地域構造と活動内容に着目すると、【外部依存型】に該当する「重伝建地区」全体の特徴として、[①生活保全]、[③空き家流通] に該当する活動がほとんど認められない点が挙げられる。この点から、こうした活動を行いやすい傾向にある [A 地区内非営利組織] や [B 地区内民間事業者] 自体が減少している可能性や、他の活動への従事によって活動を行うことができない状況となっている可能性を指摘できる。また<資源活用>に着目すると、前述の通り、[③空き家流通] に該当する活動が認められないのに加えて、[②伝統保存] に関連する活動がみられるのも 6 地区 16 件の活動中 2 件と少ない一方、前節で認められた「重伝建地区」

全般に認められる活動が多く実施されていることから、住民の減少や地域の伝統等、地区そのものへの意識の低下が起きている可能性が考えられる。

ここで、行政が観光を推進している<資源活用>、<低資源活用>をみると、[A 地区内非営利組織] や [B 地区内民間事業者] は、[E 自治体外事業者] や [F 公益的組織] に該当する各自治体行政と連携した [④空き家観光活用] に該当する活動を行う傾向が認められる。本類型に該当する地区が他の類型に比べて、生活基盤が弱体化し、人的及び経済的資本が乏しい状況にあることが予想されることを踏まえれば、このような状況を、地区における人員の不足に対して、地区内外の連携を通じた産業の創出が目指される傾向と捉えることができる。これに加えて、行政による観光の推進に対して、住民や建設業従事者の数や体力が不足していることから、地区内部の主体を中心としながらも、不足する人的又は経済的資源を新たな事業者の誘致によって補うことで、観光振興を進めようとする様子が窺える。こうした活動を行う地区では、新たに介入する地区外部の金融機関や団体が、専ら「重伝建地区」を観光資源と捉え、歴史的町並みの観光資源としての魅力を評価していると推察される点で共通している¹¹⁰。事業者による町並みへの関与方法に着目すると、吹屋地区、伊根浦地区、小浜西組地区、熊川宿地区では施設整備にかかる費用を自治体が捻出し、民間事業者が運用する方式が採られており、このうち伊根浦地区では、自治体外部の事業者が施設整備の計画を担っている。また東祖谷地区でも、同様に自治体が捻出した費用で宿泊施設整備を行うものの、長期に亘り地区外部の事業者が計画作成や運用に関与している。一方、浜庄津町浜金屋町地区と八日市護国地区では、金融機関による支援の元、地区内部の主体が観光施設の整備を行っている。浜庄津町浜金屋町地区ではこうした整備に向けて、地域住民との合意形成が実施されており、篠山地区でも観光まちづくりを進める体制構築や人材育成が図られている。このように、事業者の町並みへの関与方法にも地区によって違いがあるといえ、同様の目的を持った活動であっても事業者の関わり方によっても地区に与える影響が異なる可能性を指摘できる。

一方、特徴的な主体と活動による組み合わせによる活動として、<低資源活用>に該当する荻町地区における取り組みに着目できる。この荻町地区では、[B 地区内民間事業者] に該当する義務教育学校である白川郷学園によって、地域教育と文化や技術の継承を組み合わせる [②伝統保存] の活動が認められる。これは、観光地への適性の低い条件を備えた地区にあって、かつ自治体内部で活動できる主体も限られている中で、上述したような地区そのものへの意識の低下の恐れに対して、地区の特性を活かしつつ、人的資源を地区内部で長期的に養成しようとする活動として注目できる。その一方で、行政による観光振興の方針が、現在活動している主体に対する支援として成立していない可能性も考えられることから、行政における「重伝建地区」の位置づけを見直す必要がある点も指摘できる。

¹¹⁰ 文化庁「NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業報告書」、2019

続いて、行政が観光を推進していない地域構造をみると、<資源非活用>に唯一該当する妻籠地区では、地区住民によって保全されてきた町並みが、結果的に訪日外国人の旅行コースに組み込まれ、地区外の事業者によって広域的に活用されている。本地区では、住民によって町並みの保全の一環として住民憲章が制定される一方で、地区外部の事業者の関与も認められる。これは、住民憲章によって、地区外部の事業者の活動の幅や住民と事業者との関わりが制限されるおそれがある反面、地区の伝統性を維持しながら、地区外部の関与によって地区内部の生活を維持できる可能性を示すものと捉えられる。また、<低資源非活用>に唯一該当する宇和町卯之町地区では、[E 自治体外民間事業者]に該当する大学が、[⑦長期展開]に該当する、社会課題の解決を目指す人材の育成を、町並みを構成する建造物の中で実施しており、人々と町並みとの間に関係を見いだせるものの、町並みの整備や伝統技術の継承に対しては、担い手が不足しているとみられる現時点での積極的な取り組みは見いだせなかった。これらの<資源非活用>及び<低資源非活用>の活動事例からは、**【外部依存型】**の地域構造によって地区内部の活力が低下した地区において、これまで整備されてきた町並みが地区外部の主体によって、その価値を見出されている様子が見受けられる。

このように、**【外部依存型】**全体の特徴として、[①生活保全]、[③空き家流通]に該当する活動がほとんど認められず、中でも<資源活用>では、[②伝統保存]に該当する活動が少数しか認められないことから、地区の伝統への意識が低下する可能性も指摘できる。その一方で、行政が観光を推進している<資源活用>、<低資源非活用>では、地区内部の主体が、外部の主体に人的又は経済的資源を補われながら、[④空き家観光活用]に従事しており、地区外部の視点が入り入れられながら、産業の創出が目指されている。こうした活動では、空き家の整備資金を拠出する主体や自治体外部の主体との連携方法、地域内部の体制構築について地区によって差異が認められる。また、<低資源非活用>に該当する荻町地区では、地域教育の一環として[B 地区内民間事業者]による[②伝統保存]の活動が認められ、特異な取り組みとして注目できる。これは、観光地としての適性が低い条件下で、地区内部で長期的に人材を養成しようとする活動としても捉えられるが、当該地区で、行政は地区における観光振興に注目しており、行政が、こうした主体に対する支援を適切に実施できていない可能性も指摘できる。

7-6 地域構造が与える場所に対する認識への影響

7-6-1 本節における検討の流れ

本研究では、検討の前提として、場所に対する共有認識の固有性を維持させていく上で、地域の外側の集団の持つ共有認識に基づく活動に影響された、地域の内側の集団の持つ共有認識の均一化や、少子高齢化を背景とする自治体の衰退による、地区に固有の共有認識の消失の可能性を、歴史的町並みが直面しているであろう問題として捉えた。その上で本分析では、「重伝建地区」を対象として、地区の内部の集団の持つ場所の共有認識の固有性を持続させる方策の検討のために、生活に必要な要素、伝統建築に関わる技術、地区が持つ観光地としての適性と観光に対する行政の姿勢を軸として導出した地域構造に基づいて、各地区の活動を分析し、各地区を取り巻く現状を検討してきた。ここでは、これまで分析を行ってきた、地域構造の類型と「重伝建地区」における活動を対照しながら、活動が各地区に対する共有認識に与える影響を以下の3つの側面から、すなわち、地域構造の違いにかかわらず、特定の主体によって取り込まれることの多い活動について、続いて、各地域構造に特有の活動主体や中心的な役割を果たしていると思われる活動主体について、さらに、ここまでの検討から、地区の活動に大きな影響を与えていることが予想された行政の観光への姿勢と活動主体との関係について、それぞれ考察を行う。

7-6-2 取り込まれやすい活動の傾向と場所に対する共有認識の画一化

前節までの検討を基に、歴史的町並みに関わる活動の全体を概観すると、町並みへの日常的な関わりやすさや保有する知見、活動の事業性、主体が所在する場所に基づく、地域住民による生活保全活動や建物の維持、地区内事業者による空き家流通や観光活用、自治体内建設業者による伝統保存活動、公益的な組織による他主体の支援や公共物の整備といった、特定の主体によって取り込まれることの多い活動が認められる。その中でも、自治体内建設業者、自治体内事業者、自治体外事業者の活動は、地域構造によってはその活動が認められないのに対して、地区住民を中心とした地区の生活環境の保全や建造物の維持を図ろうとする活動、地区内部の民間事業者による空き家を居住又は観光に活用しようとする活動、自治体等による地区内部の活動に対する支援は、地域構造の類型全般に広く認められる活動である。このことは、それぞれの活動が、その活動主体にとってより取り組み易い活動内容であることを示している。

地域住民が生活環境の保全に向けた活動を続けた結果、観光事業者の参入が制限されていく等、特定の主体が取り組みやすい活動に専念することは、その活動に依拠した特定の集団が持つ場所への共有認識に基づいた要素が注目されやすくなる可能性があると考えられる。こうした状況下で、例えば、少子高齢化等を契機に地域構造が変化し、その主体が活動しにくくなった場合に、他の集団が持つ共有認識に基づいた活動が発生しにくい恐れがあるといえる。また、特定の方法を基にして活動が定式化してしまうことで、そこで取り込まれ得る活動と主体の柔軟性が失われ、地域構造

の変化に対応できなくなる可能性や、こうした方法論が他地区の活動に取り込まれていくことで、地区内部の集団に固有だった共有認識が他の認識にすり替えられてしまう可能性も指摘できる。こうした組み合わせによる活動に多くを占められている地域構造類型としては、【安定型・局所<資源活用>】、【外部依存型<資源活用>】の地域構造が挙げられる。これらの地域構造では、該当するどの地区においても類似した主体と活動内容の組み合わせが認められ、地区内部の主体がもつ、その地区に対する認識に基づいた活動だけではなく、他地区でも取り組まれている活動を取り入れることに終始している可能性がある。特に、地域住民による生活保全活動が行われがちな【安定型・局所<資源活用>】では、現状では比較的安定した地域構造と捉えられるものの、今後、生活に必要な要素の成立範囲が広域化し、地域住民と地区との関わりが希薄になった際に、それに代わる活動主体が受け入れられにくくなる場合や、地区外部の主体がその地区に対する認識を共有しにくくなる場合が懸念される。その一方で、【外部依存型<資源活用>】では、行政による補助金の投入により整備された宿泊施設を地区内部の民間事業者が運用する方法論が確立されてきた様子が窺え、こうした運用の方式が町並み活用の手法として定着することは、他の方法による空き家の活用が行われにくくなる状況の発生を示唆するものとも捉えられる。

このように、主体が取り組みやすい活動ばかり行われている地域構造では、その地区に対する固有の共有認識が将来的に弱まりやすくなると推察されるとともに、活動の主体と内容が固定化し、今後地区で発生しうる問題に柔軟に対処できなくなることや、その結果、活動の担い手を失い、外部に依存せざるを得ない不安定な地域構造に変化していく危険性に留意する必要があると考えられる。

7-6-3 各地域構造における中心的な活動主体と場所に対する認識に与える影響

各地域構造の特徴及び活動主体・活動内容相互の差異をみると、生活と町並みの維持に必要な条件が整っている【安定型・局所】では、地区住民による生活環境の保全を尊重した規制に基づく町並みの制御が重視される傾向が見て取れることから、生活の場として地区が認識されていると捉えられる。これに対して、生活と町並みの維持に必要な条件がより広い地理的範囲の中で整う【安定型・広域】では、地域住民の活動が認められる点で【安定型・局所】と共通する一方、地区外部の主体による地区への支援活動の割合が多いことから、地域構造の特性に起因して、地区外部の集団に共有されている場所への認識が取り入れられやすい状況にあるといえる。また、地区内部の民間事業者を中心とする空き家の観光活用に資する活動も【安定型・局所】に比べて多く認められ、生活の場としてだけではなく、自ら活用する対象としての観光資源としても地区が認識されている状況にある。【安定型・局所】で少数認められた自治体内部の建設業従事者による活動が見られないという特徴も見出せる。

一方、【安定型】との2類型と同じく、生活に必要な条件を自治体内で満たしている【生活成立型】でも、【安定型・局所】と同様に、地区住民を中心とした活動が多数認められるが、一つの主

体が複数の活動を担う事例が比較的多い点で異なり、特定の主体で共有されている場所への認識が複数の活動の中で、取り上げられやすい状況を窺うことができる。

町並みの維持に必要な条件を自治体内で満たす【技術成立型】では、その中心的な活動主体として、地域構造の特徴である多くの建設業従事者に注目できる。この建設業従事者によって、地区における伝統の保存、地区への居住に必要な空き家の流通、雇用創出に必要な空き家の観光活用等、多岐の分野に亘る活動がなされており、地区の様々な要素に対して、各地区の建設業従事者が様々な認識を共有していると推察される。分析対象中、該当数の最も多く、生活及び町並みの維持を自治体の外部に依拠する【外部依存型】では、地区住民又は地区内事業者と地区外部の主体と言える自治体との協力によって、生活に必要な雇用を生み出せる可能性のある、町並みや空き家を活用した観光産業に注力されている反面、一般に地域の住民や事業者によって取り組まれやすい、生活環境を守る活動や空き家の流通を促進させる活動や、地域の伝統の継承する活動は乏しく、これらの活動に関わる地区内部の人材が不足しているものとみられる。現在中心的に行われているこうした観光産業にまつわる活動は、地区内部で生活できる人々を増加させ、将来的に地区内部で共有される場所に対する認識を多様化させる可能性がある一方で、その取り組みによって地区外部との関わりを多くもつことで、これまで醸成されてきた地区の生活環境や伝統への共有認識が失われてしまう恐れも指摘できる。

ここで、【外部依存型】と同様に、地区外部との連携や空き家の観光活用が多く認められた【安定型・広域】と比較すると、【安定型・広域】では、地区内部の主体による活動と地区外部の主体による独立した活動が併存しているのに対して、【外部依存型】では、地区内部の主体による活動と地区外部の主体が一つの取り組みで連携している場合が多い点に違いが認められる。このことから、【外部依存型】では【安定型・広域】に比べても、地区外部で共有される認識に基づいた活動が推進されることによって、地区内部にて共有されてきた認識が弱まり、地区外部における共有認識に占められてしまうことが危惧される。こうした危惧を有する【外部依存型】の中であって、【外部依存型<資源活用>】に属する東祖谷地区に認められた、地区外部からの移住者及び、その移住者が設立した地区内の事業者が関与する空き家の観光施設としての整備においては、当該移住者が長期に亘って地区内部に関わり続ける点で他の観光活用事例とは異なっており、こうした関わり方を通じて、地区内部で共有されてきた町並みへの認識が、外部事業者の活動の中にも取り込まれるような活動の方法と見做すことができる。また、【外部依存型<低資源活用>】に属する荻町地区では、小学校における地域文化の継承を目指す人材の育成が、【外部依存型<低資源非活用>】に属する卯之町地区では、大学連携を通じた社会課題の解決を目指す人材の育成がそれぞれ認められたように、生活の成立や技術の確保が困難となり、人的資源と経済的資源のいずれもが十分確保できない地域構造の中で、地区内部で活動できる人材を確保することを狙う取り組みとして注目できる。こうした人材育成活動については、活動を行う主体が長期的な視点に立った上で、育成された人材と地区との関わりを維持していくことができれば、地区外部で共有された場所への認識だけ

に依拠せざるを得なくなる前述の危惧を退け、地区内部で共有される場所への認識を維持することに寄与するものと捉えられる。

以上のように、【安定型・局所】や【生活成立型】では地域住民が、【技術成立型】では建設業従事者が活動の中心を担っているのに対して、【安定型・広域】や【外部依存型】では地域住民に加えて、地区外部の主体や自治体も大きな役割を担っているといえ、地域構造ごとに中心的な主体を見出すことができた。また、【安定型・局所】や【技術成立型】では主体それぞれが個別的に活動しているのに対して、【安定型・広域】では一主体が複数の活動を担う一方、【外部依存型】では複数の主体による連携が比較的多く認められる。こうした傾向は地域構造の特徴によって規定されているとみなすことができ、その制約下で、希薄化する傾向にある、地区内部から発露する場所への共有認識をいかに保つか、各主体の活動方法の可能性を類型ごとに見出すことができた。

7-6-4 行政の観光振興への姿勢と場所に対する共有認識

表7-6に示したように、地域構造と各地区における活動主体を概観すると、行政による観光振興に対する姿勢が前向きな地区では、活動や活動に関わる主体の数が多い傾向が認められ、地区の状況にかかわらず、行政の観光への積極性が活動の活性化への刺激になっている可能性があるといえる。各地域構造において特徴的な活動の中で、行政による観光に対する姿勢の違いに注目すると、【安定型・局所】では、生活に必要な施設がより密集し、＜資源活用＞のように行政も観光に前向きな地区であるほど、想定される観光公害への対策として、地区で営まれる生活の質の確保を目的に、町並みへの規制の内容が厳格なものになっている。この類型における活動主体と活動内容の限定的な取り組みからは、こうした厳しい規制の結果、地区内部で活動する主体はあっても、その活動の幅がこの規制によって狭まっている状況にあることが窺える。こうした状況にあっては、地区内部で共有される場所への認識が画一化し、主体と活動が硬直化する恐れがあり、現在の地域構造が維持された状況では問題ないものの、将来的に他の地域構造へ移行した場合に、その変化に対応できない可能性が想定される。この想定を踏まえると、現在の地区の生活環境を維持しながら、より幅広く共有された場所への認識を取り入れる活動がなされたほうが、変化への柔軟な対応が可能となるものと推察される。こうした活動の方法のひとつとして、【安定型・局所＜資源非活用＞】に属する元町末広町地区で認められたような、地区住民らで構成される組織が実施する、歴史的建造物の居住環境の整備を促進する助成金による支援事業に注目できよう。これは、【安定型・局所】に多く認められた、行政が主導する法的規制に頼ることなく、補助金等を活用して地区における建造物の活用方法を誘導することで、地区に関わる主体と活動の幅を狭めずに、柔軟性をもたせながら地区内部の生活環境を向上させられる手法と捉えられる。

【安定型・広域】では、行政の観光への姿勢に起因するとみられる顕著な影響は見出せないものの、現時点において建設業従事者の取り組みが認められないことから、将来的に社会状況等が変化

した場合に【生活成立型】へと地域構造が移行することも懸念される。事実、【安定型・広域】における活動主体の分布には、自治体内外の民間事業者のものが多数認められ、【安定型・局所】よりもむしろ【生活成立型】、【外部依存型】に類似しているとも捉えられる。

一方、【技術成立型】では、行政も観光振興に積極的な地区では、自治体内部の建設業従事者によって取り組まれることの多い伝統継承への取り組みに加えて、空き家の流通や観光施設への活用だけでなく、地域構造として不足している、生活に必要な要素を地区に拡充することに繋がる移住者の誘致や雇用の創出も試みられている。こうした取り組みは、「重伝建地区」全体では建設業従事者によるものとしてはあまりみられない活動であることを踏まえると、行政の観光に前向きな姿勢が、建設業従事者の広範で活発な活動に影響を与えていると考えられる。またこのような活動は、【技術成立型】において、生活に必要な要素を獲得するための活動ともなっているとみられるのに対して、【生活成立型】、【外部依存型】においては、建設業従事者の不足に対応する活動はほとんど見受けられない。こうした中で、【生活成立型<低資源活用>】に属する打吹玉川地区で認められた、自治体の建設業従事者による、自治体外部の建設業従事者と協働で行われた伝統技術をテーマとするイベントの開催という取り組みに注目できる。すなわち、こうした活動の今後の展開として、周辺自治体の建設業従事者による歴史的建造物の修理体制の構築や技術者の養成等の取り組みを行うことができれば、当該地区、ひいては当該類型が抱えている課題である建設業従事者の不足に対処できる可能性を見出すことができる。

以上の検討から、地区内部で場所への認識を共有する主体の持続を期待できる地域構造である【安定型】への移行を目指して、生活に必要な要素の整備が必要である【技術成立型】では、【技術成立型<資源活用>】で認められるように、行政の観光振興による活動の活性化のもと、建設業従事者が地区で不足する雇用の創出等に資する活動を行うことで、「生活に必要な要素の整備」という地域構造上の問題を解決できる可能性をもつものと推察される。それと同時に、主体の持つ特性として、建造物の維持に必要な伝統技術の保全等も進められることから、地区内部で共有される場所への認識を維持することができる可能性が高い点でも、地区における活動主体として、建設業従事者に注目できる。

この建設業従事者の特性を踏まえると、建設業従事者の不足している【生活成立型】では、建設業従事者の育成に繋がる可能性のある活動が少ないことから、建設業従事者の可能性を活用することなく、地域構造上の問題を解決できずに地区内部で共有される認識が弱まってしまう可能性がある。また、【技術成立型】では技術継承と生活の必要要素の獲得の両方に寄与できる建設業従事者が多く存在しているのに対して、【生活成立型】では、今後一度生活に必要な要素が失われれば、それを復旧させようとする活動主体が少ないことから、さらに多くを地区外部に頼る【外部依存型】に移行してしまう可能性が高いものと推察される。こうした状況を勘案すると、【生活成立型】では、既に不足している自治体内部の建設業従事者に留まらず、周辺自治体の建設業従事者との連携

も念頭においた伝統技術の継承や人材の養成等の取り組みが、町並みを構成する建造物を維持していくために求められるものと考えられる。また、他の地域構造では、地域住民が伝統技術の継承に関わろうとする事例も認められることから、地域住民が活動の中心となっている【生活成立型】でも、伝統技術や町並みを構成する建造物そのものに対する認識を地域住民の間で共有できれば、一時的には地域住民がこうした活動に関わる可能性も考えられる。

【外部依存型】では、地区内部で完結した生活や建造物の維持が現在の状況下では困難であり、一般にこうした状況がにわかには好転する見込みは低いことから、地区外部の協力が今後必要となる可能性が高いといえる。この状況にあっては、たとえ地区内部の主体が携わる取り組みであっても、活動への協力などを通じて、行政による観光振興の影響で流入してきた地区外部の事業者と同質化してしまうと、地区内部で共有されてきた地区への認識が衰退してしまう恐れがある。本地域構造における場所に対する共有認識の維持を考えると、東祖谷地区の事例でみたように、地区内部の主体と長期的な関わりを持つことを通じて、地区内外の主体がそれぞれの関係に自覚をもちながら、地区外部の事業者が、地区内部における場所の共有認識を獲得することで、地区内部の主体が地区外部の主体による認識に同質化してしまうことを回避しつつ、地区内部での人材育成に注力し、【技術成立型】の地域構造を目指すことで、地区内部で共有されてきた認識を維持できる可能性があるといえる。

7-7 小結

以上のように、本章では、前章までに検討してきた生活に必要な要素、伝統建築に関わる技術、地区が持つ観光地としての適性と観光に対する行政の姿勢を元に分類項目を設定した上で、地域構造類型を導出し、その地域構造ごとに各「重伝建地区」で取り組まれている活動を、各活動に取り組む主体に注目して検討を行った。その結果、行政による観光振興が地区の活動を活性化する傾向が全般に認められた他、地域構造にかかわらず、特定の主体が特定の活動に取り組みやすい傾向が見出され、その地区における場所に対する共有認識の画一化につながる懸念として捉えられる一方で、各地域構造類型に認められる主体と活動内容の特徴を、地域構造との関係の中でも捉えることができた。

各地域構造における場所に対する共有認識の持続性に注目すると、生活と町並みの維持に必要な条件が整っている【安定型・局所】では、住民が地区での生活を重視し、その維持を主眼とした法的規制に基づく町並みの制御には成功している反面、地区外部からの活動の参入を制限するだけでなく、地区内部の活動の幅が狭まっている状況にある点を指摘できた。こうした状況が、将来的な場所に対する共有認識の硬直化や画一化をもたらす恐れを考えると、現在規制的な手段に頼っている地域住民が、こうした手法だけに限らず、必要な生活環境に町並みを誘導していくような方策を検討していくことで、今後の地域構造の変化にも柔軟に対応できる場所に対する共有認識の多様性を担保できる可能性があるものと考えられる。

一方、【安定型・局所】を除く地域構造では、生活に必要な要素や建設業従事者の衰退に伴い、それらが外部化されるに従って、内部における場所の認識を共有する主体やそれに基づく活動が減少し、場所に対する共有認識が弱まっていくことが懸念される。こうした傾向が特に顕著とみられ、地区内部での生活や建造物の維持が現在の状況下で困難な【外部依存型】では、地区内部の主体と地区外部の主体が協働する活動が多く認められた。特に、観光資源の活用に行政が積極的な<資源活用>の地区では、官民連携による宿泊施設の整備運営に関する方法論が確立され、この特定の主体や手法に依拠した空き家活用が進められている点で、場所に対する共有認識が均質化する恐れが想定される。ここでは、外部の民間事業者が、一定の手法を外部から持ち込むだけでなく、地区内部との長期的な関わりを維持することや、地区内部での人材育成にも注力することで、地区内部で共有されてきた場所への認識を維持できる可能性があるといえる。

【安定型・広域】から【外部依存型】に移行する前段階としても捉えられる、生活に必要な要素が不足している【技術成立型】では、行政が進める積極的な観光振興を背景に、建設業従事者がその活動の幅を広げることで、空き家の流通や雇用の創出に繋がり、地区内部で認識を共有する主体を維持できる可能性を見出すことができた。すなわち、地区内部で認識を共有する主体の維持と育成に貢献できる存在として、建設業従事者に注目することができる。この建設業従事者の関与の有効性を考えると、そもそも建設業従事者の不足している【生活成立型】や、現時点において建設業従事者による活動が認められず、将来的な【生活成立型】への移行も懸念される【安定型・広域】では、その不足

の中で活動の中心となっている地域住民が、伝統技術の継承に協力しながら、自治体内部だけでなく、周辺自治体の建設業従事者による歴史的建造物の修理体制の構築や技術者の養成等の取り組みを行うことで、現在の建設業従事者の不足に対処しながら、将来的には、比較的安定して地区内部における共有認識を維持できるといえる【技術成立型】への移行を目指せる可能性がある。

以上のように本章では、地区や自治体の内外を問わず、建設業従事者が直接的にまた間接的に、地区の活動に関わることを通じて、地区内部で共有されてきた場所への認識の維持を図る可能性を見出すことができた。ただ現状では、【安定型・局所】、【技術成立型】以外の地域類型における建設業従事者の活動は全体的に停滞しているといえ、地区内に建設業従事者がいればその活性化を、従事者がいなければ、地域住民との連携などを念頭に、地区外部の建設業従事者の参画による修理体制の構築や技術者の養成を図ることが、地区内部で共有されてきた、地区への認識の維持に求められる取り組みといえる。

表7-1：これまでの類型化を踏まえた「重伝建地区」の分類

番号	都道府県		地区名称等	種別	細分類			類型	活動
					生活の成立	技術の成立	行政の認識と観光への適合性		
21	石川	金沢市	金沢市東山ひがし	茶屋町	局所	成立	資源活用	安定型	○
22	石川	金沢市	金沢市主計町	茶屋町	局所	成立	資源活用		○
40	岐阜	高山市	高山市三町	商家町	局所	成立	資源活用		○
41	岐阜	高山市	高山市下二之町大新町	商家町	局所	成立	資源活用		○
54	京都	京都市	京都市上賀茂	社家町	局所	成立	資源活用		×
55	京都	京都市	京都市産寧坂	門前町	局所	成立	資源活用		○
56	京都	京都市	京都市祇園新橋	茶屋町	局所	成立	資源活用		○
79	広島	呉市	呉市豊町御手洗	港町	局所	成立	資源活用		×
1	北海道	函館市	函館市元町末広町	港町	局所	成立	資源非活用		○
2	青森	弘前市	弘前市仲町	武家町	局所	成立	資源非活用		×
53	滋賀	東近江市	東近江市五個荘金堂	農村集落	局所	成立	資源非活用		×
62	兵庫	神戸市	神戸市北野町山本通	港町	局所	成立	資源非活用		○
63	兵庫	豊岡市	豊岡市出石	城下町	局所	成立	資源非活用		○
104	長崎	長崎市	長崎市東山手	港町	局所	成立	資源非活用		×
105	長崎	長崎市	長崎市南山手	港町	局所	成立	資源非活用		×
114	鹿児島	薩摩川内市	薩摩川内市入来麓	武家町	局所	成立	低資源活用		○
57	京都	京都市	京都市嵯峨鳥居本	門前町	広域	成立	資源活用		×
14	埼玉	川越市	川越市川越	商家町	広域	成立	資源活用		○
15	千葉	香取市	香取市佐原	商家町	広域	成立	資源活用		○
17	富山	高岡市	高岡市山町筋	商家町	広域	成立	資源活用		×
19	富山	南砺市	南砺市相倉	山村集落	広域	成立	資源活用		○
50	滋賀	大津市	大津市坂本	里坊群・門前町	広域	成立	資源活用		×
76	岡山	倉敷市	倉敷市倉敷川畔	商家町	広域	成立	資源活用		○
107	長崎	雲仙市	雲仙市神代小路	武家町	広域	成立	資源活用		×
20	富山	南砺市	南砺市菅沼	山村集落	広域	成立	資源活用		○
52	滋賀	近江八幡市	近江八幡市八幡	商家町	広域	成立	資源非活用		○
26	石川	加賀市	加賀市加賀橋立	船主集落	広域	成立	低資源非活用	○	

凡例

- 活動事例が認められ、詳細が調査できた地区を示す
 - △ 活動事例が認められたものの、詳細が調査でなかった地区を示す
 - ×
- × 活動事例が認められなかった地区を示す

表7-1：これまでの類型化を踏まえた「重伝建地区」の分類

番号	都道府県	地区名称等	種別	細分類			類型	活動	
				生活の成立	技術の成立	行政の認識と観光への適合性			
3	青森	黒石市	黒石市中町	商家町	広域	技術依存	資源活用	生活成立型	○
7	秋田	仙北市	仙北市角館	武家町	広域	技術依存	資源活用		×
42	岐阜	美濃市	美濃市美濃町	商家町	広域	技術依存	資源活用		○
49	三重	亀山市	亀山市関宿	宿場町	広域	技術依存	資源活用		△
67	奈良	橿原市	橿原市今井町	寺内町・在郷町	広域	技術依存	資源活用		○
80	広島	竹原市	竹原市竹原地区	製塩町	広域	技術依存	資源活用		○
97	福岡	うきは市	うきは市筑後吉井	在郷町	広域	技術依存	資源活用		×
61	大阪	富田林市	富田林市富田林	寺内町・在郷町	広域	技術依存	資源非活用		○
58	京都	南丹市	南丹市美山町北	山村集落	広域	技術依存	資源非活用		○
71	鳥取	倉吉市	倉吉市打吹玉川	商家町	局所	技術依存	低資源活用		○
4	岩手	金ケ崎町	金ケ崎町城内諏訪小路	武家町	広域	技術依存	低資源活用		×
34	長野	塩尻市	塩尻市奈良井	宿場町	広域	技術依存	低資源活用		×
35	長野	塩尻市	塩尻市木曾平沢	漆工町	広域	技術依存	低資源活用		×
90	香川	丸亀市	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	広域	技術依存	低資源活用		○
10	茨城	桜川市	桜川市真壁	在郷町	広域	技術依存	低資源活用		△
37	長野	東御市	東御市海野宿	宿場・養蚕町	広域	技術依存	低資源活用		×
43	岐阜	恵那市	恵那市岩村町本通り	商家町	生活依存	成立	資源活用	技術成立型	○
95	福岡	八女市	八女市八女福島	商家町	生活依存	成立	資源活用		○
102	佐賀	嬉野市	嬉野市塩田津	商家町	生活依存	成立	資源活用		○
73	島根	大田市	大田市大森銀山	鉱山町	生活依存	成立	資源活用		○
96	福岡	八女市	八女市黒木	在郷町	生活依存	成立	資源活用		△
99	福岡	朝倉市	朝倉市秋月	城下町	生活依存	成立	資源活用		×
108	大分	日田市	日田市豆田町	商家町	生活依存	成立	資源非活用		○
16	新潟	佐渡市	佐渡市宿根木	港町	生活依存	成立	資源非活用		×
74	島根	大田市	大田市温泉津	港町・温泉町	生活依存	成立	資源非活用		×
111	宮崎	日向市	日向市美々津	港町	生活依存	成立	低資源活用		○
110	宮崎	日南市	日南市飫肥	武家町	生活依存	成立	低資源非活用	○	

凡例

- 活動事例が認められ、詳細が調査できた地区を示す
 - △ 活動事例が認められたものの、詳細が調査でなかった地区を示す
 - ×
- × 活動事例が認められなかった地区を示す

表7-1：これまでの類型化を踏まえた「重伝建地区」の分類

番号	都道府県	地区名称等	種別	細分類			類型	活動
				生活の成立	技術の成立	行政の認識と観光への適合性		
64	兵庫	篠山市	篠山市篠山	城下町	生活依存	技術依存	資源活用	○
69	奈良	宇陀市	宇陀市松山	商家町	生活依存	技術依存	資源活用	×
100	佐賀	鹿島市	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	生活依存	技術依存	資源活用	○
101	佐賀	鹿島市	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	生活依存	技術依存	資源活用	×
78	岡山	高梁市	高梁市吹屋	鉱山町	生活依存	技術依存	資源活用	○
86	山口	柳井市	柳井市古市金屋	商家町	生活依存	技術依存	資源活用	×
88	徳島	三好市	三好市東祖谷山村落合	山村集落	生活依存	技術依存	資源活用	○
70	和歌山	湯浅町	湯浅町湯浅	醸造町	生活依存	技術依存	資源活用	○
93	高知	室戸市	室戸市吉良川町	在郷町	生活依存	技術依存	資源活用	○
103	佐賀	有田町	有田町有田内山	製磁町	生活依存	技術依存	資源非活用	×
25	石川	輪島市	輪島市黒島地区	船主集落	生活依存	技術依存	資源非活用	×
38	長野	南木曾町	南木曾町妻籠宿	宿場町	生活依存	技術依存	資源非活用	○
39	長野	白馬村	白馬村青鬼	山村集落	生活依存	技術依存	資源非活用	×
115	鹿児島	南九州市	南九州市知覧	武家町	生活依存	技術依存	低資源活用	×
45	岐阜	白川村	白川村荻町	山村集落	生活依存	技術依存	低資源活用	○
92	愛媛	内子町	内子町八日市護国	製蠟町	生活依存	技術依存	低資源活用	○
59	京都	伊根町	伊根町伊根浦	漁村	生活依存	技術依存	低資源活用	○
29	福井	小浜市	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	生活依存	技術依存	低資源活用	○
60	京都	与謝野町	与謝野町加悦	製織町	生活依存	技術依存	低資源活用	×
87	徳島	美馬市	美馬市脇町南町	商家町	生活依存	技術依存	低資源活用	○
113	鹿児島	出水市	出水市出水麓	武家町	生活依存	技術依存	低資源活用	×
8	福島	下郷町	下郷町大内宿	宿場町	生活依存	技術依存	低資源活用	○
30	福井	若狭町	若狭町熊川宿	宿場町	生活依存	技術依存	低資源活用	○
106	長崎	平戸市	平戸市大島村神浦	港町	生活依存	技術依存	低資源活用	△
91	愛媛	西予市	西予市宇和町卯之町	在郷町	生活依存	技術依存	低資源非活用	○
112	宮崎	椎葉村	椎葉村十根川	山村集落	生活依存	技術依存	低資源非活用	×

外部依存型

凡例

- 活動事例が認められ、詳細が調査できた地区を示す
- △ 活動事例が認められたものの、詳細が調査でなかった地区を示す
- × 活動事例が認められなかった地区を示す

表7-2：生活と技術の成立からみた地域構造のまとめ

		5章における類型	
		安定	外部依存
4章に おける 類型	局所生活安定	安定型	生活成立型
	広域生活安定		
	外部依存	技術成立型	外部依存型

表7-3：地域構造のまとめとその細目

地域構造	細目	
安定型	局所型	資源活用型
		資源非活用型
		低資源活用型
		低資源非活用型
	広域型	資源活用型
		資源非活用型
		低資源活用型
		低資源非活用型
生活成立型	—	資源活用型
		資源非活用型
		低資源活用型
		低資源非活用型
		資源活用型
		資源非活用型
		低資源活用型
		低資源非活用型
技術成立型	—	資源活用型
		資源非活用型
		低資源活用型
		低資源非活用型
外部依存型	—	資源活用型
		資源非活用型
		低資源活用型
		低資源非活用型

表7-4：地区で認められた活動一覧

	安定型		技術成立型	生活成立型	外部依存型						
	局所	広域									
資源活用	No.1東山ひがし地区	No.11佐原地区	No.18八女福島地区	No.25今井町地区	No.33藤山地区						
						A ①	B ④	C ④	A ⑤	B ④	
						B ③	C ④	D ⑧	F ⑥		
	No.2主計町地区	No.12川越地区	No.19岩村町本町通り地区	No.26中町地区	No.34東祖谷山村落合地区	No.35浜住津町浜金屋町地区					
							A ①	A ①	C ③	A ⑧	A ⑥
							B ③	B ④	C ④	F ⑥	B ④
	No.3祇園新町地区	No.13倉敷川畔地区	No.20塩田津地区	No.27美濃町地区	No.36溝浅地区	No.37吹屋地区					
							A ①	B ④	A ③	A ④	A ⑤
							B ③	C ②	B ④	F ⑥	B ④
	No.4産寧坂地区	No.14相倉地区	No.21豆田町地区	No.28竹原地区	No.38吉良川町地区	No.39妻籠地区					
							A ①	B ⑤	C ②	A ①	A ①
							F ⑥	F ⑧	D ⑥	E ⑥	E ⑥
	No.5三町地区	No.15普沼地区	No.22大森嶺山地区	No.29富田林地区	No.30美山町北地区	No.40荻町地区					
							A ①	B ⑥	C ①	B ③	B ⑥
							A ①	A ②	A ⑤	B ④	F ⑥
No.6下二之町地区	No.16八幡地区	No.23美々津地区	No.31打吹玉川地区	No.41八日市護国地区	No.42伊模浦						
						A ①	B ⑤	C ③	A ④	F ⑥	
						A ①	B ⑥	D ⑥	B ④	F ⑥	
資源非活用	No.7出石地区	No.8元町末広町地区	No.9北野町山本通地区	No.10入来藤地区	No.24秋肥地区						
						B ④	B ③	C ②	A ①	A ⑤	
						C ②	B ③	A ①	B ②	A ⑤	
	No.17加賀橋上地区	No.18八幡地区	No.19岩村町本町通り地区	No.20塩田津地区	No.21豆田町地区	No.22大森嶺山地区					
							A ①	B ⑥	C ①	A ⑤	B ③
							F ⑥	F ⑥	C ②	B ④	D ⑥
	No.25今井町地区	No.26中町地区	No.27美濃町地区	No.28竹原地区	No.29富田林地区	No.30美山町北地区					
							A ⑧	A ④	A ③	A ⑤	B ⑥
							F ⑥	F ⑥	F ⑥	C ②	F ⑥
	No.33藤山地区	No.34東祖谷山村落合地区	No.35浜住津町浜金屋町地区	No.36溝浅地区	No.37吹屋地区	No.38吉良川町地区					
							B ④	B ④	B ④	B ④	B ④
							F ⑥	F ⑥	F ⑥	F ⑥	F ⑥
	No.39妻籠地区	No.40荻町地区	No.41八日市護国地区	No.42伊模浦	No.43小浜西組	No.44釜町南町					
							A ①	A ④	A ④	A ④	A ④
							E ⑥	F ⑥	F ⑥	F ⑥	F ⑥
No.45大内宿	No.46熊川宿	No.47宇和町卯之町地区	No.48	No.49	No.50						
						A ①	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ②	A ③	A ④	A ④	A ④	
No.51	No.52	No.53	No.54	No.55	No.56						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.57	No.58	No.59	No.60	No.61	No.62						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.63	No.64	No.65	No.66	No.67	No.68						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.69	No.70	No.71	No.72	No.73	No.74						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.75	No.76	No.77	No.78	No.79	No.80						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.81	No.82	No.83	No.84	No.85	No.86						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.87	No.88	No.89	No.90	No.91	No.92						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.93	No.94	No.95	No.96	No.97	No.98						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.99	No.100	No.101	No.102	No.103	No.104						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.105	No.106	No.107	No.108	No.109	No.110						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.111	No.112	No.113	No.114	No.115	No.116						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.117	No.118	No.119	No.120	No.121	No.122						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.123	No.124	No.125	No.126	No.127	No.128						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.129	No.130	No.131	No.132	No.133	No.134						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.135	No.136	No.137	No.138	No.139	No.140						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.141	No.142	No.143	No.144	No.145	No.146						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.147	No.148	No.149	No.150	No.151	No.152						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.153	No.154	No.155	No.156	No.157	No.158						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.159	No.160	No.161	No.162	No.163	No.164						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.165	No.166	No.167	No.168	No.169	No.170						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.171	No.172	No.173	No.174	No.175	No.176						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.177	No.178	No.179	No.180	No.181	No.182						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.183	No.184	No.185	No.186	No.187	No.188						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.189	No.190	No.191	No.192	No.193	No.194						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
No.195	No.196	No.197	No.198	No.199	No.200						
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	
						A ④	A ④	A ④	A ④	A ④	

凡例

活動の主体

- A 地区内部の住民やそれによって構成される非営利組織
- B 地区内部の民間事業者
- C 自治体内部の技術者
- D 自治体内部の民間事業者
- E 自治体外部の民間事業者
- F 行政、観光協会、商工会等の公益的自治体の公益的組織

活動の内容

- ① 協定や憲章、デザインコード等による景観や用途の規制や、観覧活動による模範事例の提示によって町並みの環境を保全しようとする活動
- ② 研修や教育等によって伝統的建造物に関わる技術や伝統文化の継承を行う活動
- ③ 空き家等の活用や流通促進を通して居住者を誘致する活動
- ④ 空き家を店舗やゲストハウス等の営利的な観光施設として整備し運用する活動
- ⑤ 既にある非営利的な公共施設等を維持管理する活動
- ⑥ 地区内における活動を支援する制度構築、資金提供、事業提携等の活動
- ⑦ 地区の調査やまちづくりの提案、長期的な人材育成等の活動
- ⑧ 地区内部において街路や公共施設等を整備する活動

表7-5：活動の主体と活動内容

活動主体	活動内容							
	①生活保全	②伝統保存	③空き家流通	④空き家 観光活用	⑤建物維持	⑥地区支援	⑦長期展開	⑧公共的整備
A.地区内非営利組織	16	8	6	6	12	4	2	0
B.地区内事業者	0	1	8	16	3	4	1	0
C.自治体内建設業者	1	7	2	3	0	0	0	0
D.自治体内事業者	0	0	0	2	0	5	0	1
E.自治体外事業者	0	2	1	2	1	11	2	2
F.公益的組織	0	4	0	1	1	26	1	5

表註1：網掛は特に数が多いものを示す。

表註2：同一の活動を複数の主体が実施している場合や、同一の主体が複数の活動を行なっている場合、それぞれ別々の活動として計算している。

表7-6：地域構造別にみた活動主体

類型			活動主体					
			A.地区内 非営利組織	B.地区内 事業者	C.自治体内 建設業者	D.自治体内 事業者	E.自治体外 事業者	F.公益的 組織
安定型	局所	資源活用	6	2	2			4
		資源非活用	7	2	1	1		2
		低資源活用	1			1		1
	広域	資源活用	8	5		1	5	3
		資源非活用		4			1	2
		低資源非活用	1				1	1
技術 成立型	資源活用	4		5		1	1	
	資源非活用	2	2	3			2	
	低資源活用			1				
	低資源非活用	1				2	1	
生活 成立型	資源活用	7	4		2	4	6	
	資源非活用	2	2		1			
	低資源活用	3	1	1		1	1	
外部 依存型	資源活用	4	5		1		6	
	資源非活用	1				1		
	低資源活用	7	6		1	4	7	
	低資源非活用					1	1	

表註：同一の活動を複数の主体が実施している場合や、同一の主体が複数の活動を行なっている場合、それぞれ別々の活動として計算している。

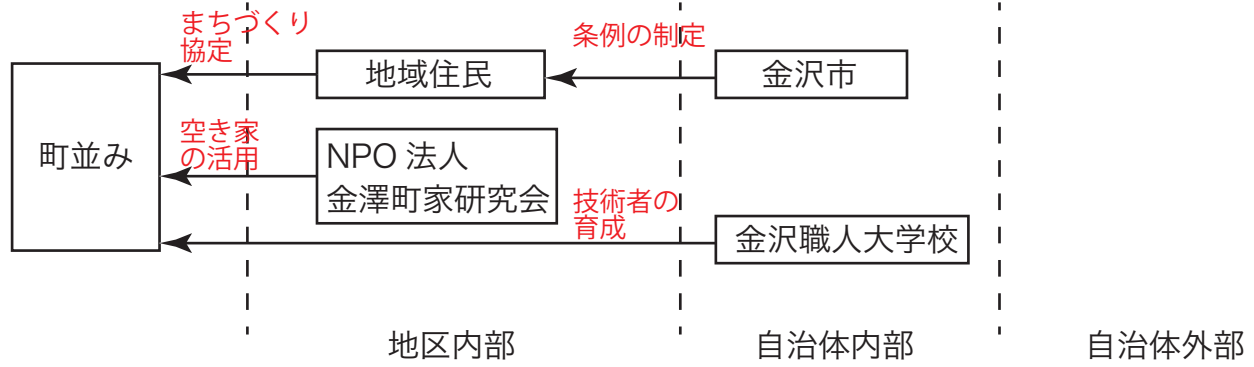
表7-7：地域構造別にみた活動内容

類型			活動内容							
			①生活保全	②伝統保存	③空き家流通	④空き家 観光活用	⑤建物維持	⑥地区支援	⑦長期展開	⑧公共的整備
安定型	局所	資源活用	6	2	2			4		
		資源非活用	2	3	1	2	0	5	0	0
		低資源活用					1	1		1
	広域	資源活用	3	3		5	3	5	2	1
		資源非活用			2		1	4		
		低資源非活用							2	1
技術 成立型	資源活用		2	3	3	1	2			
	資源非活用	2	2	1		1	3			
	低資源活用			1						
	低資源非活用	1		1	1		1			
生活 成立型	資源活用		1	4	4	2	8	1	3	
	資源非活用	1		1	1	1	1			
	低資源活用		2		3	1	1			
外部 依存型	資源活用		2		5	2	6		1	
	資源非活用	1					1			
	低資源活用	1	5	1	6	3	8		1	
	低資源非活用					1		1		

表註：同一の活動を複数の主体が実施している場合や、同一の主体が複数の活動を行なっている場合、それぞれ別々の活動として計算している。

No.	1	類型	【安定型・局所<資源活用>】	地区名称	金沢市東山ひがし地区	選定年度	2005年	地区内人口	197人	地区内建造物数	144件
-----	---	----	----------------	------	------------	------	-------	-------	------	---------	------

活動の模式図



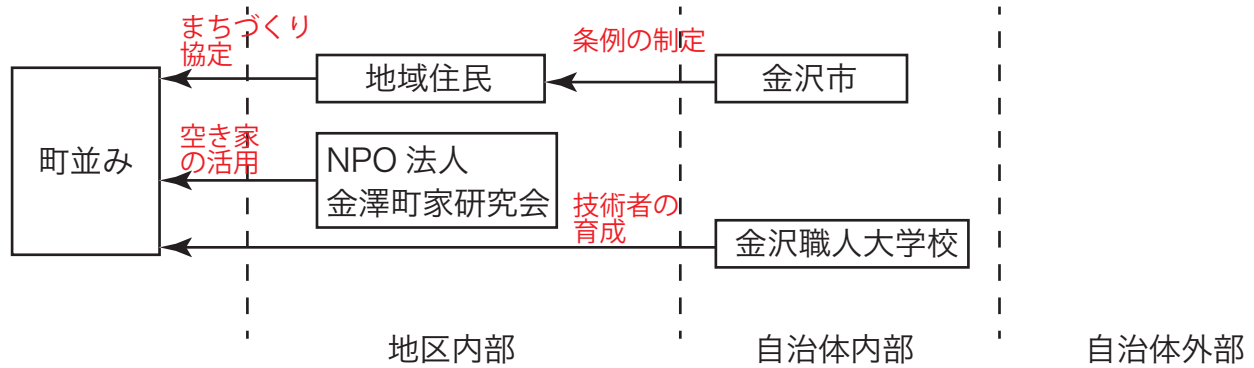
地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

No.	2	類型	【安定型・局所<資源活用>】	地区名称	金沢市主計町地区	選定年度	2012年	地区内人口	26人	地区内建造物数	51件
-----	---	----	----------------	------	----------	------	-------	-------	-----	---------	-----

活動の模式図



地区内の写真

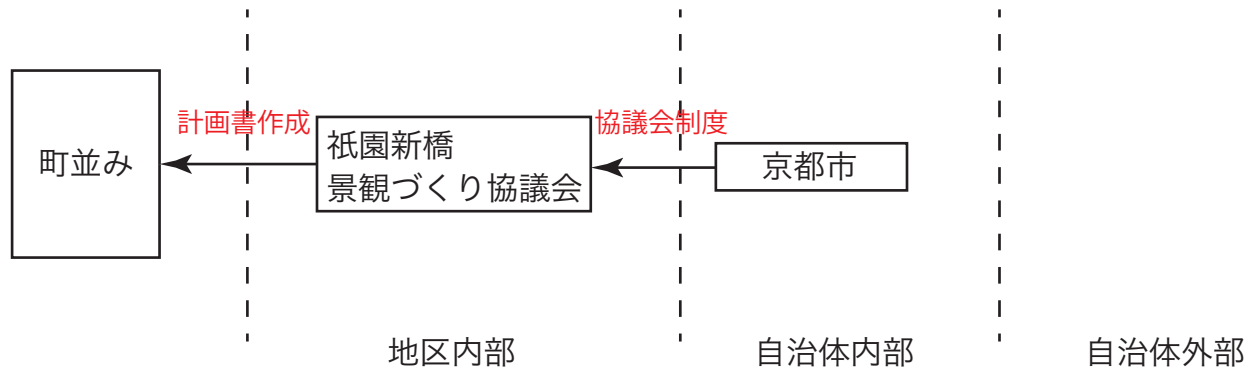


写真出典：本論執筆者撮影

図 7-1：「重伝建地区」における活動

No.	3	類型	【安定型・局所<資源活用>】	地区名称	京都市祇園新町地区	選定年度	1976年	地区内人口	184人	地区内建造物数	104件
-----	---	----	----------------	------	-----------	------	-------	-------	------	---------	------

活動の模式図



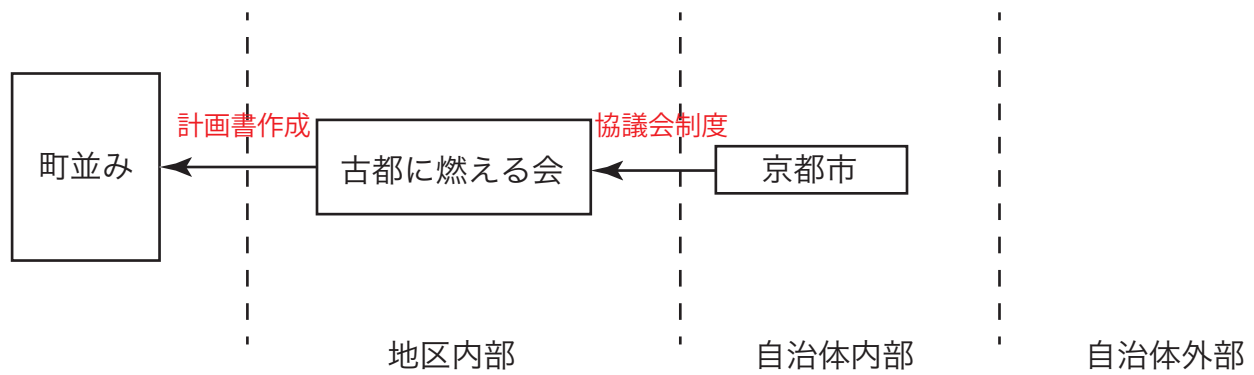
地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

No.	4	類型	【安定型・局所<資源活用>】	地区名称	京都市産寧坂地区	選定年度	1976年	地区内人口	577人	地区内建造物数	285件
-----	---	----	----------------	------	----------	------	-------	-------	------	---------	------

活動の模式図



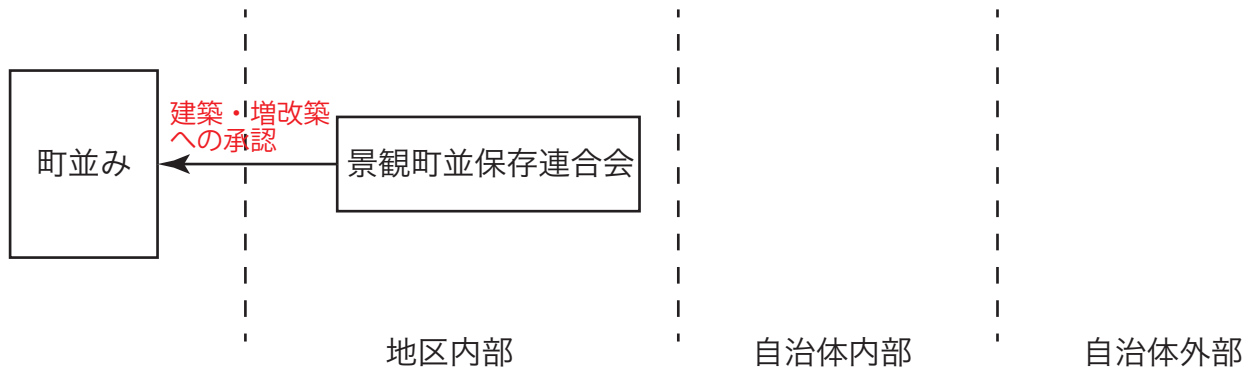
地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

No.	5	類型	【安定型・局所<資源活用>】	地区名称	高山市三町地区	選定年度	1979年	地区内人口	361人	地区内建造物数	408件
-----	---	----	----------------	------	---------	------	-------	-------	------	---------	------

活動の模式図



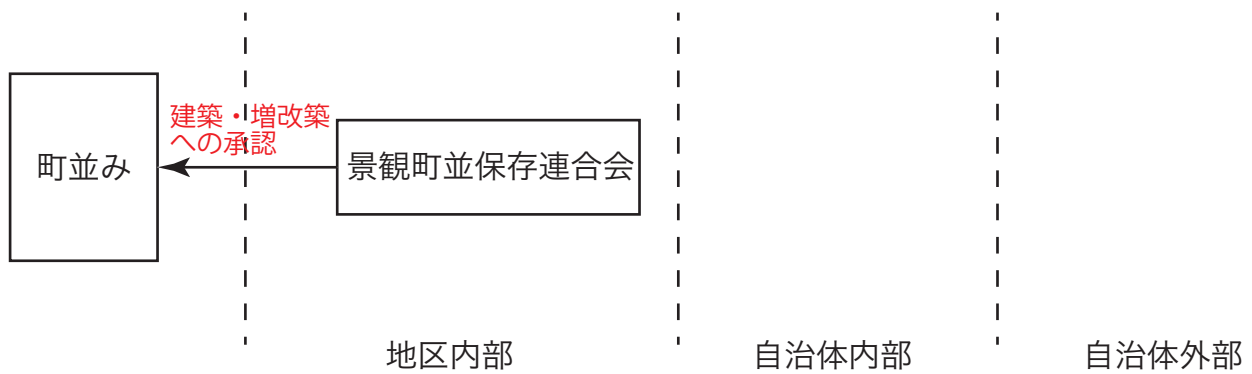
地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

No.	6	類型	【安定型・局所<資源活用>】	地区名称	高山市下二之町地区	選定年度	1979年	地区内人口	633人	地区内建造物数	402件
-----	---	----	----------------	------	-----------	------	-------	-------	------	---------	------

活動の模式図

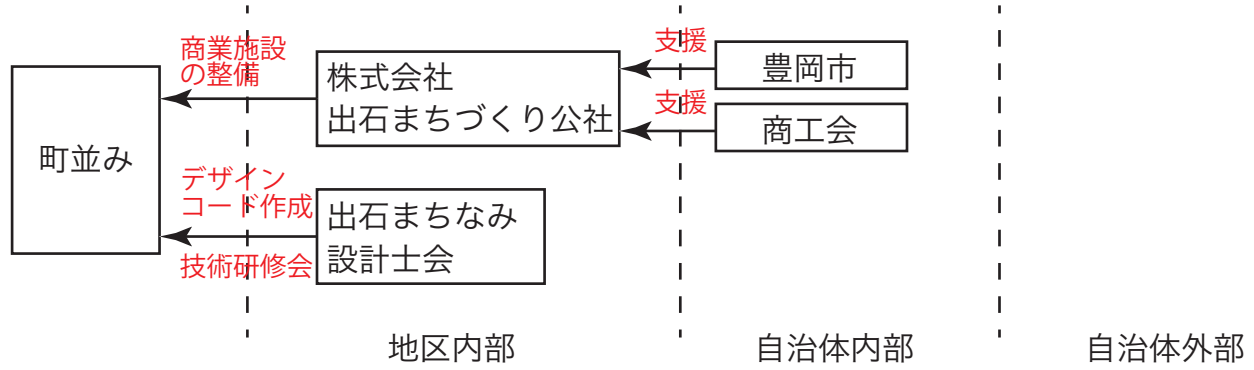


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

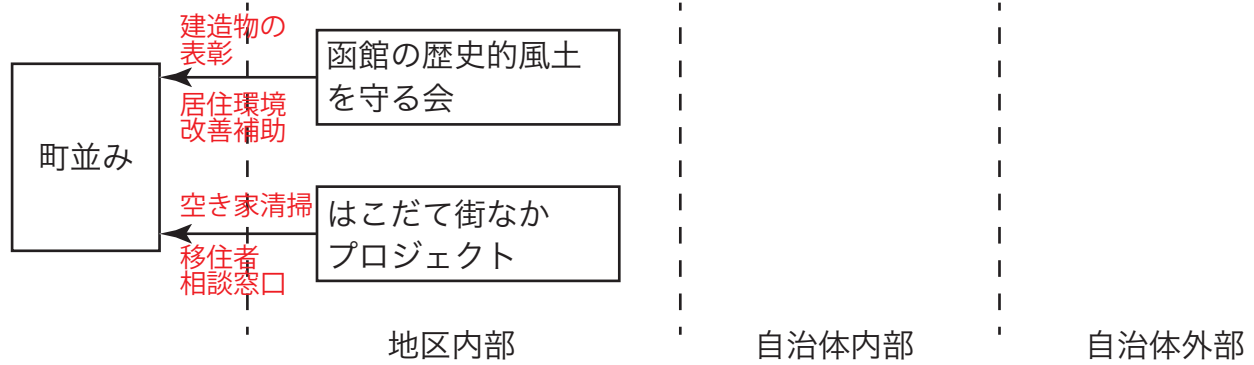


地区内の写真



写真出典：豊岡市フォトライブラリー (<https://www5.city.toyooka.lg.jp/>)

活動の模式図



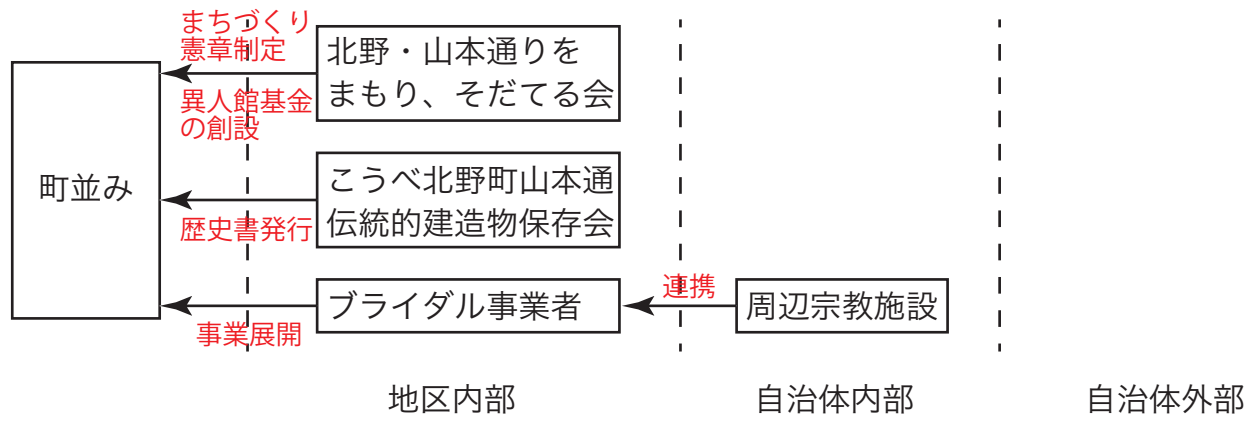
地区内の写真



写真出典：文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp/>)

No.	9	類型	【安定型・局所<資源非活用>】	地区名称	神戸市北野町山本通	選定年度	1978年	地区内人口	1450人	地区内建造物数	219件
-----	---	----	-----------------	------	-----------	------	-------	-------	-------	---------	------

活動の模式図



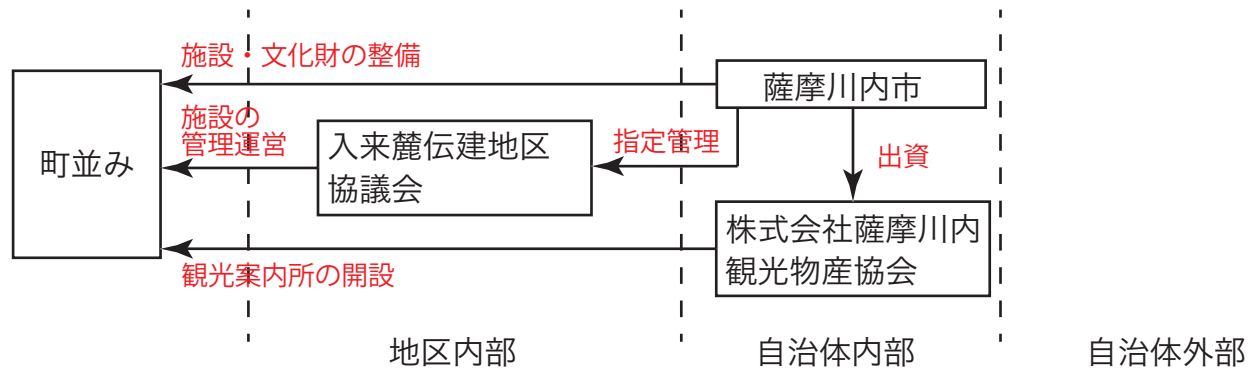
地区内の写真



写真出典：文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp/>) 神戸市 (<https://www.city.kobe.lg.jp/>)

No.	10	類型	【安定型・局所<低資源活用>】	地区名称	薩摩川内市入来麓地区	選定年度	2003年	地区内人口	156人	地区内建造物数	235件
-----	----	----	-----------------	------	------------	------	-------	-------	------	---------	------

活動の模式図

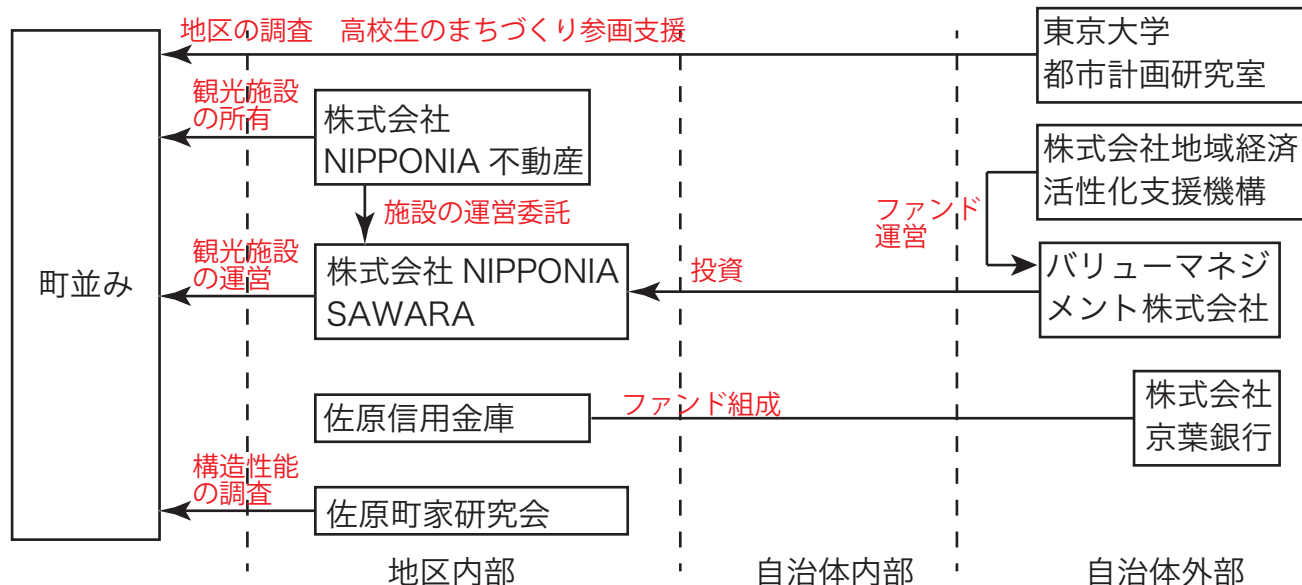


地区内の写真



写真出典：文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp/>)

活動の模式図

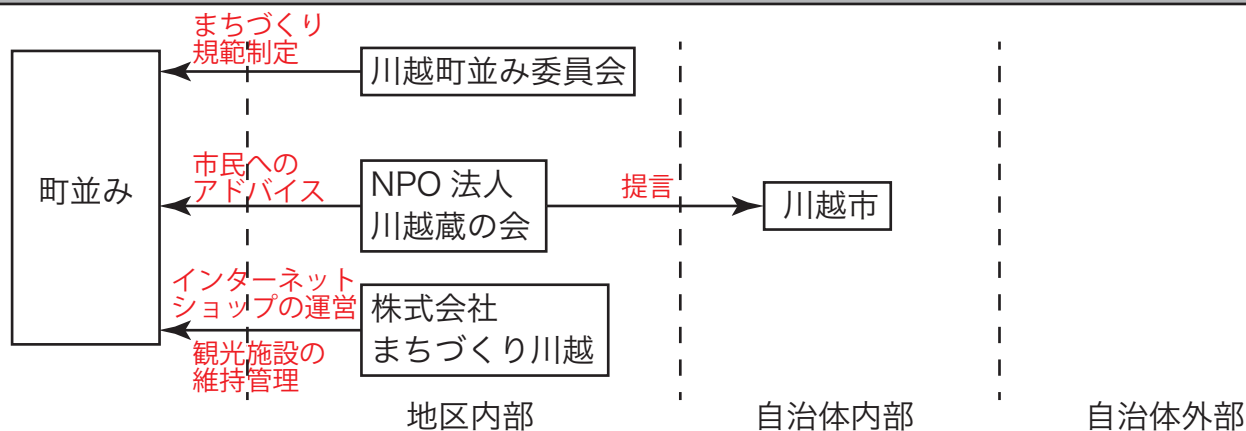


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

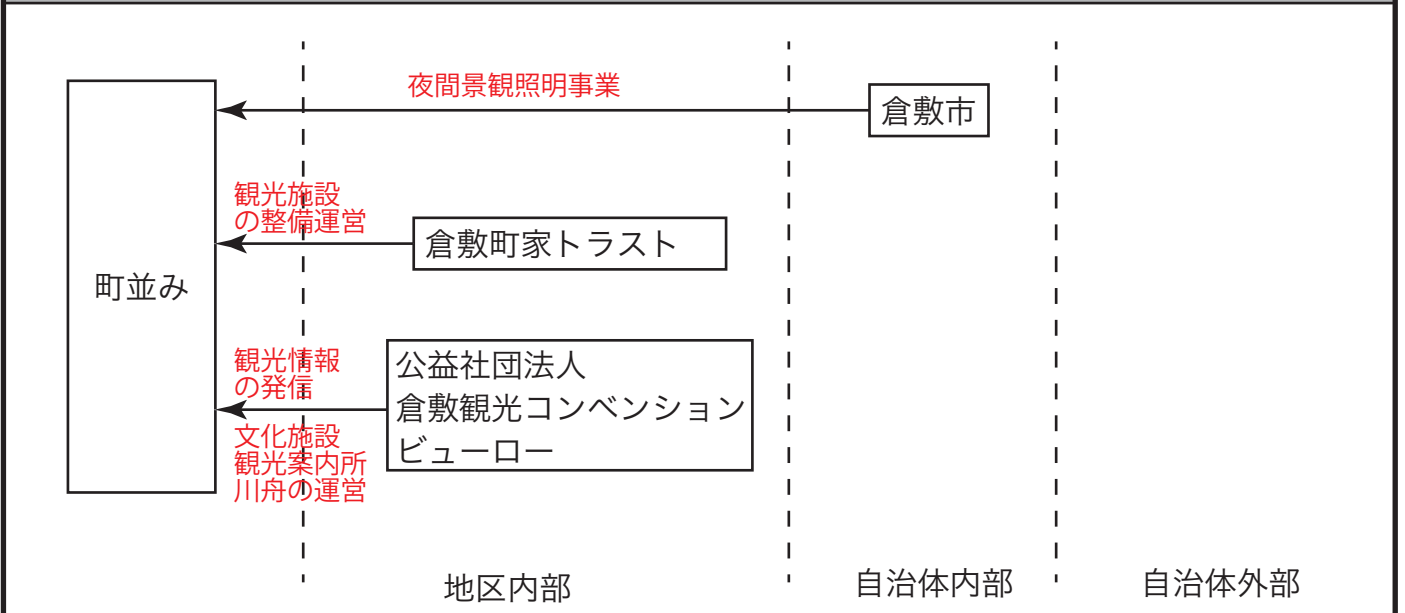


地区内の写真



写真出典：文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp/>)

活動の模式図

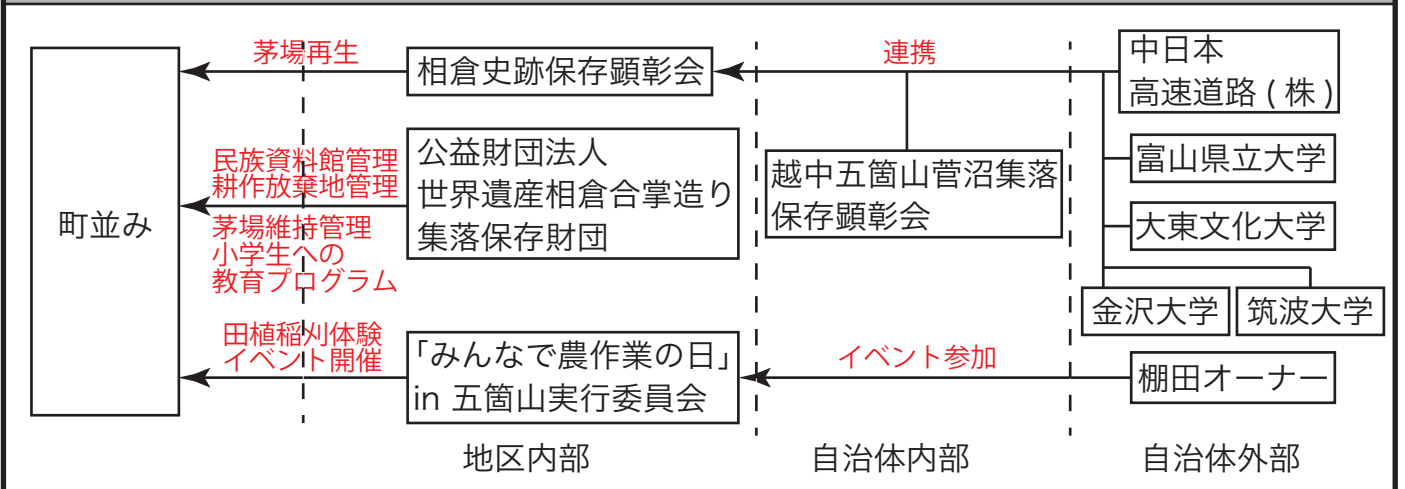


地区内の写真



文化遺産オンライン (https://bunka.nii.ac.jp/)

活動の模式図

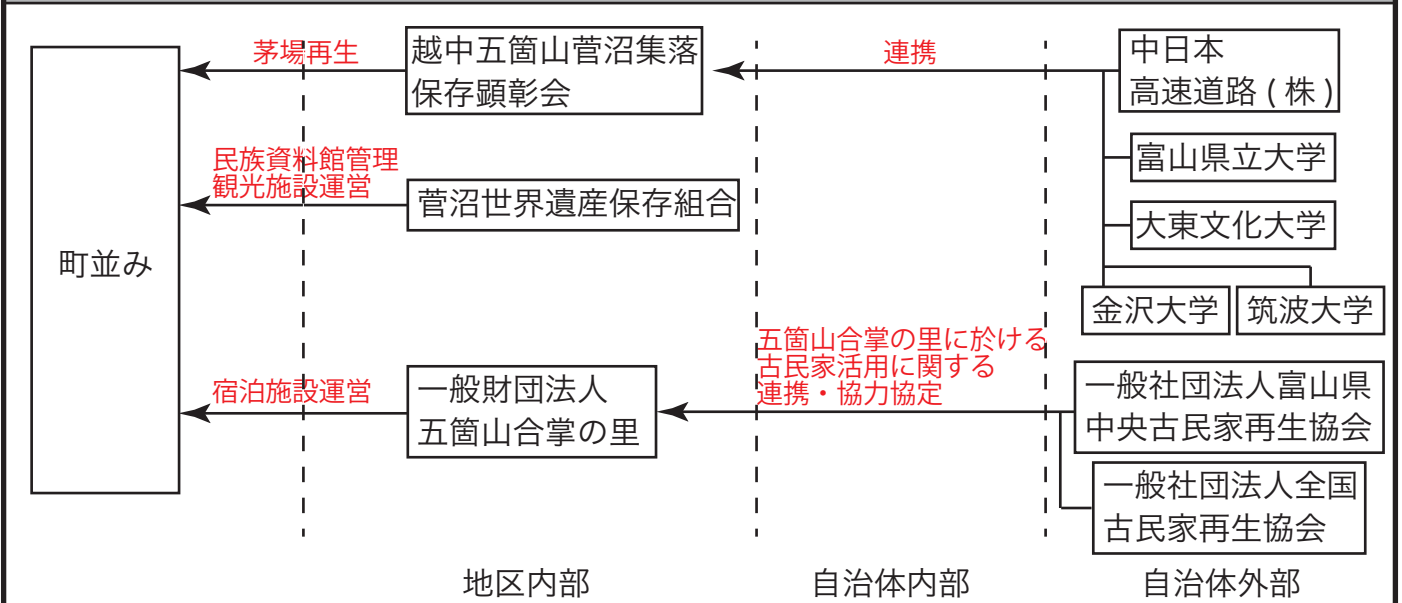


地区内の写真



写真出典：文化遺産オンライン (https://bunka.nii.ac.jp/)

活動の模式図

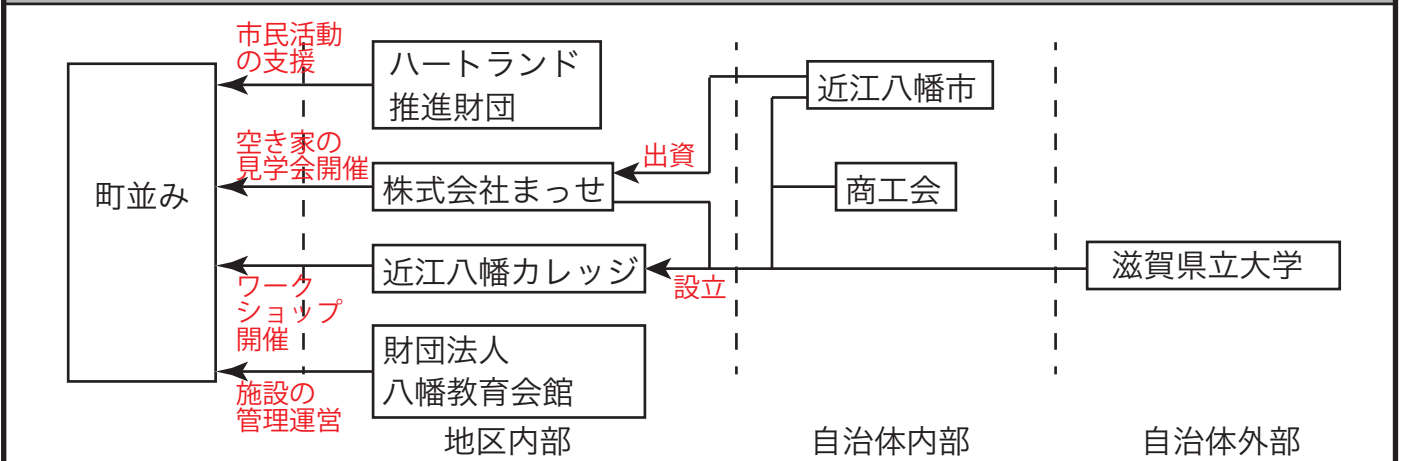


地区内の写真



写真出典：文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp/>)

活動の模式図

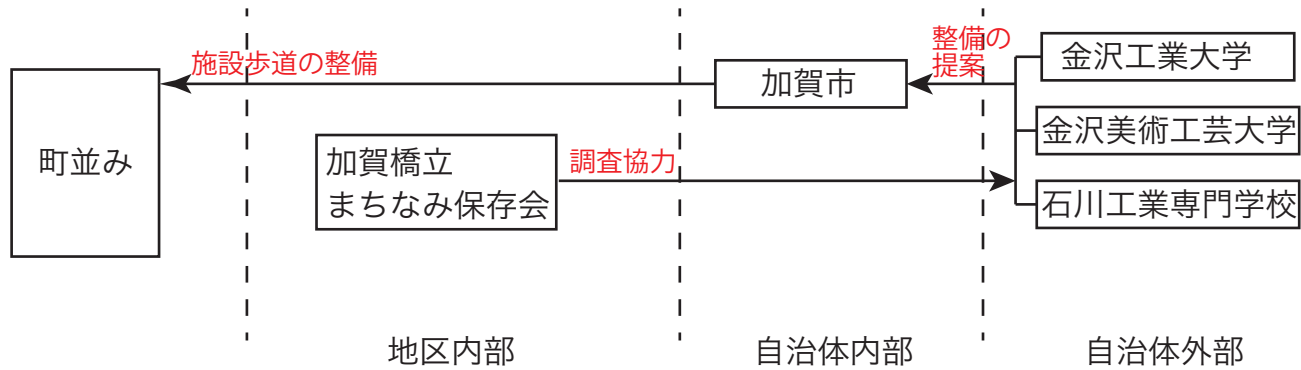


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

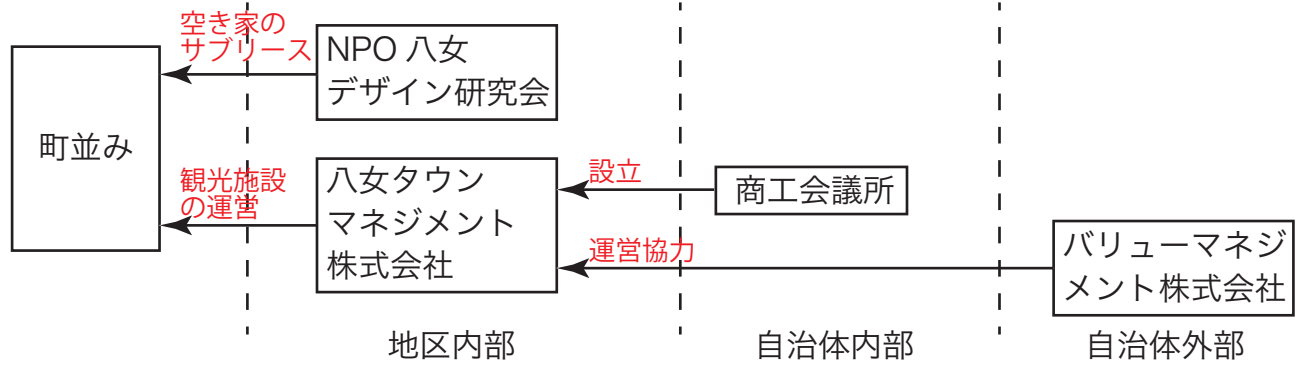


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

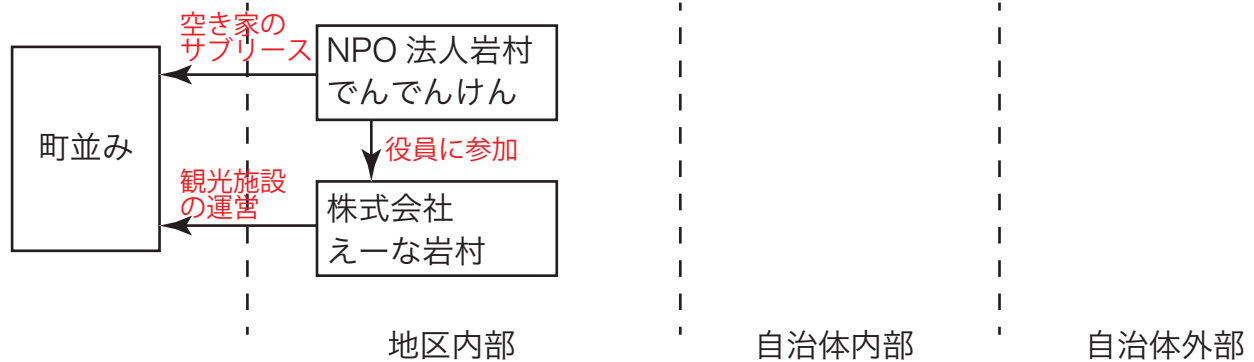


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

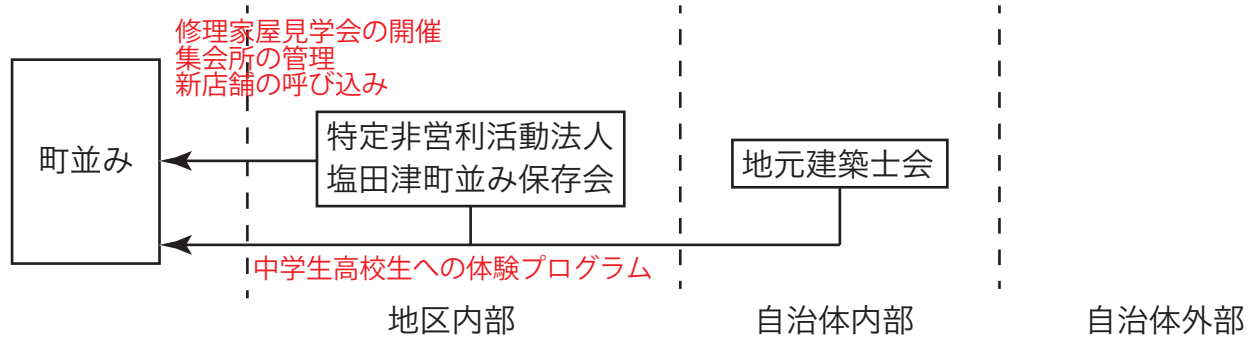


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

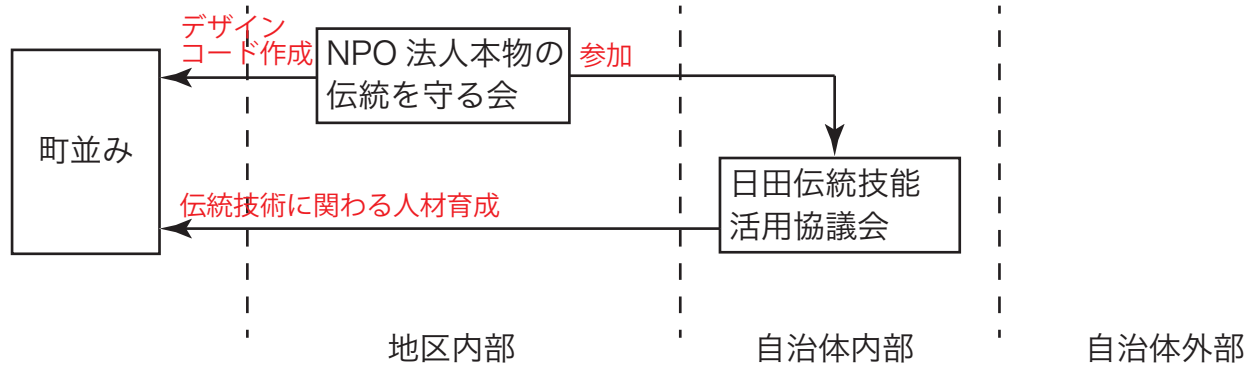


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

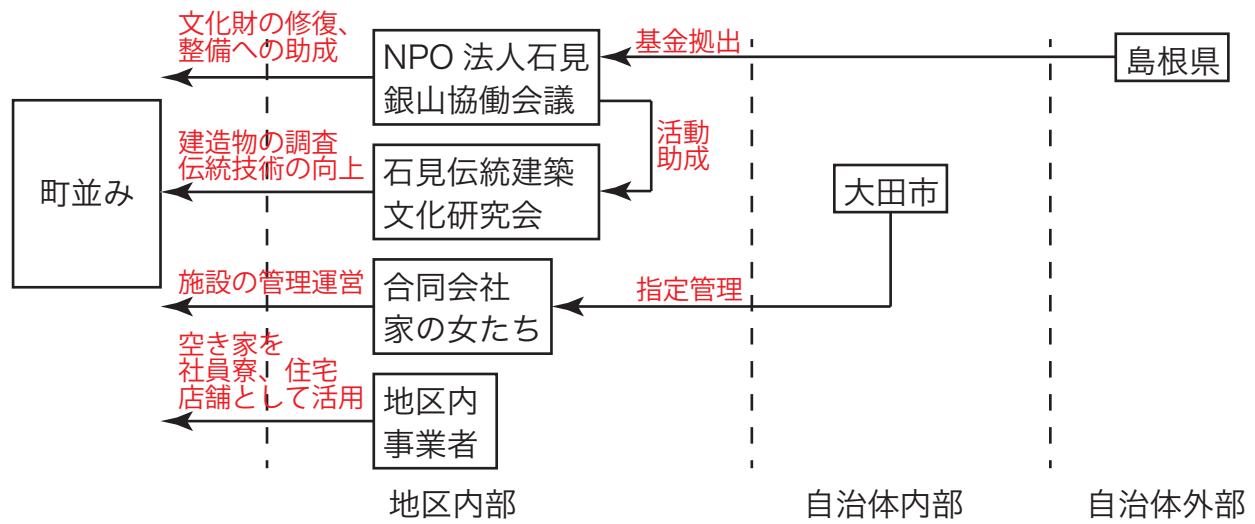


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

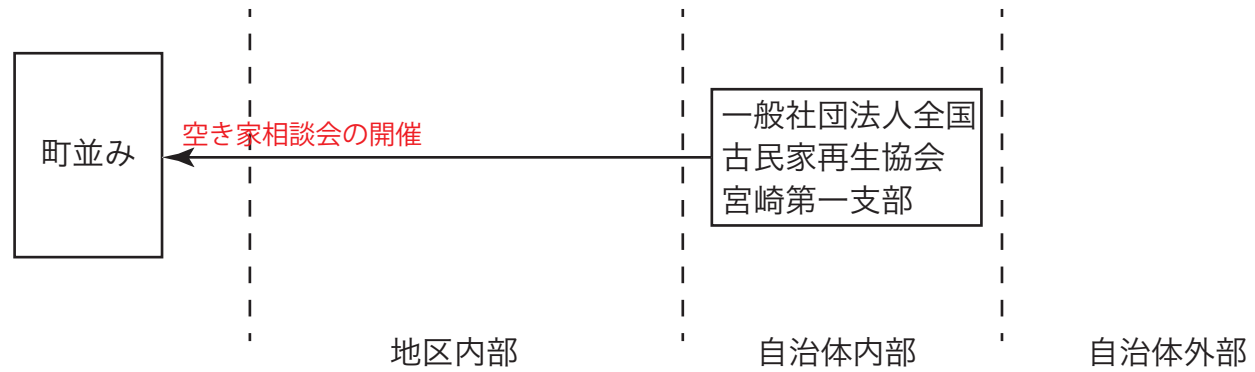


地区内の写真



写真出典：文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp/>)

活動の模式図

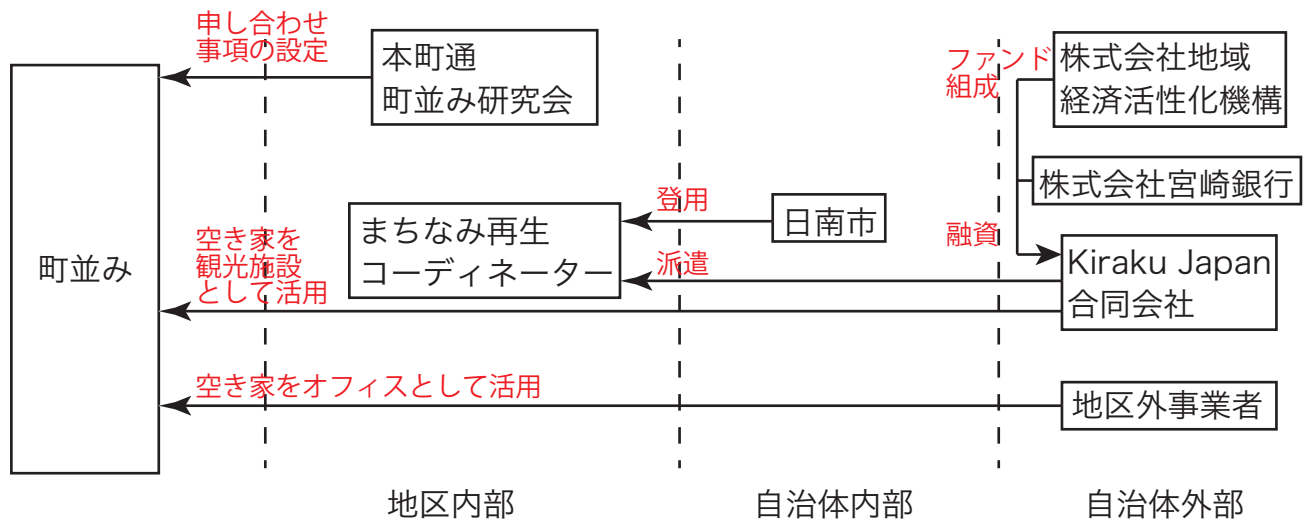


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

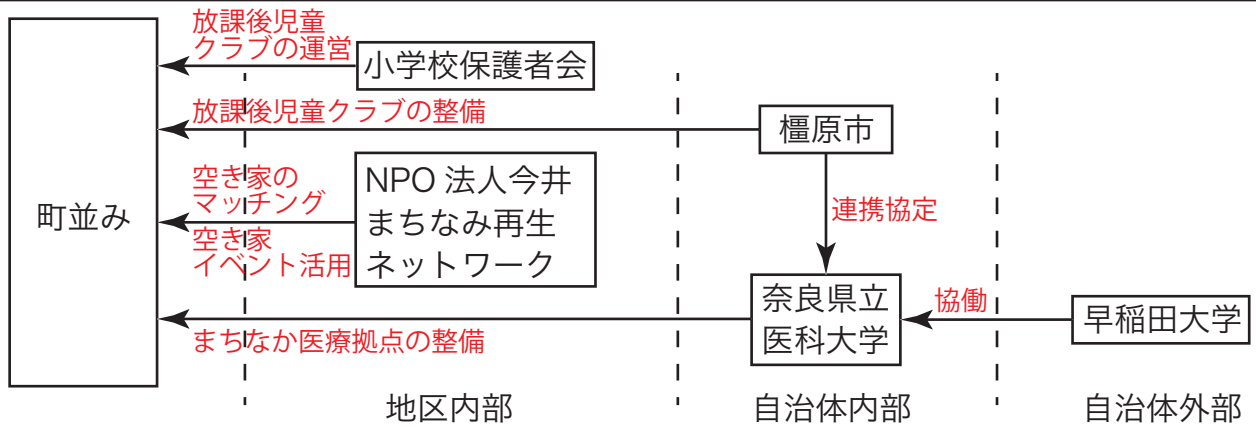


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

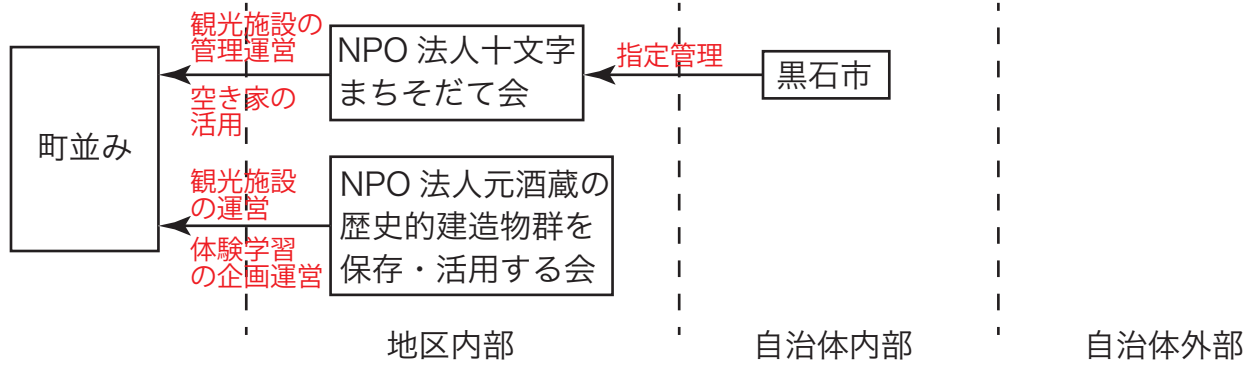


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

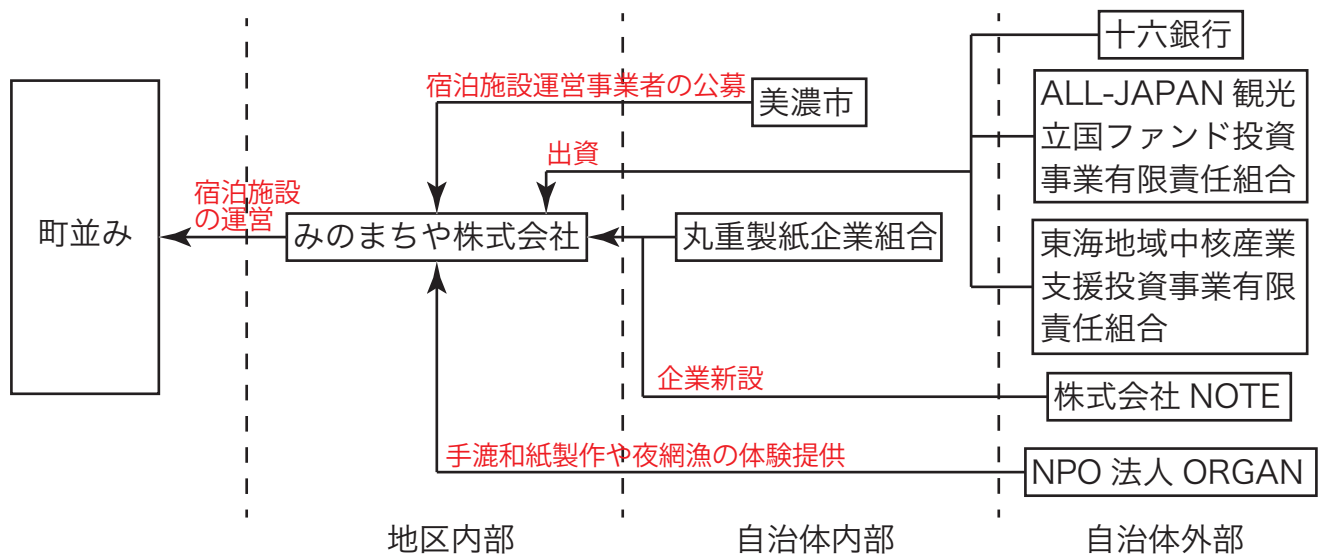


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

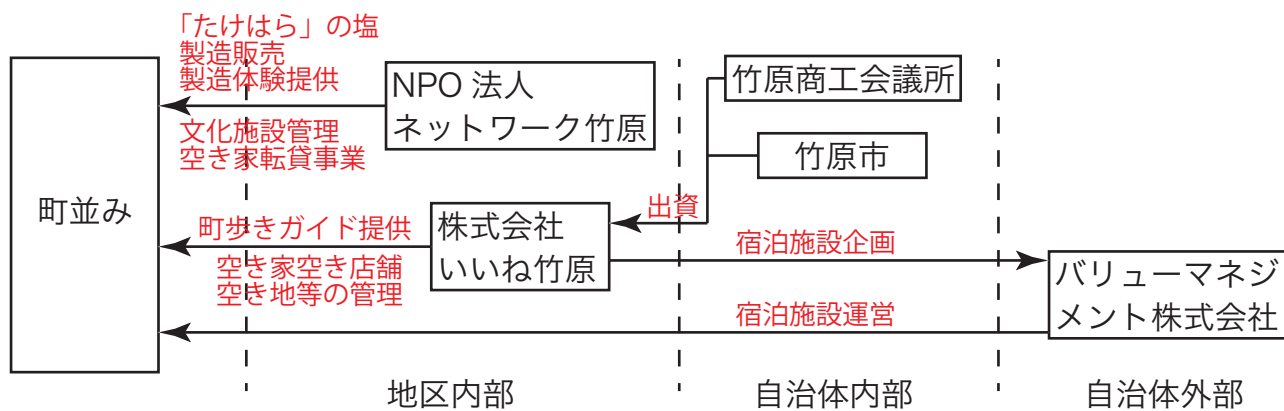


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

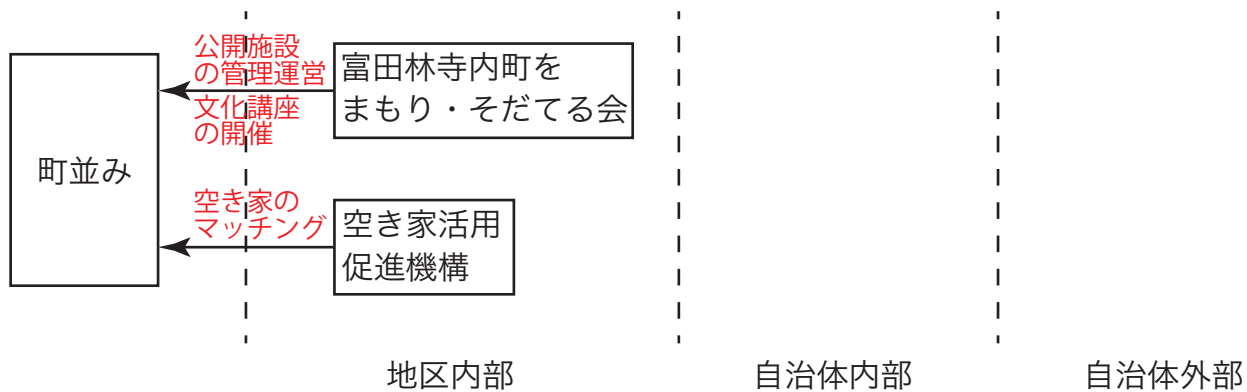


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

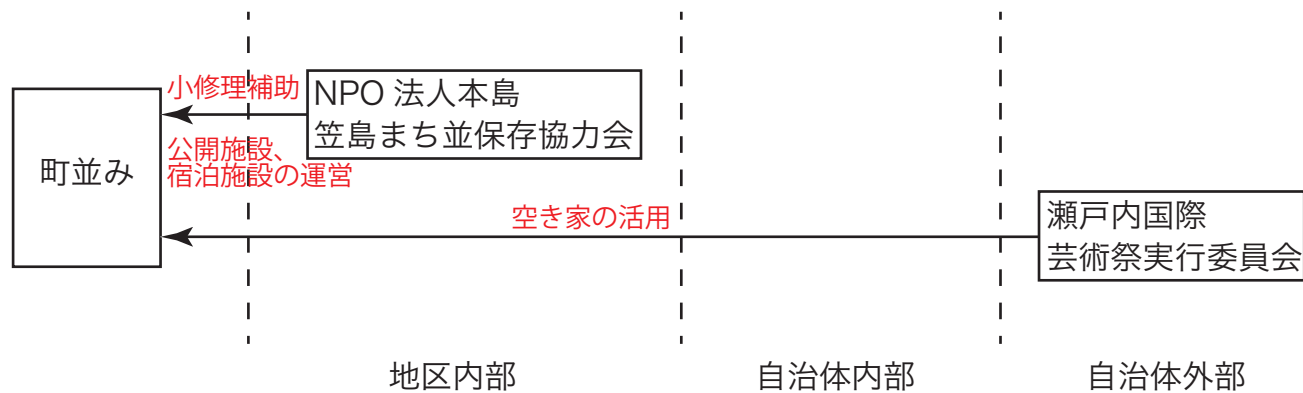


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

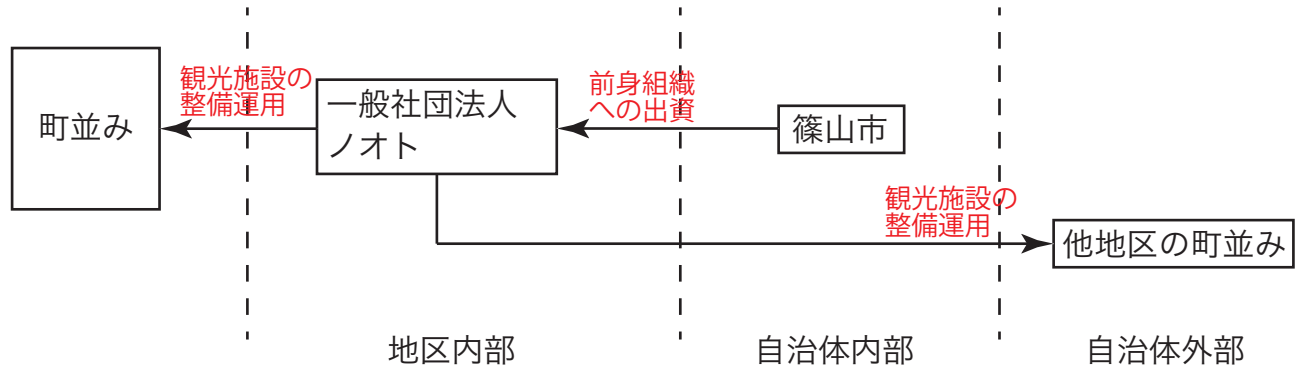


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

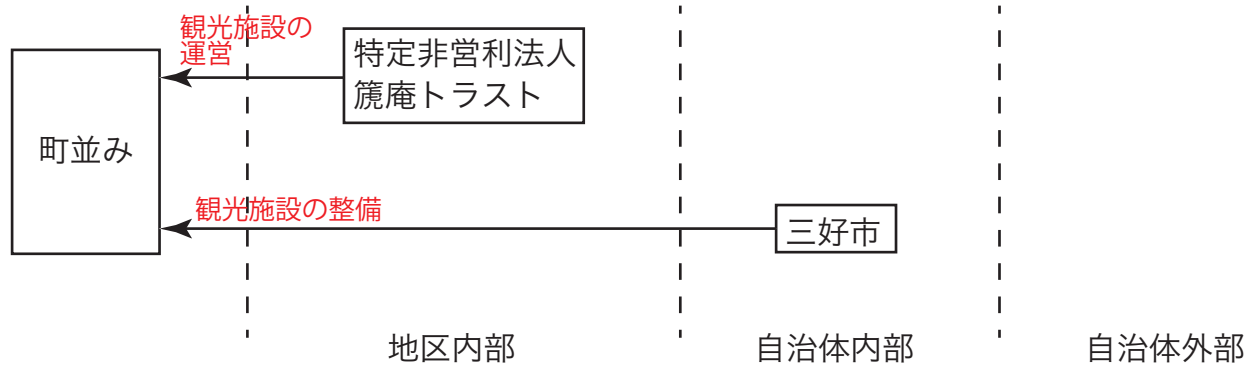


地区内の写真



写真出典：丹波篠山市 (https://www.city.tambasasayama.lg.jp/kanko_bunka/bunka/sasayamadentotekikenzobutsugunhozonchiku/8712.html)

活動の模式図

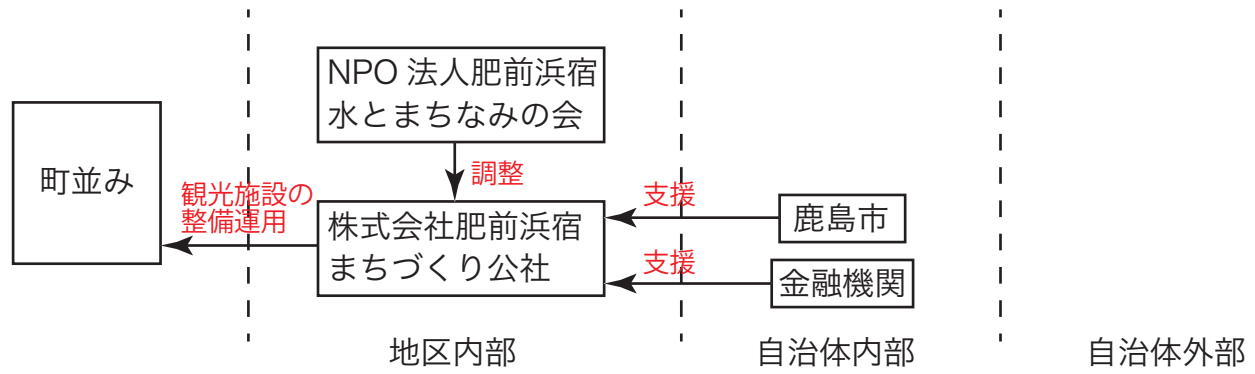


地区内の写真



写真出典：桃源郷祖谷の山里 (<http://www.tougenkyo-ya.jp/>)

活動の模式図

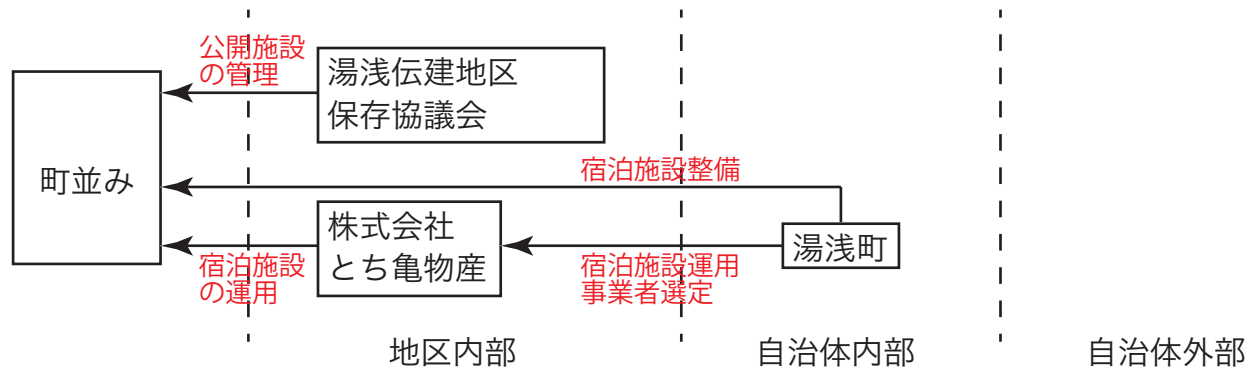


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

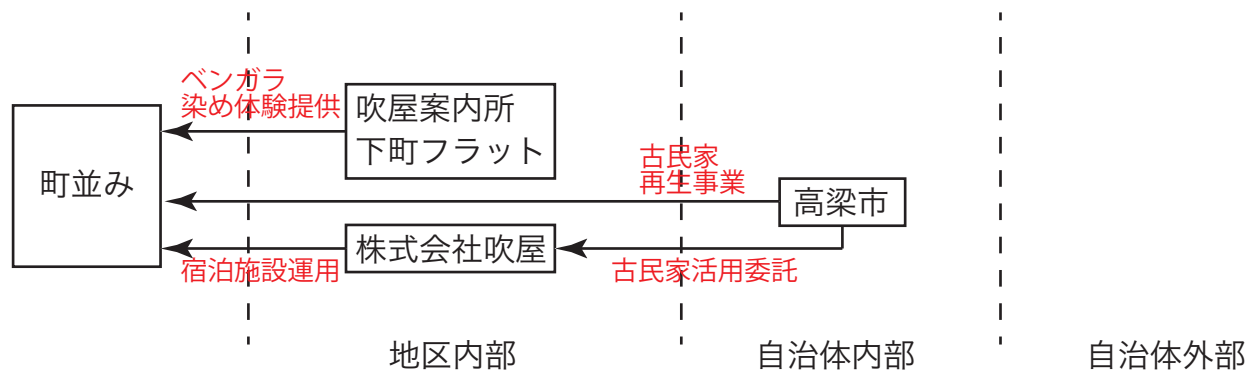


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

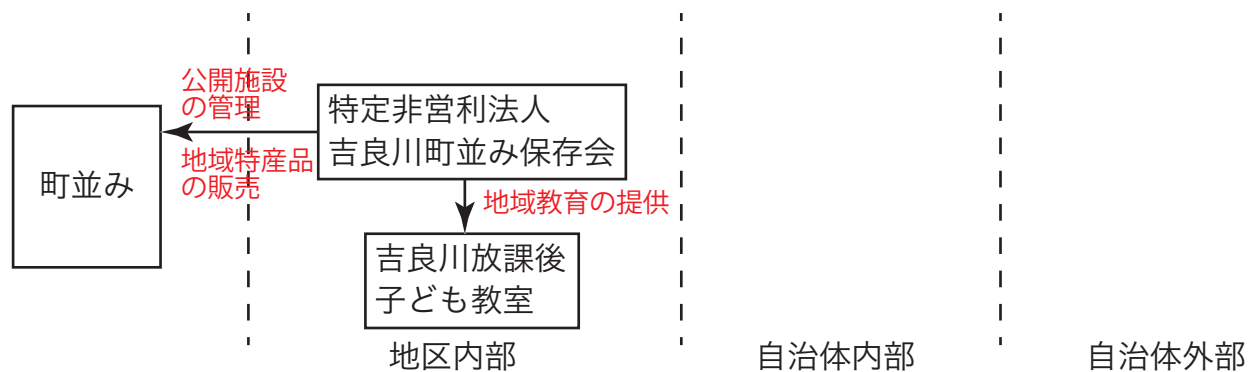
活動の模式図



地区内の写真



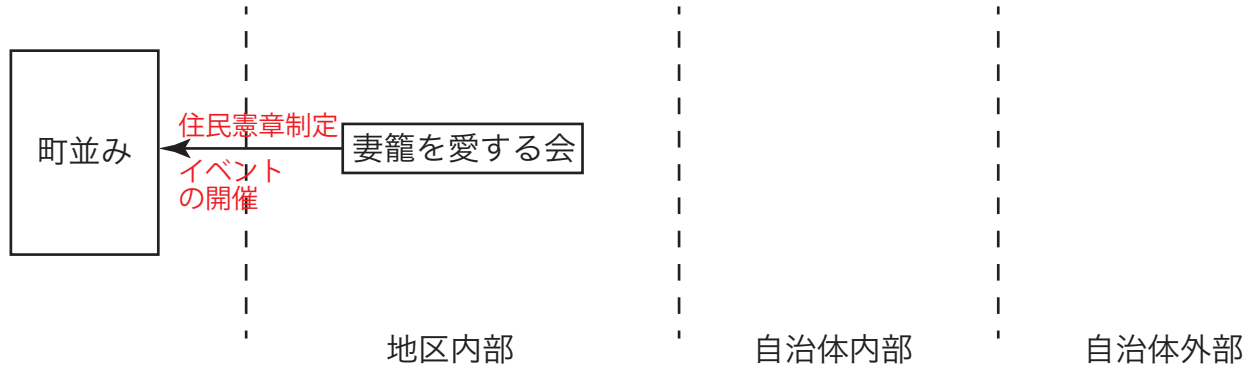
活動の模式図



地区内の写真



活動の模式図

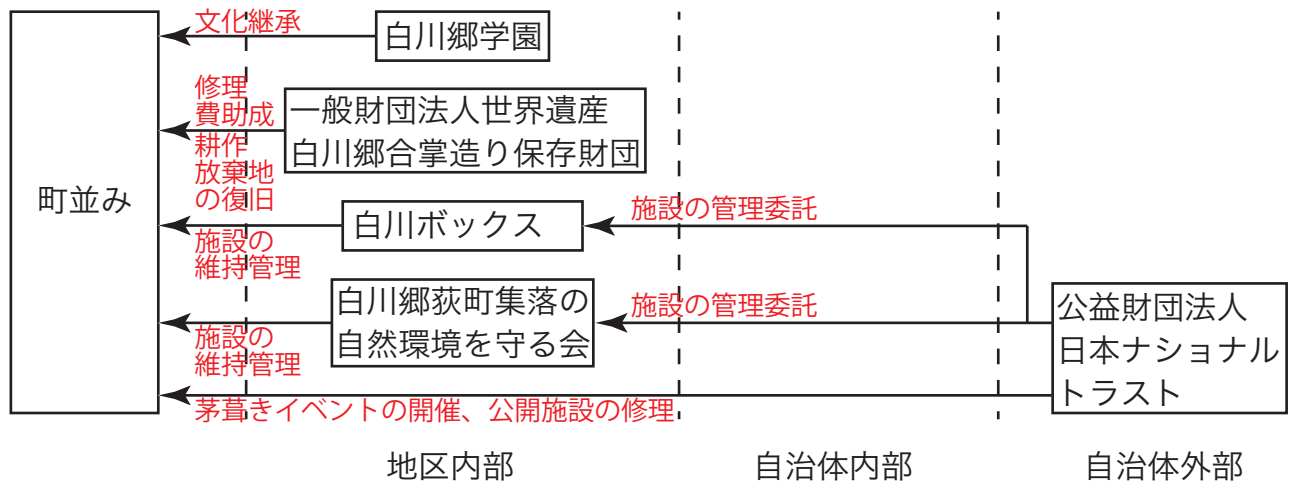


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

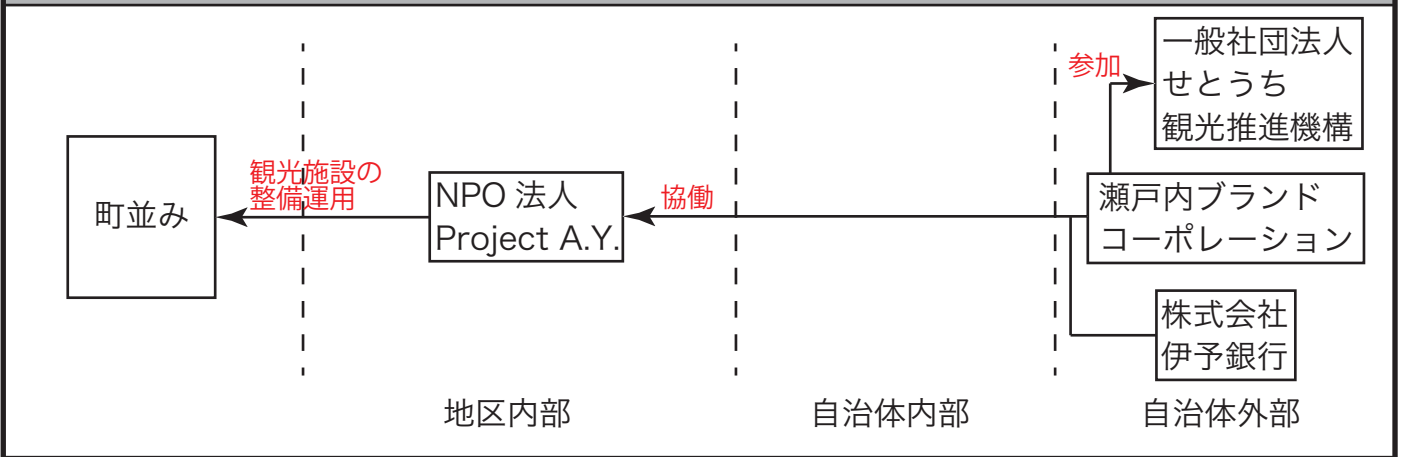


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

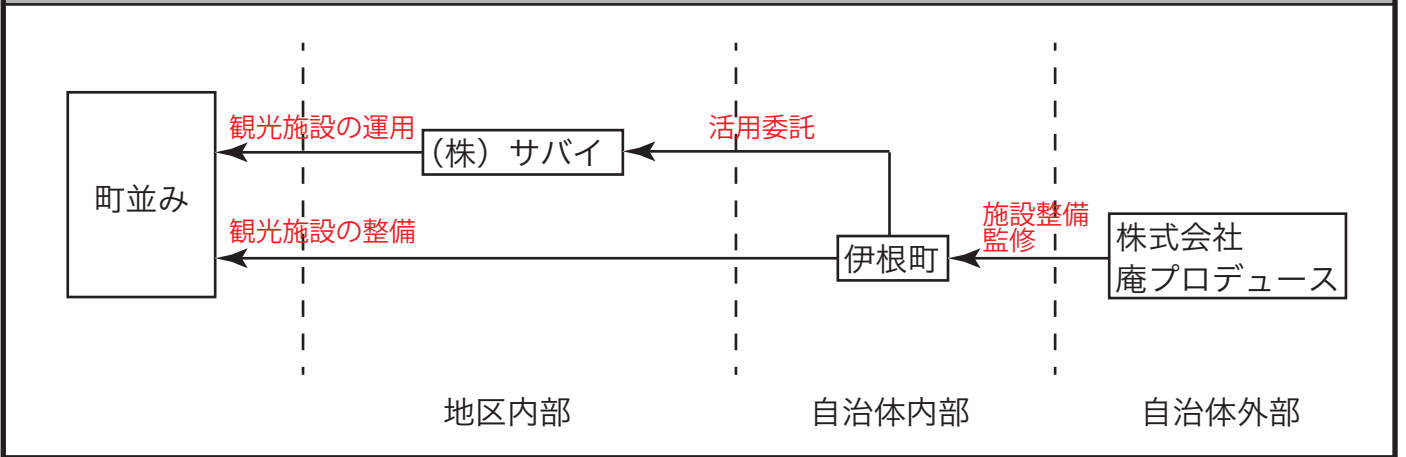


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

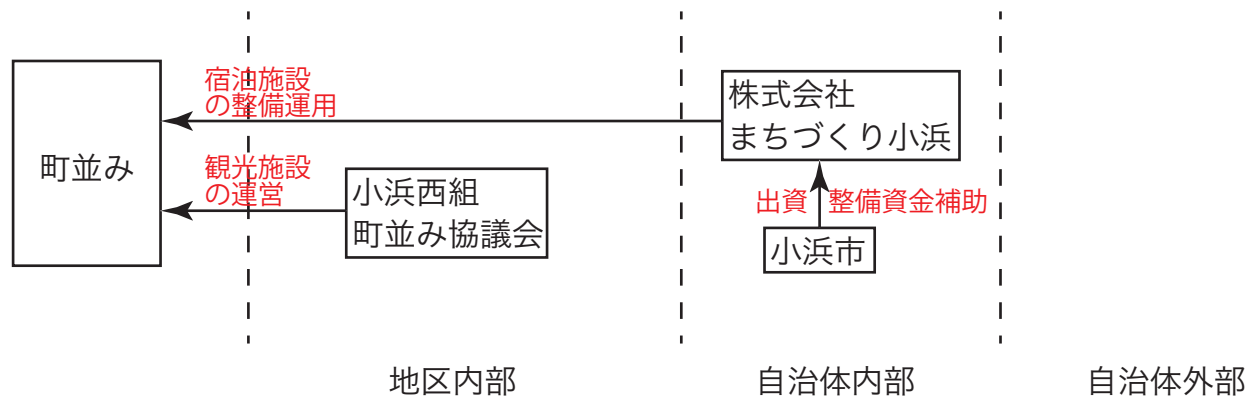


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図

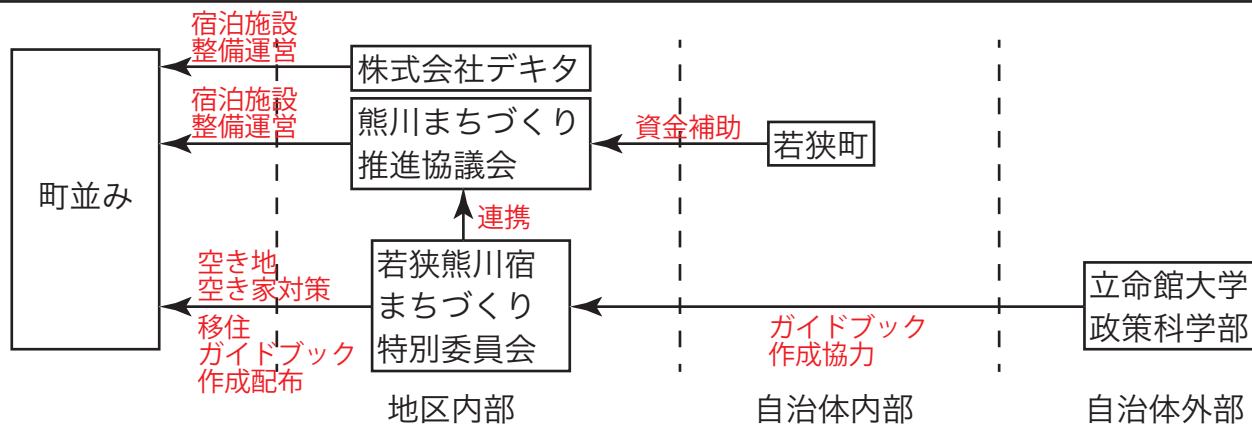


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図



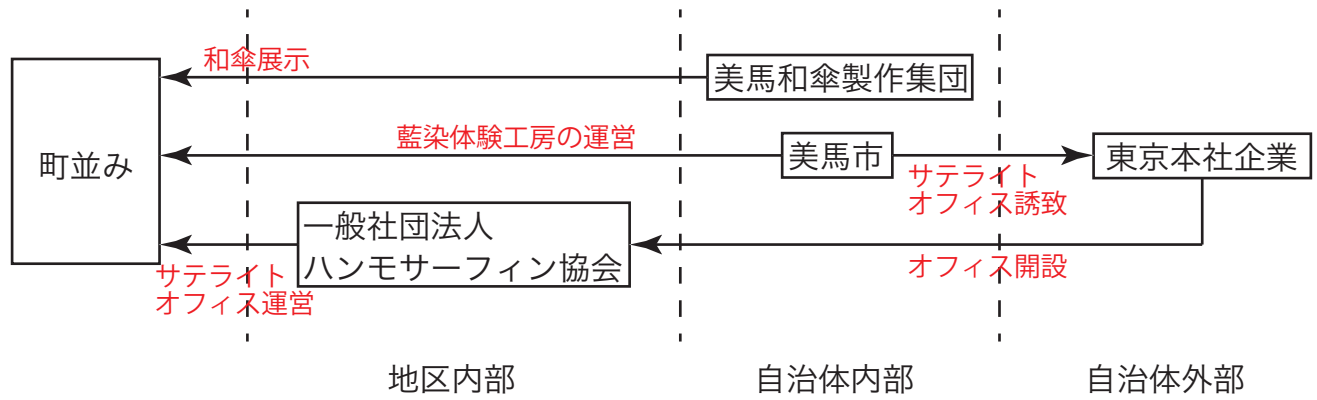
地区内の写真



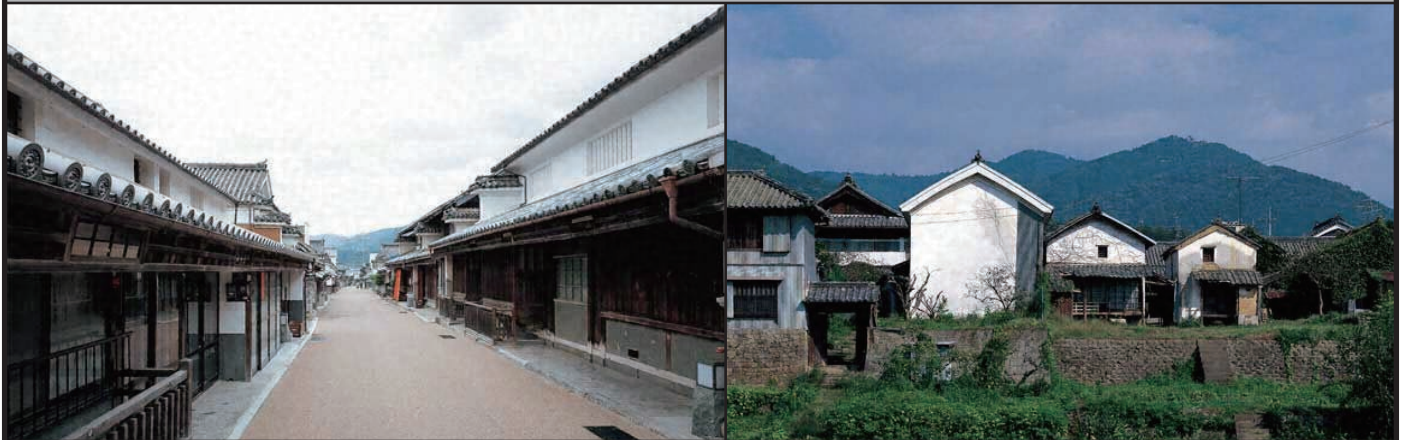
写真出典：本論執筆者撮影

No. 45 類型 【外部依存型<低資源活用>】 地区名称 美馬市脇町地区 選定年度 1988年 地区内人口 146人 地区内建造物数 126件

活動の模式図



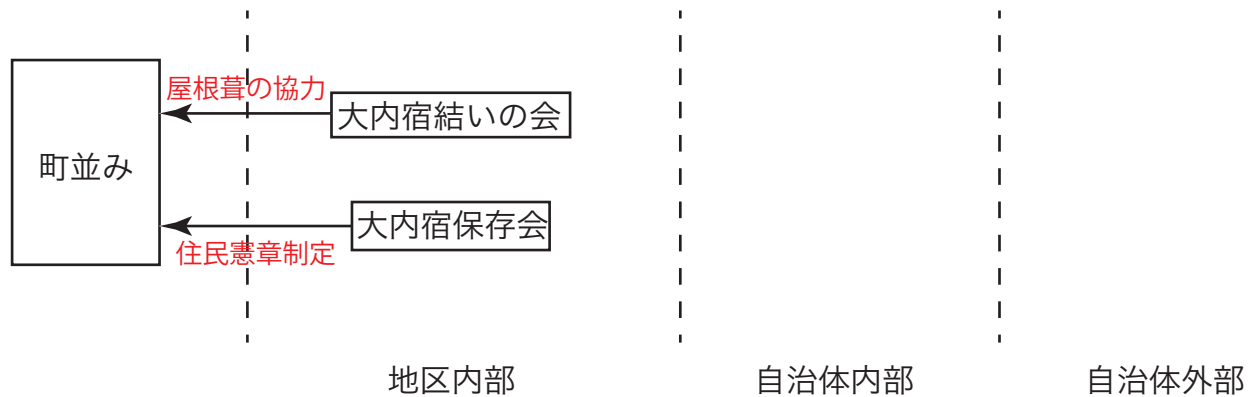
地区内の写真



写真出典：文化遺産オンライン (<https://bunka.nii.ac.jp/>)

No. 46 類型 【外部依存型<低資源活用>】 地区名称 下郷町大内宿 選定年度 1981年 地区内人口 172人 地区内建造物数 183件

活動の模式図

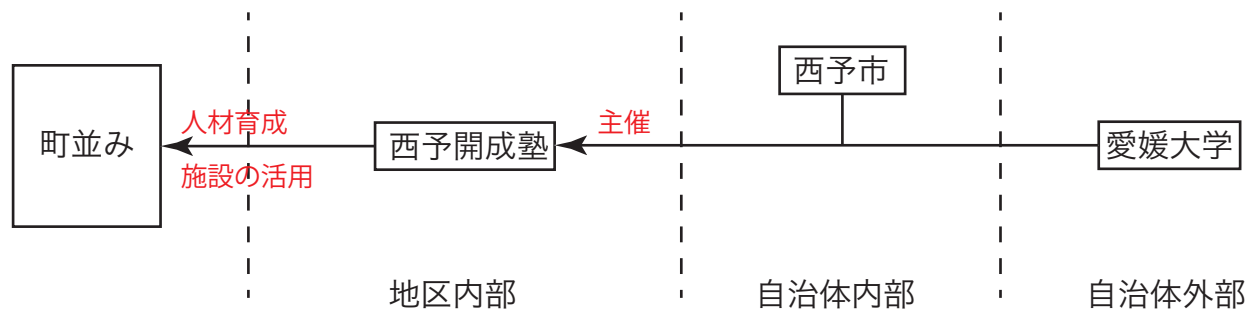


地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

活動の模式図



地区内の写真



写真出典：本論執筆者撮影

第 8 章 結論

第8章 結論

本研究では、様々な主体によって見出されてきた我が国の歴史的町並みの価値を整理した上で、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）を対象に、その場所に対するアイデンティティとして各地区に関わる人々の集団が共有する地区への認識の形成に関わる地域の条件・性質を、「地域構造」と捉えてそれを明らかにするとともに、この地域構造を踏まえ、現在の場所に対する認識に基づくと考えられる、各地区にみる町並みに関わる活動の実態から、活動の主体や内容と地域構造との関係性を把握することで、各地域構造における場所に対する認識の固有性が持続される可能性を検討してきた。

まず第2章においては、現在、歴史的町並みとして存続している町並みの形成と、それらが保存されるに至るまでの過程、及びその後に創設された町並みに対する保全制度の内容を整理することで、歴史的町並みに対して見出されてきた価値として、住民における財産、都市における優良な景観、国における文化財としての価値に加えて、近年では都市への発展に対する寄与や地域外に対する魅力としての側面が見いだされ、その活用が試みられていることを把握した。また、こうした価値を持つ町並みにおいては、連綿と続けられてきた地域での営みを通して、住民と町並みとの間に多面的な関係が構築され、その多面性に基づいて住民が場所に対する共有認識を獲得するとともに、こうした住民による町並みに対する認識が、「伝建地区制度」の創設に結びつく町並み保存運動の原動力となったことから例証されるように、歴史的町並みが地域住民によって行われる様々な活動の拠りどころとなることで、その場所に対する認識の形成に寄与しているものと捉えることができた。

第3章では、我が国の町並み保全制度のうち、第2章でも検討した「伝建地区制度」に着目し、その保存措置の内容の検討から、「伝建地区制度」には、住民における町並み保全の意思とそれを町並みに反映する伝統技術が不可欠であること、現状見受けられる住民の高齢化や建造物の空き家化に対して有効な方策を、制度上は有していないことを指摘した。また、「重伝建地区」の変遷を具体例にみながら整理し、特に戦後以降の社会変化や「重伝建地区」の選定により、歴史的町並みを取り巻く環境は変化しており、交通網の整備や生活様式の変化に伴って、生活行為や建設行為によって創出される町並みと住民との関係性が、地域から切り離されつつあることを明らかにした。その上で、歴史的町並みを持続させるために必要な場所に対する共有認識の現状を捉えるための指標として、日常生活や生業としての建設活動の地域的範囲を設定した。

第4章では、第3章での検討を受けて、地域における生活の構造を定義し、生活の必要要素として、「生活関連施設」、「雇用発生地域」、「社会資本」を抽出した上で、統計資料を用いて、これらの生活の必要要素の「重伝建地区」における立地状況を明らかにするとともに、その実態の検討から、狭い範囲で生活が成立し得る地区、広域的に生活が成立し得る地区、短期的にみて生活が地域内で成立しない地区という、生活の成立可能性に関連する3つの地域的範囲の区分を導出し、この区分

に基づいて分析対象となる「重伝建地区」を分類した。

続く第5章では、町並みを構成する建造物の修理修景にかかる建築技術の継続的な成立可能性について検討し、「重伝建地区」における伝統材料及び技術の継承の実態を明らかにするとともに、これを踏まえて、建設業従事者の人数を成立可能性の基準として見出した。この基準を用いて、「重伝建地区」が立地する自治体において伝統的な技術の継承が成立可能と捉えられる地区と、現状のままでは、将来的に技術の継承が困難となる恐れがあると捉えられる地区の、2つの地域的範囲の区分を導出し、この区分に基づいて分析対象となる「重伝建地区」を分類した。

また第6章では、「重伝建地区」に関わる行政の役割を概観し、これを整理した上で、行政による「重伝建地区」に対する認識と、第4章及び第5章で着目した「重伝建地区」における生活と技術の成立範囲の実態とを対照した。その結果、行政による「重伝建地区」への認識と地域における実態に齟齬が生まれている可能性を指摘した。また、町並みやそこで営まれる生活を維持、改良しようとする行政の活動に対して、地域外部との新たな関係性を創出しようとする点で影響力が大きいと捉えられる、観光活用を主体とした行政による「重伝建地区」にまつわる計画の分析からは、自治体における観光の「魅力度」を必ずしも十分に踏まえておらず、現状とそぐわない形で政府や自治体の方針を適用した結果として、地域の実態や生活に見合わない計画が策定されている事例もあることを明らかにした。さらに、こうした結果を踏まえて、観光の「魅力度」及び行政の観光に対する姿勢から、「重伝建地区」を4つに分類した。

さらに第7章では、前章までの検討を統合して、「重伝建地区」における生活及び技術の成立範囲並びに「重伝建地区」を活用した観光に対する行政の姿勢と地区の観光地としての魅力の観点から見出された分類を組み合わせて、「重伝建地区」に対する共有認識に関わる20種の地域構造の類型を導出した上で、「重伝建地区」に関与する活動主体とその活動内容の動向を類型ごとに検討することで明らかとなった、地域構造と活動主体及び活動内容との関係から、各地域構造で共有される認識形成の傾向について分析を行った。その結果、行政が観光振興を掲げる地区では、活動内容を問わず、活動に関わる主体が多くなる傾向が認められ、行政の観光への姿勢が地区に係る活動の活性化に結びついている可能性を指摘した。その一方で、取り組まれやすい特定の主体と活動内容の組み合わせも全体を通じて認められ、そうした活動ばかりが行われがちな類型では、活動の主体と内容が固定化されることで共有される場所への認識の多様性が失われ、今後地区で発生しうる問題に対する柔軟な対処ができなくなる恐れや、地区内部で活動が担保できなくなった場合に地区外部に依存せざるを得ない状況が生まれ、地区内部で共有される場所に対する認識が希薄化する懸念も見出された。

以上で明らかにしてきた、地域構造の影響を受けた活動主体と場所に対する共有認識のあり方を方向づける活動との関係を踏まえると、その地域構造の制約の中で、活動主体が地区内部で共有する認識の固有性をいかに保つか、その方策を考えることができる。例えば、類型の中でも該当数が

多く、地区外部からの関与が多い【外部依存型】の地区では、地区の存続に大きく関わる活動主体となっている外部の民間事業者が、地区内部との長期的な関わりを維持することや、地域住民による社会教育や学校教育と連動した地域文化の継承活動を通じて、地区内部での人材育成に注力することに、地区内部での認識を共有する主体の維持に繋がる手法としての可能性を見出すことができた。また、生活に必要な要素は不足しているものの、建設業従事者が多く存在している【技術成立型】の地区では、観光振興策も含め、行政の支援によって、地区内あるいは近隣の建設業従事者による活動の幅を広げ、空き家の流通や雇用の創出を促進することが、地区の生活に必要な要素を補い、町並みそのものの維持にも直結する技術者の養成にも繋がる可能性が見出せた。既に建設業従事者の不足が懸念される【生活成立型】や、将来的な【生活成立型】への移行も懸念される【安定型・広域】では、その不足の中で活動の中心となっている地域住民の取り組みが重要であり、事例にもみたとように、伝統技術の継承に協力しながら、自治体内部だけでなく、周辺自治体の建設業従事者を巻き込んだ歴史的建造物の修理体制の構築や技術者の養成等の取り組みを行うことができれば、現在の、そして将来的な建設業従事者の不足に対処できる可能性がある。また現在は状況が安定している【安定型・局所】であっても、建設業従事者の活動は一部の地区に限られていることから、将来的な状況変化への柔軟性を考えると懸念材料ともいえ、注意する必要がある。

このように、本研究では、重要伝統的建造物群保存地区が現在置かれている状況を、生活、技術、観光の各観点から地域構造として把握し、各地区に関わる活動と主体の動向と地域構造との関係を考察することで、地区に対する認識の形成に地域構造がもたらす影響として、地区に対する共有認識の硬直化や希薄化の懸念があることを明らかにした。この懸念によりもたらされる、地区内部で共有される認識の弱まりに対しては、町並み自体を維持するだけでなく、地区内部の様々な営みを維持することで、認識を共有する主体の存続に寄与する活動の担い手として、建設業従事者のもつ可能性を見出し、現在、建設業従事者が多く存在している地域構造に該当する地区と建設業従事者が不足している地区の双方における対応策の一案を示した。こうした建設業従事者の育成や職能の拡大の構想に際しては、実際に取り組みされた活動事例の中で、地区内部で新たに養成された主体が地区内部で共有される地区への認識を如何にして獲得したのかを明らかにする必要がある。そのためには、活動の中心的な主体や参加者による実際の地区内部への意識の向け方や認識の内容の検証が求められると考えられる。その上で、検証結果から考察される地区の個別的な状況を勘案しながら、本研究で俯瞰的観点から導出した地域構造と対照し、評価することで、特定の方策の単なる転用に陥らず、地区の課題に対してより有効な方策が策定できるとともに、類似の要件を持つ地区間の連携や方法の援用も可能になると考えられる。また、こうした方策の実装に際しては、地区内部における共有認識の固有性の存続を主眼に検討を行った本研究では扱えきれなかったが、実際には活動の経済性や今後の自治体の動向、活動の地区への導入方法等を考慮することも求められるといえよう。

既往論文目録

本論文に関する研究論文

- 1 査読付学術論文
 - 1-1 「生活環境としての重要伝統的建造物群保存地区の活用可能性と当該市町村による認識」
(『日本建築学会計画系論文集』、2018)
 - 1-2 「修理修景からみた重要伝統的建造物群保存地区における建設業従事者の実態」
(『日本建築学会計画系論文集』、2020、1月掲載予定)

- 2 口頭発表論文
 - 2-1 「市町村の『総合計画』にみる重要伝統的建造物群保存地区の位置づけ」
(日本建築学会北陸支部研究会、2017)
 - 2-2 「重要伝統的建造物群保存地区の観光活用可能性と当該市町村によるその認識」
(日本建築学会東北支部研究会、2017)
 - 2-3 「島嶼部における歴史的町並みにみる景観保全制度の影響」
(RIIS共同利用・共同研究合同発表会、2019)

- 3 助成研究
 - 3-1 「重要伝統的建造物群保存地区の修理修景事業における建築実務者の実施体制と活動実態」
(『LIXIL住生活財団研究助成報告書』、2018)
 - 3-2 「重要伝統的建造物群保存地区における歴史的建造物及び歴史的景観に対する
住民意識と制度活用の実態」
(『大林財団研究助成報告書』、2018)

本論文に直接関係しない研究論文

- 1 口頭発表論文
 - 1-1 「島根県津和野町における地域おこし協力隊の活動にみる行政・民間・外部人材の交流を
活かした歴史的資源の活用方法」 (日本建築学会大会(九州)、2016)
 - 1-2 「島根県津和野町津和野重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物群に
関する事業の実態」 (日本建築学会大会(中国)、2017)

謝辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々からご指導及びご助言、ご協力を賜りました。お世話になりました全ての方々に深く感謝の意を表します。

指導教員である藤田康仁先生には、現地調査の遂行から、研究方法の検討、論理展開の構築に到るまで、様々なご指導を頂きました。特に調査結果の読み取り方とそこから導き出すことができる解釈については、多くの議論の中で、私が考え至らなかった観点を提示して頂きました。多大なるお力添えに心から感謝致します。

本論文の基盤となった修士論文の執筆を指導頂いた、篠野志郎名誉教授には、私の拙い考えに対して、研究者としての心構えや研究への向き合い方を教えて頂きました。御礼申し上げます。

ご多忙の中、論文審査をお引き受けくださった中井検裕教授、奥山信一教授、那須聖准教授、真田純子准教授、平賀あまな特任准教授には、幾度となくお集まり頂き、本論文の検討で至らない点について多くのご助言を頂きました。心から感謝致します。

研究にあたり、関連する自治体職員、地域住民、事業者の皆様には、町並みに関する調査、資料提供に対応頂きました。ご協力に感謝致します。

日常の議論を通じて、多くの示唆を頂きました藤田研究室の皆様には、深く感謝致します。皆さんと議論した経験からは、研究に必要な視点を多く得ることができました。特に研究室の先輩として多くのご意見と励ましの言葉を頂きました服部佐智子氏に御礼申し上げます。

2022年2月 畔柳 知宏